

厚生労働省発薬生0825第45号
令和5年8月25日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
理事長 藤原 康弘 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信
(公印省略)

令和4事業年度における業務の実績に関する評価結果及び中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績に関する評価結果について（通知）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第32条第4項の規定に基づき、貴法人の令和4事業年度における業務の実績に関する評価結果及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価結果について、別添のとおり通知する。

評価書様式

様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人医薬品医療機器総合機構		
評価対象事業年度	年度評価	令和4年度（第4期）	
	中期目標期間	平成31年度（令和元年度）～令和5年度	

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣		厚生労働大臣		
	法人所管部局	医薬・生活衛生局	担当課、責任者	総務課 課長 衣笠 秀一
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策立案・評価担当参事官室 参事官 石塚 哲朗
主務大臣				
	法人所管部局		担当課、責任者	
	評価点検部局		担当課、責任者	

3. 評価の実施に関する事項
令和5年8月2日に法人の理事長・監事からヒアリング及び外部有識者からの意見聴取を実施した。

4. その他評価に関する重要事項
特になし。

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、D)	A：当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		1 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
		A	B	A	A	—
評価に至った理由	項目別評価は6項目中、Sが2項目、Aが1項目、Bが3項目であり、うち重要度「高」であるものは、Sが2項目、Aが、Bが1項目であった。一方、全体の評価を引き下げる事象はなかったことから、厚生労働省独立行政法人の目標策定及び評価実施要領に定める総合評価の評価基準に基づき算出した結果、A評価とした。					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。 特に、健康被害救済業務について、請求事案の迅速な事務処理の実施及び救済制度の認知度向上に資する取組による顕著な成果が得られていると認められる。 さらに、新医薬品の審査業務について、第3期中期計画の期末年までに順次引き上げてきた総審査期間及び目標達成率の厳しい設定を維持し続けることが求められる中、計画を大きく上回る高い実績を上げている。 また、重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われているものと評価する。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に重大な影響を与える事項はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	特になし。
その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

4. その他事項	
監事等からの意見	特になし。
その他特記事項	特になし。

様式 1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表様式

[illegible]

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

※4 「項目別調書 No.」欄には、令和元年度の項目別評価調書の項目別調書 No. を記載。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	1 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項							
5．機構の役割、社会的立場を踏まえたガバナンス体制の構築	B○ 重	C○ 重	B○ 重	B○ 重		2－1	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項							
6．経費節減、予算、資金計画等	B	B	B	B		2－2	指標設定困難
Ⅳ．その他の事項							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	健康被害救済業務		
業務に関連する政策・施策	政策目標：許可医薬品等の副作用又は許可生物由来製品等を介した感染等による健康被害の迅速な救済を図り、もって国民保健の向上に資することを目的とする。 施策目標：救済業務の公共的重要性にかんがみ、健康被害救済に係る制度について、広く国民及び医療機関等に周知を行うよう努めるとともに、関係機関との緊密な連携の下に、適正かつ能率的な業務運営に努める。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第 15 条第 1 項第 1 号及び第 2 号
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】医薬品等の副作用等により健康被害に遭われた方の救済を正確かつ迅速に行う必要がある。 【難易度：高】先進的な医薬品が次々と承認され、医療は高度化の一途を辿っている。また、高齢化の進展に伴い、多剤服用等により副作用発生頻度の高い高齢者の増加も見込まれる。このため、医学的薬学的判断のための調査業務が高度化、複雑化し、近年増加している難解な請求事案が一層増加することが予測される。請求事例の困難度及び請求件数を自らコントロールすることができない救済制度の運営において全請求件数の 60%以上を 6 月以内に処理することは、極めて難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	1 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度			1 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
請求から支給・不支給決定までの事務処理期間等（計画値）	決定をした全決定件数のうち、60 % 以上を6ヶ月以内に処理	決定をした全決定件数のうち、60%以上を6ヶ月以内に処理	決定をした全決定件数のうち、60%以上を6ヶ月以内に処理	同左	同左	同左	同左			予算額（千円）	3,918,849	3,819,486	3,729,987	4,284,042
請求から支給・不支給決定までの事務処理期間等（実績	－		72.3%	55.0%	83.2%	90.2%				決算額（千円）	3,386,218	3,607,565	3,302,076	3,402,981

	値)															
											経常費用（千円）	3,653,200	3,567,938	3,305,648	3,398,069	
											経常利益（千円）	822,600	1,050,089	944,816	1,623,409	
											行政コスト（千円）	3,666,177	3,567,938	3,305,648	3,398,069	
											従事人員数	39 人	40 人	38 人	39 人	

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4）上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	1 健康被害救済給付業務 健康被害救済給付業務（以下「救済業務」という。）については、医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度（以下「救済制度」という。）をより多くの方々に周知し、医薬品若しくは再生医療等製品の副作用又は生物由来製品若しくは再生医療等製品を介した感染等による健康被害を受けられた方々に対し、適正かつ迅速な救済を行うことが重要である。 このため、以下の目標を設定する。	1 健康被害救済給付業務 医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度（以下「救済制度」という。）は、審査及び安全対策とともにセイフティ・トライアングルの一角を担う我が国独自の制度であり、国民が、医薬品若しくは再生医療等製品の副作用又は生物由来製品若しくは再生医療等製品を介した感染等による健康被害を受けた際、医師や薬剤師等に相談することで確実に制度の利用に結びつけるとともに、引き続き、迅速な請求事案の処理など適切な運用を行う必要があることから、以下の措置をとることとする。	1 健康被害救済給付業務		＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞ 評定： A 各項目について業務を着実に実施し、中でも、以下のような特筆すべき成果があったことから、A 評定とする。 （制度広報関係） 医療関係者に対しては、救済制度への一層の理解を促すため、救済制度に関する院内研修等への積極的な対応、e ラーニング講座の内容の更新・充実と視聴・受講の更なる促進等に取り組んだ。 一般国民に向けては、訴求効果の高い広報コンテンツを新規に制作し、メディアの特性を踏まえた広報を積極的に展開するとともに救済制度特設サイト等への誘導を図った。また、電子版を含むお薬手帳における制度案内掲載の推進や医療機関・薬局ビジョンでのCM放映の増強など医薬品を使用する機会を捉えた広報の取組も積極的に行った。こうした取組によって、e ラーニング講座の視聴・受講者数は 4,445 名（前年度 4,525 人）に、救済制度の特設サイトへのアクセス数は 884,326 件（前年度 726,436 件）となり過去最高を記録	＜評定と根拠＞ 評定： A 各項目について業務を着実に実施し、中でも、以下のような特筆すべき成果があったことから、A 評定とする。 （制度広報関係） 医療関係者に対しては、救済制度への一層の理解を促すため、救済制度に関する院内研修等への積極的な対応、e ラーニング講座の内容の更新・充実と視聴・受講の更なる促進等に取り組んだ。 一般国民に向けては、訴求効果の高い広報コンテンツを新規に制作し、メディアの特性を踏まえた広報を積極的に展開するとともに救済制度特設サイト等への誘導を図った。また、電子版を含むお薬手帳における制度案内掲載の推進や医療機関・薬局ビジョンでのCM放映の増強など医薬品を使用する機会を捉えた広報の取組も積極的に行った。こうした取組によって、e ラーニング講座の視聴・受講者数は 4,445 名（前年度 4,525 人）に、救済制度の特設サイトへのアクセス数は 884,326 件（前年度 726,436 件）となり過去最高を記録	評定	S
	（1）救済制度に関する広報及び情報提供の拡充 医薬品等の副作用等により健康被害に遭われた方が、	（1）救済制度に関する広報及び情報提供の拡充	（1）救済制度に関する広報及び情報提供の拡充					＜評定に至った理由＞ （1. 目標の内容） 医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度をより多くの方々に周知し、医薬品等の副作用又は生物由来製品等を介した感染等による健康被害を受けられた方々に対し、適正かつ迅速な救済を行うものである。 先進的な医薬品が次々と承認され、医療は高度化の一途を辿っている。また、高齢化の進展に伴い、多剤服用等により副作用発生頻度の高い高齢者の増加も見込まれることから、医学的薬学的判断のための調査業務が高度化、複雑化し、近年増加している難解な請求事案が一層増加することが予測される状況にある。このような中、請求事例の困難度及び請求件数を自らコントロールすることができない救済制度の運営において、全請求件数の 60%以上を6ヶ月以内に処理することは、極めて難易度の高い目標であると認められる。 （2. 目標と実績の比較） 「請求事案の迅速な事務処理の実施」においては、6ヶ月以内の処理件数を 60%以上との定量的指標について、請求件数（1,230 件）等が依然として多い中、90.2%と目標を大幅に上回り、過去最高の達成度（150.3%）となっている。達成度が年々上昇しており、業務の改善、効率化が認められることを高く評価する。 「救済制度に関する広報及び情報提供の拡充」として、令和4年度においては、医療関係者の救済制度への一層の理解を促すため、医療機関や自治体などに、PMDA 職員を講師として派遣し、医療関係者などを対象とした救済制度に関する講演（出前講座）の実施やe-ラーニング講座の充実を図るとともに、国民の制度利用を促進するため、訴求効果の高い広報コンテンツの新規制作や各メディアの特性を踏まえた広報の積極的な展開を図った。その結果、救済制度特設サイトのアクセス数が過去最高を記録（884,326 件（令和3年度：726,436 件））、さらに、令和4年度に実施した認知度調査における一般国民の認知度が 36.1%と過去最高を記録したことは、救済制度の認知度向上に資する取組による質的に顕著な成果として、高く評価する。 また、上記以外の項目においても着実に事業を実施するとともに、事務処理期間について、難易度が高いとされる数値目標に対して 120%を超える実績を達成するなど、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められることから、S 評定とする。	

	救済の必要な時に確実に救済制度を利用することができるようにするための広報を積極的に行うこと。	ア 救済制度の確実な利用に結びつけるための広報活動の積極的展開 ・健康被害を受けた方が確実に救済制度を利用できるよう、国民、医療関係者及び製造販売業者等に対する救済制度の周知や理解をさらに促進するため、インターネットやテレビ、新聞等のメディアの活用や関係団体等との連携による広報活動を推進し、救済制度の認知度の向上を目指す。	ア 救済制度の確実な利用に結びつけるための広報活動の積極的展開 ・救済制度に関するこれまでの広報の実績や認知度調査の結果を踏まえ、広告会社等を活用し、創意工夫を凝らした、より効果的な広報を検討し、実施する。 ・ホームページやインターネット、新聞、雑誌、ポスター、リーフレット及び医療関係者向け小冊子等の各種広報媒体を有効に活用し、より多くの方に救済制度の周知を図る。	＜評価の視点＞ ・救済制度を幅広く国民、医療関係者に周知するという観点から、中期計画に掲げる各種取組みが積極的に講じられ、制度普及が着実に進んでいるか。	・これまでの制度広報の実績や認知度調査の結果を踏まえ、また、広告会社の提案も積極的に取り入れつつ、 i) コストパフォーマンスが高く若年層をはじめ特定のターゲット層への効果的な訴求が可能なインターネット広報、メディアとしての信頼性が高く特に高年齢層等への訴求効果が高いテレビ・新聞等のマスメディアによる広報を複合的に展開 ii) 既に本制度に対する認知度の高い医療関係者に向けては、更に理解の深化を促すため、引き続き院内研修等の機会に当機構職員による出前講座を積極的に実施するとともに、関係団体とも連携してe-ラーニング講座の再周知と視聴・受講をさらに促進する取組を実施（e ラーニング講座に関しては、医学・薬学・看護系の大学の教員・学生に向けた再周知等も実施） iii) 一般国民に向けては、訴求効果の高い広報コンテンツを新規に制作して様々な媒体で放映・配信等を行うとともに、引き続き医薬品を使用する機会を捉えた制度広報を強化し、ジオターゲティング	した。また、令和4年度に実施した認知度調査の結果では、一般国民の認知度は36.1%と過去最高を記録し、医療関係者の認知度も83.8%（医師 90.8%、薬剤師 96.8%など）と引き続き高い水準であることが確認できた。 （請求事案の処理関係） 個別請求事案について、臨床経過や検査データ等から事実関係の確認を行い、医学・薬学的な評価・判断に必要な情報が不足している場合には医療機関等から追加補足資料の提供を受けるなどして調査を丁寧かつ適切に行った。また、調査を行った事案について、症例経過概要表及び調査報告書を作成し、厚生労働大臣への判定申出の際に提出した。 こうした中で、請求事案の処理の一層の迅速化を図るべく業務実績欄に記載のとおり特段の取組を行い、結果、支給・不支給決定を行った全事案のうち、請求から決定まで6ヶ月以内に処理を行った事案の割合は、90.2%（1,267 件/1,405 件）と、迅速処理の指標としている 60%を大幅に上回る過去最高の結果であった。 （その他） 救済給付業務の効率化・高度化・デジタル化に向け	＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続き一般国民及び医療関係者への周知活動等を実施し、更なる積極的広報の推進に期待する。 また、調査業務が高度化・複雑化するとともに、請求事例の困難度や件数を自らコントロールできないなか、処理期間の目標達成を今後も維持していくことを期待する。 ＜その他事項＞ 特になし。 ＜外部有識者からの意見＞ 健康被害救済業務については、重要度・困難度共に「高」であり、定量的指標の達成度が 150.3%となっている。さらに、救済制度に関する広報活動の結果、一般国民の認知度が過去最高を記録したことは、質的に顕著な成果であることから、S 評価でも良いのではないか。
--	---	--	--	--	---	---	---

			・国民、医療関係者及び製造販売業者等に対する制度の周知や理解をさらに促進するため、関係団体等との連携による周知の徹底をはじめとした既存の施策を推進するとともに、健康被害救済制度の運用改善等に関する検討会のとりまとめも踏まえて次のことを重点的に実施することにより、認知度の向上を図る。また、その成果についての検証も行う。 ① 医療関係者に対する制度の周知や理解の促進を目的に作成したeラーニング講座について支給・不支給事例に関する情報等の充実を図り、患者やその家族に必要な援助を行っている医療ソーシャルワーカー等を含め	の手法による医療機関・薬局等への来院・来店者に対する広告配信、お薬手帳への制度案内掲載に係る大手チェーン薬局への働きかけ、利用者の多い電子お薬手帳アプリへの制度案内の掲載、医療機関・薬局のビジョンでのCM放映の増強等を実施するなどの取組を行った。 ①救済制度のe-ラーニング講座については、 i) 講座内容について救済給付の対象・対象外とされた請求事例などの情報を更新・充実させた上、各職能団体・医療機関団体の協力を得て会員への再周知を実施 ii) 医療系専門誌への記事体広告を掲載、17学会で周知資材を配布 iii) 医師・薬剤師・歯科医師等の免許交付時に同封するメディナビリフレットに案内を掲載	たBPRの取組、請求・届出手続のオンライン化など請求・受給者の利便性向上等に資する取組を着実に前進させた。 ＜課題と対応＞ 引き続き、「健康被害救済制度の運用改善等に関する検討会」のとりまとめを踏まえた追加的な施策を確実に実施していく。 個別請求事案の調査等を丁寧・適正に行いつつ迅速な処理を実現するためには医学・薬学の全領域に関する高度で幅広い知識と経験が要求される。また、因果関係等の評価が難しい事例の請求が増加するなど調査が高度化・複雑化しており、請求事例の困難度や件数を自らコントロールすることもできない。しかしながら、引き続き、請求者の立場を踏まえてより速やかな給付に繋げるべく個別請求事案の調査等に当たっていく。審査・安全対策部門との連携についても、引き続き密にして参りたい。	
--	--	--	--	--	--	--

			た幅広い医療関係者への一層の周知と視聴・受講の促進を図っていく。また、医学、薬学、看護系の大学関係者や学生にも視聴・受講を促していく。 ② 医療機関が実施する研修等への講師派遣の要請に積極的に対応し、制度説明及び制度利用につなげるための協力依頼等を行う。その際、医療機関内での効果的な制度周知や制度利用の取組例を紹介する。 ③ 一般国民及び医療関係者の救済制度に対する認知度や意識の把握、講師派遣先医療機関に対する研修後の意識の変化や取組への姿勢等を把握するための調査を実施し、広報業務の改善に活用する。 ④ 医療ソーシャルワーカー等を含めた幅広い医療関係者に対する制度の周知や理解をさらに促進するため、	iv) 全国医学部長病院長会議など医学・薬学・看護の関係教育機関の協力を得て各大学・学部の関係者にも大学教育におけるe-ラーニング講座の活用について改めて依頼する等の取組を行ったことにより令和4年度中のe-ラーニング講座の視聴・受講者数は4,445人（視聴完走件数。動画再生件数であれば15,706件）に達した。 ②医療機関が実施する院内研修等において当機構職員より講義を行う出前講座については、対面・オンラインを問わず医療機関等からの要請に積極的に対応し、令和4年度中の講義実施回数は33に達した。また、講義内容を収録したDVDの提供も13件行った。 ③一般国民及び医療関係者の救済制度に対する認知度・理解度等の把握を目的とした調査を実施するとともに、e-ラーニング講座の視聴・受講者に対しても講座内容や理解到達度に関するアンケート調査を実施した。当該調査結果を踏まえ、引き続き、更に効果的な広報の実施やe-ラーニング講座の内容の充実等に繋げていく。 ④日本医師会、日本薬剤師会、日本歯科医師会が発行する雑誌やその他の医療関係雑誌（CLINIC BAMBOO、エキスパートナース）に制度紹介とe-ラーニング講座の紹介を兼ねた記事広告を掲載した	
--	--	--	--	--	--

			職能団体を通じた制度広報への協力を依頼し、会報や専門誌での制度紹介や、医療機関・施設での制度説明や広報資材の提供・配布等を通じて、全国的な広報活動を展開する。 ⑤ 大手ポータルサイト等へのバナー広告をはじめ、スマートフォンの位置情報を用いた医療施設来場者等への広告・CM動画の配信など新たな技術も活用してWEB広報を強化し、一般国民向けに救済制度をわかりやすく説明した動画等を掲載した救済制度特設サイトへの誘導を図っていく。		ほか、3師会、日本医療ソーシャルワーカー協会などの職能団体・医療機関団体を通じて、出前講座の実施、e-ラーニング講座の運営、その他 PMDA が実施している広報活動について各会員への周知を行った。さらに、日本製薬団体連合会を介して製薬企業に広報資材を送付（24 社、24,950 枚）し、各企業の医薬情報担当者（MR）から医師等に配布する取組も継続して行った。 ⑤一般国民にも救済制度をわかりやすく説明して認知・理解を促していくため、以下の広報施策を実施した。 i) テレビCMについては、より印象度・訴求力の高いものとなるよう実写映像のCMを新規に制作し、「薬と健康の週間」の1週間、全ての民放系列を活用して全国32局で放映、全国28局でパブリシティも展開（救済制度の特設サイトにも当該CM動画を掲載して常時視聴可能とした） ii) 新聞広告についても、より多くの人の目に留まるよう新規デザインのカラー広告を制作し、「薬と健康の週間」の特定日に全国紙3紙（朝日、読売、産経）の朝刊一面等に掲載 iii) インターネットによる広報については、10月～12月の集中広報期間を中心に、大手ポータルサイト・総合ニュースサイト等へのバナー広告の配信、健康・医薬品への関心層など訴求対象に応じて様々な媒体を介した広告の配信、スマートフォンの位置情報を用いた医療機関・薬局等への来院・来店者に対する広告の配信、制度紹	
--	--	--	--	--	---	--

			⑥ お薬手帳への救済制度の案内広告の掲載について、関係団体に理解を求めて会員への協力を依頼する。また、電子お薬手帳アプリによる救済制度の案内広報も行う。 ⑦ 上記のほか、訴求対象に適した広報媒体を活用し、人口請求比の低い地域への重点的な広告など、救済制度の効果的な広報を展開する。	介アニメーション動画の SNS 等への配信（救済制度の特設サイトにも当該動画を常設）等を行い、配信したバナー広告等から救済制度の特設サイトへ誘導する工夫も実施 iv) 全国の医療機関・薬局のデジタルサイネージでの CM（15 秒）放映を 2 か月間実施 なお、インターネットを活用した広報で救済制度の特設サイトへの誘導を図ったことも奏功して、同サイトへのアクセス数は年間で 884,326 件（前年度 726,436 件）に達した。 ⑥前年度に引き続いて利用者数の多い電子お薬手帳アプリへの広告掲載を年間通じて行うとともに、新たに大手調剤チェーンが運営する電子お薬手帳のインフォメーションにも年 2 回制度案内の掲載を行った。 ⑦相対的に制度認知率や人口請求比の低い地域に対し、テレビ CM 投下の増量、インターネット広告の加重配信を行ったほか、当該地域の薬局で来局者にリーフレットを手交（60 店舗、30,000 部）する取組を行った。その他、認定薬剤師認証研修機関協議会との調整により、認定薬剤師制度の単位認定のための研修プログラムに救済制度に関するプログラムが追加されるに至った（令和 4 年 10 月～）。		
		イ 給付事例等の公表	イ 給付事例等の公表			

		・ホームページ等において、給付事例、業務統計等の公表を行い、国民、医療関係者及び製造販売業者等に対し、引き続き給付実態の理解と救済制度の周知を図る。 ウ 制度に関する情報提供・相談窓口の運営 ・パンフレット及び請求手引の改善、インターネットを通じた情報提供内容の改善等、情報の受け手にとっての使い易さ・分かり易さといった観点で情報提供の実施方法について見直しを行う。 ・相談窓口専任の職員を配置し、制度利用に関する	・ホームページ等において、国民、医療関係者、製造販売業者等に対してわかりやすく給付事例、業務統計等の情報を公表することにより、給付実態の理解と救済制度の周知を図る。なお、公表に当たっては、個人情報に配慮する。 ウ 制度に関する情報提供・相談窓口の運営 ・制度に関する情報提供の実施方法について、患者・医師等をはじめ情報の受け手（利用者）にとっての使い易さ・分かり易さといった観点から、実際に請求を行った受給者や個別請求事案の医学・薬学的な判定事項の調査・審議に関わる専門家の意見を踏まえて検討を行い、必要に応じてパンフレット、請求の手引や診断書等の記載要領等の見直しを行う。 ・相談窓口専任の職員を配置し、制度利用に関する相	＜評価の視点＞ ・ホームページ等において、給付事例、業務統計等を公表し、給付実態の理解と救済制度の周知を図っているか。 ＜評価の視点＞ ・救済制度に関する相談を広く受け付ける体制を確保しているか。	・給付事例については、給付決定の翌月に個人情報に配慮してホームページに掲載・公表するとともに、PMDA メディナビにおいても情報提供した。また、e-ラーニング講座の動画コンテンツとしても、給付事例（給付の対象外とされた事例やその事由を含む）に関する情報を盛り込んで周知を図った。各種の業務統計についても、救済業務委員会や運営評議会において公表するとともに、機構ホームページへの掲載も行った。 ・請求の手引について、受給者から意見・要望を聴取した上、より分かり易い記述に改めるなどの改訂を行った。また、医師が診断書を作成する際の負担の軽減を図り、また、個別請求事案の調査に必要な情報を的確に収集して効率的に調査を行うため、請求の多い副作用領域（皮膚、肝臓）に係る診断書の記載要領の改訂を行うとともに、厚生労働省と連携して新たに卵巣過剰刺激症候群に係る診断書の記載要領を作成し、機構ホームページに掲載した。 ・引き続き相談窓口専任の職員を配置し、制度利用に関する照会・相談や給付請求の手続等に関する		
--	--	---	--	--	--	--	--

		相談や副作用給付や感染給付の手続きに関する相談に適切に対応する。	談や副作用給付及び感染給付手続きに関する相談・案内に適切に対応する。		照会・相談にマニュアルに基づき適切に対応した。また、相談対応の充実を図るため、マニュアルの見直しを行うとともに、電話対応に関する研修、専任職員等による勉強会等を行った。なお、令和 4 年度における照会・相談への対応件数は 15,282 件（前年度 16,592 件）であった。		
	（２）請求事案の迅速な事務処理の実施 ①救済給付の請求事案について、正確かつ迅速な事務処理を図ること。 ②請求書類の不備等により処理に時間を要する事案を減らし、業務の効率化を図ること。 【評価における指標】 中期目標期間の各年度において全請求件数の 60% 以上を 6 月以内（請求から支給・不支給決定までの期間）に処理すること。（平成 29 年度実績 69.3%） 【目標の設定及び水準の考え方】 前中期目標期間中の実績等を踏まえ指標を設定する。	（２）迅速な事務処理の実施 ・請求事案の迅速な処理を図るため、厚生労働大臣に医学的薬学的事項に関する判定を申し出るに当たり、請求内容の事実関係を調査、整理する。	（２）迅速な事務処理の実施 ・厚生労働大臣に医学・薬学的事項に関する判定を申し出るに当たり、厚生労働省における請求事案の迅速な処理に資するため、次の文書を提出する。 ① 提出された診断書等では情報が不足している場合に、医療機関等に依頼し、提出された追加・補足資料 ② 提出された診断書等に基づき、時系列に沿って作成した症例経過概要表 ③ 救済給付の請求内容について、提出された資料に基づき、事案の概要及び類似事例等を調査・整理した調査報告書	＜評価の視点＞ ・請求事案の迅速な処理を図るため、医療機関や請求者に対して請求内容の事実関係の調査・整理が適切に行われ、厚生労働大臣への医学・薬学的事項に関する判定の申出に活用されているか。 ＜主な定量的な指標＞ ・中期目標期間終了時までに、各年度に支	・個別請求事案について、臨床経過や検査データ等から事実関係の確認を行い、医学・薬学的な評価・判断に必要な情報が不足している場合には医療機関等から追加補足資料の提供を受けるなどして調査を丁寧かつ適切に行った。また、調査を行った事案について、症例経過概要表及び調査報告書を正確に作成し、厚生労働大臣への判定申出の際に提出した。なお、令和 4 年度において、判定申出件数は 1,300 件、支給・不支給の決定件数は前年度からの繰越分を含めて 1,405 件であった。 ・請求事案の処理の一層の迅速化を図るべく、		

		事務処理期間については、60%以上の請求を請求から6ヶ月以内に処理する（ただし、医学・薬学的判断等のため、請求者又は医療機関等に求める追加・補足資料の提出に要する期間を除く。）。	務処理について、さらなる迅速化に努めることにより、年度内に決定した総件数の60%以上を6ヶ月以内に処理し、かつ処理期間が8ヶ月を超えるものを総件数の10%以下とする（ただし、医学・薬学的判断等のため、請求者又は医療機関等に求める追加・補足資料の提出に要する期間を除く。）。 ・事務処理に係る上記目標を達成するため業務の効率化を図るとともに、必要に応じて救済給付業務の処理体制の強化を図る。 ・支給・不支給決定に係る事務処理について、迅速化を図るための方策を厚生労働省と検討する。	給・不支給決定をした全決定件数のうち、60%以上を6ヶ月以内に処理するための取組が着実に行われているか。	i) 調査・整理を円滑に進めるため、個別事案毎の症例経過概要表の作成を速やかに実施 ii) 個別請求事案について、請求書類の受理、調査・整理（外部専門家への協議を含む）から厚生労働大臣への判定申出まで、判定結果を受理して支給・不支給の決定・通知を行うまでの各過程において目標とするタイムラインを踏まえた進行管理を実施 iii) 請求書類や医療機関から提供のあった追加補足資料について、受理段階で紙文書をPDF化して業務システムに格納し、テレワーク下も含めて当該電子ファイルを用いた事務処理を推進 する等の取組を行った。その結果、令和4年度中に支給・不支給の決定を行った全事案のうち、請求から決定まで6ヶ月以内に処理を行った事案の割合は90.2%（1,267件/1,405件）、処理に8ヶ月超を要した事案の割合は2.4%（34件/1,405件）となった。困難事例も含む全事案について丁寧・適切に調査等を行った上での実績で、迅速処理の指標を大幅に上回る過去最高の実績となった。 ・厚生労働大臣への判定申出に際して機構が提出する審議会用資料についても、業務の効率化に資するよう、引き続き、PDF化した電子ファイルをDVDに保存して提出・配布した。		
	・原因医薬品等や健康被害に関する情報データベース	・副作用救済給付業務に関する情報、特に原因薬や健康		＜評価の視点＞ ・副作用救済給付業務に関する情報のデータベースへの蓄積を進め	・原因薬や健康被害に関する情報等のデータベースへの蓄積、分析・解析を行い、請求事案の調査等に		

		を医学・薬学的判断に活用し、迅速かつ効率的な事務処理を行う。	被害に関する情報のデータベースへの蓄積を進める。 ・蓄積されたデータを用いた集計・解析等の結果については、それらの結果を利用して、より迅速かつ効果的に救済給付業務を実施するよう努める。 ・業務状況の変化に対応するため、必要に応じて、救済業務関連システムやデータベースの改修等を行い、業務の効率化・円滑化を図る。 （３）請求者及び受給者の負担軽減策の実施 ・請求者の負担軽減に資するよう、健康被害救済制度の運用改善等に関する検討会のとりまとめを踏まえて、請求書を作成するためのアシスタントツールを開発・導入するとともに、請求書の記載要領について受給者の意見も聴取して改善・工夫のための検討を行う。 ・行政機関相互の情報連携によって、	るとともに、蓄積されたデータについて分析・解析を行い、迅速かつ効率的な救済給付を実現するシステムとして活用されているか。	活用することで迅速・的確な事務処理を行った。また、救済業務関連システムについて、事務処理の一層の効率化、正確性確保のため改修を行った。		
			・請求者の負担軽減に資するよう、健康被害救済制度の運用改善等に関する検討会のとりまとめを踏まえて、請求書を作成するためのアシスタントツールを開発・導入するとともに、請求書の記載要領について受給者の意見も聴取して改善・工夫のための検討を行う。 ・行政機関相互の情報連携によって、	るとともに、蓄積されたデータについて分析・解析を行い、迅速かつ効率的な救済給付を実現するシステムとして活用されているか。	・請求書入力シートから請求書を容易に作成することができる請求書作成アシスタントツールを作成し、機構ホームページに掲載した。また、厚生労働省と協議を行い、請求書様式の合理化（「医療保険等種類」及び「被保険者本人又は扶養の別」の記入欄を削除する様式改正）を行った。さらに、請求の手引について、受給者から意見・要望を聴取した上、より分かり易い記述に改めるなどの改訂を行った（再掲）。 ・請求等の手続きに際して提出を求めている住民票の省略化の実現		

			順次、各行政手続における添付書類の省略を実現すると政府の方針に基づき、救済給付の請求書・届書の添付書類（住民票、戸籍抄本、戸籍謄本、課税証明書、給付金の振込口座情報等）の省略化に向けた検討を行う。 （４）救済給付業務のデジタル化及び請求・届出のオンライン化に向けた検討の実施 - 救済給付業務の効率化に向けて、業務プロセス全体の見直しとデジタル化を図るための検討を行う。 - 請求者及び受給者の利便性の向上に向けて、健康被害救済制度の運用改善等に関する検討会のとりまとめを踏まえ、救済給付		にむけて、地方公共団体情報システム機構が運営する住民基本台帳ネットワークシステムと情報連携を図るために必要な設備等について情報収集を行った（令和５年度において住基ネットとの接続等を行う予定）。 - 救済給付業務の効率化・高度化・デジタル化の観点から現行の業務プロセスとシステム双方について点検・見直しを行った上、新たな業務プロセスの整理と新システムの仕様策定を行った（令和５年度より新システムの開発に着手する予定）。 - 病院向けに診断書作成支援ソフト（電子カルテから直接各種診断書の作成を可能とするもの）を提供しているベンダー数社に救済制度の診断書フォームへの対応について働きかけを実施した（一部ベンダーは既に対応済み、他は令和５年度中に対応予定）。 - 救済給付の請求・届出手続きをオンラインにて行える環境の整備に向けて、デジタル庁等と協議を行いつつ、政府運用のマイナポータルの利用等によるオンライン化構想を策定した（引き続きデジタル庁等と協議を行い、令和６年度	
--	--	--	--	--	---	--

			の請求・届出をオンラインにても行えるよう、その方法等について検討を行う。 ・ 請求書、診断書等の受理段階で紙文書をPDF化して業務システムに格納し、電子ファイルを用いた事務処理を推進する。また、厚生労働省における医学・薬学的事項に関する判定のために提出する関係審議会用の資料についても、PDF化した電子ファイルを用いることでペーパーレス化を推進する。		よりシステムの改修に着手する予定)。 ・ 請求書類や医療機関から提供のあった追加補足資料について、受理段階で紙文書をPDF化して業務システムに格納し、テレワーク下も含めて当該電子ファイルを用いた事務処理を推進する取組を行った（再掲）。また、厚生労働大臣への判定申出に際して機構が提出する審議会用資料についても、業務の効率化に資するよう、PDF化した電子ファイルをDVDに保存して提出・配布した（再掲）。		
	（３）審査部門、安全対策部門との連携を図ること 救済部門は救済業務における請求事例について、個人情報に配慮しつつ、医学的観点及び薬学的観点から適切な評価を行い、得られた情報を審査部門や安全対策部門と適切に共有すること。	（３）審査、安全対策部門との積極的な連携 ・ 救済業務における請求事例については、個人情報に配慮しつつ、医学的薬学的観点から適切な評価を行い、得られた情報を審査部門や安全対策部門と適切に共有する。	（５）審査、安全対策部門との積極的な連携 ・ 救済業務における請求事例については、個人情報に配慮しつつ、医学的薬学的観点から適正な評価を行い、得られた情報を審査部門や安全対策部門と適切に共有する。	＜評価の視点＞ ・ 救済業務における給付事例が、個人情報に配慮しつつ審査業務や安全対策業務に適切に提供されているか等。 ・ 審査・安全対策部門との連携に係る継続性及び積極性。	・ 救済給付事例の情報を個人情報に配慮しつつ安全対策部門に適切に提供することにより、不妊治療に用いられる医薬品による卵巣過剰刺激症候群に関する「PMDAからの医薬品適正使用のお知らせ」の発出、ロキソプロフェンナトリウムによる急性汎発性発疹性膿疱症に関する使用上の注意の改訂指示、アセトアミノフェンによる薬剤過敏性症候群に関する使用上の注意の改訂指示などの安全対策の実施につなげた。 ・ 安全対策部門との連絡会を定期		

	（４）保健福祉事業の着実な実施を図ること	（４）保健福祉事業の充実と適切な実施 ・医薬品の副作用による重篤で稀少な健康被害者に対するＱＯＬ向上策等を検討するための資料を得る調査研究事業等を実施する。 ・精神面などに関する相談事業を着実に実施する。	（６）保健福祉事業の充実と適切な実施 ・医薬品の副作用による重篤で希少な健康被害者に対するＱＯＬ向上策等を検討するための資料を得る調査研究事業を実施する。 ・先天性の傷病の治療に際して血液製剤を投与され、Ｃ型肝炎ウイルスに感染した者であって、重篤（肝硬変又は肝がん）である者に対するＱＯＬ向上策等を検討するための資料を得る調査研究事業を実施する。 ・精神面等に関する相談事業について、精神保健福祉士及び社会福祉士による電話での相談業務を実施する。ま	＜評価の視点＞ ・重篤で稀少な健康被害者に対するＱＯＬ向上策等を検討するための資料を得る調査研究事業を着実に実施したか。 ＜評価の視点＞ ・精神面などに関する相談事業を着実に実施したか。	的に開催して、安全対策の検討・措置状況に係る情報提供を受けるとともに、救済部門からも留意すべき事例（卵巢過剰刺激症候群の例）等の情報提供を行うなど、積極的に連携を図った。 ・医薬品の副作用による重篤で稀少な健康被害者に対するＱＯＬ向上策等を検討するため、令和４年度においては 67 名の健康被害者に協力を得て調査研究事業を実施した。 ・令和３年度中に配布・回収した調査票の集計を行い、調査研究班会議を開催して令和３年度報告書の取りまとめを行った。 ・先天性の傷病の治療に際して血液製剤を投与されＣ型肝炎ウイルスに感染した者であって、重篤である者に対するＱＯＬ向上策等を検討するため、令和４年度においては 143 名の健康被害者に協力を得て調査研究事業を実施した。 ・令和３年度中に配布・回収した調査票の集計を行い、調査研究班会議を開催して報告書の取りまとめを行った。 ・精神保健福祉士及び社会福祉士を配置し、精神面のケア及び福祉サービスに関する助言を行う「精神面などに関する相談事業」を引き続き実施した。令和４年度においては 105 件（前年度 105 件）の		
--	-----------------------------	---	--	---	--	--	--

			た、障害年金等の受給者や保健福祉事業の調査研究対象者に対して精神面等に関する相談窓口の案内を積極的に行う。 ・救済給付の受給者のうち希望者に対して、副作用の原因と考えられる又は推定される薬品名や副作用の名称等を記載した受給者カードを配布する。 ・受給者カードについて、カードの記載情報をかかりつけ医療機関・薬局や家族と共有するなどその有効な利用方法をホームページで紹介するとともに受給者に対して個別に案内することにより、さらなる利用の促進を図る。	＜評価の視点＞ ・救済制度の確実な利用や迅速な救済を図る方策等についての検討を着実に実施したか。	相談対応を行った。 ・副作用救済給付の新規受給者を対象に、救済給付の支給決定内容を担当医等に正確に情報提供し、今後の治療に活かせるよう、副作用の原因と考えられる又は推定される医薬品名等を記載した携帯可能なサイズのカードの配付を引き続き行った。令和４年度においては希望者 652 名（前年度 782 名）に受給者カードを発行した。 ・また、カードの記載情報をかかりつけ医療機関・薬局や家族と共有するなどのカードの有効な利用方法をホームページや受給者カードを送付する際のお手紙に記載した。		
--	--	--	--	--	---	--	--

注５）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4．その他参考情報
（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2	スモン患者等に対する給付業務		
業務に関連する政策・施策	政策目標：許可医薬品等の副作用又は許可生物由来製品等を介した感染等による健康被害の迅速な救済を図り、もって国民保健の向上に資することを目的とする。 施策目標：救済業務の公共的重要性にかんがみ、健康被害救済に係る制度について、広く国民及び医療機関等に周知を行うよう努めるとともに、関係機関との緊密な連携の下に、適正かつ能率的な業務運営に努める。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法 附則第 15 条及び第 17 条 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤による C 型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ																
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	1 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度				1 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
											予算額（千円）	6,440,473	3,345,970	2,999,455	2,548,475	
											決算額（千円）	2,612,316	2,432,153	2,059,231	2,297,515	
											経常費用（千円）	2,607,120	2,437,998	2,063,972	2,299,496	
											経常利益（千円）	6,666	△1,865	△3,839	△21	
											行政コスト（千円）	2,607,120	2,437,998	2,063,972	2,299,496	
											従事人員数	39 人	40 人	38 人	39 人	

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4）上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																			
					業務実績	自己評価																																				
	2 スモン患者等に対する給付業務	2 スモン患者等に対する給付業務等の適切な実施	2 スモン患者等に対する給付業務等の適切な実施	＜評価の視点＞ ・スモン患者に対する受託支払業務及び血液製剤による HIV 感染者等に対する受託給付業務の実施に当たっては、個人情報に特に配慮し、委託契約の内容及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤による C 型肝炎感染被害者に対する給付業務等の実施に当たっては、個人情報に特に配慮し、適切に行われているか。	＜主要な業務実績＞ 1. 受託支払業務では、裁判上和解が成立したスモン患者に対し、健康管理手当及び介護費用の支払業務を行った。 *キノホルム製剤によるスモンの発生 キノホルム剤（整腸剤）を服用したことにより、亜急性脊髄視神経症（スモン。しびれ、歩行困難、視力障害等）に罹患（研究班による推定患者 約 1 万人） <table><tr><td colspan="3">令和 4 年度</td></tr><tr><td colspan="2">受給者数（人）</td><td>825</td></tr><tr><td colspan="2">支 払 額（千円）</td><td>588,594</td></tr><tr><td rowspan="3">内 訳</td><td>健康管理手当</td><td>451,226</td></tr><tr><td>介護費用（企業分）</td><td>105,487</td></tr><tr><td>介護費用（国庫分）</td><td>31,881</td></tr></table> 2. 受託給付業務では、血液製剤に混入した HIV により健康被害を受けた方に対して健康管理費用等の給付業務を行った。 *血液製剤による HIV 感染 米国で採血された血液を原料として製造された非加熱性の血液凝固因子製剤の投与を受けたことで、血友病治療中の患者等が、これに混入していた HIV に感染 <table><tr><td colspan="3">令和 4 年度</td></tr><tr><td></td><td>人数(人)</td><td>支給額(千円)</td></tr><tr><td>調 査 研 究 事 業</td><td>471</td><td>267,724</td></tr><tr><td>健 康 管 理 支 援 事 業</td><td>120</td><td>215,700</td></tr><tr><td>受 託 給 付 事 業</td><td>3</td><td>9,741</td></tr><tr><td>合 計</td><td>594</td><td>493,165</td></tr></table> 3. これらの業務については、個人情報に特に配慮し、委託契約の内容及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤による C 型肝炎感染被害者に対する給付業務等の実施に当たっては、個人情報に特に配慮し、適切に業務を行った。	令和 4 年度			受給者数（人）		825	支 払 額（千円）		588,594	内 訳	健康管理手当	451,226	介護費用（企業分）	105,487	介護費用（国庫分）	31,881	令和 4 年度				人数(人)	支給額(千円)	調 査 研 究 事 業	471	267,724	健 康 管 理 支 援 事 業	120	215,700	受 託 給 付 事 業	3	9,741	合 計	594	493,165	＜評価と根拠＞ 評価： B スモン患者及び血液製剤による HIV 感染者等に対する受託支払業務等について、個人情報に特に配慮し、委託契約の内容及び特定救済業務については、個人情報に特に配慮し適切かつ迅速に給付業務を行うとともに、拠出金受入業務についても適切に実施したことから B 評価とする。 ＜課題と対応＞ 引き続き個人情報に特に配慮し、適切に実施して参りたい。	評価	B
	令和 4 年度																																									
	受給者数（人）		825																																							
	支 払 額（千円）		588,594																																							
内 訳	健康管理手当	451,226																																								
	介護費用（企業分）	105,487																																								
	介護費用（国庫分）	31,881																																								
令和 4 年度																																										
	人数(人)	支給額(千円)																																								
調 査 研 究 事 業	471	267,724																																								
健 康 管 理 支 援 事 業	120	215,700																																								
受 託 給 付 事 業	3	9,741																																								
合 計	594	493,165																																								
		＜評価に至った理由＞ 適切な業務運営がされており、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。																																								
		＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。																																								
		＜その他事項＞ 特になし。																																								

				＜主要な業務実績＞ 1． 特定救済業務では、裁判上の和解等が成立し給付請求した特定 C 型肝炎ウイルス感染者等に対し、給付金の支給を行った。 2． フリーダイヤルによる相談窓口において、給付金支給手続等に関する相談業務を実施した。 ＜令和 4 年度実績＞ <table><tr><td>受給者数（人）</td><td>47</td></tr><tr><td>（うち追加受給者数）</td><td>6</td></tr><tr><td>給付額（千円）</td><td>1,084,000</td></tr><tr><td>（うち追加給付額）</td><td>128,000</td></tr><tr><td>相談件数（件）</td><td>1,260</td></tr></table> 3． 製造業者からの拠出金受入れ業務を行った。 ＜令和 4 年度実績＞ <table><tr><td>納付者数（者）</td><td>2</td></tr><tr><td>拠出金納付額（千円）</td><td>547,067</td></tr></table> 4． 国から政府交付金の受入れを行った。 <table><tr><td>納付日</td><td>令和 5 年 1 月 30 日</td></tr><tr><td>政府交付金納付額（千円）</td><td>2,281,330</td></tr></table> 5． これらの業務については、個人情報に特に配慮し、適切に実施した。	受給者数（人）	47	（うち追加受給者数）	6	給付額（千円）	1,084,000	（うち追加給付額）	128,000	相談件数（件）	1,260	納付者数（者）	2	拠出金納付額（千円）	547,067	納付日	令和 5 年 1 月 30 日	政府交付金納付額（千円）	2,281,330		
受給者数（人）	47																							
（うち追加受給者数）	6																							
給付額（千円）	1,084,000																							
（うち追加給付額）	128,000																							
相談件数（件）	1,260																							
納付者数（者）	2																							
拠出金納付額（千円）	547,067																							
納付日	令和 5 年 1 月 30 日																							
政府交付金納付額（千円）	2,281,330																							

注 5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4． その他参考情報
（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－3	審査業務		
業務に関連する政策・施策	政策目標：医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の向上に資する審査等の業務を行い、もって国民保健の向上に資することを目的とする。 施策目標：国民保健の向上に資することを目的に、厚生労働省との連携を図りつつ、医薬品・医療機器等に関する医療上等の便益とリスクを、最新の科学的な知見に基づき公平かつ中立に評価し、厳格な審査を迅速かつ効率的に実施するとともに、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の向上に資する安全対策に関する業務を迅速かつ公正に実施する。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第 15 条第 1 項第 5 号 等
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 1 医薬品・医療機器の迅速な審査の実施について、引き続きイノベーションに対応した有効性・安全性評価を実施するための審査の質の向上を図りつつ、現状の審査期間を堅持する必要がある。 2 革新的な技術を用いた医薬品、医療機器及び再生医療等製品等を迅速かつ安全に患者の元に届けるためには、個々の製品の特性に応じた有効性及び安全性を評価し適正な規制を行う必要がある。このための基盤となるレギュラトリーサイエンスの推進は、最新の科学的知見を踏まえつつ、実用化における課題を的確に見出し、解決へと導く上で必須であり、更なる業務の質の向上の観点から重要である。 3 日本発の医薬品、医療機器等の国際展開の拡大を念頭に、国レベルでの信頼関係の構築・強化を図るため、審査・安全対策における科学的評価を行う機構においても諸外国の規制当局と信頼関係を構築するとともに、積極的な国際貢献を行う必要がある。 【難易度：高】 1 速やかな審査及び業務の質の向上を両立させるためには、審査を効率的に行うのみならず、開発段階から治験相談等を実施し、申請品目の理解や問題点の把握に努めることや、レギュラトリーサイエンスの推進による審査部門の多面的な活動が必要であり、難易度が高い。 2 最新の革新的技術をいち早く見出すホライゾン・スキャニング、治験データ及び電子診療情報等のリアルワールドデータに基づく解析については、十分な知見が得られていないため、その方法論等から検討する必要がある、難易度が高い。 3 諸外国と信頼関係を構築するためには、個々に要望や状況が異	関連する政策評価・行政事業レビュー	

	なる相手に配慮しつつ、国及び機構としてのベネフィットと同時に、相手のベネフィットも確保する「Win-Win」の関係を構築する必要がある。さらに、今後は欧米の規制当局との対話・調整のみならず、機構の審査結果の活用などを通じたアジア諸国との関係強化が求められ、難易度が高い。		
--	--	--	--

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2．主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度			1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
新医薬品（優先品目）の総審査期間（計画値）※1	80% タ イ ルで9ヶ月	80%タイルで9ヶ月	80% タ イ ルで 9 ヶ 月	同左	同左	同左	同左			予算額（千円）	15,902,385	14,890,292	15,587,842	18,395,666
新医薬品（優先品目）の総審査期間（実績値）	－	8.6 ヶ月	8.7 ヶ月 （達成率118.8%）	9.0 ヶ月 （達成率99.4%）	8.5 ヶ月 （達成率118.3% ）	8.9 ヶ月 （達成率118.9% ）				決算額（千円）	13,607,094	13,454,917	13,537,393	15,054,353
新医薬品（通常品目）の総審査期間（計画値）※1	80% タ イ ルで 12 ヶ 月	80%タイルで12ヶ月	80% タ イ ルで 12 ヶ 月	同左	同左	同左	同左			経常費用（千円）	13,141,390	12,785,123	13,480,386	14,280,732
新医薬品（通常品目）の総審査期間（実績値）	－	11.9 ヶ月	11.8 ヶ月 （達成率119.1 %）	11.9 ヶ月 （達成率116.1%）	11.7 ヶ月 （達成率120.8% ）	11.7 ヶ月 （達成率113.4% ）				経常利益（千円）	3,011,586	5,158,694	3,997,012	2,973,405
先駆的医薬品指定制度（旧名称 先駆け審査指定制度）に基づく品目の総審査期間（計画値）	6 ヶ月	－	6 ヶ月	同左	同左	同左	同左			行政コスト（千円）	13,439,233	12,790,601	13,482,512	14,296,467
先駆的医薬品指定制度（旧名称 先駆け審査指定制度）に基づく品目の総審査期間（実績値）	－	－	品 目 ① ： 6.0 ヶ月 品 目 ② ： 6.0 ヶ月 品 目 ③ ： 5.4 ヶ月 品 目 ④ ： 4.5 ヶ月	品 目 ① ： 6.0 ヶ月 品 目 ② ： 5.0 ヶ月 品 目 ③ ： 11.9 ヶ月 品 目 ④ ： 5.8 ヶ月	品目①： 5.9 ヶ月	－（承認品目なし）				従事人員数	546 人	561 人	582 人	601 人
ジェネリック	最 終 年 度	－	50% タ イ	55% タ イ	60% タ イ	65% タ イ	70%タイ							

	医薬品等（バイオ医薬品を除く）の新規申請の行政側審査期間（計画値）※2	に 70%タイトルで 10ヶ月		ルで 10ヶ月	ルで 10ヶ月	ルで 10ヶ月	ルで 10ヶ月	ルで 10ヶ月								
	ジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く）の新規申請の行政側審査期間（実績値）	－	－	7.7ヶ月 （達成率183.0%）	7.0ヶ月 （達成率171.8%）	8.4ヶ月 （達成率146.7%）	8.4ヶ月 （達成率149.7%）									
	ジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く）の一部変更申請（通常品目）の総審査期間（計画値）※2	最終年度に 55%タイトルで 10ヶ月	－	51%タイトルで 10ヶ月	52%タイトルで 10ヶ月	53%タイトルで 10ヶ月	54%タイトルで 10ヶ月	55%タイトルで 10ヶ月								
	ジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く）の一部変更申請（通常品目）の総審査期間（実績値）	－	－	6.4ヶ月 （達成率162.0%）	8.4ヶ月 （達成率134.4%）	8.0ヶ月 （達成率130.4%）	7.9ヶ月 （達成率138.9%）									
	ジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く）の一部変更申請（通常品目以外）の総審査期間（計画値）※2	最終年度に 55%タイトルで 6ヶ月	－	51%タイトルで 6ヶ月	52%タイトルで 6ヶ月	53%タイトルで 6ヶ月	54%タイトルで 6ヶ月	55%タイトルで 6ヶ月								
	ジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く）の一部変更申請（通常品目以外）の総審査期間（実績値）	－	－	4.6ヶ月 （達成率149.6%）	5.4ヶ月 （達成率129.4%）	4.7ヶ月 （達成率143.6%）	4.7ヶ月 （達成率133.7%）									

	ジェネリック医薬品等(バイオ医薬品を除く)の一部変更申請(迅速審査品目)の総審査期間(計画値)※2	最終年度に53%タイ ルで3ヶ月	—	50%タイ ルで3ヶ月	同左	同左	同左	53%タイ ルで3ヶ月								
	ジェネリック医薬品等(バイオ医薬品を除く)の一部変更申請(迅速審査品目)の総審査期間(実績値)	—	—	2.8ヶ月 (達成率 122.4%)	2.8ヶ月 (達成率 138.4%)	2.7ヶ月 (達成率 126.0%)	2.9ヶ月 (達成率 116.4%)									
	要指導・一般用医薬品の区分1から6及び殺虫剤等(医薬品)区分1,2の総審査期間(計画値)※2、3	最終年度までに50%タイ ルで12ヶ月	—	—	—	—	—	50%タイ ルで12ヶ月								
	要指導・一般用医薬品の区分1から6及び殺虫剤等(医薬品)区分1,2の総審査期間(実績値)	—	—	5.4ヶ月 (達成率 200%)	8.4ヶ月 (達成率 173.4%)	12.6ヶ月 (達成率 100.0%)	10.9ヶ月 (達成率 123.0%)									
	要指導・一般用医薬品の区分7及び8並びに殺虫剤等(医薬品)区分3の総審査期間(計画値)※2、3	最終年度に70%タイ ルで7ヶ月	—	50%タイ ルで7.5ヶ月	50%タイ ルで7ヶ月	55%タイ ルで7ヶ月	60%タイ ルで7ヶ月	70%タイ ルで7ヶ月								
	要指導・一般用医薬品の区分7及び8並びに殺虫剤等(医薬品)区分3の総審査期間(実績値)	—	—	5.3ヶ月 (達成率 149.6%)	6.3ヶ月 (達成率 122.8%)	6.2ヶ月 (達成率 121.5%)	4.9ヶ月 (達成率 127.5%)									

医薬品条件付き承認品目該当性相談(旧名称 医薬品条件付き早期承認品目該当性相談)(実績値)	—	—	申込み全件について実施。また、全件について相談資料提出から評価報告書の確定までを 40 勤務日以内。	—(申込みなし)	—(申込みなし)	—(申込みなし)									
レギュラトリーサイエンス戦略相談(医薬品)(計画値)	申込み全件について実施。また、治験相談について、申込みから対面助言までの期間(2ヶ月)を堅持。	—	申込み全件について実施。また、治験相談について、申込みから対面助言までの期間(2ヶ月)を堅持。												
レギュラトリーサイエンス戦略相談(医薬品)(実績値)	—	—	申込み全件について実施。また、治験相談について、申込みから対面助言までの期間(2ヶ月)を堅持。	申込み全件について実施。また、治験相談について、申込みから対面助言までの期間(2ヶ月)を堅持。	申込み全件について実施。また、治験相談について、申込みから対面助言までの期間(2ヶ月)を堅持。	申込み全件について実施。また、治験相談について、申込みから対面助言までの期間(2ヶ月)を堅持。									
治験相談(国際共同治験等含む)(計画値)	申込み全件について実施。そのうち、80%について、対面助言終了後から記録の確定	—	申込み全件について実施。そのうち、80%について、対面助言終了後から記録の確定までを 30 勤務日以内。												

		までを 30 勤 務 日 以 内。															
	治験相談(国際 共同治験等含 む)(実績値)	－		申 込 み 全 件 につい て実施。そ の う ち 99.1% (445 件 /449 件)に ついて、対 面 助 言 終 了 後 から 記 録 の 確 定 ま で を 30 勤 務 日 以 内。 (達 成 率 123.9%)	申 込 み 全 件 につい て実施。そ の う ち 99.8% (476 件 /477 件) について、 対 面 助 言 終 了 後 か ら 記 録 の 確 定 ま で を 30 勤 務 日 以 内。 (達 成 率 124.8%)	申 込 み 全 件 につい て実施。そ の う ち 99.8% (434 件 /435 件)に ついて、対 面 助 言 終 了 後 から 記 録 の 確 定 ま で を 30 勤 務 日 以 内。 (達 成 率 124.8%)	申 込 み 全 件 につい て実施。そ の う ち 99.1% (449 件 /453 件)に ついて、対 面 助 言 終 了 後 から 記 録 の 確 定 ま で を 30 勤 務 日 以 内。 (達 成 率 123.9%)										
	新医療機器(優 先品目)の総審 査期間(計画 値)※4	80% タ イ ル で 10 ケ 月	80%タイルで 10 ケ月	80% タ イ ル で 10 ケ 月	同左	同左	同左	同左									
	新医療機器(優 先品目)の総審 査期間(実績 値)	－	8.3 ケ月	7.3 ケ月 (達 成 率 125.0%)	8.4 ケ月 (達 成 率 125.0%)	8.9 ケ月 (達 成 率 125.0%)	8.8 ケ月 (達 成 率 125.0%)										
	新医療機器(通 常品目)の総審 査期間(計画 値)※4	80% タ イ ル で 14 ケ 月	80%タイルで 14 ケ月	80% タ イ ル で 14 ケ 月	同左	同左	同左	同左									
	新医療機器(通 常品目)の総審 査期間(実績 値)	－	12.0 ケ月	11.1 ケ月 (達 成 率 125.0%)	10.8 ケ月 (達 成 率 125.0%)	11.9 ケ月 (達 成 率 121.3%)	12.0 ケ月 (達 成 率 118.4%)										
	改良医療機器 (臨床あり)の 総審査期間(計 画値)※4	60% タ イ ル で 10 ケ 月	60%タイルで 10 ケ月	60% タ イ ル で 10 ケ 月	同左	同左	同左	同左									
	改良医療機器 (臨床あり)の 総審査期間(実	－	8.8 ケ月	8.6 ケ月 (達 成 率 151.2%)	8.6 ケ月 (達 成 率 163.2%)	8.8 ケ月 (達 成 率 143.3%)	8.9 ケ月 (達 成 率 144.5%)										

	績値)														
	改良医療機器 (臨床なし)の 総審査期間(計 画値)※4	60% タ イ ルで6ヶ月	60%タイルで 6ヶ月	60% タ イ ルで 6 ヶ 月	同左	同左	同左	同左							
	改良医療機器 (臨床なし)の 総審査期間(実 績値)	－	5.7ヶ月	5.5ヶ月 (達成率 155.3%)	5.6ヶ月 (達成率 135.7%)	5.7ヶ月 (達成率 137.8%)	5.8ヶ月 (達成率 127.0%)								
	後発医療機器 の総審査期間 (計画値)※4	60% タ イ ルで4ヶ月	60%タイルで 4ヶ月	同左	同左	同左	同左	同左							
	後発医療機器 の総審査期間 (実績値)	－	3.5ヶ月	3.6ヶ月 (達成率 141.0%)	3.4ヶ月 (達成率 146.8%)	3.6ヶ月 (達成率 144.5%)	3.6ヶ月 (達成率 143.0%)								
	先駆的医療機 器指定制度(旧 名称 先駆け審 査指定制度)に 基づく品目の 総審査期間(計 画値)	6ヶ月	－	6ヶ月	同左	同左	同左	同左							
	先駆的医療機 器指定制度(旧 名称 先駆け審 査指定制度)に 基づく品目の 総審査期間(実 績値)	－	－	品目①： 5.1ヶ月 品目②： 5.1ヶ月	－(承認品 目なし)	－(承認品 目なし)	－(承認品 目なし)								
	体外診断用医 薬品(専門協議 品目)の総審査 期間(計画値) ※4	最 終 年 度 ま で に 80% タ イ ルで 12 ヶ 月	－	50% タ イ ル値で 12 ヶ月	60% タ イ ル値で 12 ヶ月	同左	70% タ イ ル値で 12 ヶ月	80%タイ ル 値 で 12ヶ月							
	体外診断用医 薬品(専門協議 品目)の総審査 期間(実績値)	－	－	11.0ヶ月 (達成率 170.8%)	3.5ヶ月 (達成率 162.8%)	6.2ヶ月 (達成率 161.3%)	10.9ヶ月 (達成率 138.3%)								
	体外診断用医 薬品(通常品 目)の総審査期	80% タ イ ルで7ヶ月	－	80% タ イ ルで 7 ヶ 月	同左	同左	同左	同左							

[illegible]

間（計画値）※ 4	査6ヶ月※ ただし、申 請 前 確 認 の期間は、 所 定 の 対 面 助 言 を 利 用 し た 場 合 の み 適 用													
カルタヘナ法 に関する事前 審査(第1種使 用)の行政側期 間（実績値）	－	－	【申 請 前 確認】 0.5 ヶ月 （達成率 200.0%） 【事前審 査】 4.7 ヶ月 （達成率 150.0%）	【申 請 前 確認】 1.3 ヶ月 （達成率 200.0%） 【事前審 査】 3.9 ヶ月 （達成率 200.0%）	【申 請 前 確認】 1.5 ヶ月 （達成率 200.0%） 【事前審 査】 2.7 ヶ月 （達成率 200.0%）	【申 請 前 確認】 1.3 ヶ月 （達成率 200.0%） 【事前審 査】 3.1 ヶ月 （達成率 200.0%）								
カルタヘナ法 に関する事前 審査(第2種使 用)の行政側期 間（計画値）※ 4	50% タ イ ル で 申 請 前確認2ヶ 月、事前審 査2ヶ月※ ただし、申 請 前 確 認 の期間は、 所 定 の 対 面 助 言 を 利 用 し た 場 合 の み 適 用	2ヶ月を50% 達成	50%タイルで申請前確認2ヶ月、事前審査2ヶ月※ただし、 申請前確認の期間は、所定の対面助言を利用した場合のみ適用											
カルタヘナ法 に関する事前 審査(第2種使 用)の行政側期 間（実績値）	－	－	【申 請 前 確認】 － 【事前審 査】 0.9 ヶ月 （達成率 200.0%）	【申 請 前 確認】 － 【事前審 査】 0.9 ヶ月 （達成率 191.4%）	【申 請 前 確認】 － 【事前審 査】 0.8 ヶ月 （達成率 186.2%）	【申 請 前 確認】 － 【事前審 査】 1.1 ヶ月 （達成率 190.4%）								
先駆け総合評 価相談、レギュ	申 込 み 全 件 に つ い	－	申込み全件について実施。											

	ラトリーサイ エンス戦略相 談等（医療機 器）（計画値）	て実施。													
	先駆け総合評 価相談、レギュ ラトリーサイ エンス戦略相 談等（医療機 器）（実績値）	－	－	申 込 み 全 件 に つ い て 実 施。	申 込 み 全 件 に つ い て 実 施。	申 込 み 全 件 に つ い て 実 施。	申 込 み 全 件 に つ い て 実 施。								
	医療機器等条 件付き承認制 度（旧名称 革 新的医療機器 条件付早期承 認制度）に係る 開発前相談（計 画値）	申 込 み 全 件 に つ い て 実 施。	－	申込み全件について実施。											
	医療機器等条 件付き承認制 度（旧名称 革 新的医療機器 条件付早期承 認制度）に係る 開発前相談（実 績値）	－	－	申 込 み 全 件 に つ い て 実 施。	－（申込み なし）	－（申込み なし）	申 込 み 全 件 に つ い て 実 施。								
	先駆け総合評 価相談、レギュ ラトリーサイ エンス戦略相 談等（体外診断 用医薬品）（計 画値）	申 込 み 全 件 に つ い て 実 施。	－	申込み全件について実施。											
	先駆け総合評 価相談、レギュ ラトリーサイ エンス戦略相 談等（体外診断 用医薬品）（実 績値）	－	－	申 込 み 全 件 に つ い て 実 施。	申 込 み 全 件 に つ い て 実 施。	申 込 み 全 件 に つ い て 実 施。	申 込 み 全 件 に つ い て 実 施。								
	先駆け総合評 価相談、レギュ	申 込 み 全 件 に つ い	－	申込み全件について実施。											

	ラトリーサイ エンス戦略相 談等（再生医療 等製品）（計画 値）	て実施。													
	先駆け総合評 価相談、レギュ ラトリーサイ エンス戦略相 談等（再生医療 等製品）（実績 値）	－	－	申 込 み 全 件 に つ い て 実 施。	申 込 み 全 件 に つ い て 実 施。	申 込 み 全 件 に つ い て 実 施。	申 込 み 全 件 に つ い て 実 施。								
	アジア諸国の 規制当局の担 当者等へのセ ミナー受講の 満足度（計画 値）	ア ジ ア 諸 国 等 の 規 制 当 局 の 担 当 者 等 に 対 し、ア ジ ア の 国 において、 年 2 回 以 上 （ 延 べ 回 数 ） の ト レ ー ニ ン グ を 開 催。か つ 受 講 者 の 満 足 度 が 5 段階評 価 で 3 （Good）以 上 の 割 合 が 延 べ 75% 以 上 を 達 成。	－	アジア諸国等の規制当局の担当者等に対し、アジアの国にお いて、年 2 回以上（延べ回数）のトレーニングを開催。かつ 受講者の満足度が 5 段階評価で 3（Good）以上の割合が延 べ 75%以上を達成。											
	アジア諸国の 規制当局の担 当者等へのセ ミナー受講の 満足度（実績 値）	－	－	ア ジ ア 諸 国 等 の 規 制 当 局 の 担 当 者 等 に 対 し 年 10 回 開 催 （ うち ア ジ ア の 国 で 3 回 開	ア ジ ア 諸 国 等 の 規 制 当 局 の 担 当 者 等 に 対 し 年 11 回 開 催 （ うち ア ジ ア の 国 を 対 象 に	ア ジ ア 諸 国 等 の 規 制 当 局 の 担 当 者 等 に 対 し 年 18 回 開 催 （ うち ア ジ ア の 国 を 対 象 に	ア ジ ア 諸 国 等 の 規 制 当 局 の 担 当 者 等 に 対 し 年 20 回 開 催 （ うち ア ジ ア の 国 を 対 象 に								

				催)。受講者の満足度が 5 段階評価で 3（Good）以上の割合は100%	5 回開催）。受講者の満足度が 5 段階評価で 3（Good）以上の割合は 99%	9 回開催）。受講者の満足度が5段階評価で 3（Good）以上の割合は100%	10 回開催）。受講者の満足度が5段階評価で 3（Good）以上の割合は100%										
--	--	--	--	---------------------------------------	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載
注 3）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注 4）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

- ※ 指標等にある区分は、医薬品の承認申請について（平成 26 年 11 月 21 日薬食発 1121 第 2 号 医薬食品局長通知）に定めるものを指す。
- ※ 1 繁忙期である 3 月、6 月、9 月及び 12 月の申請品目の審査期間の起算日について、各月の 16 日以降に申請された品目は、翌月の 1 日を起算日として算定する。
- ※ 2 指標の審査期間について、申請者側が通算で目標値以上の資料整備期間を要したものを除く。
- ※ 3 H31.4 以降の申請品目を対象とし、都道府県等の GMP 調査に要した期間を除く。
- ※ 4 指標の審査期間について、申請者側が通算で目標値以上（再生医療等製品（通常品目）にあつては 9 ヶ月）の資料整備期間を要したものを除く。また、再生医療等製品については、加えて H31.4 以降に申請され、治験相談を利用した品目に限る。カルタヘナ法に基づく品目に関する指標については、所定の対面助言を利用したものに限る。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	3 審査業務	3 審査業務	3 審査業務		<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	S
	審査業務については、国民が国際的水準にある医薬品・医療機器等を安心して用いることができるよう、より良い医薬品・医療機器等をより早く安全に医療現場に届けるため、医薬品・医療機器等の審査の迅速化・効率化を図り、世界最速レベルの審査期間を堅持するとともに、審査の質の向上等を図ること。また、これらを適切かつ円滑に実施するため、引き続き厚生労働省と緊密な連携を取りつつ、各種施策を進めることが重要である。このため、以下の目標を設定する。	RSに基づき、先駆け審査指定制度、条件付き早期承認制度など審査迅速化にむけた対応を強化するとともに、審査業務の一層の質の向上、高度化に取り組むことを通じて、国民が、世界最先端の医薬品、医療機器、再生医療等製品等の恩恵をより早く、より安全に受けることができるようにする。また、適切かつ円滑な業務運営を行うため、審査部門内の連携、組織見直しを含めた必要な体制の整備を図るとともに、厚生労働省と緊密な連携を取りつつ、以下の施策を進める。			<評定の根拠>	評定：S	<評定に至った理由> （１．目標の内容） 医薬品・医療機器等に関する医療上等の便益とリスクを、最新の科学的な知見に基づき公平かつ中立に評価し、厳格な審査を迅速かつ効率的に実施するものである。 速やかな審査及び業務の質の向上を両立させるため、開発段階から治験相談等を実施し、申請品目の理解や問題点の把握に努めることや、レギュラトリーサイエンスの推進による審査部門の多面的な活動や、最新の革新的技術をいち早く見出すホライゾン・スキニング、治験データ及び電子診療情報等のリアルワールドデータに基づく解析について、方法論等から検討を行う必要がある。 また、諸外国と信頼関係を構築するためには、個々に要望や状況が異なる相手に配慮しつつ、国及び機構としてのベネフィットと同時に、相手のベネフィットも確保する「Win-Win」の関係を構築する必要がある。さらに、今後は欧米の規制当局との対話・調整のみならず、機構の審査結果の活用などを通じたアジア諸国との関係強化が求められることから、難易度の高い目標であると認められる。	
						（審査関係） 定量的指標において、重要かつ高難度である新医薬品の審査期間目標に対して、優先品目は118.9%、通常品目は113.4%の成果を挙げたことにより、新有効成分含有医薬品を含め、安定的に承認時期の予見性を高めることに大きく寄与した。 新医薬品の治験相談については、実施日時の調整を効率的に行うなど円滑な実施に努め、相談実施日から記録確定日までの期間に関し、目標に対する成果は123.9%であった。 医薬品、医療機器及び再生医療等製品について、RS 総合相談を150件、RS 戦略相談のうち、事前面談371件、対面助言63件を実施し、PMDA 関西支部においても引き続きRS 総合相談及びRS 戦略相談を実施している。 ジェネリック医薬品等について、各区分の審査期間目標に対する成果は、新規申請149.7%、一変申請（通常品目）138.9%、一変申請（通常品目以外）133.7%、一変申請（迅速審査品目）116.4%となっており、また、要指導・一般用医薬品及び医薬部外品の審査期間目標に対する成果は、要指導・一般用医薬品（区分7及び8並びに殺虫剤等（医薬品）区分3）		
							（２．目標と実績の比較） 定量的指標について、評価可能な28項目のうち16項目の達成度が2年連続で120%を超えており、残りの項目についても100%を超えている。審査の過程において、企業側に追加試験の実施や追加データを求める場合がある等難易度が高い中で、高い達成率を維持していることは高く評価できる。 これに加え、新型コロナウイルス感染症対策として、特例承認の対応を含め、迅速な審査に努め、新型コロナウイルスワクチンを開発する大学等に対して、早期に臨床試験に移行するために必要な開発戦略に関する助言を実施し、医薬品等をいち早く医療現場に提供することに大きく貢献しており、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められることから、S 評定とする。	
	（１）医薬品審査業務の迅速かつ適切な実施	（１）医薬品審査業務の迅速かつ適切な実施	（１）医薬品審査業務の迅速かつ的確な実施				< 医薬品審査業務の迅速かつ適切な実施 > ・定量的指標である新医薬品審査期間の目標に対する達成度は、優先品目は118.9%、通常品目は113.4%であり目標を大きく上回る成果である。またジェネリック医薬品の審査期間の目標に	
	① 新医薬品審査関係	<新医薬品審査関係>	<新医薬品審査関係>					
	ア 世界最速レベルの審査期間を堅	ア 世界最速レベルの審査期間の堅持と	ア 世界最速レベルの審査期間の堅	<評価の視点> ・新医薬品審査業務について、的確かつ迅速				

持するとともに、業務の質の向上を図ること。	一層の質の向上	持と一層の質の向上	な審査を実施していくために、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。			127.5%、医薬部外品 144.6%と、いずれも達成すべき目標を大きく超える成果を挙げている。 医療機器の審査期間目標に対する成果は、新医療機器（優先品目）125.0%、新医療機器（通常品目）118.4%、改良医療機器（臨床あり）144.5%、改良医療機器（臨床なし）127.0%、後発医療機器 143.0%と、重要かつ高難度である新医療機器の審査を含めて達成すべき目標を大幅に上回る成果を挙げ、令和3年度に引き続き目標を達成したことにより、安定的に承認時期の予見性を高めることに大きく寄与した。 プログラム医療機器については、医療機器変更計画確認申請を 2 件受け付け、令和 3 年度に受け付けた分も含めて3件調査終了した。また、医療機器プログラム総合相談（216 件）に適切に対応した。 体外診断用医薬品の審査期間目標に対しては、専門協議品目 138.3%、通常品目 120.6%の成果であった。 再生医療等製品の審査期間目標に対しては、優先品目 160.0%、通常品目 200.0%の成果であった。 そのほか、カルタヘナ法に関する事前審査の目標に対して、第1種使用が 200.0%、第2種使用が 190.4%の成果となっており、こちらも目標値を大きく上回っている。 また、カルタヘナ法に関する第二種使用等拡散防止措置確認申請に関し、アデノ随伴ウイ	対する達成度は、新規申請 149.7%、一変申請（通常品目）138.9%、一変申請（通常品目以外）133.7%、一変申請（迅速審査品目）116.4%、要指導・一般用医薬品及び医薬部外品の審査期間目標達成率は、要指導・一般用医薬品（区分 7 及び 8 並びに殺虫剤等（医薬品）区分 3）127.5%、医薬部外品 144.6%と、いずれも目標を大きく上回る成果である。 ・治験相談の相談実施日から記録確定日までの期間については、目標に対する達成度は 123.9%で目標を大きく上回る成果である。 ・新型コロナウイルス感染症に対する医薬品等の審査を迅速に進め、いち早く医療現場に提供することに大きく寄与している。（治療薬 2 件、ワクチン 4 件） ・令和 2 年 10 月に新設した「新型コロナウイルスワクチン戦略相談」について、138 件実施している。 令和 4 年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響により業務遂行の難しい状況下にあったが、審査・調査業務の一部をリモートで行うなど、情勢に応じ柔軟に対応し、新型コロナウイルス
	・各年度に承認された新医薬品（優先品目）の申請から承認までの総審査期間について、80%タイル値で 9 ヶ月を達成する（ただし、繁忙期である 3 月、6 月、9 月及び 12 月の申請品目の審査期間の起算日について、各月の 16 日以降に申請された品目は、翌月の 1 日を起算日として算定する。）。	・令和 4 年度に承認された新医薬品（優先品目）の申請から承認までの総審査期間について、80%タイル値で 9 ヶ月を達成する（ただし、繁忙期である 3 月、6 月、9 月及び 12 月の申請品目の審査期間の起算日について、各月の 16 日以降に申請された品目は、翌月の 1 日を起算日として算定する。）。	・新医薬品（優先品目）の総審査期間：80%タイル 9 ヶ月	・令和 4 年度に承認された新医薬品（優先品目）の総審査期間（80%タイル値）は 8.9 ヶ月であり、目標を達成した。 なお、令和 4 年度の承認件数のうち、優先品目が占める割合は 44.9%であった。			
	・各年度に承認された新医薬品（通常品目）の申請から承認までの総審査期間について、80%タイル値で 12 ヶ月を達成する（ただし、繁忙期である 3 月、6 月、9 月及び 12 月の申請品目の審査期間の起算日について、各月の 16 日以降に申請された品目は、翌月の 1 日を起算日として算定する。）。	・令和 4 年度に承認された新医薬品（通常品目）の申請から承認までの総審査期間について、80%タイル値で 12 ヶ月を達成する（ただし、繁忙期である 3 月、6 月、9 月及び 12 月の申請品目の審査期間の起算日について、各月の 16 日以降に申請された品目は、翌月の 1 日を起算日として算定する。）。	・新医薬品（通常品目）の総審査期間：80%タイル 12 ヶ月	・令和 4 年度に承認された新医薬品（通常品目）の総審査期間（80%タイル値）は 11.7 ヶ月であり、目標を達成した。			

			算定する。). 新型コロナウイルス感染症又は関連する症状を対象とする医薬品について、優先的に審査を進める。		- 新型コロナウイルス感染症に対する医薬品として、1 品目<エバシエルド筋注セット [一般名：チキサゲビマブ (遺伝子組換え)、シルガビマブ (遺伝子組換え)] >の審査を優先的に行い、特例承認された (6/9 申請、8/30 承認)。 - 緊急時の薬事承認制度に基づき、1 品目 [ゾコーバ錠 125mg (一般名：エンシトレルビル フマル酸)] の審査を優先的に行い、緊急承認された (2/25 申請、11/22 承認)。 - 新型コロナウイルス感染症に対するワクチン 10 品目の初回免疫、追加免疫、又はワクチンの株変更に関する審査を優先的に行い、承認された (特例承認を含む)。	ルスの試験施設、製造施設の確認申請書記載例を公表し、開発者が申請書類作成にあたっての参考とできるようにした。 新型コロナウイルス感染症に関する対応については、新型コロナウイルス感染症又は関連する症状を対象とする医薬品等について、厚生労働省からの事務連絡に基づき、特例承認の対応を含めできる限り迅速に審査を進め、いち早く医療現場に提供することに大きく寄与した。 (参考) 令和 4 年度の新型コロナウイルス感染症関連ワクチン・治療薬の承認: 12 品目 (例: スパイクバックス筋注 (2 価ワクチン): 申請から承認まで 33 日 (特例承認)) また、緊急時の薬事承認制度に基づき、新型コロナウイルス感染症治療薬 1 品目の審査を優先的に行い、緊急承認された。 令和 2 年 10 月から開始されている「新型コロナウイルスワクチン戦略相談」に関し、申込み全件について実施した (令和 4 年度: 138 件)。 令和 4 年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により審査・調査業務の一部をリモートで行うなど、情勢に応じ柔軟に対応した。 その結果、新型コロナウイルスワクチン・治療薬をはじめとする医療上必要性の高い品目の速やかな承認に寄与することができ、医薬品、医療機器等の審査業務の目標は、高難度であるところ全ての項目で達成	関連品目をはじめとする医療上必要性の高い品目の速やかな承認に寄与することができ、医療機器等の審査に関する多くの項目について、120%を超える大きな成果が得られている。 以上の実績について、定量的・定性的に顕著な成果と評価できる。 〈 レギュラトリーサイエンスの推進による業務の質の向上 〉 - 外部機関と協力・連携し、RS 研究を実施している。(AMED 等の公的研究費を用いた研究: 13 課題) - PMDA で実施するレギュラトリーサイエンス研究について、令和 4 年度は 3 課題 (継続 3 課題) が実施され、研究活動及び業務の成果の論文を学術雑誌で発表している。(英語論文: 35 報、日本語 30 報) - 厚生労働省の通知等について、文案のとりまとめを行うなど、12 件の通知等の発出に協力している。 - PMDA ホライゾン・スキャンニングの枠組みを 1 報の論文として公表し、国際的な情報発信を実施している。 - 科学委員会のトピックである「AI を活用したプログラム医療機器」について、計 4 回の専門部会及び計 4 回の WG における検討を実施している。 - 申請電子データの提出等の実績を踏まえた各種取り組み及び、レジストリ活用に関するガイドライン等を踏まえた個々のレジストリに対する相談を実施している。 - レギュラトリーサイエンスを普及させる一環として、連携大学院協定を締結している大学院に対して、役職員延べ 16 名が計 18 件の講義を実施している。 以上の実績について、定性的に顕著な成果と評価できる。 〈 国際関係 〉 - アジア諸国等の規制当局担当者等に対するセミナーをオンラインにて開催し、定量的指標において、セミナー受講後のアンケートにおける満足度について 3 (Good) 以上の割合を 75%としているところ、100%を達成している。(達成度 133%) - 上記のセミナーについて、年間で合計 20 回 (医薬品・医療機器の審査及び安全対策をテーマとするものを含む) 開催し、44 の国/地域から延べ 708 名が参加している。 - ICMRA (薬事規制当局国際連携組織) では、副議長として新型コロナウイルスワクチンの安全性及び有効性に関する規制の方向性に関する ICMRA-WHO 共同ステートメントや各種ワークショップの報告書を含む文書の作成等の活動に貢献している。 - ICH (医薬品規制調和国際会議) では、管理委員会の副議長として、また、活動中の 30 作業部会のうち 7 つの議長として、議論
イ 先駆け審査指定制度 (注 1)、条件付き早期承認制度 (注 2) の適切な	イ 先駆け審査指定制度や条件付き早期承認制度の適切な運用	イ 先駆け審査指定制度や条件付承認制度の適切な運用	- 新医薬品審査業務の質の向上を目的とした業務最適化に向けた取り組みとして、ISO9001 認証を維持する。 - 緊急時の薬事承認制度について、「緊急時の薬事承認の在り方等に関するとりまとめ」 (令和 3 年 12 月 27 日厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会) に基づき、厚生労働省と連携しながら検討を進める。		- 新医薬品審査業務の質の向上を目的とした業務最適化に向けた取り組みとして、ISO9001 認証を維持した。 - 緊急時の薬事承認制度に基づき、1 品目 [ゾコーバ錠 125mg (一般名：エンシトレルビル フマル酸)] の審査を優先的に行い、緊急承認された (2/25 申請、11/22 承認)。本品目については、非公開で実施された薬事・食品衛生審議会医薬品第二部会審議 (6/22) に加え、公開で実施された同審議会薬事分科会及び医薬品第二部会合同の審議 (7/20 及び 11/22) に対応した。	令和 4 年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により審査・調査業務の一部をリモートで行うなど、情勢に応じ柔軟に対応した。	〈 国際関係 〉 - アジア諸国等の規制当局担当者等に対するセミナーをオンラインにて開催し、定量的指標において、セミナー受講後のアンケートにおける満足度について 3 (Good) 以上の割合を 75%としているところ、100%を達成している。(達成度 133%) - 上記のセミナーについて、年間で合計 20 回 (医薬品・医療機器の審査及び安全対策をテーマとするものを含む) 開催し、44 の国/地域から延べ 708 名が参加している。 - ICMRA (薬事規制当局国際連携組織) では、副議長として新型コロナウイルスワクチンの安全性及び有効性に関する規制の方向性に関する ICMRA-WHO 共同ステートメントや各種ワークショップの報告書を含む文書の作成等の活動に貢献している。 - ICH (医薬品規制調和国際会議) では、管理委員会の副議長として、また、活動中の 30 作業部会のうち 7 つの議長として、議論

	運用及びレギュラトリーサイエンス（注 3）戦略相談（以下「RS 戦略相談」という。）等の充実を図ること。 （注 1）一定の要件を満たす画期的な新医薬品・医療機器等について、開発早期の段階から対象品目に指定し、承認に係る優先相談・優先審査を実施する制度。 （注 2）重篤で有効な治療方法等が乏しい疾患の医薬品等で新たな臨床試験の実施が困難なものについて、一定程度の有効性及び安全性を確認した上で、市販後に有効性・安全性の再確認のために必要な調査を承認条件に付与することで、当該医薬品等を早期に承認する制度。 （注 3）科学技術の成果を人と社会に役立てることを目的に、根拠に基づく的確な予測、評価及び判断を行い、科学	・先駆け審査指定制度に基づく申請であって、各年度に承認された新医薬品の申請から承認までの総審査期間について、6 ヶ月を達成することを目指す。	・先駆け審査指定制度に基づく申請及び先駆的医薬品に指定された申請であって、令和 4 年度に承認された新医薬品の申請から承認までの総審査期間について、6 ヶ月を達成することを目指す。	＜主な定量的指標＞ ・先駆け審査指定制度に基づく品目の総審査期間：6 ヶ月	・令和 4 年度に先駆け・先駆的審査指定制度に基づく承認品目がなかった。	できたことに加え、上記のとおり多くの項目について、120％を超える成果が得られている。 （RS 関係） 実績欄に記載のとおり、12 件の厚生労働省の通知等について文案のとりまとめを行うなど発出に協力した。また、アカデミア等の専門機関との包括的連携協定と RS 研究の推進に関連し、着実に実績を上げた。 ホライゾン・スキャンニング実施要領に従い、最先端科学技術への対応を試行し、エクソソームを含む細胞外小胞（EV）を利用した治療用製剤に関する考え方についての報告書を取りまとめた。また、PMDA ホライゾン・スキャンニングの取組についてはこれまでにすでに 2 報の論文として公表しているが、令和 4 年度はさらに 1 報の論文投稿を行い受理され、国際的な情報発信を継続的に行った。 科学委員会のトピックである「AI を活用したプログラム医療機器」については、令和 4 年度に計 4 回の専門部会および計 4 回の WG における検討を行った。 また、ホライゾン・スキャンニングにより新たに「標的指向性を有する in vivo 遺伝子治療用製品のベクターに関する評価の考え方」についてのテーマを見出し、令和 5 年度に科学委員会によって検討を行うことを決定した。 申請電子データの提出等の実績を踏まえ、各品目の円滑な審査に支障をきたすことがな	を主導している。 ・台湾 FDA と、PMDA 審査報告書を活用した新薬審査協働スキームに関する Q&A 集を作成し、公表している。 ・インドネシア FDA との審査協力の下、PMDA 審査報告書を活用した簡略審査により対象品目が承認された。 ・タイの簡略審査制度の利用促進のため、PMDA が作成した審査報告書の共有方法、及び PMDA の支援継続に合意した。 ・WHO 及び厚生労働省と協働し、日本で承認された痘そう・サル痘ワクチンの PMDA の審査報告書及び GMP 査察報告書を WHO に提供する等、痘そう・サル痘ワクチンの海外への提供に寄与している。 以上の実績について、定量的・定性的に顕著な成果と評価できる。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ アカデミアやAMED 等との連携、ホライゾン・スキャンニング手法の確立及び更なるガイドラインや審査基準の策定等を通じて、審査の質の更なる向上を期待する。 また、二国間関係の強化及びアジア医薬品・医療機器トレーニングセンターの充実強化等を通じて、国際的リーダーシップの更なる発揮を期待する。 さらに、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン・治療薬等の新規申請・戦略相談について、引き続き迅速かつ適切に実施することを期待する。 ＜その他事項＞ 特になし
	（注 1）一定の要件を満たす画期的な新医薬品・医療機器等について、開発早期の段階から対象品目に指定し、承認に係る優先相談・優先審査を実施する制度。 （注 2）重篤で有効な治療方法等が乏しい疾患の医薬品等で新たな臨床試験の実施が困難なものについて、一定程度の有効性及び安全性を確認した上で、市販後に有効性・安全性の再確認のために必要な調査を承認条件に付与することで、当該医薬品等を早期に承認する制度。 （注 3）科学技術の成果を人と社会に役立てることを目的に、根拠に基づく的確な予測、評価及び判断を行い、科学	・先駆け総合評価相談に関し、申込み全件について実施する。 ・医薬品条件付き早期承認品目該当性相談に関し、申込み全件について実施し、そのうち 80％について、相談資料提出から評価報告書の確定までを 40 勤務日以内とする。 ウ RS 戦略相談等の実施	・先駆け総合評価相談に関し、申込み全件について実施する。 ・医薬品条件付き承認品目該当性相談に関し、申込み全件について実施し、そのうち 80％について、相談資料提出から評価報告書の確定までを 40 勤務日以内とする。 ウ レギュラトリーサイエンス戦略相談等の実施	＜主な定量的指標＞ ・先駆け総合評価相談に関し、申込み全件について実施するとともに、医薬品条件付き早期承認品目該当性相談に関し、申込み全件について実施し、そのうち 80％について、相談資料提出から評価報告書の確定までを 40 勤務日以内とする。 ＜評価の視点＞ ・新医薬品にかかる RS 戦略相談等の円滑な実施のため、中期計画に掲げられている各種取組が着実に行われているか。	・先駆け総合評価相談に関し、申込み全件について対応した（2 件）。 ・医薬品条件付き承認品目該当性相談（旧名称 医薬品条件付き早期承認品目該当性相談）に関し、令和 4 年度においては申込みがなかった。	できたことに加え、上記のとおり多くの項目について、120％を超える成果が得られている。 （RS 関係） 実績欄に記載のとおり、12 件の厚生労働省の通知等について文案のとりまとめを行うなど発出に協力した。また、アカデミア等の専門機関との包括的連携協定と RS 研究の推進に関連し、着実に実績を上げた。 ホライゾン・スキャンニング実施要領に従い、最先端科学技術への対応を試行し、エクソソームを含む細胞外小胞（EV）を利用した治療用製剤に関する考え方についての報告書を取りまとめた。また、PMDA ホライゾン・スキャンニングの取組についてはこれまでにすでに 2 報の論文として公表しているが、令和 4 年度はさらに 1 報の論文投稿を行い受理され、国際的な情報発信を継続的に行った。 科学委員会のトピックである「AI を活用したプログラム医療機器」については、令和 4 年度に計 4 回の専門部会および計 4 回の WG における検討を行った。 また、ホライゾン・スキャンニングにより新たに「標的指向性を有する in vivo 遺伝子治療用製品のベクターに関する評価の考え方」についてのテーマを見出し、令和 5 年度に科学委員会によって検討を行うことを決定した。 申請電子データの提出等の実績を踏まえ、各品目の円滑な審査に支障をきたすことがな	を主導している。 ・台湾 FDA と、PMDA 審査報告書を活用した新薬審査協働スキームに関する Q&A 集を作成し、公表している。 ・インドネシア FDA との審査協力の下、PMDA 審査報告書を活用した簡略審査により対象品目が承認された。 ・タイの簡略審査制度の利用促進のため、PMDA が作成した審査報告書の共有方法、及び PMDA の支援継続に合意した。 ・WHO 及び厚生労働省と協働し、日本で承認された痘そう・サル痘ワクチンの PMDA の審査報告書及び GMP 査察報告書を WHO に提供する等、痘そう・サル痘ワクチンの海外への提供に寄与している。 以上の実績について、定量的・定性的に顕著な成果と評価できる。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ アカデミアやAMED 等との連携、ホライゾン・スキャンニング手法の確立及び更なるガイドラインや審査基準の策定等を通じて、審査の質の更なる向上を期待する。 また、二国間関係の強化及びアジア医薬品・医療機器トレーニングセンターの充実強化等を通じて、国際的リーダーシップの更なる発揮を期待する。 さらに、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン・治療薬等の新規申請・戦略相談について、引き続き迅速かつ適切に実施することを期待する。 ＜その他事項＞ 特になし

	技術の成果を人と社会との調和の上で最も望ましい姿に調整するための科学。	・R S戦略相談等に関し、申込み全件について実施する。また、治験相談について、申込みから対面相談までの期間（2ヶ月）を堅持する。	・レギュラトリーサイエンス戦略相談（以下「R S戦略相談」という。）等に関し、申込み全件について実施する。また、治験相談について、申込みから対面相談までの期間（2ヶ月）を堅持する。 ・新型コロナウイルスワクチン戦略相談に関し、全件について実施する。	＜主な定量的指標＞ ・申込み全件について実施する。また、治験相談について、申込みから対面相談までの期間（2ヶ月）を堅持する。	・医薬品にかかるR S 総合相談、R S戦略相談（事前面談含む）に関し、申込み全件について実施した（R S総合相談 44 件、R S戦略相談（事前面談含む）196 件）。また、治験相談について、申込みから対面相談までの期間（2ヶ月）を堅持した。 ・新型コロナウイルスワクチン戦略相談に関し、申込み全件について実施した（138 件）。 ・国際共同治験を含む治験相談に関し、令和4年度については、実施が 458 件、取下げが 35 件であり、申込みのあった全ての相談に対応した。 ・国際共同治験を含む治験相談の実施	いよう、及び、新医薬品の審査過程で、審査チームが申請電子データを用いて解析を行い質の高い議論が可能となるよう、各種の取り組みを行った。 また、レジストリ活用に関するガイドライン等を踏まえ、レジストリに関する相談枠等で、個々のレジストリに対する相談を実施した。 （国際関係） 年度開始当初は、昨年度に引き続き COVID-19 の世界的流行により対面での会合開催ができなかったものの、各国の入国規制の緩和に伴い、対面開催が増加してきた。実績欄に記載のとおり、オンライン会合への参加に加え、対面会合にも積極的に参加し、欧米やアジア諸国との連携や国際調和活動を積極的に推進するとともに、PMDA の国際的地位を向上させるための施策を着実に進めてきた。 アジア医薬品・医療機器トレーニングセンターのセミナーについては、セミナー参加者の日本国内への入国に制限があったため、令和3年度に引き続きオンラインでセミナーを開催した。一方、特定国セミナーのうち、可能なものについては対面で開催した。定量的指標として、セミナー受講後のアンケートにおける満足度について3（Good）以上の割合を 75% としているところ、目標を大きく上回る 100%を達成した。さらに、PMDA 及び PMDA-ATC の活動を周知するとともに、e-	
ウ	国内外のガイドラインに対応した適切な審査・相談を実施すること。	エ 国内外の新たなガイドラインに対応した適切な審査及び相談 ・国際共同治験に関するガイドライン（ICH E17 関係）をはじめ、本邦の医薬品開発に利用できるガイドラインが新たに発出された際には、その考え方を取り入れた議論に係る相談を含め治験相談に関し、申込み全件について実施する。 ・国際共同治験を含	エ 国内外の新たなガイドラインに対応した適切な審査及び相談 ・国際共同治験に関するガイドライン（ICH E17 関係）をはじめ、本邦の医薬品開発に利用できるガイドラインが新たに発出された際には、その考え方を取り入れた議論に係る相談を含め治験相談に関し、申込み全件について実施する。 ・国際共同治験を	＜主な定量的指標＞ ・国際共同治験等を含			

	② ジェネリック医薬品審査関係 迅速な審査、予見可能性及び業務の質の向上並びに相談者のニーズに適合した相談事業の充実を図ること。	む治験相談の申込みのうち 80%について、対面助言終了後から記録の確定までを 30 勤務日以内とする。 ＜ジェネリック医薬品等審査関係＞ ア 使用推進に貢献するための迅速な審査の実施（予見可能性の向上）と一層の質の向上 ・各年度に承認されたジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く）の新規申請の申請から承認までの行政側期間について、以下のとおり、平成 35 年度までに 70%タイル値で 10 ヶ月を達成する（ただし、申請者側が通算で 10 ヶ月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 平成 31 年度 50%タイル値で 10 ヶ月 平成 32 年度 55%タイル値で 10 ヶ月	含む治験相談の申込みのうち 80%について、対面助言終了後から記録の確定までを 30 勤務日以内とする。 ＜ジェネリック医薬品等審査関係＞ ア 使用推進に貢献するための迅速な審査の実施（予見可能性の向上）と一層の質の向上 ・令和 4 年度に承認されたジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く）の新規申請の申請から承認までの行政側期間について、65%タイル値で 10 ヶ月を達成する（ただし、申請者側が通算で 10 ヶ月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。	む治験相談に関し、申込み全件について実施するとともに、国際共同治験を含む治験相談の申込みのうち 80%について、対面助言終了後から記録の確定までを 30 勤務日以内とする。 ＜評価の視点＞ ・ジェネリック医薬品等審査業務について、的確かつ迅速な審査を実施していくために、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。 ＜主な定量的指標＞ ・ジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く）の新規申請の行政側審査期間 平成 31 年度 50%タイル値で 10 ヶ月 平成 32 年度 55%タイル値で 10 ヶ月 平成 33 年度 60%タイル値で 10 ヶ月 平成 34 年度 65%タイル値で 10 ヶ月 平成 35 年度 70%タイル値で 10 ヶ月	日から記録確定日までの期間に関し、申込みのうち 80%について 30 勤務日以内に収めることを目標としていたところ、令和 4 年度は 453 件中 449 件（99.1%）について達成した。 ・令和 4 年度に承認されたジェネリック医薬品の新規申請の行政側期間（65%タイル値）は 8.4 ヶ月であり、目標を達成した。	ラーニングシステムとして一般公開サイトでは 15 のコンテンツを新規に公開し、海外規制当局者向けサイトでは公開中の 5 コースをすべて更新・充実させることで、最新の薬事規制及び PMDA の活動について理解促進を図った。 国際活動における重要度及び難易度が高いものとして、多国間関係では、各国規制当局の長官級の会合である ICMRA 及び ICH 管理委員会において選挙を通じて副議長に就任するとともに、APEC-LSIF-RHSC の共同議長を継続して務め、PMDA の国際的地位の確立を図った。特に COVID-19 への国際的な対応においては、ICMRA が活動の中心的な役割を果たす中、昨年度に引き続き本年度も ICMRA での対応と国内の対応との調整・確実な連携を確保し、ワクチンに関する Workshop においては議長を務める等、薬事領域における COVID-19 対応の国際協働に貢献した。また、二国間関係においては、8 のアジアの優先国・地域に対し、日本の薬事規制等との調和を促進するため、国別戦略に基づき国ごとにシンポジウム・二国間会合を積極的に開催することなどを通じ、各国規制当局者の能力向上や、PMDA に対する信頼を醸成した。 以上のように、定量的指標について、多くの項目で大きく目標を上回って達成しており、また、定性的な指標についても顕
--	--	---	--	---	---	---

		平成 33 年度 60％タイル値で 10 ヶ月 平成 34 年度 65％タイル値で 10 ヶ月 平成 35 年度 70％タイル値で 10 ヶ月 ・各年度に承認され たジェネリック医薬 品等（バイオ医薬品 を除く）の一部変更 申請（通常品目）の申 請から承認までの総 審査期間について、 以下のとおり、平成 35 年度までに 55％ タイル値で 10 ヶ月 を達成する（ただし、 申請者側が通算で 10 ヶ月以上の資料 整備期間を要したも のを除く。）。 平成 31 年度 51％タイル値で 10 ヶ月 平成 32 年度 52％タイル値で 10 ヶ月 平成 33 年度 53％タイル値で 10 ヶ月 平成 34 年度 54％タイル値で 10 ヶ月 平成 35 年度 55％タイル値で 10 ヶ月	・令和 4 年度に承 認されたジェネリ ック医薬品等（バ イオ医薬品を除 く）の一部変更申 請（通常品目）の申 請から承認までの 総審査期間につい て、54％タイル値 で 10 ヶ月を達成 する（ただし、申請 者側が通算で 10 ヶ月以上の資料整 備期間を要したも のを除く。）。	＜主な定量的指標＞ ・ジェネリック医薬品 等（バイオ医薬品を除 く）の一部変更申請 （通常品目）の総審査 期間 平成 31 年度 51％タイル値で 10 ヶ 月 平成 32 年度 52％タイル値で 10 ヶ 月 平成 33 年度 53％タイル値で 10 ヶ 月 平成 34 年度 54％タイル値で 10 ヶ 月 平成 35 年度 55％タイル値で 10 ヶ 月 ＜主な定量的指標＞	・令和 4 年度に承認されたジェネリッ ク医薬品等の一部変更承認申請のう ち、通常品目の総審査期間（54％タイ ル値）は 7.9 ヶ月であり、目標を達成 した。	著な実績を上げた。さらに、新 型コロナウイルス感染症関連 品目についても迅速に審査を し、いち早く医療現場に提供す ることに大きく寄与したこと から S 評定とする。 ＜課題と対応＞ （審査関係） 今後も、定量的な指標につい て全ての項目で達成すること を目指すとともに、審査の質の 向上に資する様々な取組みに についても検討を行っていく。 （RS 関係） 革新的医薬品及び革新的医 療機器・再生医療等製品等の実 用化に向けて、アカデミアや国 立研究開発法人日本医療研究 開発機構（AMED）等と連携す るとともに、革新的医薬品等先 端科学技術情報を収集する機 能を一層強化するため、ホライ ゾン・スキヤニング手法を確立 するとともに、更なるガイドラ インや審査基準の策定を図る。 （国際関係） 渡航制限の緩和により、対面 会合への移行が進みつつある 一方、ATC が実施するセミナー 受講希望者の国・地域において は、日本への入国要件を満たさ ない者も多いところ、グループ 討議を行う場合等、対面開催が 有益である場合にあっては対 面開催を再開しつつ、オンライ ンセミナーの利便性も活用し、 効果的かつ効率的に国際対応	
--	--	---	---	---	---	---	--

	・各年度に承認されたジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く）の一部変更申請（通常品目以外の品目）の申請から承認までの総審査期間について、以下のとおり、平成 35 年度までに 55%タイル値で 6 ヶ月を達成する（ただし、申請者側が通算で 6 ヶ月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 平成 31 年度 51%タイル値で 6 ヶ月 平成 32 年度 52%タイル値で 6 ヶ月 平成 33 年度 53%タイル値で 6 ヶ月 平成 34 年度 54%タイル値で 6 ヶ月 平成 35 年度 55%タイル値で 6 ヶ月 ・各年度に承認されたジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く）の一部変更申請（迅速審査品目）の申請から承認までの総審査期間について、以下のとおり、平成 35 年度までに 53%タイル値で 3 ヶ月を達成する（た	・令和 4 年度に承認されたジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く）の一部変更申請（通常品目以外の品目）の申請から承認までの総審査期間について、54%タイル値で 6 ヶ月を達成する（ただし、申請者側が通算で 6 ヶ月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 平成 31 年度 51%タイル値で 6 ヶ月 平成 32 年度 52%タイル値で 6 ヶ月 平成 33 年度 53%タイル値で 6 ヶ月 平成 34 年度 54%タイル値で 6 ヶ月 平成 35 年度 55%タイル値で 6 ヶ月 ＜主な定量的指標＞ ・ジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く）の一部変更申請（迅速審査品目）の総審査期間 平成 31 年度から 34 年度まで 50%タイル値で 3 ヶ月 平成 35 年度 53%タイル値で 3 ヶ	・令和 4 年度に承認されたジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く）の一部変更承認申請品目の総審査期間（54%タイル値）は 4.7 ヶ月であり、目標を達成した。 ・令和 4 年度に承認されたジェネリック医薬品等（バイオ医薬品を除く）の一部変更承認申請品目の総審査期間（50%タイル値）は 2.9 ヶ月であり、目標を達成した。	を行っていく。	
--	--	---	---	----------------	--

		し、申請者側が通算で3ヶ月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。平成31年度から34年度まで50%タイル値で3ヶ月 平成35年度53%タイル値で3ヶ月 イ 新たな相談区分の設定・既存相談の充実 ・治験相談等について、相談者のニーズを踏まえた新たな相談区分を設定するとともに、既存相談の拡充等、更なる充実を図る。 ・生物学的同等性評価試験の複雑化（高度化）、開発製剤の多様化に対応できるよう、常に生物学的同等性試験ガイダンスの更新を図る。	請者側が通算で3ヶ月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。月 イ 新たな相談区分の設定・既存相談の充実 ・治験相談等について、令和3年4月に新設した「後発医薬品MF確認相談（CMF）」に適切に対応するとともに、引き続き業界のニーズを踏まえ、新たな相談枠の設定の検討及び既存相談区分の拡充の検討を行う。 ・「局所皮膚適用製剤の後発医薬品のための生物学的同等性試験ガイドライン」で規定されている皮膚薬物動態試験について、「局所皮膚適用製剤（半固形製剤）の皮膚薬物動態試験の標準化法」を引き続き検討する。		・「後発医薬品MF確認相談（CMF）」（令和3年4月新設）に適切に対応するとともに、引き続き、業界のニーズを踏まえ、新たな相談枠の設定の検討及び既存相談区分の拡充の検討を行った。 ・「局所皮膚適用製剤（半固形製剤）の後発医薬品の生物学的同等性試験の実施に関する基本的考え方」の公表（令和4年10月4日付厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課事務連絡）に協力した。また、「局所皮膚適用製剤の後発医薬品のための生物学的同等性試験ガイドライン」の改訂（「局所皮膚適用製剤（半固形製剤）の皮膚薬物動態試験の標準化法」の検討を含む。）についても、引き続き、AMEDの研究班に参加し、課題の洗い出し、	
--	--	--	---	--	--	--

	成 35 年度までに 50%タイル値で 12 ヶ月を達成する（ただし、平成 31 年 4 月以降に申請された品目を対象とし、都道府県等の GMP 調査に要した期間及び申請者側が通算で 12 ヶ月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 ・各年度に承認された要指導・一般用医薬品の区分 7 及び 8 並びに殺虫剤等（医薬品）区分 3 の申請から承認までの総審査期間について、以下のとおり、平成 35 年度までに 70%タイル値で 7 ヶ月を達成する（ただし、平成 31 年 4 月以降に申請された品目を対象とし、都道府県等の GMP 調査に要した期間及び申請者側が通算で 7 ヶ月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 平成 31 年度 50%タイル値で 7.5 ヶ月 平成 32 年度 50%タイル値で 7 ヶ月 平成 33 年度 55%タイル値で 7 ヶ月 平成 34 年度 60%	・令和 4 年度に承認された要指導・一般用医薬品の区分 7 及び 8 並びに殺虫剤等（医薬品）区分 3 の申請から承認までの総審査期間について、60%タイル値で 7 ヶ月を達成する（ただし、平成 31 年 4 月以降に申請された品目を対象とし、都道府県等の GMP 調査に要した期間及び申請者側が通算で 7 ヶ月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。	月を達成 <主な定量的指標> ・要指導・一般用医薬品の区分 7 及び 8 並びに殺虫剤等（医薬品）区分 3 の総審査期間 平成 31 年度 50%タイル値で 7.5 ヶ月 平成 32 年度 50%タイル値で 7 ヶ月 平成 33 年度 55%タイル値で 7 ヶ月 平成 34 年度 60%タイル値で 7 ヶ月 平成 35 年度 70%タイル値で 7 ヶ月	・令和 4 年度に承認された要指導・一般用医薬品の区分 7 及び 8 並びに殺虫剤等（医薬品）区分 3 の総審査期間（60%タイル値）は 4.9 ヶ月であり、目標を達成した。		
--	---	--	---	--	--	--

		タイル値で7ヶ月 平成35年度 70%タイル値で7ヶ月 ・各年度に承認された要指導・一般用医薬品のうち、50%以上の品目について、申請受付日から90日以内に初回照会事項を送付する（平成31年4月以降に申請があった品目に限る。）。 ・各年度に承認された医薬部外品の申請から承認までの行政側期間について、以下のとおり、平成35年度までに70%タイル値で4.5ヶ月を達成する（ただし、平成31年4月以降に申請された品目を対象とし、都道府県等のGMP調査に要した期間を除く。）。 平成31年度 50%タイル値で5ヶ月 平成32年度 50%タイル値で4.5ヶ月 平成33年度 60%タイル値で4.5ヶ月 平成34年度 65%タイル値で4.5ヶ月	・令和4年度に承認された要指導・一般用医薬品のうち、50%以上の品目について、申請受付日から90日以内に初回照会事項を送付する（平成31年4月以降に申請があった品目に限る。）。 ・令和4年度に承認された医薬部外品の申請から承認までの行政側期間について、65%タイル値で4.5ヶ月を達成する（ただし、平成31年4月以降に申請された品目を対象とし、都道府県等のGMP調査に要した期間を除く。）。 ・上記の目標を達成するため、審査体制の充実強化を図る。 ・新型コロナウイルス感染症の発生に伴い需要が増加している新指定医薬部外品たる外皮消毒剤の承認審査について、迅速に処理する。	＜主な定量的指標＞ ・要指導・一般用医薬品のうち、50%以上の品目について、申請受付日から90日以内に初回照会事項を送付する。 ＜主な定量的指標＞ ・医薬部外品の行政側審査期間 平成31年度 50%タイル値で5ヶ月 平成32年度 50%タイル値で4.5ヶ月 平成33年度 60%タイル値で4.5ヶ月 平成34年度 65%タイル値で4.5ヶ月 平成35年度 70%タイル値で4.5ヶ月	・要指導・一般用医薬品の初回照会90日以内の達成率は、令和4年度の承認品目について95.2%であり、目標を達成した。 ・令和4年度に承認された医薬部外品の行政側期間(65%タイル値)は3.6ヶ月であり、目標を達成した。 ・目標の達成に向け、審査員を増員（要指導・一般用医薬品で1名）するとともに、審査手順の見直し等の業務の効率化を図った。 ・新指定医薬部外品たる外皮消毒剤1品目の承認審査（迅速通知発出品目）について、迅速に処理し承認された。	
--	--	--	---	---	---	--

		平成 35 年度 70%タイル値で 4.5 ヶ月 イ 新たな相談区分 の設定・既存相談の 充実 ・要指導・一般用医 薬品について、新一 般用医薬品開発妥当 性相談の相談枠を増 枠する。また、新たに 規格等の妥当性を確 認するＯＴＣ品質相 談、開発計画から申 請まで総合的に確認 するスイッチＯＴＣ 等開発前相談を設定 する。 ・医薬部外品につい て、開発相談（ヒト試 験計画確認相談、新 添加物開発相談）の 相談枠を増枠する。 また、一部の申請区 分を対象に、申請内 容の確認を行う事前 確認相談を新たに設 定し、対象品目につ いては、平成 35 年度 までに、相談受付か ら承認までの期間と して行政側 3.5 ヶ月 を目指す。 ・相談者のニーズを 踏まえた新たな相談 区分の必要性につい	イ 新たな相談区 分の設定・既存相 談の充実 ・要指導・一般用医 薬品について、相 談者のニーズを踏 まえ、新一般用医 薬品開発妥当性相 談の相談枠の増枠 について引き続き 検討する。また、平 成 31 年度から導 入したＯＴＣ品質 相談及びスイッチ ＯＴＣ等開発前相 談について、適切 に実施する。 ・医薬部外品につ いて、平成 31 年度 から増枠した開発 相談（ヒト試験計 画確認相談、新添 加物開発相談）を 適切に実施する。 また、相談者のニ ーズを踏まえ、一 部の申請区分を対 象に、申請内容の 確認を行う事前確 認相談を試行的に 実施する。 ・相談者のニーズ を踏まえた新たな 相談区分の必要性		・要指導・一般用医薬品について、申込 みのあった新一般用医薬品開発妥当性 相談 23 件、ＯＴＣ品質相談 1 件、スイ ッチＯＴＣ等開発前相談 1 件の全件に 対応した。 ・医薬部外品について、申込みのあっ たヒト試験計画確認相談の全件（2 件） に対応した。（新添加物開発相談の申込 みはなかった。）また、医薬部外品の事 前確認相談を令和 5 年 1 月より試行的 に開始した。 ・医薬部外品の簡易相談について、簡 易相談の受入れ枠を超える申込数の増 加に対応するために改正した（令和 3		
--	--	--	---	--	--	--	--

		て検討し、相談制度の充実を図る。	について検討し、相談制度の充実を図る。		年度）実施要綱を踏まえ相談機会の均等化を図るとともに、昨年度に引き続き増枠を行った。		
	④ 信頼性保証関係 ア 適合性調査を効率的に実施すること。	<信頼性保証関係> ア 適合性調査の効率的な実施 ・新医薬品等の承認申請に係る試験等の適正な実施を促進するための啓発活動を行うとともに、申請資料の信頼性の確保を図るための適合性調査を効率的に実施する。	<信頼性保証関係> ア 適合性調査の効率的な実施 ・審査部門をはじめ関係部署と連携し、新医薬品等の承認時期に影響を及ぼさない時期に適切に調査を実施する。 ・ジェネリック医薬品の信頼性確保のため、承認申請資料の適合性調査		・新医薬品等の承認時期に影響を及ぼさない時期に、効率的かつ効果的な調査を実施した。 ・調査手続き通知を改正し、緊急承認時に実施する調査の手続きを明確化した。 ・新医薬品の品目の調査及び再審査適合性調査については、承認審査予定事前面談への同席、申請直後に企業側担当者への連絡等を行うことで、申請情報の早期入手に努めた。また、申請直後に企業側担当者へ調査予定時期を伝えた。 ・治験薬に関し多く質問を受けていたため、質問内容を一般化できる内容として取りまとめた。 ・企業を対象に、リモート調査等に関するオンライン説明会を開催した。 ・医療機関に対する GCP 実地調査の実施方法について整理するとともに、その資料を PMDA ホームページに掲載し、周知した。 ・新医薬品の品質・非臨床試験に対する適合性書面調査について、更なる公平性確保と負担軽減に資する運用変更を行い、その説明会の資料（英訳版）を PMDA ホームページに掲載した。 ・ジェネリック医薬品等 14 品目の GCP 実地調査を実施し、信頼性の確保を図った。		

			を強化する。 ・厚生労働省が取りまとめを行っているオンライン治験に関するガイドラインの策定に協力する。 ・適正な治験等の実施が推進されるよう、研修会等の実施を通してG C P・G L P・G P S Pに関する啓発活動を行う。 ・G L Pについては、G L P運用に係る国際ガイダンス文書等O E C Dの動向を踏まえ、国際整合性のあるG L P調査を実施する。 ・再審査適合性調査については、引き続き、再審査申請後速やかに着手するとともに、令和2年度以降に導入した調査手法（リモート調査等）について効果等を確認し、必要な場合には、業界団体の意見も踏まえ、当該方法の見直しを行う。		・厚生労働省が取りまとめを行っているオンライン治験に関するガイドラインの策定に協力した。 ・GCP 省令及びGCP チェックリストを英訳し、公表した。 ・業界団体が主催する研修会、医療従事者が参加する学会・研修会や、大学院の講義等において、適合性書面調査・GCP 実地調査、再審査適合性調査及びGLP 調査において指摘が多い事例の紹介等を行った。 ・GCP 研修会・GLP 研修会を動画配信方式にて実施した。 ・OECD より正式に発行された「GLP 環境下におけるデータインテグリティ」に関するガイダンス文書や既に発行済みの各種ガイダンス文書に対するPMDA の解釈をGLP 研修会で説明するとともに、当該文書の内容をGLP 調査の方針に積極的に採用した。 ・再審査適合性調査については再審査申請後に速やかに着手するとともに、調査対応した企業に対し、令和2年度以降に導入した調査手法等（11 プロジェクト）についてアンケート調査を実施し、効果等を確認した。また、企業を対象にしたGPSP 説明会をオンラインで開催し、11 プロジェクトの効果等について説明した。 ・医薬品再審査適合性調査相談4件及び医薬品添付文書改訂根拠資料適合性調査相談18件を実施した。	
--	--	--	---	--	---	--

		・調査関連の情報交換等を行うことにより、海外規制当局との連携を強化する。	・調査関連の情報交換等を行うことにより、海外規制当局との連携を強化する。 ・アジア等における国際共同治験の実施を支援するため、国際共同治験の実施者に対して治験の信頼性確保に関する助言や必要な情報提供を行う。		・信頼性適合性調査の円滑・効率的な実施に資するため、引き続き欧米 GCP initiative に参加し、米国 FDA 及び欧州 EMA と調査予定・結果等について情報共有・意見交換を行った。 ・国際シンポジウムでの講演等において、アジア地域の治験実施者に対して ICH-GCP や PMDA における調査手法の解説及び情報提供を行った。		
イ	リアルワールドデータ（注 4）の申請資料への活用に向けた検討等を行うこと。	イ	リアルワールドデータ等への適切な対応	イ	リアルワールドデータ等への適切な対応		
	（注 4）実臨床の環境において収集された安全性・有効性の評価に係る各種電子的データ。		・臨床研究の成果及びレジストリデータ等のリアルワールドデータの申請資料への活用に向けた対応等を行う。		・臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）の規定に従って実施された臨床研究で得られた情報について、申請資料として活用する仕組みの整備状況を踏まえて引き続き検討を行う。 ・患者レジストリ等のリアルワールドデータを申請資料として活用する場合におけるデータの信頼性を確保する方策について引き続き検討する。また、レジストリ及びデータベースの信頼性確保に		・厚生労働省が取りまとめを行っている臨床研究で得られた情報の申請資料への活用に関する通知の策定に協力した。 ・調査手続き通知を改正し、レジストリデータが添付された承認申請等の調査の際に提出すべき資料を明確化した。 ・医薬品データベース活用相談 1 件、医薬品データベース信頼性調査相談 1 件、医薬品レジストリ活用相談 3 件及び医薬品レジストリ信頼性調査相談 4 件を実施した。また、これらの相談で得られた知見の中から一般化できる内容を取りまとめ、厚生労働省による事

			関する相談に適切に対応する。		務連絡として周知を図るとともに、英訳版を公表した。さらに、医療従事者や企業担当者が参加する学会・研修会で説明した。 ・製造販売後データベースに対する適合性調査を適切に実施するためレジストリ版「データベース調査管理ツール」を公開した。		
	⑤ 品質管理関係	＜品質管理関係＞	＜品質管理関係＞				
	ア GMP（注5） 実地調査体制の充実を図ること。 （注5）医薬品及び医薬部外品の製造所における製造管理及び品質管理の基準（Good Manufacturing Practice の略）。	ア GMP 実地調査の充実 ・GMP 実地調査体制の拡充を図り、製造管理又は品質管理に注意を要する程度、過去の調査実績、国際連携等を総合的に考慮しつつ、製造所への実地調査をより充実させる。	ア GMP 実地調査の充実 ・医薬品の製造管理又は品質管理に注意を要する程度の高い製造所を効率的に抽出する評価手法の改善に努め、人的資源の有効活用をしつつ、適切に実地調査を実施する。 ・過去の調査実績、医薬品査察協定・医薬品査察協同スキーム（PIC/S）や医薬品原薬製造業者に対する国際的なGMP調査合理化プログラム（APIプログラム）を通じた他国GMP当局から入手した査察結果等の情報を踏まえ、GMP調査の重点化を図る。また、他国GMP当局からの要請に応じて、独立行政法	＜評価の視点＞ ・各種調査について質の向上のための各種取組が着実に行われているか。また、調査を通したGMPレベルの向上のため、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	・令和4年度は122件（海外53件、国内69件）の実地調査を実施した。なお令和4年度は、令和3年度まで見合わせていた海外実地調査を、PIC/S、APIプログラム等の情報に基づき、渡航制限措置の緩和された国から再開した。また、PIC/S Agreementに基づき、13件のGMP調査結果等を他国当局に提供した。		

			人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が行ったGMP調査結果等を提供する。 ・医薬品の製造販売承認に係るGMP調査について、総審査期間に影響を及ぼさないように処理するため、審査部門との連携を図るとともに、適切な進捗管理を実施し、迅速かつ効率的な調査を行う。 ・GMP調査員について、製品品質に影響するリスクを勘案した調査手法を取得するためのトレーニングプログラムを継続的に実施する。また、国際会議や、PIC/Sのエキスパートサークルへの積極的な職員派遣、厚生労働科学研究などへの参画等により、GMP調査員の育成を図る。 ・在宅勤務職員の活用を推進し、実地調査率の向上を図る。 ・改正薬機法の施		・GMP調査が医薬品の承認に係る総審査期間に影響を及ぼさないよう、各部毎に定期的に打合せを行うなど審査部門との連携強化を図った。 ・GMP調査員に対し、専門教育（年3回）を実施した。 ・令和4年度における海外講演等の活動については、PIC/S Seminar 2022においてワークショップを主催した。また、PIC/S Expert Circle Meeting on QRM に2名の調査員を講師として派遣した。PIC/S等海外セミナー又は講習に、講師として延べ13名が対応した。PIC/S等海外セミナー及びエキスパートサークルに、それぞれ延べ8名が参加した。 ・厚生労働科学研究に14名が参画し、GMP分野においては、関係企業における医薬品品質システムの構築に資するため、医薬品品質システムの4領域における事例を最終化し、この研究を通じてGMP調査員の育成を図った。 ・令和4年度は、2名の在宅勤務職員が計33件の実地調査（GMP適合性調査等）を実施した。 ・令和4年度は、厚生労働省監視指導・	
--	--	--	--	--	---	--

		行を踏まえ、GMPに係る運用ルールの明確化を図るとともに、必要なシステム開発を進める。 ・改正GMP省令の施行を踏まえ、講習会等を通して周知活動を行う。		麻薬対策課と協力して、改正薬機法を踏まえた GMP 事例集を発出した。また、医薬品品質関連情報公開システムの開発に向けて検討を開始した。 ・改正 GMP 省令及び令和 4 年に改訂された事例集に関し、関係団体等が開催する講習会等に講師を延べ 38 名派遣し、改正内容や留意点等に係る周知を図った。 ・医薬品等の品質確保に向けたリスクコミュニケーションの促進を図るため、関係者間（製薬企業、規制当局、アカデミア）の課題解決・意見交換の場として、GMP ラウンドテーブル会議を令和 4 年 11 月に開催した。 ・PMDA ホームページに、GMP 指摘事例速報（通称：オレンジレター）の公表を開始し、計 7 報を掲載した。
--	--	---	--	--

	エ 都道府県等の調査担当職員の質の向上に寄与すること。	収集、ガイドラインの作成協力を行うなどの確な対応を図るとともに、必要な相談体制を構築する。	に向け、審査部門と連携して引き続き情報収集を図る。	＜評価の視点＞ ・都道府県等の職員の資質向上のための取り組みが適切に実施されているか。	・革新的製造技術に係る相談制度の主管部として、PMDA の審査部門や都道府県の薬務課とも連携して相談を実施した。		
		エ 都道府県等の職員の資質向上への貢献 ・合同調査等の実施の促進を図り、都道府県等の職員の資質向上に貢献する。	エ 都道府県等の職員の資質向上への貢献 ・都道府県等の職員の資質向上に係る組織立ち上げて、都道府県等との合同調査等の実施を促進するほか、都道府県が行うGMP調査に際して機構職員による技術的な助言を行うことや、地域ブロック、都道府県主催の各種講習会へ機構職員を派遣すること等により、都道府県等の職員の資質向上を図る。				
	【評価における指標】 1 分野ごとに申請から承認までの審査期間の目標値を別紙のとおり設定する。 2 審査業務の質の向上に関して、以下の取組を行う。 （１）先駆け審査品目、条件付き早期承認品目に関する相談及びRS戦略相談等の申込みに対して、全件相談を実施すること。（平成29年度実績 全件実施） （２）各年度に承認された要指導医	＜その他＞ ア 業務のオンライン化等の推進 ・申請者等に対するアクセス向上と業務効率化を図るため、各種申請、相談、届出関係業務の書類の電子化、オンライン化を推進する。	＜その他＞ ア 業務のオンライン化等の推進 ・申請者等に対するアクセス向上と業務効率化を図るため、各種申請、相談、届出関係業務の書類の電子化、オンライン化を推進する。なお、令和	＜評価の視点＞ ・申請者等の利便性向上のための各種取組が実施されているか。	・都道府県等の GMP 調査員の教育支援のため、令和4年4月、GMP 教育支援課を設置し、(1)実地調査の支援、(2)PMDA 研修資料等の提供、(3)講習会、(4)講師派遣及び相談支援 を通じ、都道府県職員等に対する GMP 調査に関する教育支援を実施した。令和4年度は、GMP 適合性調査に5名の都道府県調査員を受入れ、合同による無通告査察を11件実施。また、都道府県調査に延べ7人の調査員を派遣した。さらに、都道府県からの要請に対し、GMP 調査員向け講習会等に、講師等として職員を延べ9名派遣した。		

	薬品・一般用医薬品（注6）のうち、50%以上の品目について、申請受付日から90日以内に初回照会事項を送付すること。 （注6）要指導医薬品は、医師による処方箋は不要だが、薬剤師が対面で販売しなければならない医薬品。一般用医薬品は、医師による処方箋も薬剤師の対面販売も不要の医薬品。 【目標の設定及び水準の考え方】 1 分野ごとの申請から承認までの審査期間については、前中期目標期間中の実績等を踏まえ指標を設定する。 2 審査業務の質の向上及び迅速化を図るため、相談業務等についても、前中期目標期間中の実績等を踏まえ指標を設定する。	イ 品質・製法変更への迅速な対応 ・品質・製法変更迅速に対応（ICH Q12 関係）するための取組を進める。 ウ 規格基準関係業務の適切な実施 ・医薬品等の適正な品質を確保するために必要な日本薬局方の改正に向けた原案を作成する。	3 年度に開始した医薬品等電子申請ソフトで作成した届出のオンラインによる受付に引き続き、令和4年度中に申請の受付のオンライン化を開始する。 イ 品質・製法変更への迅速な対応 ・医薬品等変更計画確認申請制度（PACMP）に基づく製造方法等の変更について、品質相談・事前面談等を実施することにより、迅速な対応に寄与する。 ウ 規格基準関係業務の適切な実施 ・第十九改正日本薬局方作成基本方針に従い、医薬品等の適正な品質を確保するために必要な日本薬局方の改正に向けた原案の検討を進める。		・医薬品等変更計画（PACMP）確認申請制度に基づく製造方法等の変更について、PACMP GMP相談（1件）を含む品質相談・事前面談等を実施し、迅速な対応に寄与した。令和3年8月からは医薬品等変更計画（PACMP）確認申請制度が開始し、令和4年度は3件受付けた。 ・令和4年度に計82回の日本薬局方原案検討委員会を開催し、第十八改正日本薬局方第二追補（令和6年6月告示予定）収載原案として、医薬品各条108件（新規13件、改正88件、削除7件）、一般試験法及び参考情報15件（新規6件、改正9件）、参照紫外可視吸収スペクトル5件（新規5件）、参照赤外吸収スペクトル7件（新規7件）についてPMDAホームページに掲載し、意見募集を行った。		
--	---	--	---	--	--	--	--

		・原薬等登録原簿（マスターファイル）を利用した承認審査が円滑に進められるよう、問合せの多い質問や指摘事項を集計し、講習会及びホームページで周知を図る。	・原薬製造者又は原薬等登録原簿を利用した承認審査が円滑に進められるよう、問合せの多い質問や指摘事項を集計し、講習会及びホームページで周知を図る。 ・関係部署との連携により、医薬品一般的名称（JAN）の制定業務、及びWHOの国際一般名称（INN）の相談業務を適切に行う。		・日本薬局方関連情報ホームページにおいて、第十八改正日本薬局方第二追補（令和6年6月告示予定）収載原案のうち、新たに収載することとなる医薬品各条13件、参考情報6件について英文での意見募集を行うとともに、改正一般試験法1件についても英文での意見募集を行った。 ・原薬等製造業者、国内管理人及び製造販売業者等を対象にマスターファイルによる承認審査の遅延や承認後の維持管理不備の低減を目的として、新型コロナウイルス感染抑制対策を講じた上でマスターファイル講習会を開催した（1回）。また、原薬等製造業者及び国内管理人等からのメール等による相談に応じ、参考となる事例については、講習会資料及びPMDAホームページへの掲載により周知した。 ・関係部署との連携により、医薬品一般的名称（JAN）を医薬品の承認に遅滞することなく制定した。WHOで開催された国際一般名（INN）の会議に参加して得られた知見も考慮して、JAN制定に取り組んだ。また、2件のINN相談に適切に対応した。 ・関西支部の調査員を本部で行われる「専門教育」に参加（3回）させた。	
	エ 関西支部の活用	・関西支部を活用したGMP実地調査を実施することにより、調査の効率化を図る。	エ 関西支部の活用 ・関西支部の調査等業務に関するスキルの向上及び人的資源の効率的な活用を推進するため、関西支部調査員の調査の実施状況を定期的に確認しつつ、必要に応			

		じて教育を行う。 ・ 関西支部を活用することにより、西日本地域やアジア地域のGMP調査を効率的に実施する。 ・ 関西支部で実施するRS戦略相談について関係者への周知を図るとともに、東京本部と関西支部との連携を図り、バイオ医薬品等の実用化促進に適切に対応する。 ＜RSの推進による業務の質の向上＞ ① RS研究の推進 ア 最先端科学技術の積極的な情報収集及び評価についてのガイドラインの作成	・ 関西支部の調査員は、西日本地域 26 件、アジア地域 10 件の GMP 調査を実施した。 ・ アカデミア等の機関（医学系 22 機関）へのパンフレット等の配布などにより RS 戦略相談の周知を図った。また、バイオ医薬品等の実用化促進に資するため、RS 総合相談 10 件、RS 戦略相談（事前面談）37 件を実施した。 ・ 医薬品関係のテレビ会議システムの利用は令和 4 年度は 4 件であり、円滑に実施した。		
		＜評価の視点＞			

		・ゲノム編集技術等の最先端科学技術の情報を積極的に収集・選別し、科学委員会、横断的基準作成等プロジェクトチーム（注1）、関係部門において評価を行い、報告書やガイドラインを作成する。 （注1） 機構の職員が、テーマごとに分野横断的なプロジェクトチームを結成し、開発・評価の考え方を検討し、ガイドラインの策定等につなげる活動	・機構が収集・選別した最先端科学技術の情報に基づき、科学委員会を積極的に活用し、大学・研究機関等や医療現場との連携・コミュニケーションを図りながら、革新的医薬品の評価法等の検討を進める。 ・機構内の横断的基準作成等プロジェクトチームにおいて分野横断的に検討を行う。 ・上記の議論や成果をR S 戦略相談・レギュラトリーサイエンス総合相談（以下「R S 総合相談」という。）などを含む審査等業務に活用するとともに、成果が得られたものについては、ガイドランス等として国内外へ	・最先端科学技術情報を収集し、科学委員会、横断的基準作成等プロジェクトチームを活用して、革新的医薬品の評価法等の作成を行うことができたか。 ＜評価の視点＞ ・各種議論を踏まえて作成したガイドランス等を審査等業務に活用するとともに、国内外に情報発信ができているか。	・令和元年度に定めたホライゾン・スキヤニング実施要領に基づき、機構が積極的に情報収集・選別・評価を行い、科学委員会等の適切な組織で最先端科学技術に対応する体制を試行に移しているが、ホライゾン・スキヤニングにより同定した最先端科学技術「エクソソームを含む細胞外小胞（EV）を利用した治療用製剤に関する報告書」を取りまとめるとともに PMDA ウェブサイトへ公表した。 さらに、PMDA ホライゾン・スキヤニングの取組については1報の論文投稿を行い採択され（Frontiers in Medicine-Regulatory Science）、国際的な情報発信を継続的に行った。 ・横断的基準作成等プロジェクトチーム（横断的 PT）として、令和4年度は、厚生労働省の通知1件（コンパニオン診断薬 WG）、及び事務連絡4件（コンパニオン診断薬 WG 2件、RWD WG 1件、心血管系リスク評価 WG 1件）の発出に協力した。 ・上記の他、各専門分野あるいは各部署で対応し、PMDA が発出に協力したものとして、通知1件、及び事務連絡2件が厚生労働省から発出された。 ・横断的 PT の小児医薬品 WG、ICH Q12 対応 WG、革新的製造技術 WG 及び心血管系リスク評価 WG では、それぞれ ICH E11A、ICH Q12、ICH Q13 及び ICH E14/S7B の専門家作業部会におけるガイドライン作成等の活動に協力した。 ・横断的 PT の小児 WG では、ICH E11A ガイドライン案に対する理解の促進、パブリックコメント収集を支援する目的で、厚生労働省、業界と共催で説明会を開催した。	
--	--	--	--	--	--	--

			の情報発信を行う。		・横断的 PT のコンパニオン診断薬 WG では、医薬品横断的 CDx に関するガイダンスの運用の整理を目的として、日本肺癌学会と共催でワークショップを実施し、厚生労働省、日本肺癌学会、関連企業と意見交換を行った。また、「承認済みコンパニオン診断薬のリスト」（日本語版及び英訳版）を定期的に作成し、PMDA ウェブサイトにおいて公開した。 ・横断的 PT の国際共同治験 WG では、ICH E17 実装に関する業界との意見交換を行い、ICH E17 の運用の促進を目的として、JPMA/PhRMA/EFPIA/PMDA 共催ワークショップを開催した。また、「PMDA-ATC with National Cancer Center MRCT Webinar 2023」の開催に協力した。	
	イ ホライゾン・スキャンニング(注2)手法の確立	イ ホライゾン・スキャンニング手法の確立に向けた検討		＜評価の視点＞ ・ホライゾン・スキャンニング手法確立に向けた検討を遅滞なく行うことができたか。	・効率的、効果的なホライゾン・スキャンニング手法の確立に向けた検討を行うため、令和元年度に定めたホライゾン・スキャンニング実施要領に従い、ホライゾン・スキャンニングの試行を開始しているが、令和4年度は「標的指向性を有する in vivo 遺伝子治療用製品のベクターに関する評価の考え方」が同定され、令和5年度に科学委員会のテーマとして検討を行うこととなった。	
	・海外規制当局との間で情報交換等の連携を進め、医薬品の開発を見据えた最先端科学技術の情報の収集と評価のための効率的・効果的なホライゾン・スキャンニング手法を確立する。 （注2）RSに基づき、どのような革新的技術が登場しつつあるのかの網羅的調査と、それが規制に及ぼす影響の評価を	・薬事規制当局国際連携組織（ICMRA）において海外規制当局との間で情報交換等の連携を進め、その成果も踏まえつつ、先端科学技術情報を収集する機能を強化するため、効率的・効果的なホライゾン・スキャンニング手法の確立に向け、課題点の抽出・整理・情報源の検討を進める。				

		行い、革新的技術に対する適切な規制構築に役立てる取組 ウ 包括的連携協定の推進 ・アカデミア等の専門機関との包括的連携協定の締結により、人材交流、人材育成、共同研究、情報交換等の広範な分野で協力・連携を進める。	ウ 包括的連携協定の推進 ・包括的連携協定の協定締結の拡充に向けた取組を進めるとともに、当該枠組みを活用し、アカデミア等の外部機関と連携しつつ、人材交流、人材育成、共同研究等を積極的に実施する。	＜評価の視点＞ ・レギュラトリーサイエンスの発展と普及のために、アカデミアとの包括的連携協定等に基づき、人材交流、人材育成、共同研究、研究活動に関する情報発信等を積極的に実施したか。	・従来からアカデミア等の専門機関との包括的連携協定を締結している 11 機関と、以下のような人材交流、人材育成、共同事業等を行い、レギュラトリーサイエンス人材の育成に寄与した。 ・人材交流として、令和 4 年度は、国立がん研究センター（NCC）から 3 名、広島大学から 2 名、慶應義塾から 2 名、筑波大学から 1 名、東北大学から 3 名、国立国際医療研究センター（NCGM）から 3 名、国立循環器病研究センター（NCVC）から 2 名、国立成育医療研究センター（NCCHD）から 5 名、東京医科歯科大学（TMDU）から 3 名、東京大学から 1 名を受け入れた。また、PMDA からは、NCC へ 5 名、東北大学へ 1 名、NCGM へ 2 名、NCCHD へ 1 名、東京大学へ 2 名を派遣した。 ・人材育成として、令和 4 年度は、IRB 見学（NCC 1 回、参加者 5 名、NCNP 1 回、参加者 4 名）、臨床研究審査委員会・倫理審査委員会見学（NCGM 1 回、参加者 3 名）、治験管理業務見学（NCGM 1 回、参加者 2 名）を実施した。また、締結機関と国際シンポジウムを共催した（NCC、NCGM、各 1 回）。 ・共同事業として、安全対策及び信頼性調査に資する人材育成促進のため、PMDA 職員が薬剤部及び治験管理部門の業務を経験する長期研修を実施した（薬剤部：NCC 2 名、NCGM 1 名、NCCHD 1 名、治験管理部門：NCC 1 名、NCGM 1 名）。また、PMDAATC セミナーに講師派遣を受けた（NCC	
--	--	--	---	---	---	--

					3回、慶應義塾 1回、NCGM 1回)。 ・NCC とは、NCC の研究事業である「MASTER KEY Project」に関する連絡会を計 3 回実施し、情報共有や意見交換を行った。 ・慶應義塾とは、医薬品評価に資する人材育成促進のため、同大学におけるファーマコメトRICS領域の研修や研究活動へ PMDA 職員が延べ 18 名参加した。 ・東北大学とは、同大学からの人材交流者を主たる研究者として、日本医療研究開発機構医薬品等規制調和・評価研究事業「歯科インプラントの荷重要件に関わる臨床評価に代替する非臨床評価法の確立」を実施している。 ・東京大学とは、同大学職員及び PMDA 職員が「日本医療研究開発機構次世代治療・診断実現のための創薬基盤技術開発事業 国際競争力のある次世代抗体医薬品製造技術開発／次世代抗体医薬品の実用化に向けた物性・品質評価及び管理手法に関する技術的研究」に参加している。 ・レギュラトリーサイエンスを普及させる一環として、連携大学院協定を締結している大学院に対して、連携教員の委嘱を受けた PMDA 役職員延べ 16 名が計 18 件の講義・研究指導を行った。	
	エ 研修の充実による人材育成	エ 研修の充実による人材育成	＜その他の指標＞ ・国内短期派遣研修、病院実地研修、現場研修等の実施状況 ＜評価の視点＞ ・国内短期派遣研修、病院実地研修、現場研	・審査業務の質の向上に資する人材を育成する観点から、研修プログラムの実施状況を評価するとともに、医療現場や企業の製造現場におけ ・審査業務の質の向上に資する人材を育成する観点から、研修プログラムの実施状況を評価する。	・国内派遣研修について、医療技術等習得研修制度に 49 名が参加した。また、高度な専門知識の習得を目的とする国内大学院研修に 12 名が参加した。 ・前年度のアンケート結果等を踏まえた研修評価を実施し、次回実施の際の改善策等研修内容の見直しを引き続き	

		る現場研修等の内容を充実し、着実に実施する。	・医療機関における製品の使用、臨床試験の運用等の実情を理解するため、国立高度専門医療研究センター（以下「NC」という。）をはじめとした医療施設での実地研修を実施する。 ・医薬品等の製造現場における研修等の内容を充実し、着実に実施する。 ・テレワーク等業務形態の変化にあわせ、動画配信型研修等オンラインシステムを活用した研修を推進する。また、研修実施者と共同し、オンラインによるインタラクティブ研修等、集合形式による体験型研修に代わる新たな研修を推進する。	修等の各種研修が適切に実施されているか。	行った。 ・新医薬品等審査業務に携わる職員を対象とした ISO9001 研修を昨年度に引き続き実施した。 ・信頼性保証部の職員が医療現場における治験管理の実態を理解し、より質の高い業務を実施できるようにすることを目的として、NCCH 及び NCGM の治験管理部門に計 2 名の職員を長期派遣する研修を開始した。 ・昨年度は実施に制限が設けられていた医療施設等の見学研修について、3 施設の NC で IRB 見学、CRB 等見学を実施し、計 14 名が参加した。 ・研修の実施方法については、従前の集合形式、時間を問わず繰り返し受講できる動画視聴形式、及び e-ラーニングのほか、Teams 等を活用したライブ配信や、これらを組み合わせたハイブリッド方式を積極的に取り入れるなど、より充実した方式により実施した。		
	オ 研究環境の充実と研究成果の積極的発信	オ 研究環境の充実と研究成果の積極的発信		<評価の視点>			

		・職員がR S 研究に従事しやすい環境を整備する。	・職員が指定研究等を適切な研究環境の下で実施できるよう引き続き必要な規定等を整備するとともに、研究の進捗等を適切に評価・管理・支援できる体制を構築する。	・R S 研究の成果の論文掲載を促進するための具体的な検討を進めることができるか。	・アカデミア等の外部機関と協力・連携し、RS 研究を実施した（AMED や厚生労働科学研究費補助金等の公的研究費を用いた研究：13 課題）。 ・PMDA で実施するレギュラトリーサイエンス研究のうち、研究の目的、業務との関連性等を勘案して、業務として実施する研究（指定研究）を適切に実施するために、レギュラトリーサイエンス研究選定・評価委員会の意見を聴いた上で、関連規程に基づいて、新規指定研究課題の選定等を行い、令和 4 年度は 3 課題（継続 3 課題）が実施された。 ・特に重要な研究テーマについては、包括的連携協定の事業として支援している。令和 4 年度は、東北大学との指定研究「歯科用インプラントの早期荷重を目指した表面性状維持にかかる非臨床評価法の確立」、国立精神・神経医療研究センターの研究活動である「評価バリエーション軽減のための臨床研究」の意見交換、東京医科歯科大学との生殖毒性・胎児毒性に関する研究計画の企画の支援を行った。 ・研究活動及び業務の成果の論文を学術雑誌で発表（英語論文：35 報、日本語 30 報）した。 ・指定研究については、毎年、進捗報告書を提出することとしている。また、平成 27 年度以降の実施分を加味して、人事評価を行っている。 ・学位申請で必要となる研究歴証明書の発行手順を令和元年度に定め、研究歴証明書の発行を行っている。		
			・倫理審査委員会を適切に運営するとともに、職員等に研究倫理について定期的な教育を行う。		・PMDA 役職員で研究活動に参加する者は研究倫理の研修の受講を必須としており、令和元年度より、時間を問わず繰り返し受講できるように研修を e-ラーニングで実施するようにした。令和		

		職員による論文の査読付き雑誌への掲載を促進する。	レギュラトリーサイエンス研究展示会の開催等を通じ、職員のレギュラトリーサイエンス研究（以下「RS研究」という。）に対する意識を高めるとともに、論文のテーマの選定方法を示すなど、RS研究の成果の論文掲載を促進するための支援を行う。		3年度からは、業務の成果を論文や講演等で公表する場合も、受講対象とした。 - 令和元年度のレギュラトリーサイエンス推進会議で研究活動の推進策を定め、PMDA、欧米の規制当局（米国FDA、EMA）から報告された論文を速やかに把握できるように、PMDA 役職員に、毎週、情報提供を行っている。 - 令和3年度より、論文掲載の促進策として、医薬品や医療機器等の審査の概要を論文化する支援を行い、学術雑誌 Oncologist に掲載された。 - 研究関連の規程類を改正し、手続きを明確化、簡略化し、迅速な研究の開始と論文を作成するための体制を整備し、令和5年度より施行することとした。		
	カ	科学委員会の活用とその成果を踏まえた評価の考え方等の取りまとめ	カ 科学委員会の活用とその成果を踏まえた評価の考え方等の取りまとめ	＜評価の視点＞ 革新的医薬品の評価の考え方について報告書を取りまとめ、その成果を国内外へ情報発信できているか。	科学委員会において、「エクソソームを含む細胞外小胞（EV）を利用した治療用製剤に関する報告書」を取りまとめ、令和5年1月17日に公表した。		
		先端科学技術のうち、新たな対応が必要な技術等について、科学委員会を積極的に活用し、先端科学技術応用製品へのよりの確な対応を図る。	先端科学技術応用製品等へのよりの確な対応を図るため、科学委員会において、審査に資するようエクソソームを含む細胞外小胞（EV）を利用した治療用製剤の現状と課題等についての報告書の取りまとめを行う。				
	キ	横断的基準作成等プロジェクトチー	キ 横断的基準作成等プロジェクト				

		ムの活動の充実 ・分野横断的にプロジェクトチームを結成し、課題ごとに開発・評価の考え方を検討し、考え方やガイドライン等の策定と周知につなげる活動を積極的に行う。 ② 次世代評価手法の活用推進 ア 電子データの審査への活用による審査の効率化及び質の向上 ・新医薬品の審査において、臨床試験データを活用した解析を行い、その解析結果を踏まえた指摘や	チームの活動の充実 ・横断的基準作成等プロジェクトチームにおいて、海外規制当局・外部専門家の意見も活用しつつ、必要に応じて規制上の取扱い変更も含め、先端技術を利用した医薬品の評価の考え方を検討するとともに、審査等業務に活用するため、機構内の課題を分野横断的に整理する。また、成果が得られたものについては、ガイドランス等を策定し、周知を行うとともに、業界とも共同して啓発のためのワークショップを開催する。 ② 次世代評価手法の活用推進 ア 電子データの審査への活用による審査の効率化及び質の向上 ・新医薬品の審査において、機構自らが臨床試験データを活用した解析を行い、その解析	＜評価の視点＞ ・横断的基準作成等プロジェクトチームにおいて検討された成果について、ガイドランス等を策定し、周知を行うことができるか。	・横断的 PT の検討内容について学会等での発表（コンパニオン診断薬 WG、オミックス WG、小児医薬品 WG、オーファン医薬品 WG、ICHQ12 対応 WG、国際共同治験 WG、革新的製造技術WG、患者参画検討WG、RWD WG）、及び論文発表（コンパニオン診断薬WG2 件、小児医薬品 WG1 件）を行った。 ・横断的 PT において、評価方針等について海外規制当局、開発企業、関連業界団体、関連学会等との意見交換会を行った（コンパニオン診断薬 WG、小児医薬品 WG、オーファン医薬品 WG、ICH Q12 対応 WG、国際共同治験 WG、革新的製造技術 WG、患者参画検討 WG、RWD WG 、ナノ医薬品WG）。 ・審査の過程で審査チームが申請電子データを用いて解析を行い、質の高い議論が可能となるように、リエゾン（次世代評価手法推進部と新薬審査部の併任者）が中心となり、サポートした。事		
--	--	--	--	--	---	--	--

		助言を実施できるよう、研修の実施や解析の支援を含め、審査の効率化及び審査・相談の質の高度化を推進するための体制を構築する。 （平成 32 年度から原則全品目について実施）	結果を踏まえた科学的議論を行うなど、個別品目審査・相談におけるデータ活用の定着に向けた取組みを進め、審査の効率化及び審査・相談の質の高度化につなげる。 ・先進的な解析・予測評価手法を用いた品目横断的解析を行うための人材を確保するとともに、効果的な研修プログラムの実施による育成や解析の支援を行う。 ・新医薬品の承認申請時における申請電子データの提出が円滑に行われ、各品目の審査に支障をきたすことのないよう、制度を適切に運用する。		前評価相談等においても申請電子データを活用できるようにサポートし、相談の質の向上に取り組んだ。 ・申請電子データの受け入れに当たって採用している CDISC 標準に関する知識や CDISC 標準データの解析手法等について、引き続き研修を実施し、職員の解析スキルの向上を図った。 ・申請電子データの提出等の実績を踏まえ、申請電子データの提出の更なる円滑化のため、以下の①～②の対応を行った。 ①申請電子データを伴う申請に係る各種課題について関連業界と継続的に意見交換を行った。また、令和 5 年 3 月 2 日に、関連業界の実務担当者を対象としたワークショップを日本製薬工業協会、一般社団法人日本 CRO 協会、PMDA 共催で開催した。 ②申請電子データ提出の更なる効率化のため、申請電子データ受領時の対応等を見直し、申請電子データの提出に関する通知等の発出に協力した。 また、「承認申請時等の電子データ提出に関する技術的ガイドについて」（令和 4 年 4 月 1 日付け薬機審長発第 0401003 号、薬機レギ長発第 0401001 号独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査センター長、レギュラトリーサ	
--	--	---	---	--	---	--

		イ 電子データの活用による臨床評価ガイドラインの策定や疾患モデルの構築 ・承認申請時に提出される医薬品の臨床試験データに基づき、Modeling & Simulation (M&S) の妥当性の評価と複数の医薬品の臨床試験データに基づく疾患モデルの構築等を目指す。 ・臨床試験データを利用し、医薬品開発に関する品目横断的な解析や先進的な解析手法の性能評価を行う。 ・疾患レジストリデータの特徴を参考に、解析の際の留意点や課題を抽出・整理するとともに、留意すべき事項や基本的な考え方を整理した指針をまとめる。	イ 電子データの活用による臨床評価ガイドラインの策定や疾患モデルの構築 ・承認申請時に提出される医薬品の臨床試験データの蓄積状況に応じて、Modeling & Simulation (M&S) の検討を進める。 ・臨床試験データを利用した医薬品開発に関する品目横断的な解析や先進的な解析手法の性能評価を行うための検討を進める。 ・疾患レジストリデータの特徴を参考に、解析の際の留意点や課題の抽出・整理を進める。	イエンスセンター長連名通知）を発出し、「申請電子データに関する FAQ」を改訂した。また、令和 4 年 6 月 29 日に、関連業界の担当者を対象として、通知等に関する説明会を行った。 ・申請電子データを活用した Modeling & Simulation (M&S) の実施に向け、情報収集を進めた。 ・臨床試験データを利用した品目横断的な解析や先進的な解析手法の性能評価を行うため、申請電子データを用いた試行的な検討を進めた。 ・疾患レジストリデータの特徴を参考に、解析の際の留意点や課題点の抽出・整理を進めた。		
--	--	--	--	--	--	--

		リアルワールドデータ活用による革新的医薬品の早期実用化への的確な対応 ・レジストリデータについて、医薬品の承認申請等へ活用するためのガイドライン及び信頼性を確保するための考え方に関するガイドラインをとりまとめ、個々のレジストリに対して相談の開始が可能となる体制を構築する。 ＜国際化の推進＞ ① 国際的リーダーシップの発揮 ア 多国間交渉・会議における議論への貢献 ・多国間交渉・会議において議論をリードし、規制調和・国際協力に積極的に貢献するとともに、日本の国際的発言力を高めることを目指す。	リアルワールドデータ活用による革新的医薬品の早期実用化への的確な対応 ・レジストリデータについて、医薬品の承認申請等へ活用するためのガイドライン及び信頼性を確保するための考え方に関するガイドライン等を踏まえ、個々のレジストリに対して相談を実施する。 ＜国際化の推進＞ ① 国際的リーダーシップの発揮 ア 多国間交渉・会議における議論への貢献 ・医薬品規制調和国際会議（ICH）やAPECの薬事規制を調和するための活動等における議長等のポストを可能な限り確保	＜評価の視点＞ ・レジストリデータについて、医薬品の承認申請等へ活用するためのガイドライン及び信頼性を確保するための考え方に関するガイドラインの素案の作成を遅滞なく進めることができているか。 ＜評価の視点＞ ・欧米やアジア諸国との連携により、積極的な国際活動を推進し、医療サービスの向上とPMDAの国際的地位の確立を図るための諸々の施策が着実	・レジストリデータについて、医薬品の承認申請等へ活用するためのガイドライン及び信頼性を確保するための考え方に関するガイドライン等を踏まえ、レジストリに関する相談枠等において、個々のレジストリに対する相談を実施した。 ・医薬品、医療機器等の開発におけるリアルワールドデータ（RWD）の活用を推進するためのRWDWGにおいて、RWDの信頼性担保に関する課題等を整理・検討し、「レジストリ又は医療情報データベースのデータを医薬品の承認申請、再審査等申請に利用する場合の信頼性担保に係る留意点に関する質疑応答集（Q&A）について」（令和4年9月14日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課事務連絡）の発出に協力した。 ・ICHでは管理委員会の副議長を務め、グローバルな場での規制調和推進をリードした。 ・APEC-LSIF-RHSCの共同議長を務めるとともに、3つの優先作業領域のリード国を務め、薬事規制の調和に主	
--	--	---	--	---	---	--

			し、組織運営や重要な決定事項に関する議論を日本が主導的に進める。 ・ I C H等の国際ガイドラインのアジア諸国での受け入れを進めるため、日本が中心となって、アジア諸国との間でアジアネットワーク会合を開催する。	に実行されているか。	導的な役割を果たした。 ・ 第 4 回アジアネットワーク会合をオンライン形式で実施し、アジア諸国の COVID-19 パンデミックに対する取組みや医薬品エコシステムの形成に向けた施策について、更なる協力を進めていくことに合意した。 ・ 活動中の 30 作業部会のうち、7 作業部会について、議長（とりまとめ）を務め、国際調和に向けた議論をリードした。 ・ 令和 4 年度に ICH で合意された国際調和ガイドラインについて、直ちに国内規制として実装した。 ・ 第 4 回 ICH フォーラム ~ICH Efficacy Guideline Update~を開催し、アカデミアを含む約 1,200 名の国内関係者と ICH 有効性ガイドラインに関する情報共有・意見交換を行った。 ・ IPRP 活動において 2 つの技術文書の策定に貢献、さらに論文 1 報を公表した。IPRP 活動をリードするとともに、アカデミア等の関係者との情報共有の場を創出した。 ・ ICMRA では、副議長として、COVID-19 ワクチンの安全性及び有効性に関する規制方向性に向けた		
	イ 規制調和活動の積極的推進	・ 国際会議において、日本から新規トピックスを提案するとともに、日本が主導して国際的な規格基準を作成するほか、他国が主導する案件においても日本からの意見を表明し、国際的な規格基準の作成・国際協力に積極的に貢献する。 ・ 国際薬事規制当局者プログラム（I P R P）において、将来的な規制調和に向けた情報共有の促進や検討を行う。 ・ I C M R Aにおいて、主体的に意見調整や方針決定	イ 規制調和活動の積極的推進 ・ I C H等の国際調和会議において、国際ガイドラインの作成に主体的に取り組むとともに、合意された国際ガイドラインの国内実施を推進する。				

			に関わることで、国際的な規制調和活動に積極的に貢献する。特に新型コロナパンデミック下、ワクチンに関する情報共有等の新型コロナに関連する国際協力等を積極的に行う。 ・「アジア医薬品・医療機器規制調和グランドデザイン」(令和元年6月20日健康・医療戦略推進本部決定)及びその実行戦略(令和2年7月14日同決定)(以下これらを総称して「グランドデザイン」という。)を踏まえ、アジア諸国にレギュラトリーサイエンス(以下「RS」という。)への理解・活用を促進するとともに、国際標準の取り込みやガイダンス整備等の充実を促す。 ・グランドデザインを踏まえ、後発医薬品のガイドラインの国際標準化を目指した取り組みに積極的に関与する。	ICMRA・WHO 共同ステートメントや各種ワークショップの報告書を含む文書の作成等の活動に貢献した。 ・ ICMRA 公式ウェブサイトの保守管理を担当し、計 13 回の更新により、COVID-19 関連活動を含む ICMRA 活動の認知度向上に貢献した。 ・インド並びにインドネシア、タイ、マレーシア及びフィリピン等の ASEAN 加盟国に対して、規制調和が求められるテーマのセミナーを計 10 回開催した。 ・ 医薬品・医療機器規制に係るシンポジウムを、インド CDSCO、台湾 FDA、タイ FDA、マレーシア NPRA 及びベトナム DAV とそれぞれ共催し、最新の規制・考え方について情報交換を行った。 ・ ICH、ICMRA 等の国際会議への未参加国当局に、参加を促すとともに、参加に向けた介在をする等、アジア地域の規制調和の促進を進める活動を行った。 ・ M13 及び GDG (Generic Discussion Group) を通し、後発医薬品に関する ICH ガイドラインの策定活動に積極的に関与した。 ・ IPRP BEWG G において、後発医薬品の代替標準製剤の取扱いに関する各国規制当局における規制等の分析を行い、「自国で標準製剤が利用できない場		
--	--	--	---	---	--	--

			・ グランドデザインを踏まえ、OTC医薬品については、OTC薬規制に係るアジア地域規制当局間会議（Self-CARER）等を活用し、アジア諸国における健康意識の向上やアクセス向上に向けた意見交換を一層進めていく。		合の代替標準製剤」に関する論文を公表した（Journal of Pharmacy& Pharmaceutical Sciences）。また、IPRP QWGにおいて、医薬品品質知識管理システム（PQ KMS）に関するICMRA-ICH-PIC/S-IPRP 共同リフレクションペーパー（RP）の作成に協力し、当該 RP に基づき新規プロジェクトを選定した。 ・OTC 薬規制に係るアジア地域規制当局間会議（Self-CARER）の再開に向け、Self-CARER2022 をタイで開催し、OTC 薬分野の規制調和活動の方向性を整備した。		
		・ 日本薬局方について、欧米アジアの各薬局方との連携の推進等、国際対応の充実強化を図る。	・ 日米欧三薬局方検討会議（PDG）における薬局方の国際調和及び日米欧以外の薬局方のメンバーシップ拡大に向けたパイロット活動を推進するとともに、欧米薬局方と協力覚書（MOC）に基づく連携を推進する。		・ PDG 年次会議（令和 4 年 10 月 18 日～21 日）及び定期的開催されるウェブ会議を主催、及び専門家電話会議、毎月の進捗報告電話会議に参加し、情報交換を行うことで、一般試験法 1 件の調和文書の作成及び一般試験法 3 件の調和文書の改正に合意した。これらの合意事項に基づき、第十八改正第二追補以降の日本薬局方に収載するための改正作業を進めた。 ・ PDG で改正予定の一般試験法 1 件及び添加物基準 1 件に関して国内で改正案の意見募集を行った。 ・ 米国薬局方（USP）と第 2 回 USP-MHLW/PMDA ワークショップの開催に向け意見交換を行った。 ・ 欧州薬局方（EP）委員会へ年 3 回		

			・WHOが主催する「世界薬局方会議」に協力することで国際的な薬局方活動に貢献し、日本薬局方の国際的地位の向上を図る。 ・関係部署と連携	（令和4年6月、令和4年11月、令和5年3月）オブザーバーとして参加し、積極的な情報収集・規制調和に向けた調整を行った。 ・欧米薬局方と協働し、日米欧以外の薬局方がPDGにおける調和作業に参加することが可能となるようにメンバーシップ拡大のためのパイロットプログラムを開始した。4つの国・地域の薬局方よりパイロットプログラムへの参加申請があり、参加要件を満たしていたインド薬局方が参加することになった。 ・PDGにおいて、ICH 専門家部会よりメンテナンス作業を引き継いだICH Q4Bについて、日米欧以外のICH レギュラトリーメンバー国・地域の薬局方を含めるためにパイロットとして3件の試験法のメンテナンス作業を欧米薬局方と連携しながら進め、パイロットの結果と正式な作業へ移行するための推奨事項をICH 総会（令和4年11月）で我が方が報告した。 ・世界薬局方会議（IMWP）では、COVID-19 のパンデミック対応として、米国薬局方（USP）、欧州薬局方（EP）等と協働して行った COVID-19 治療に関連する医薬品の各薬局方の収載情報の提供、IMWP モノグラフの作成などの活動において特定された課題（最新情報の適切な反映、モノグラフ作成意義とプロセスの明確化）の解決に向けて、2つのWG（COVID-19 のパンデミック対応についてステークホルダーからフィードバックを得るWG、共同作業や情報共有の仕組みを評価し、改善するWG）の設置に合意し、両WGへの参加を表明した（令和4年9月）。 ・第十八改正日本薬局方第一追補英文	
--	--	--	---	---	--

			し、第十八改正日本薬局方第一追補の英文版の早期発行に協力するとともに、関連情報の海外への発信・普及を図る。 ・グランドデザインを踏まえ、日本薬局方とアジア諸国における薬局方との調和・参照化の取組・意見交換を進める。特に伝統的な植物薬の規格設定の協働を進める。		版の発行に向け協力した。 ・日局収載原案の意見募集を行う際に、海外使用者の関心が高い項目については、原案作成の趣旨が海外の使用者にも明確に伝わるよう、PMDAの英文版ウェブサイトに原案とともに趣旨説明文書を掲載した。 ・中国薬典委員会との間で第3回日中薬局方フォーラムの開催に向けた意見交換を行い、次につなげることに成功した。		
		リアルワールドデータの活用についての規制当局間の意見交換の推進 ・多国間交渉・会議を活用して、国際的な規格基準の規制調和に向けた議論を主導的に進める。	リアルワールドデータの活用についての規制当局間の意見交換の推進 ・リアルワールドデータの活用に対するICHの戦略的な取組を推進する。 ・ICH等において、リアルワールドデータ活用に関する情報交換等を行い、各国規制当局間の規制調和を検討する。 ・各国規制当局と協働してワークショップ等を開催し、リアルワールド		・ICHにて、PMDAから提案したRWD活用促進に向けたガイドライン作成のためのEWGを発足させ、日本の知見入れ込みを進めた。 ・ICHにおいて、RWD活用に関する情報交換及び調和可能な領域についての検討において、日本の知見入れ込みを進めた。 ・デンマーク規制当局との意見交換、ICMRAが主催するRWD関連のシンポジウム等での講演等を通じて、欧米の規制当局と情報交換を行い、日本に		

			ドデータの活用 (実際の活用の経験、信頼性担保等)について情報・意見交換を推進する。		における RWD 活用への取組み、医療情報データベース信頼性確保の重要性等について共通の立場を整備した。また、RWD 活用事例について学術論文としても公表(Clin Pharmacol Ther 2023 DOI: 10.1002/cpt.2850 等) し、RWD に関する国際的な検討に貢献した。	
		② 二国間関係の強化及びA T Cの充実強化	② 二国間関係の強化及びアジア医薬品・医療機器トレーニングセンターの充実強化			
		ア 欧米アジア諸国、国際機関等との連携強化	ア 欧米アジア諸国、国際機関等との連携強化			
		・欧米・アジア諸国、国際機関等との協力関係の充実を図る。特に米国F D A及び欧州E M Aと協力し、守秘取決めに關する交換書簡に基づく二国間協議の推進及び情報の受発信の促進を図る。	・欧米規制当局との守秘取り決めに關する交換書簡に基づき、新型コロナ関連情報、革新的な技術情報等について情報交換を行い、互いの規制当局の更なる充実・発展を図る。 ・アジア諸国、国際機関等との協力関係の維持、拡大を図る。		・米国 FDA 及び欧州 EMA と COVID-19 に係わる最新情報について、守秘取決め下、情報交換を行い、厚生労働省・PMDA が実施する対策に反映した。 ・中国 NMPA、インド CDSCO、韓国 MFDS、台湾 FDA、インドネシア FDA、タイ FDA、フィリピン FDA、ベトナム DAV、マレーシア NPRA 及びシンガポール HSA と規制当局間会合を行い、最新情報を交換するとともに、連携を強化した。 ・台湾 FDA と、PMDA 審査報告書を活用した新薬審査協働スキームに関する Q&A 集を最終化し、このスキームの活用を一層促進させるため公表した。	

		・米国・欧州への人材派遣を可能な限り行い、各国との連携強化を図る。	・米国・欧州との人材交流を可能な限り継続しつつ、パンデミックの状況においては、他の欧米アジア諸国、国際機関等への更なる派遣のため、協議を進める。 ・グランドデザインを踏まえ、アジア諸国との連携を一層推進する観点から、対象国に応じた支援体制の構築を目差し、国際調和推進体制を強化する。 ・グランドデザインを踏まえ、WHOの事前認証（PQ）制度において我が国の審査結果が活用されるよう、WHOとの協働に向けた環境を整備する。	・インドネシア FDA との審査協力の下、PMDA 審査報告書を活用した簡略審査により対象品目が承認された。 ・WHO とは、PQ/EUL に関する実務を通じて信頼関係を構築し、さらなる協働のための基盤を構築した。 ・欧州 EMA に PMDA リエゾンを派遣し、情報交換等を行った。 ・欧州 EMA に駐在する PMDA リエゾン等を通じて、COVID-19 や定期的に開催されている専門委員会（CHMP、PRAC 等）における議論等の最新情報を時宜を得て入手し、審査業務に役立てた。 ・COVID-19 治療薬・ワクチンの審査情報について、欧州 EMA・米国 FDA との間で、情報交換を行い、我が国の審査対策に反映させた。 ・グランドデザインを踏まえ、アジア諸国で優先的に支援に取り組む 8 の優先国/地域を定め、それぞれに専任担当者を配置し、国際規制調和の推進を強化し、二国間の規制調和活動を幅広く実施した。 ・グランドデザインを踏まえ、WHO との協働に向けた基盤構築について、WHO 10th Annual Meeting on Collaborative Registration Procedure（令和 4 年 12 月イスタンブール開催）に対面参加し、事前認証（PQ）制度に関する対応の方向性にかかる議論を進めるほか、我が国の取組み等を入れ込むとともに、議論進捗に向けた進行役として貢献した。また、世界的にサル痘（mpox）の感染が拡大したことから、WHO 及び厚生労働省と協働し、日本	
--	--	---	--	---	--

		イ A T C の研修の充実を通じたキャパシティビルディングの推進 ・アジア諸国の規制当局の担当者等に対し、国際標準を踏まえた日本の規制の理解を促すため各種セミナーを提供し、各国の規制水準の向上に貢献する（アジアの国において年2回以上のトレーニングを開催（審査業務又は安全対策業務に関して実施した延べ数）、かつセミナー受講後のアンケートにおける受講者の満足度が5段階評価で3（Good）以上の割合が延べ75%以上を達成する。）。	イ アジア医薬品・医療機器トレーニングセンターの研修の充実を通じたキャパシティビルディングの推進 ・アジア医薬品・医療機器トレーニングセンター（以下「A T C」という。）による研修セミナー等を継続して開催するとともに、アジア諸国や新興国、国際機関等からの研修生受け入れや講師派遣・人的交流による協力活動についても積極的に推進する（アジアの国において年5回以上のトレーニングを開催（審査業務又は安全対策業務に関して実施した延べ数）を目指すとともに、かつセミナー受講後のアンケートにおける受講者の満足度が5段階評価で3（Good）以上の割合	＜主な定量的指標＞ ・アジアの国におけるトレーニングの開催件数及び参加者の満足度。	で承認された痘そう・サル痘ワクチンのPMDAの審査報告書及びGMP査察報告書（いずれも英訳）をWHOに提供する等、日本の痘そう・サル痘そうワクチンの海外への提供に寄与する活動を行った。 ・COVID-19の国際的な流行により、国外からの招へいや国外への渡航に制限があるにもかかわらず、PMDA・ATCにおいてアジア諸国等の規制当局の担当者等に対し年間で合計20回（医薬品・医療機器の審査及び安全対策をテーマとするものを含む）のセミナーをオンライン又は対面にて開催し、44の国/地域から延べ708名の参加を得た。 ・このうち10回はアジア諸国（マレーシア2回、フィリピン2回、インドネシア2回、タイ1回、インド1回、ASEAN2回）において規制調和が求められるテーマについてオンライン又は対面によるセミナーを提供した。 ・セミナー受講後のアンケートにおける受講者の満足度は、5段階評価で3（Good）以上の割合が100%であった。	
--	--	--	---	---	--	--

			合が延べ75%以上を達成する。) ・ATCのe-ラーニングに係るシステムを活用し、インターネットを經由してトレーニングを受講できるシステムを提供する。特に、新型コロナパンデミック下において対面での実施が困難な状況にあつては、ウェビナー等のオンライン手法を活用したトレーニングを積極的に提供する。 ・北陸支部を有効に活用しつつ、アジア諸国のニーズ等を踏まえ、ATCによる研修セミナー等を継続的に実施する。 ・APECの優先活動領域の1つであるMRCT/GCP査察領域において積極的に活動し、国際調和を推進する。		・令和2年1月より開始したe-ラーニングシステムの一般公開用サイトは、令和3年4月よりアクセス向上のためYouTubeチャンネルに移行し、計48コンテンツを公開(うち15コンテンツは令和4年度に新規公開)、総閲覧回数は37,000回以上であった。 ・令和3年1月より開始したe-ラーニングシステムの海外規制当局者向けサイトは、セミナー参加者以外にも事前登録の上で受講を可能とし、計5コースを提供し、600名以上が受講した。		
			・PMDA北陸支部を活用し、品質管理(ハーバルメディシン)に関するセミナーをオンラインにて開催した。		・国際共同治験/GCP査察領域の「優良研修センター」(CoE)として医薬品の国際共同治験に関するセミナーをNCC(国立がん研究センター)と共催した。 ・APEC-LSIF-RHSC傘下で海外CoE(中国・北京大学、韓国・KoNECT)が実施する国際共同治験GCP査察のセミナーのプログラム作成に貢献した。また、同CoEセミナーで講師を務め、国際規制の周知・調和活動に貢献した。		

		・グラントデザインを踏まえ、アジア地域の国や国際機関への人材交流を検討する。 ウ 二国間協議による日本の規制手法の導入の支援と日本の審査結果の受け入れの推進 ・二国間合同シンポジウムや規制当局間会合を通して、相手国の要望に応えつつ、日本の審査結果の相手国規制への取り込み（簡略審査の対象国化等）を促進させる。 ・アジア諸国等の規制当局との間で医薬品等の規制に関する相互理解を促進するとともに、日本の規制手法が導入できるよう、必要な協力・支援を行う。	・ EMA 等への PMDA 派遣者の処遇改善やアジアの一部の国と新型コロナ終息後の人材交流に向けた合意をする等、人材交流拡充に向けた検討を行った。 ・タイ FDA と二国間合同シンポジウム及び規制当局間会合を開催し、日本の薬事規制等への理解の促進とともに、タイ FDA の人的能力の向上に向けた議論・調整を行った。 ・タイ FDA との規制当局間会合において、日本の審査報告書を利用したタイの簡略審査制度の利用促進のため、PMDA が作成した審査報告書の共有方法、及び PMDA の支援継続に合意した。 ・タイにて、現地のアカデミア、タイ FDA 関係者等を対象に、GCP に係るシンポジウム及びセミナーを実施した。 ・台湾 FDA と医薬品・医療機器規制に関する二国間合同シンポジウム及び規制当局間会合を開催し、医薬品の薬事規制について情報交換、新薬審査協働スキームの活用促進等に関する意見交換を行った。 ・インド CDSCO と医療製品規制に関する二国間合同シンポジウム及び規制当局間会合を開催し、医薬品、医療機器及び再生医療等製品に関する情報交換を行った。 ・インドネシア FDA と COVID-19 ワクチン審査及び医薬品品質審査に関する情報交換を行った。		
--	--	--	---	--	--

			・グラントデザインを踏まえ、WHOとも連携し、”Reliance（規制当局が承認審査や視察の中で、他の規制当局の評価結果を重視・考慮し、自国規制に活用すること）”の考え方の浸透をアジア諸国に働きかけていく。		・WHO 西太平洋事務局主催の WPRA 会合（令和 4 年 8 月）に暫定議長及び講演者として参加し、PMDA が提供するトレーニングに関して情報提供を行ったほか、域内における規制当局の規制能力強化に向けた今後の活動計画について日本の考えを入れ込むことに成功した。		
		エ 各種調査における海外規制当局との連携強化と日本の調査結果の相手国における受け入れの推進 ・GLP、GCP、GMPに関する調査に関して、実施通知や調査報告書等の情報交換を行うなど、海外規制当局との連携を強化する。	エ 各種調査における海外規制当局との連携強化と日本の調査結果の相手国における受け入れの推進 ・GLP調査について、OECDのデータ相互受け入れ制度に基づき、調査結果の相互受け入れを行う。 ・GLP、GCP、GMP調査について、他国等との連携を更に強化し、調査報告書の交換等の実施に向けた議論を進める。 ・PIC/Sのガイドライン等の作成など、GMPに関する国際活動に積極的に参画し、貢献する。		<GLP> ・OECD のデータ相互受け入れ制度に基づき、GLP 調査結果の相互受け入れを行った。 <GCP> ・信頼性適合性調査の円滑・効率的な実施に資するため、引き続き欧米 GCP initiative へ参加し、米国 FDA 及び欧州 EMA と定期的な電話会議やメールでの情報交換を実施した。 <GMP> ・ICMRA PQKMS 活動の一環である OWG の共同審査及び共同ハイブリッド調査パイロットに参画する方針を打ち出した。 ・PIC/S に設置された 4 つのワーキンググループ等に参画し、ガイドライン等の作成など国際活動に貢献した。		

			・OECD主催の査察官トレーニングコースへの講師派遣やOECD事務局への職員派遣など、OECDを通じたGLPに関する国際活動に積極的に参画し、貢献する。 ・PIC/SやAPIプログラムを通じて他国GMP当局からGMP査察結果等入手するほか、他国GMP当局からの要請に応じて、機構の行ったGMP調査結果等を提供し連携を強化する。		・OECD事務局にGLP担当として、引き続き職員派遣（1名）を行うとともにOECD主催のGLP査察官トレーニングコースにて講師を務める等、GLPに関する国際活動において、PMDAの知見・ノウハウの導入を図った。 ・PIC/SやAPIプログラムを通じ、コロナワクチンを含む製品に係るGMP査察結果等の提供・入手を行い、連携を強化した。 ・PIC/SのExecutive Bureauメンバーとして、PIC/Sにおける意思決定に積極的に関与した。		
	（2）医療機器、再生医療等製品等の審査業務の迅速かつ適切な実施 ① 医療機器審査関係 ア 世界最速レベルの審査期間の堅持及び業務の質の向上を図ること。	（2）医療機器、再生医療等製品等の審査業務の迅速かつ適切な実施 ＜医療機器審査関係＞ ア 世界最速レベルの審査期間の堅持と一層の質の向上 ・各年度に承認された新医療機器（優先	（2）医療機器、再生医療等製品等の審査業務の迅速かつ適切な推進 ＜医療機器審査関係＞ ア 世界最速レベルの審査期間の堅持と一層の質の向上 ・令和4年度に承認された新医療機	＜評価の視点＞ ・医療機器審査業務について、的確かつ迅速な審査を実施していくために、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。 ＜主な定量的指標＞ ・新医療機器（優先品目）の総審査期間	・令和4年度に承認された新医療機器（優先品目）の申請から承認までの総		

		品目)の申請から承認までの総審査期間について、80%タイル値で10ヶ月を達成する(ただし、申請者側が10ヶ月以上の資料整備期間を要したものを除く。) ・各年度に承認された新医療機器(通常品目)の申請から承認までの総審査期間について、80%タイル値で14ヶ月を達成する(ただし、申請者側が14ヶ月以上の資料整備期間を要したものを除く。) ・各年度に承認された改良医療機器(臨床あり)の申請から承認までの総審査期間について、60%タイル値で10ヶ月を達成する(ただし、申請者側が10ヶ月以上の資料整備期間を要したものを除く。) ・各年度に承認された改良医療機器(臨床なし)の申請から承認までの総審査期間について、60%タ	器(優先品目)の申請から承認までの総審査期間について、80%タイル値で10ヶ月を達成する(ただし、申請者側が10ヶ月以上の資料整備期間を要したものを除く。) ・令和4年度に承認された新医療機器(通常品目)の申請から承認までの総審査期間について、80%タイル値で14ヶ月を達成する(ただし、申請者側が14ヶ月以上の資料整備期間を要したものを除く。) ・令和4年度に承認された改良医療機器(臨床あり)の申請から承認までの総審査期間について、60%タイル値で10ヶ月を達成する(ただし、申請者側が10ヶ月以上の資料整備期間を要したものを除く。) ・令和4年度に承認された改良医療機器(臨床なし)の申請から承認までの総審査期間につ	80%タイル10ヶ月 <主な定量的指標> ・新医療機器(通常品目)の総審査期間 80%タイル14ヶ月 <主な定量的指標> ・改良医療機器(臨床あり)の総審査期間 60%タイル10ヶ月 <主な定量的指標> ・改良医療機器(臨床なし)の総審査期間 60%タイル6ヶ月	審査期間(80%タイル値)は8.8ヶ月であり、目標を達成した。 ・令和4年度に承認された新医療機器(通常品目)の申請から承認までの総審査期間(80%タイル値)は12ヶ月であり、目標を達成した。 ・令和4年度に承認された改良医療機器(臨床あり)の申請から承認までの総審査期間(60%タイル値)は8.9ヶ月であり、目標を達成した。 ・令和4年度に承認された改良医療機器(臨床なし)の申請から承認までの総審査期間(60%タイル値)は5.8ヶ月であり、目標を達成した。		
--	--	--	---	---	--	--	--

	イ 先駆け審査指定制度の適切な運用及びR S 戦略相談等の適切な実施を図ること。	イル値で6ヶ月を達成する(ただし、申請者側が6ヶ月以上の資料整備期間を要したものを除く。) ・各年度に承認された後発医療機器の申請から承認までの総審査期間について、60%タイル値で4ヶ月を達成する(ただし、申請者側が4ヶ月以上の資料整備期間を要したものを除く。)	いて、60%タイル値で6ヶ月を達成する(ただし、申請者側が6ヶ月以上の資料整備期間を要したものを除く。) ・令和4年度に承認された後発医療機器の申請から承認までの総審査期間について、60%タイル値で4ヶ月を達成する(ただし、申請者側が4ヶ月以上の資料整備期間を要したものを除く。) ・新型コロナウイルス感染症又は関連する症状を対象とする医療機器について、優先的に審査を進める。	＜主な定量的指標＞ ・後発医療機器の総審査期間 60%タイル4ヶ月	・令和4年度に承認された後発医療機器の申請から承認までの総審査期間(60%タイル値)は3.6ヶ月であり、目標を達成した。		
		イ 先駆け審査指定制度や条件付き早期承認制度の適切な運用 ・先駆け審査指定制度に基づく申請であって、各年度に承認された新医療機器の申請から承認までの総審査期間について、6ヶ月を達成することを目指す。	イ 先駆け審査指定制度や条件付承認制度の適切な運用 ・先駆け審査指定制度に基づく申請及び先駆的医療機器に指定された申請であって、令和4年度に承認された新医療機器の申請から承認までの総審査期間について、6ヶ月を達成	＜主な定量的指標＞ ・新医療機器の先駆け審査指定制度に基づく品目の総審査期間 6ヶ月	・新型コロナウイルス感染症又は関連する症状を対象とする医療機器として、令和4年度に人工呼吸器及び肺炎画像解析プログラムの2品目について優先的に審査し、承認された。 ・令和4年度は先駆け・先駆的審査指定制度に基づく承認品目がなかった。		

		・先駆け総合評価相談に関し、申込み全件について実施する。 ・革新的医療機器条件付き早期承認制度に係る開発前相談に関し、申込み全件について実施する。 ウ RS戦略相談等の実施 ・RS戦略相談等に関し、申込み全件について実施する。 ・RS総合相談の出張相談を積極的に実施する。	することを指す。 ・先駆け総合評価相談に関し、申込み全件について実施する。 ・条件付き承認制度に係る開発前相談に関し、申込み全件について実施する。 ウ RS戦略相談等の実施 ・RS戦略相談等に関し、申込み全件について実施する。 ・RS総合相談の出張相談を積極的に実施する。 ・医療機器プログラム総合相談（SaMD一元的相談窓口）について、厚生労働省と連携して適切に対応する。 ・医療機器変更計	＜主な定量的指標＞ ・先駆け総合評価相談、革新的医療機器条件付き早期承認制度に係る開発前相談に関し、申込み全件について実施する。 ＜評価の視点＞ ・新医療機器にかかるRS戦略相談等の円滑な実施のため、中期計画に掲げられている各種取組が着実に行われているか。 ＜主な定量的指標＞ ・RS戦略相談等を申込み全件について実施する。	・先駆け総合評価相談に関し、申込み全件について実施した（6件）。 ・医療機器等条件付き承認制度（旧名称 革新的医療機器条件付早期承認制度）に係る開発前相談に関し申込み全件について実施した（1件）。		
		・RS戦略相談等に関し、申込み全件について実施する。 ・RS総合相談の出張相談を積極的に実施する。	・RS戦略相談等に関し、申込み全件について実施する。 ・RS総合相談の出張相談を積極的に実施する。 ・医療機器プログラム総合相談（SaMD一元的相談窓口）について、厚生労働省と連携して適切に対応する。 ・医療機器変更計	＜主な定量的指標＞ ・医療機器及び体外診断薬にかかるRS総合相談、RS戦略相談（事前面談含む）に関し、申込み全件について実施した（RS総合相談86件、RS戦略相談（事前面談含む）79件）。 ・RS総合相談の出張相談は5回、22件実施した。 ・医療機器プログラム総合相談（216件）に適切に対応した。 ・医療機器変更計画確認申請を2件受	・先駆け総合評価相談に関し、申込み全件について実施した（6件）。 ・医療機器等条件付き承認制度（旧名称 革新的医療機器条件付早期承認制度）に係る開発前相談に関し申込み全件について実施した（1件）。		

	ウ 後発医療機器の審査の合理化及び次世代評価指標の構築によるイノベーションへの的確な対応を行うこと。	エ 後発医療機器の審査の合理化 ・後発医療機器の審査の遅れの原因に関して、関係者から状況を聴取の上、対応策を検討し、改善の取組に関する通知（1本／年）を発出する。 オ 次世代評価指標の構築によるイノベーションへの的確な対応 ・AI、ゲノム解析、量子ビーム等革新的・先端的技術を活用した医療機器開発に向けた「次世代評価指標」の構築によるイノベーションへの的確な対応を図る。	画確認申請（IDATEN）やその他相談への適切に対応する。 エ 後発医療機器の審査の合理化 ・後発医療機器の審査の遅れの原因に関して、関係者から状況を聴取の上、対応策を検討し、改善の取組に関する通知を少なくとも1本発出する。 オ 次世代評価指標の構築によるイノベーションへの的確な対応 ・行動変容アプリ等の革新的・先端的技術を活用した医療機器プログラムの開発に向けた「次世代評価指標」の作成に引き続き協力する。	＜その他の指標＞ ・後発医療機器の審査の遅れの改善のための通知を1本発出できたか。	付けた。また、令和3年度に受け付けた分も含めて3件の調査が終了した。その他相談に対しても適切に対応した。 ・迅速な承認審査等に資するため、「血液透析器、血液透析濾過器及び血液濾過器承認基準の改正について（その4）」（令和4年11月2日付け薬生発1102第7号）、「血液透析器、血液透析濾過器及び血液濾過器承認基準に関する質疑応答集（Q&A）について」（令和4年11月2日事務連絡）及び「「歯科用インプラントの承認申請に関する取扱いについて」の一部改正について」（令和4年11月7日付け薬生機審発1107第1号）の3本の通知等の発出に協力した。 ・次世代医療機器・再生医療等製品 評価指標作成事業 審査WGに参画し、「次世代医療機器評価指標の公表について」別紙2「行動変容を伴う医療機器プログラムに関する評価指標」（令和4年6月9日付け薬生機審発0609第1号）、「次世代医療機器・再生医療等製品評価指標の公表について」別紙「ヒト（同種）iPS細胞由来心筋細胞シートを用いた虚血性心筋症の治療に関する評価指標」（令和5年3月31日付け薬生機審発0331第15号）の発出に協力した。	
--	---	---	--	---	--	--

	② 体外診断用医薬品審査関係 ア 迅速な審査の実施、予見可能性及び業務の質の向上を図ること。	＜体外診断用医薬品審査関係＞ ア 迅速な審査の実施（予見可能性の向上）と一層の質の向上 ・各年度に承認された体外診断用医薬品の専門協議品目（国立感染症研究所による承認前試験を要する品目を含む）の申請から承認までの総審査期間について、以下のとおり、平成35年度までに80%タイル値で12ヶ月を達成する（ただし、申請者側が12ヶ月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 平成31年度 50%タイル値で12ヶ月 平成32年度 60%タイル値で12ヶ月 平成33年度 60%タイル値で12ヶ月 平成34年度 70%タイル値で12ヶ月 平成35年度 80%タイル値で12ヶ月	＜体外診断用医薬品審査関係＞ ア 迅速な審査の実施（予見可能性の向上）と一層の質の向上 ・令和4年度に承認された体外診断用医薬品の専門協議対象品目（国立感染症研究所による承認前試験を要する品目を含む）の申請から承認までの総審査期間について、70%タイル値で12ヶ月を達成する（ただし、申請者側が12ヶ月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。	＜評価の視点＞ ・体外診断用医薬品審査業務について、的確かつ迅速な審査を実施していくために、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。 ＜主な定量的指標＞ ・体外診断用医薬品（専門協議品目）の総審査期間 平成31年度 50%タイル値で12ヶ月 平成32年度 60%タイル値で12ヶ月 平成33年度 60%タイル値で12ヶ月 平成34年度 70%タイル値で12ヶ月 平成35年度 80%タイル値で12ヶ月 ＜主な定量的指標＞	・令和4年度に承認された体外診断用医薬品の専門協議品目の申請から承認までの総審査期間（70%タイル値）は10.9ヶ月であり、目標を達成した。		
--	--	--	---	---	---	--	--

	・各年度に承認された体外診断用医薬品（通常品目）の申請から承認までの総審査期間について、80%タイル値で7ヶ月を達成する（ただし、申請者側が7ヶ月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。	・令和4年度に承認された体外診断用医薬品（通常品目）に係る総審査期間について、80%タイル値で7ヶ月を達成する（ただし、申請者側が7ヶ月以上の資料整備期間を要したものを除く。）。 ・新型コロナウイルス感染症又は関連する症状を対象とする体外診断用医薬品について、優先的に審査を進める。	・体外診断用医薬品（通常品目）の総審査期間 80%タイル7ヶ月	・令和4年度に承認された体外診断用医薬品の通常品目の申請から承認までの総審査期間（80%タイル値）は6.6ヶ月であり、目標を達成した。 ・新型コロナウイルス感染症又は関連する症状を対象とする医療用の体外診断用医薬品として、令和4年度に核酸増幅法検査製品、抗原検査法製品等32品目について優先的に審査し、承認された。 ・「一般用新型コロナウイルス抗原定性検査キットに係る製造販売承認申請の取扱いについて」（令和4年8月17日付薬生機審発0817第2号）及び「一般用SARSコロナウイルス抗原・インフルエンザウイルス抗原キットに係る一般用検査薬の製造販売承認申請の取扱いについて」（令和4年11月29日付薬生機審発1129第1号）の発出に協力した。 ・新型コロナウイルス感染症の一般用抗原検査キット（OTC）について、抗原検査キット（新型コロナウイルス）13品目、抗原検査キット（新型コロナウイルス/インフルエンザウイルス）3品目について優先的に審査し、承認された。		
イ	先駆け審査指定制度の適切な運用及びRS戦略相談等の適切な実施を図ること。	イ	先駆け審査指定制度の適切な運用、RS戦略相談等の実施による適切な助言			

		・先駆け審査指定制度に基づく申請であって、各年度に承認された体外診断用医薬品の申請から承認までの総審査期間について、6ヶ月を達成することを目指す。 ・先駆け総合評価相談、R S戦略相談等に関し、申込み全件について実施する。 ウ 遺伝子パネル検査、コンパニオン診断システムへの対応の充実 ・コンパニオン診断システム等の審査においては、医薬品審査部門と連携した的確な進行管理を引き続き行うとともに、関連する評価指針の作成等について横断的基準作成等プロジェクト活動に協力する。	・先駆け審査指定制度に基づく申請又は先駆的体外診断用医薬品に指定された申請であって、令和4年度に承認された体外診断用医薬品の申請から承認までの総審査期間について、6ヶ月を達成することを目指す。 ・先駆け総合評価相談、R S戦略相談等に関し、申込み全件について実施する。 ウ 遺伝子パネル検査、コンパニオン診断システムへの対応の充実 ・コンパニオン診断システム等の審査においては、医薬品審査部門と連携した的確な進行管理を行うとともに、コンパニオン診断薬の規制の見直しに係る横断的基準作成等プロジェクト活動に協力する。	<主な定量的指標> ・体外診断用医薬品の先駆け審査指定制度に基づく品目の総審査期間 6ヶ月 <主な定量的指標> ・先駆け総合評価相談、R S戦略相談等に関し、申込み全件について実施。	・令和4年度は先駆け・先駆的審査指定制度に基づく承認品目がなかった。 ・先駆け総合評価相談、R S戦略相談等に関し、申込み全件について実施した（体外診断用医薬品にかかる先駆け総合評価相談3件、医療機器及び体外診断用医薬品にかかるR S戦略相談等165件）。 ・コンパニオン診断システム等の審査においては、医薬品審査部門と連携し遅滞なく的確な審査を行うとともに、承認されたコンパニオン診断システム等については PMDA のホームページにて情報提供した。 ・横断的基準作成等プロジェクト活動に参画し、「医薬品横断的コンパニオン診断薬等に関するガイダンス等について」（令和4年7月4日付事務連絡）、「「コンパニオン診断薬等及び関連する医薬品に関する技術的ガイダンス等について」に関する質疑応答集（Q&A）について」（令和4年8月25日付事務	
--	--	---	---	---	--	--

				連絡)、及び「希少がんを対象として自ら治験を実施する者による医薬品の治験によって開発された特定のバイオマーカーに基づき投与される医薬品の承認申請に係る取扱いに関する留意事項」(令和5年2月24日付薬生薬審発0224第5号 薬生機審発0224第1号)の発出に協力した。		
				・遺伝子パネル検査の承認審査12件、対面助言8件に協力した。(指針作成実績は前述の通り)		

		請者側が9ヶ月以上の資料整備期間を要したものを除く。). ・各年度に承認された再生医療等製品（通常品目）の申請から承認までの総審査期間について、50%タイル値で12ヶ月を達成する（ただし、平成31年4月以降に申請された品目であって、治験相談を利用したものに限る。また、申請者側が9ヶ月以上の資料整備期間を要したものを除く。). ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。）に関する事前審査に要する期間について、以下のとおり達成す	た品目に限る。また、申請者側が9ヶ月以上の資料整備期間を要したものを除く。). ・令和4年度に承認された再生医療等製品（通常品目）の申請から承認までの総審査期間について、50%タイル値で12ヶ月を達成する（ただし、平成31年4月以降に申請された品目であって治験相談を利用した品目に限る。また、申請者側が9ヶ月以上の資料整備期間を要したものを除く。). ・新型コロナウイルス感染症又は関連する症状を対象とする再生医療等製品について、優先的に審査を進める。 ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。）に関する事前審査に要する期間について、以	＜主な定量的指標＞ ・再生医療等製品（通常品目）の総審査期間50%タイル12ヶ月 ＜主な定量的指標＞ ・カルタヘナ法に関する事前審査に要する行政側期間（申請前確認の事務処理期間は、所定の対面助言を利用した場合のみ適用する。）	・令和4年度に承認された再生医療等製品（通常品目）のうち、平成31年4月以降に申請され、かつ治験相談を利用した品目について、申請から承認までの総審査期間(50%タイル値)は10.8ヶ月であり、目標を達成した。 ・令和4年度に、新型コロナウイルス感染症又は関連する症状を対象とする再生医療等製品で承認申請された品目はなかった。 ・遺伝子組換え生物等の使用に関し、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（カルタヘナ法）に定める第1種使用等の承認と第2種使用等の確認に関する事前審査に係る令和4年度の実績は以下のとおりであった。	
--	--	--	--	--	---	--

		る（ただし、申請前確認の事務処理期間は、所定の対面助言を利用した場合のみ適用する。）。 【申請前確認】 第1種使用 50％タイル値で4ヶ月 第2種使用 50％タイル値で2ヶ月 【事前審査】 第1種使用 50％タイル値で6ヶ月 第2種使用 50％タイル値で2ヶ月	下のとおり達成する（申請前確認の事務処理期間は、所定の対面助言を利用した場合のみ適用する。）。 【申請前確認】 第1種使用 50％タイル値で4ヶ月 第2種使用 50％タイル値で2ヶ月 【事前審査】 第1種使用 50％タイル値で6ヶ月 第2種使用 50％タイル値で2ヶ月	【申請前確認】 第1種使用 50％タイル値で4ヶ月 第2種使用 50％タイル値で2ヶ月 【事前審査】 第1種使用 50％タイル値で6ヶ月 第2種使用 50％タイル値で2ヶ月	【申請前確認】（所定の対面助言を利用したもの） 第1種使用等：3件、50％タイル値1.3ヶ月、（達成率200.0%） 第2種使用等：0件、50％タイル値ー、（達成率ー） 【事前審査】 第1種使用等：16件、50％タイル値3.1ヶ月、（達成率200.0%） 第2種使用等：21件、50％タイル値で1.1ヶ月（達成率190.4%） ・カルタヘナ法に関する第二種使用等拡散防止措置確認申請に関し、アデノ随伴ウイルスの試験施設、製造施設の確認申請書記載例を公表し、開発者が申請書類作成にあたっての参考とできるようにした。	
イ 先駆け審査指定制度の適切な運用及びR S戦略相談等の適切な実施を図ること。	イ 先駆け審査指定制度の適切な運用、R S戦略相談等の実施による適切な助言 ・先駆け総合評価相談、R S戦略相談等に関し、申込み全件について実施する。	イ 先駆け審査指定制度の適切な運用、R S戦略相談等の実施による適切な助言 ・先駆け総合評価相談、R S戦略相談等に関し、申込み全件について実施する。	＜主な定量的指標＞ ・先駆け総合評価相談、R S戦略相談等に関し、申込み全件について実施。	・再生医療等製品にかかる先駆け総合評価相談、R S戦略相談等に関し、申込み全件について対応した（先駆け総合評価相談0件、R S戦略相談等199件）。		

		・開発段階での治験相談において、相談者に対する最先端の科学的知見に基づく的確な助言を行う。	・開発段階での治験相談において、相談者に対する最先端の科学的知見に基づく的確な助言を行う。		・開発段階での治験相談において、相談者に対する最先端の科学的知見に基づく的確な助言を行った。		
		ウ 新たな相談区分の設定	ウ 新たな相談区分の設定		・平成 31 年 4 月より実施しているカルタヘナ法関連相談事前面談（事前面談）及びカルタヘナ法関連相談（対面助言）の実績は以下のとおり。 事前面談：令和 4 年度 36 件（累積 141 件） 対面助言：令和 4 年度 6 件（累積 33 件）		
	④ 信頼性保証関係	＜信頼性保証関係＞	＜信頼性保証関係＞				
	ア 適合性調査を効率的に実施すること。	ア 適合性調査の効率的な実施 ・医療機器等の承認申請に係る試験等の適正な実施を促進するための啓発活動を行うとともに、申請資料の信頼性の確保を図るための適合性調査を効率的に実施する。	ア 適合性調査の効率的な実施 ・審査部門をはじめ関係部署と連携し、新医療機器等の承認時期に影響を及ぼさない時期に適切かつ効率的に調査を実施する。	＜評価の視点＞ ・各種調査について質の向上のための各種取組及び調査を通し業務の質の向上のため、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。	・医療機器及び再生医療等製品の承認申請に当たって、治験等の承認申請に係る試験等の適正な実施の促進及び申請資料の信頼性の確保を図るため、次の取り組みを実施した。 ・緊急事態宣言下及び新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応として、一昨年度導入したリモート調査を本年度も引き続き実施した。なお、リモート調査の実施にあたり、申請企業の事情に合わせて柔軟に対応し調査を実施した。		
					【医療機器関係】 ・医療機器審査第一部、同第二部及びプログラム医療機器審査室と医療機器調査・基準部医療機器信頼性保証課の		

					間で進捗確認会合を定期的（月一回）に実施することで、審査・調査双方の進捗状況を共有するとともに、適合性調査を適時適切に実施した。 ・承認申請予定品目の状況を早期に入手するとともに、担当審査部と情報共有を図り、調査を円滑に実施した。新医療機器及び改良医療機器（臨床あり）計 37 品目の適合性書面調査・GCP 実地調査を実施し、承認時期に影響を及ぼすことなく終了した。 ・リモート調査の留意点等を追加した改正通知「医療機器の臨床試験に係る承認申請資料の適合性書面調査及びGCP 実地調査の実施手続きについて」（令和 4 年 8 月 24 日付け薬機発第 0824032 号）、「医療機器の適合性調査におけるリモート調査の実施方法について」（令和 4 年 8 月 24 日付け薬機審長発第 0824001 号）を発出した。また、Web サイトに当該通知を分かりやすくまとめた資料を掲載した。 ・非臨床試験の適合性調査に係る連絡を電子メール対応に移行するため「医療機器の非臨床試験に係る承認申請資料の適合性書面調査の実施手続き等について」（令和 4 年 12 月 28 日付け薬機発第 1228001 号）、「医療機器の非臨床試験に係る承認申請資料の適合性書面調査の実施手続きに関する Q&A」（令和 4 年 12 月 28 日付け薬機審長発第 1228001 号）を発出した。 ・医療機器先駆け総合評価相談（信頼性）を 2 件実施した。 【再生関係】 ・再生医療等製品の承認時期に影響を及ぼさない時期に、効率的かつ効果的な調査を実施した。 ・調査手続き通知を改正し、緊急承認時に実施する調査の手続きを明確化した。	
--	--	--	--	--	--	--

			・厚生労働省が取りまとめを行っているオンライン治験に関するガイドラインの策定に協力する。 ・適正な治験等の実施が推進されるよう、事例を踏まえ、研修会等において啓発活動を行う。		・再生医療等製品の品目の調査については、申請直後に企業側担当者への連絡等を行うことで、申請情報の早期入手に努めた。また、申請直後に企業側担当者へ調査予定時期を伝えた。 ・「治験における電磁的方法を用いた説明及び同意に関する留意点」について、ガイドライン作成に意見出しを行い、協力した。 【医療機器関係】 ・「令和４年度医療機器・体外診断薬製造販売承認等に係る講習会」、「第５回実践に基づく医療イノベーション研究会」、「2022年度協働計画における医療機器講習会」、「第19回東京医科歯科大学 歯科器材開発シンポジウム」において、信頼性調査（非臨床・臨床）の基本的事項、最近の事例、適切な治験の実施、リモート調査における留意点などを説明した。 【再生関係】 ・企業を対象に、リモート調査等に関するオンライン説明会を開催した。 ・医療機関に対する GCP 実地調査の実施方法について整理するとともに、その資料を PMDA ホームページに掲載し、周知した。 ・GCP 研修会・GLP 研修会を動画配信方式にて実施した。 ・業界団体が主催する研修会、医療従事者が参加する学会・研修会や、大学院の講義等において、適合性書面調査・GCP 実地調査及び GLP 調査において指摘が多い事例の紹介等を行った。		
			・再審査及び使用成績評価に係る適		・調査依頼の受理後、速やかに申請担当者と連絡を取り、調査日程を確定し		

			・患者レジストリ等のリアルワールドデータを申請資料として活用する場合におけるデータの信頼性を確保する方策について引き続き検討する。また、レジストリの信頼性確保に関する相談について適切に対応する。	＜評価の視点＞ ・レジストリの信頼性確保に関する相談について適切に対応できたか。	・先進医療 B による臨床研究のデータを用いた申請について、医療機関への実地調査を行った。 ・「レジストリデータを承認申請等に利用する場合の信頼性担保のための留意点」等の通知（3 件）を英訳し、PMDA ホームページに掲載した。 【医療機器関係】 ・レジストリデータを承認申請等に利用する場合の信頼性担保のための留意点について、通知を発出するため業界団体に意見募集を行った。 ・レジストリデータの利活用を考えている企業と全般相談を実施し、対面助言に向けた方針整理を行った。 ・対面助言では、医療機器レジストリ信頼性調査相談 1 件及び医療機器レジストリ活用相談を 1 件実施した。 ・レジストリデータを臨床試験の代替として活用した承認申請品目について、レジストリデータの信頼性について確認等を行い、データの信頼性については担保されていると判断した。 【再生関係】 ・調査手続き通知を改正し、レジストリデータが添付された承認申請等の調査の際に提出すべき資料を明確化した。 ・リアルワールドデータに関する相談で得られた知見の中から一般化できる内容を取りまとめ、厚生労働省による事務連絡として周知を図るとともに、英訳版を公表した。さらに、医療従事者や企業担当者が参加する学会・研修会で説明した。 ・製造販売後データベースに対する適合性調査を適切に実施するためレジストリ版「データベース調査管理ツール」	
--	--	--	--	--	--	--

	⑤ 品質管理関係 ア QMS（注7） 実地調査体制の充 実を図ること。	＜品質管理関係＞ ア QMS 実地調査 の充実 ・QMS 実地調査体制の拡充を図り、製品の使用に当たっての危害の程度、製造管理又は品質管理に注意を要する程度、過去の調査実績、不具合報告（回収等含む）、国際連携等を総合的に考慮し、製造販売業者及び製造所への実地調査をより充実させ、施設における製造管理・品質管理の質の向上に資する。	＜品質管理関係＞ ア QMS 実地調査の充実 ・製造販売業者及び製造所への実地調査を拡充し、QMS 調査方法や制度の国際整合化・調和を推進するため、製造管理及び品質管理や各国制度に精通した人材を確保する。 ・QMS 調査の質の向上を図るため、QMS 調査員に対し、国際水準に見合った必要な知識を習得するための研修のほか、調査スキルの向上のためのより実践的なトレーニングを実施する。 ・医療機器の製造販売承認に係るQMS 調査について、総審査期間に影響を及ぼさないように処理するため、審査部門との連携を図るとともに、適切な進捗管理を実施し、迅速かつ効率的な調査を行う。また、AI、ゲノム解析等革新的・先端的技	を公開した。 ・医療機器等の製造管理及び品質管理の実務経験者を募集し、1 名の採用を決定した。 ・QMS 調査員に対し、専門教育(1 回)を実施した。 ・承認に関連したQMS 調査については、毎週QMS 実地及び書面調査の進捗並びに、QMS 適合性調査が承認申請と同時に申請されているのかの状況を審査部に提供し、総審査期間に影響を及ぼさないようQMS 調査を迅速かつ効率的に行った。また、医療機器規制と審査の最適化のための協働計画の追加項目として、単体医療機器プログラムにおけるQMS 上の運用整理に取り組んだ。		
--	---	---	--	--	--	--

			術を活用した新たな医療機器に対する調査手法及び調査体制の構築に向けた取り組みを行う。 ・製造管理又は品質管理に注意を要する製造所を効率的に抽出する評価手法の改善に努め、人的資源の有効活用をしつつ、実地調査を適切に実施する。 ・都道府県や業界団体と協力しながら、国内の製造販売業者及び製造業者に対する講習会等の機会を積極的に活用し、薬機法改正及びQMS省令改正に伴う変更事項を含め、QMS調査について周知を図る。		・製造管理又は品質管理に注意を要する程度の高い製造所を効率的に抽出する評価手法を改善し、人的資源の有効活用のため、調査員への実地調査の割り当てを適切に行った。 ・業界主催(7回)、PMDA主催(2回)の講習会において説明しQMS調査について周知した。		
イ 単回使用医療機器に係る再製造品目（注8）の相談や調査を適切に実施すること。	イ 単回使用医療機器の再製造品目への的確な対応 ・再製造単回使用医療機器（以下「再製造SUD」という。）に係る品目の導入の円滑化を図るため、再製造SUD評価相談（QMS適合性確認）や調査を適切に実施する。また、必要	イ 単回使用医療機器の再製造品目への適切な対応 ・再製造単回使用医療機器（以下「再製造SUD」という。）の上市を望む申請者に対して、QMS調査員が再製造SUD評価相談（QMS適合性確認）や各種相談、	・教育資料として、「再製造単回使用医療機器の製造所に係る調査手法」を活用して、調査員を教育し、QMS調査を実施した。また、上市を望む申請者が適切に製造管理及び品質管理を実施できるよう、複数の申請者と全般相談の枠で対応した。				

	ウ 医療機器不具合報告等を基にした安全対策の充実を図ること。	に応じて、QMS 調査ガイドラインを作成する。	QMS 調査を通じて適切に製造管理及び品質管理を指導できるよう、策定した教育資料の活用や充実、教育機会の拡充を図る。				
	エ 登録認証機関における認証業務の質の向上を図ること。	ウ 医療機器不具合報告等を基にした安全対策の充実 ・安全対策上寄せられた医療機器の不具合等情報を基に、厚生労働省と連携し、立入検査やQMS 調査を実施することにより、不適切な製造管理・品質管理に起因する不具合の発生・拡大を未然に防止する。 エ 登録認証機関における認証業務の質の向上 ・登録認証機関に対するトレーニング等を実施し、不適切な認証授与の発生を未然に防止する。	ウ 医療機器不具合報告等を基にした安全対策の充実 ・安全対策上寄せられた医療機器の不具合等情報を適切に評価し、厚生労働省や関係部門と適切に連携しつつ時宜を得た立入検査やQMS 調査を実施するとともに、QMS 実地調査で得られた情報を安全対策業務に利活用できるよう、部内のコミュニケーションをより一層進める。 エ 登録認証機関における認証業務の質の向上 ・第三者認証機関である登録認証機関に対する指導監督業務について、国際整合した手法による監査を実施するとともに、認				
			＜評価の視点＞ ・第三者認証機関である登録認証機関に対する指導監督業務について、国際整合した手法による監査を実施するとともに、認証機関に対する適切なトレーニングを実施できているか。		・市販後安全性情報を取り扱う医療機器安全対策課とQMS 調査を行う医療機器品質管理課において、また必要に応じて厚生労働省医薬安全対策課及び監視指導・麻薬対策課に対して、緊密に情報共有を行い、安全対策上懸念がある施設については、QMS 調査を行う際考慮した。また、医療機器安全対策課の職員がQMS 実地調査のうち 7 件に同行し、製造販売業者が有する製品の品質情報に基づく不具合等報告の実施運用状況を精査し、必要に応じて安全対策上の助言を製造販売業者に実施した。 ・令和 4 年度は、①ISO/IEC17021-1（適合性評価－マネジメントシステム）の審査及び認証を行う機関に対する要求事項－）および②ISO／IEC17065（適合性評価－製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項）に基づき、薬機法第 23 条の 6 第		

			証機関に対する適切なトレーニングを実施する。 ・登録認証機関からの認証基準該当性についての照会対応を通じて、該当性判断の平準化を推進する。 ・環太平洋パートナーシップ協定締結国の領域内に存在する適合性評価機関が、我が国の認証機関となるため申請した際に必要な調査を行うための準備を行う。 ・医療機器単一監査プログラム（MDSAP）に係る調査機関への査察	3 項に係る登録認証機関の更新調査を 10 件、その他に定期的に実施する立入検査 1 件を、新型コロナウイルス感染症対策を被検査機関と十分に講じたうえで実施した。 ・令和 3 年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の流行下であることを踏まえ、登録認証機関の審査員向けに、「認証基準該当性簡易相談」、「生物学的安全性評価の考え方」、「医療機器プログラムに関する情報提供」に係るトレーニングを e-ラーニングにより実施した。 ・新規認証基準の制定 3 件および基準改正 1 件に関して、登録認証機関の審査員向けに、認証基準の概要及び審査の要点に関するトレーニングを 2 回実施した。 ・登録認証機関からの認証基準への該当性に関する照会（ARCB 照会）に対しては、令和 4 年度は 24 件（回答ベース）の回答を示し、これらの照会回答の内容に基づいて、認証機関審査員を対象とした認証基準該当性に関するトレーニングを実施し、認証機関間での該当性判断の平準化を推進した。 ・環太平洋パートナーシップ協定締結国の領域内に存在する適合性評価機関が、我が国の認証機関となるため申請した際に必要な調査対応をするための準備を引き続き行った。 ・MDSAP 規制当局協議会の議長（令和 4 年 1 月～）として、MDSAP RAC 会議を電話会議を 6 回、対面会議を 1 回主催し、①情報通信技術を活用した	
--	--	--	---	---	--

			及びプログラムの運営に参画することにより、QMS 調査方法の国際整合化・調和に貢献し、国際規制における影響力を高めつつ、我が国のQMS 調査レベルのさらなる向上を図る。		効率的な調査の実現を目的としたMDSAP におけるリモート調査の試行的な適用についてのガイドライン（令和5年3月2日発行「Remote and Hybrid Auditing Pilot Program」）及び②MDSAP 参加メンバー国拡大を目的とした新たなメンバーシップ基準（令和5年1月5日発行「MDSAP Roles and Responsibilities」）の発行を決定した。その際、議長として意見をまとめ、議論を主導した。 ・MDSAP 調査機関を査察する人員に対する教育研修（MDSAP 調査機関査察へのリモート参加）を実施した。また、海外規制当局と連携し、令和4年度はMDSAP 調査機関に対するリモート査察を1件、新型コロナウイルス感染症対策を十分に施した上での実地査察を5件実施した。		
			・登録認証機関におけるQMS 実地調査およびQMS 調査員の質の向上を目的とした立会検査の導入に伴い、登録認証機関が行う実地調査に同行し、必要な指導および助言を行う。		・令和4年度から認証の更なる質の向上と審査機関間の力量の平準化を目的として、登録認証機関が実施するQMS 適合性調査に登録認証機関監督課の職員が同行し、観察の結果に基づいて助言及び指導を行う立会検査を導入した。令和4年度は4機関に対して立会検査を実施した。		
オ GCTP（注9）調査に係るガイドラインの作成協力・相談体制の構築を図ること。 （注7）医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業者等における製造管理及び品質管理	オ GCTP 調査に係るガイドラインの作成協力及び細胞培養加工施設に対する調査の実施 ・再生医療等製品の特性を踏まえ、審査部門との連携等によ	オ GCTP 調査に係るガイドラインの作成協力及び細胞培養加工施設に対する調査の実施 ・GCTP の運用に関して、厚生労働科学研究を通し			・厚生労働科学研究の GCTP 分野において、製造業者の製造管理・品質管理レベル向上に資するため、		

	の基準（Quality Management System の略）。 （注 8）添付文書等において、一回限り使用できることとされている医療機器を医療機器製造販売業者が適切に収集し、分解、洗浄、部品交換、再組立て、滅菌等の処理を行う品目をいう。 （注 9）再生医療等製品の製造所における製造管理及び品質管理の基準（ Good Gene,Cellular and Tissue-based Proucts Manufacturing Practice の略）。 【評価における指標】 1 分野ごとに申請から承認までの審査期間の目標値を別紙のとおり設定する。 2 審査業務の質の向上に関して、先駆け審査品目、条件付き早期承認品目に関する相談及び R S 戦略相談等の申込みに対して、全件相談を実施すること。（平成 29 年度実績 全件	り、G C T Pに係るガイドラインの作成協力を行うなどの確な対応を図る。 ・特定細胞加工物の特性を踏まえ、細胞培養加工施設に対する構造設備の基準適合性調査等を的確に実施する。 ＜その他＞ ア 業務のオンライン化等の推進 ・申請者等に対するアクセス向上と業務効率化を図るため、各種申請、相談、届出関係業務の書類の電子化、オンライン化を推進する。	て、再生医療等製品の特性を反映した製造管理・品質管理のガイドラインについて引き続き検討する。さらに、G C T P調査が行える調査員を育成するためのトレーニングを実施する。 ・再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号）に基づく細胞培養加工施設に対する基準適合性調査の質の向上を図る。 ＜その他＞ ア 業務のオンライン化等の推進 ・申請者等に対するアクセス向上と業務効率化を図るため、各種申請、相談、届出関係業務の書類の電子化、オンライン化を推進する。なお、令和 3 年度に開始した医薬品等電子申請ソフトで作成した届出のオンラインによる受付に引き続き、令和 4 年度中に申請の受付の	＜評価の視点＞ ・申請者等の利便性向上のための各種取組が実施されているか。	① GCTP 省令の国際的な整合性に係る検討、及び ② 再生医療等製品の治験製品に係る基準(治験製品 GCTP)の検討を行うとともに、当該研究を通じて GCTP 調査員の育成を図った。 ・再生医療安全性確保法に基づく細胞培養加工施設の更新時の調査に当たり、当該施設の構造設備に加え、厚生労働省の要請により手順書等の作成状況を確認した。 ・令和 4 年 7 月に新医療機器及び改良医療機器（臨床あり）の承認申請等の受付についてオンライン化を開始した後、順次対象となる申請等区分を拡大した。令和 5 年 1 月には、医薬品等電子申請ソフトで作成する申請及び届出は全てオンライン提出が可能となった。		
--	--	---	--	---	--	--	--

	実施) 【目標の設定及び水準の考え方】 1 分野ごとの申請から承認までの審査期間については、前中期目標期間中の実績等を踏まえ指標を設定する。 2 審査業務の質の向上及び迅速化を図るため、相談業務についても、前中期目標期間中の実績等を踏まえ指標を設定する。	イ 規格基準関係業務の適切な実施 ・認証基準、承認基準、審査ガイドライン等の原案作成において主導的な役割を担い、審査の迅速化、質の向上等に寄与する。	オンライン化を開始する。 イ 規格基準関係業務の適切な実施 ・厚生労働省が実施する医療機器の認証基準、承認基準、審査ガイドライン等の策定及び改正に協力する。また、厚生労働省が行うプログラム医療機器の認証基準の策定及び改正について積極的に協力する。 ・基準等の管理のためのデータベースの充実化及び作成された基準等の英訳の促進及び現		・医療機器承認基準等原案検討委員会を4回、医療機器審査ガイドライン等専門検討会を1回開催した。 ・令和4年度に厚生労働省に報告した基準等は、承認基準の改正7件、高度管理医療機器の認証基準2件（制定：1、改正：1）、管理医療機器の認証基準43件（制定：2、改正：41）、審査ガイドラインの制定が1件であった。これには、令和3年12月の規制改革会議の実施事項を受けてPMDA医療機器基準課主導の下作成した医療機器プログラムの認証基準制定3件（放射線治療計画プログラム）を含む。 ・規制改革会議の実施事項を受けて医療機器プログラムの審査のポイント5件の作成を主導し、ホームページにおいて公表した。 ・厚生労働省が行う法第41条第3項に定める基準（医療機器の基本要件基準）改正（サイバーセキュリティ関係）に主体的に協力した。 ・医療機器プログラムの審査のポイントの公表を受け、「R4年度医療機器プログラム(SaMD)審査ポイント等製販向け説明会」(計1167名受講)及び「事前質問回答オンライン説明会」(計212名受講)を開催した。 ・認証基準及び承認基準並びにそれらの構成要素であるJIS、ISO/IEC規格、行政通知及び一般的名称等を相互に関連付けて、「基準等情報提供ホームページ」に掲載し、国内外に向けて情報発	
--	---	--	--	--	--	--

			在活用されている基準関連ホームページを用い、国内外に向けた情報発信を推進する。		信し、月 2 回程度の更新を行った。 ・「基準等情報提供ホームページ」（英語版）の体外診断用医薬品情報発信サイトにおいて、一般的名称 950 件、認証基準 1 件及び承認基準 1 件を公開した。また、医療機器については認証基準 950 件、承認基準 44 件、審査ガイドライン 9 件、基本要件適合性チェックリスト、薬機法第 42 条等に基づく基準 8 件の各技術的要求事項及び一般的名称約 4,400 件等の情報をアップデートした。 ・日本発又は日本の考え方を反映した規格・基準の国際標準化を日本がリードできるよう、次の活動を行った。 1. ISO/IEC 国際会議等への積極的な参画の推進 ・国際標準を戦略的に推進する重点領域（生物学的安全性評価、サイバーセキュリティ、リスクマネジメント等）を中心に、ISO/IEC の規格審議委員会に 156 回（国際会議 24 回、国内委員会 64 回、テレカン 68 回）参画（リモート参加を含む）し、作成された規格に日本の意見を反映させた。 ・日本提案の国際規格として「義歯床用硬質裏装材」（ISO 23401-1:2023）（制定）（平成 28、30 年度にアカデミア派遣事業として、日本のエキスパートを派遣、認証基準告示に引用される JIS の対応国際規格）を含め、PMDA が規格策定に参画した 6 規格が令和 4 年度に発行された。 2. 国内審議団体等との連携の枠組み整備 ・国際規格審議団体間の連携強化を目的とした「国際規格審議団体分科会」（PMDA が日本医療機器産業連合会に働きかけて組織された規格審議団体	
		・規格基準の国際調和を戦略的に推進するため、ISO／IEC 等の活動に積極的に参画するとともに、関係団体等と連携し、日本発又は日本の考え方を反映した国際標準の策定に寄与する。また、引き続き情報発信の拡充を図る。	・日本発又は日本の考え方を反映した ISO／IEC 規格等の国際規格等の策定を戦略的に進めるため、厚生労働省が実施する革新的医療機器等国際標準獲得推進事業に協力するとともに、国内外の関連団体等との効率的な連携体制の整備・強化を推進する。また、ISO／IEC 規格等を活用した日本の認証基準等の考え方について、特に ASEAN 諸国等の諸外国への普及・啓発を推進する。			

					連絡会を起源とする）は令和４年度に２回開催された（Web 会議）。各国内審議団体からの要望を基に、①エキスパート意見交換会の開催、②コアメンバーが一堂に会して国際会議へ参加するための会議室の提供、③PMDA が提供する副回線にて国際会議中のエキスパート間の連携強化（いずれも生物学的安全性領域）を試行的に実施し、国内審議団体相互の連携強化を図るための枠組みの構築を図った。 ３．アジア・欧米諸国等各国規制当局等との信頼関係の構築・連携強化の促進 ・日本発の国際標準獲得を推進するための方策として、アジア地域における連携体制の構築・強化を継続的に実施している。令和４年度の ASEAN 医療機器委員会（AMDC）において、今までの要望を医療機器基準課ホームページ（英語版）へ反映及び前回要望の JMDN と GMDN の関係を説明するとともに、新たに意見聴取を行い、連携強化の促進を図った。 ・各国から要望のあった医療機器に係る日本の認証基準等の英語版の公表について、更なるコンテンツの拡充（医療機器基準等情報提供ホームページの実績記載参照）及びアップデートを実施し、ASEAN 加盟国の規制当局との信頼関係を更に強化した。 ・日本とベトナム規制当局の訪問調査（対面会議）において、国際規格を活用した criteria の作成と国際標準化支援活動（認証基準等の英語発信の推進）を共有した。また、インド、タイとの二国間会合に参画し、国際規格の活用状況等の情報収集を行った。タイからは関心ある分野として第三者認証制度が挙げられ、今後の支援と連携に向けた信	
--	--	--	--	--	--	--

			・ I M D R F の Standard Working Group で作成した「規制使用目的の規格の最適化に係るガイダンス」等に基づき、日本の規格基準の考え方を踏まえ、米国などの諸外国と連携し、規制目的で使用する I S O／I E C規格等の国際調和を推進する。 ・ I M D R F の M D S A P 会議等へ参加することにより、Q M S 調査方法の国際整合化・調和を推進し、引き続き実務的な対応を進める。		頼関係の構築を図った。 ・ IMDRF Standard WG（令和元年度で発展的に解散）の成果物である「規制使用目的の規格の最適化に係るガイダンス文書（平成 30 年度作成）」、及び「ISO/IEC との協働作業に係る枠組み及び手順（令和元年度作成、令和 4 年度発行）」の 理念に基づき、Standard WG 参加国とともに国際標準の規制利用の推進に協力した。 ・ P100～101 参照 ・アカデミア等の機関（工学系 4 機関）へのパンフレット等の配布により RS 戦略相談の周知を図った。また、医療機器等の実用化促進に資するため、RS 総合相談 24 件、RS 戦略相談（事前面談）39 件を実施した。	
	ウ 関西支部の活用	・ 関西支部を活用し、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品の実用化促進に適切に対応する。	ウ 関西支部の活用 ・ 関西支部で実施する R S 戦略相談について関係者への周知を図るとともに、東京本部と関西支部との連携を図り、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品の実用化促進に適切に対応する。			

			・関西支部テレビ会議システムによる対面助言を円滑に実施しつつ、さらなる有効な活用を検討する。 エ 着実なプログラム医療機器の審査 ・令和３年度に設置したプログラム医療機器審査室において、最先端のプログラム医療機器審査を着実にを行う。 ・医療機器プログラムに関するガイドライン等の改訂等に適切に対応する。		・医療機器及び再生医療等製品のテレビ会議システムの利用の申込みは３件あったが最終的には利用されなかった。 ・プログラム医療機器審査室において、令和４年度に国内で開発された３件の最先端のプログラム医療機器（CureApp HT 高血圧治療補助アプリ、全静脈麻酔支援シリンジポンプ制御ソフトウェア、サスメド Med CBT-i 不眠障害用アプリ）の審査を着実にを行い、承認に至った。 ・P103 参照		
	（３）レギュラトリーサイエンスの推進による業務の質の向上	< R S の推進による業務の質の向上 >	< R S の推進による業務の質の向上 >				
	① レギュラトリーサイエンス研究の推進	① R S 研究の推進	① R S 研究の推進				
	ア 最先端科学技術の情報を評価し、ガイドラインの作成、ホライゾン・スキニング（注 10）の手法の確立、他の研究機	ア 最先端科学技術の積極的な情報収集及び評価についてのガイドラインの作成	ア 最先端科学技術の積極的な情報収集及び評価についてのガイドラインの作成				

関等との包括的連携協定の推進等を図ること。 （注 10）レギュラトリーサイエンスに基づき、どのような革新的技術が登場しつつあるのかの網羅的調査と、それが規制に及ぼす影響の評価を行い、革新的技術に対する適切な規制構築に役立てる取組。 イ 職員による論文の査読付き雑誌への掲載を促進すること。 ② 次世代評価手法（注 11）の活用推進 ア 電子データの審査への活用による審査の効率化及び質の向上を図ること。 イ 電子データの活用による臨床評価ガイドラインの策定や疾患モデルの構築（注 12）を図ること。 ウ リアルワールドデータ活用による革新的医薬品等の早期実用化への的確な対応を行うこと。 （注 11）電子データを活用した能動	・ゲノム編集技術等の最先端科学技術の情報を積極的に収集・選別し、科学委員会、横断的基準作成等プロジェクトチーム、関係部門において評価を行い、報告書やガイドラインを作成する。	・機構が収集・選別した最先端科学技術の情報に基づき、科学委員会を積極的に活用し、大学・研究機関等や医療現場との連携・コミュニケーションを図りながら、革新的医療機器・再生医療等製品の評価法等の検討を進める。 ・機構内の横断的基準作成等プロジェクトチームにおいて分野横断的に検討を行う。 ・上記の議論や成果を R S 戦略相談・R S 総合相談などを含む審査等業務に活用するとともに、成果が得られたものについては、ガイダンス等として国内外への情報発信を行	＜評価の視点＞ ・最先端科学技術情報を収集し、科学委員会、横断的基準作成等プロジェクトチームを活用して、革新的医療機器・再生医療等製品の評価法等の作成を行うことができたか。 ＜評価の視点＞ ・各種議論を踏まえて作成したガイダンス等を審査等業務に活用するとともに、国内外に情報発信ができているか。	・令和元年度に定めたホライゾン・スキヤニング実施要領に従い、機構が積極的に情報収集・選別・評価を行い、科学委員会等の適切な組織で最先端科学技術に対応する体制を試行に移した。 ・科学委員会において革新的医療機器・再生医療等製品の評価法に資するため「AI を活用したプログラム医療機器」の専門部会を設置した。令和 4 年度は計 4 回の専門部会および計 4 回の専門部会 WG を開催した。 ・横断的基準作成等プロジェクトチーム（横断的 PT）として、令和 4 年度は、厚生労働省の告示 1 件（医療機器国際業務対応 WG）、通知 1 件（コンパニオン診断薬 WG）、及び事務連絡 4 件（コンパニオン診断薬 WG 2 件、RWD WG 1 件、心血管系リスク評価 WG 1 件）の発出に協力した。 ・上記の他、各専門分野あるいは各部署で対応し、PMDA が発出に協力したものとして、2 件の通知が厚生労働省から発出された。 ・横断的 PT の ICH Q12 対応 WG 及び心血管系リスク評価 WG では、それぞれ ICH Q12 及び ICH E14/S7B の専門家作業部会におけるガイドライン作成等の活動に協力した。 ・横断的 PT のコンパニオン診断薬 WG では、医薬品横断的 CDx に関するガイダンスの運用の整理を目的として、日本肺癌学会と共催でワークショップを実施し、厚生労働省、日本肺癌		
--	---	--	---	--	--	--

的な解析・研究による承認審査や相談の質の向上に関する取組。 （注 12）医薬品開発を効率化するため、疾患の進行の時間推移を数理式で表したモデルを作成し、臨床試験においてシミュレーションを実施できるようにすること。 【評価における指標】 新医薬品の審査において、臨床試験データを活用した解析を行い、その解析結果を踏まえた指摘や助言を実施できるようにすること。また、申請企業のための研修の実施や電子データ作成の支援を行うこと。 【目標の設定及び水準の考え方】 新医薬品の審査における臨床データの活用を推進することにより、審査・相談の質の高度化及び審査の効率化を図るため指標を設定する。	イ ホライゾン・スキャニング手法の確	う。 イ ホライゾン・スキャニング手法		学会、関連企業と意見交換を行った。 また、「承認済みコンパニオン診断薬のリスト」（日本語版及び英訳版）を定期的に作成し、PMDA ウェブサイトにおいて公開した。		
--	---------------------------	-----------------------------------	--	--	--	--

		立 ・海外規制当局との間で情報交換等の連携を進め、医療機器等の開発を見据えた最先端科学技術の情報の収集と評価のための効率的・効果的なホライゾン・スキャニング手法を確立する。 ウ 包括的連携協定の推進 ・アカデミア等の専門機関との包括的連携協定の締結により、人材交流、人材育成、共同研究、情報交換等の広範な分野で協力・連携を進める。	の確立に向けた検討 ・ I C M R Aにおいて海外規制当局との間で情報交換等の連携を進め、その成果も踏まえつつ、先端科学技術情報を収集するため、効率的・効果的なホライゾン・スキャニング手法の確立に向け、課題点の抽出・整理・情報源の検討を進める。 ウ 包括的連携協定の推進 ・包括的連携協定の協定締結の拡充に向けた取組を進めるとともに、当該枠組みを活用し、アカデミア等の外部機関と連携しつつ、人材交流、人材育成、共同研究等を積極的に実施する。	＜評価の視点＞ ・ホライゾン・スキャニング手法確立に向けた検討が遅滞なく行うことができるか。 ＜評価の視点＞ ・レギュラトリーサイエンスの発展と普及のために、アカデミアとの包括的連携協定等に基づき、人材交流、人材育成、共同研究、研究活動に関する情報発信等を積極的に実施したか。	・効率的、効果的なホライゾン・スキャニング手法の確立に向けた検討を行うため、ホライゾン・スキャニング実施要領に従った試行を開始しているが、令和4年度は、ホライゾン・スキャニングで見出したテーマである「エクソソームを含む細胞外小胞（EV）を利用した治療用製剤に関する考え方」について科学委員会にて報告書を取りまとめ、PMDA ウェブサイトで公表した。 ・従来からアカデミア等の専門機関との包括的連携協定を締結している 11 機関と、以下のような人材交流、人材育成、共同事業等を行い、レギュラトリーサイエンス人材の育成に寄与した。 ・人材交流として、令和4年度は、国立がん研究センター（NCC）から3名、広島大学から2名、慶應義塾から2名、筑波大学から1名、東北大学から3名、国立国際医療研究センター（NCGM）から3名、国立循環器病研究センター（NCVC）から2名、国立成育医療研究センター（NCCHD）から5名、東京医科歯科大学（TMDU）から3名、東京大学から1名を受け入れた。また、PMDA からは、NCC へ5名、東北大学へ1名、NCGM へ2名、NCCHD へ1名、東京大学へ2名を派遣した。 ・人材育成として、令和4年度は、IRB	
--	--	---	--	--	--	--

					見学（NCC 1回、参加者5名、NCNP 1回、参加者4名）、臨床研究審査委員会・倫理審査委員会見学（NCGM 1回、参加者3名）、治験管理業務見学（NCGM 1回、参加者2名）を実施した。また、締結機関と国際シンポジウムを共催した（NCC、NCGM、各1回）。 ・共同事業として、安全対策及び信頼性調査に資する人材育成促進のため、PMDA 職員が薬剤部及び治験管理部門の業務を経験する長期研修を実施した（薬剤部：NCC 2名、NCGM 1名、NCCHD 1名、治験管理部門：NCC 1名、NCGM 1名）。また、PMDAATC セミナーに講師派遣を受けた（NCC 3回、慶應義塾 1回、NCGM 1回）。 ・NCC とは、NCC の研究事業である「MASTER KEY Project」に関する連絡会を計3回実施し、情報共有や意見交換を行った。 ・慶應義塾とは、医薬品評価に資する人材育成促進のため、同大学におけるファーマコメトリクス領域の研修や研究活動へ PMDA 職員が延べ18名参加した。 ・東北大学とは、同大学からの人材交流者を主たる研究者として、日本医療研究開発機構医薬品等規制調和・評価研究事業「歯科インプラントの荷重要件に関わる臨床評価に代替する非臨床評価法の確立」を実施している。 ・東京大学とは、同大学職員及びPMDA 職員が「日本医療研究開発機構次世代治療・診断実現のための創薬基盤技術開発事業 国際競争力のある次世代抗体医薬品製造技術開発／次世代抗体医薬品の実用化に向けた物性・品質評価及び管理手法に関する技術的研究」に参加している。 ・レギュラトリーサイエンスを普及させる一環として、連携大学院協定を締結している大学院に対して、連携教員	
--	--	--	--	--	---	--

		エ 研修の充実による人材育成 ・審査業務の質の向上に資する人材を育成する観点から、研修プログラムの実施状況を評価するとともに、医療現場や企業の製造現場における現場研修等の内容を充実し、着実に実施する。	エ 研修の充実による人材育成 ・審査業務の質の向上に資する人材を育成する観点から、研修プログラムの実施状況を評価する。 ・医療機関における製品の使用、臨床試験の運用等の実情を理解するため、NCをはじめとした医療施設での実地研修を実施する。 ・医療現場における操作手技を通して医療機器の理解を深めるため、医療機器の体験学習型研修を着実に実施する。 ・医療機器等の製造現場における研修等の内容を充実し、着実に実施する。 ・テレワーク等業	＜その他の指標＞ ・国内短期派遣研修、病院実地研修、現場研修等の実施状況 ＜評価の視点＞ ・国内短期派遣研修、病院実地研修、現場研修等の各種研修が適切に実施されているか。	の委嘱を受けた PMDA 役職員延べ 16 名が計 18 件の講義・研究指導を行った。 ・国内派遣研修について、医療技術等習得研修制度に 49 名が参加した。また、高度な専門知識の習得を目的とする国内大学院研修に 12 名が参加した。 ・前年度のアンケート結果等を踏まえた研修評価を実施し、次回実施の際の改善策等研修内容の見直しを引き続き行った。 ・新医薬品等審査業務に携わる職員を対象とした ISO9001 研修を昨年度に引き続き実施した。 ・信頼性保証部の職員が医療現場における治験管理の実態を理解し、より質の高い業務を実施できるようにすることを目的として、NCCH 及び NCGM の治験管理部門に計 2 名の職員を長期派遣する研修を開始した。 ・医療機器の特性及び使用実態を理解するための製品トレーニング研修をリモート形式等実施形態を工夫することにより 5 件実施した。対象施設の選定においては、選考の透明性を確保するため、医療機器関係団体と協調しながら選定条件の明示等透明性の高い施設選定とした。 ・研修の実施方法については、従前の		
--	--	--	--	---	--	--	--

		・職員による論文の査読付き雑誌への掲載を促進する。	・倫理審査委員会を適切に運営するとともに、職員等に研究倫理について定期的な教育を行う。 ・R S 研究展示会の開催等を通じ、職員の R S 研究に対する意識を高めるとともに、論文のテーマの選定方法を示すなど、R S 研究の成果の論文掲載を促進するための支援を行う。		企画の支援を行った。 ・研究活動及び業務の成果の論文を学術雑誌で発表（英語論文：35 報、日本語 30 報）された。 ・指定研究については、毎年、進捗報告書を提出することとしている。また、平成 27 年度以降の実施分を加味して、人事評価を行っている。 ・学位申請で必要となる研究歴証明書の発行手順を令和元年度に定め、研究歴証明書の発行を行っている。 ・PMDA 役職員で研究活動に参加する者は研究倫理の研修の受講を必須としており、令和元年度より、時間を問わず繰り返し受講できるように、受講履歴が管理できるように研修を e-ラーニングで実施するようにした。令和 3 年度からは、業務の成果を論文や講演等で公表する場合も、受講対象とした。 ・令和元年度のレギュラトリーサイエンス推進会議で研究活動の推進策を定め、PMDA、欧米の規制当局（米国 FDA、EMA）から報告された論文を速やかに把握できるように、PMDA 役職員に、毎週、情報提供を行っている。 ・令和 3 年度より、論文掲載の促進策として、医薬品や医療機器等の審査の概要を論文化する支援を行い、学術雑誌 Oncologist に掲載された。 ・研究関連の規程類を改正し、手続きを明確化、簡略化し、迅速な研究の開始と論文を作成するための体制を整備し、令和 5 年度より施行することとした。	
	カ 科学委員会の活用とその成果を踏まえた評価の考え方等の取りまとめ		カ 科学委員会の活用とその成果を踏まえた評価の考え方等の取りまとめ			

		・先端科学技術のうち、新たな対応が必要な技術等について、科学委員会を積極的に活用し、先端科学技術応用製品へのよりの確な対応を図る。	め ・先端科学技術応用製品等へのよりの確な対応を図るため、科学委員会において、AIを活用したプログラム医療機器について課題を整理し、検討を始める。	＜評価の視点＞ ・革新的医療機器・再生医療等製品の評価の考え方について報告書を取りまとめ、その成果を国内外へ情報発信することができているか。	・科学委員会において、「エクソソームを含む細胞外小胞（EV）を利用した治療用製剤に関する報告書」を取りまとめ、令和5年1月17日に公表した。 ・PMDA ホライゾン・スキャニングの取組については、1報の論文投稿を行い採択され（Frontiers in Medicine-Regulatory Science）、国際的な情報発信を継続的に行った。 ・「AIを活用したプログラム医療機器」については、令和4年度に計4回の専門部会および計4回のWGにおける検討を行った。		
	キ 横断的基準作成等プロジェクトチームの活動の充実	・分野横断的にプロジェクトチームを結成し、課題ごとに開発・評価の考え方を検討し、考え方やガイドライン等の策定と周知につなげる活動を積極的に行う。	キ 横断的基準作成等プロジェクトチームの活動の充実 ・横断的基準作成等プロジェクトチームにおいて、海外規制当局・外部専門家の意見も活用しつつ、必要に応じて規制上の取扱い変更も含め、先端技術を利用した医療機器等の評価の考え方を検討するとともに、審査等業務に活用するため、機構内の課題を分野横断的に整理する。また、成果が得られたものについては、ガイドランス等を策定し、周知を行うとともに、業界とも	＜評価の視点＞ ・横断的基準作成等プロジェクトチームにおいて検討された成果について、ガイドランス等を策定し、周知を行うことができるか。	・横断的PTの検討内容について学会等での発表（コンパニオン診断薬WG、ICHQ12対応WG、患者参画検討WG、RWDWG、医療機器国際業務対応WG）、及び論文発表（コンパニオン診断薬WG2件）を行った。 ・横断的PTにおいて、評価方針等について海外規制当局、開発企業、関連業界団体、関連学会等との意見交換会を行った（コンパニオン診断薬WG、ICHQ12対応WG、患者参画検討WG、RWDWG、医療機器国際業務対応WG）。		

		② リアルワールドデータ活用による革新的医療機器の早期実用化への的確な対応 ・レジストリデータについて、医療機器の承認申請等へ活用するためのガイドライン及び信頼性を確保するための考え方に関するガイドラインをとりまとめ、個々のレジストリに対して相談の開始が可能となる体制を構築する。	共同して啓発のためのワークショップを開催する。 ② リアルワールドデータ活用による革新的医療機器の早期実用化への的確な対応 ・レジストリデータについて、医療機器の承認申請等へ活用するためのガイドライン及び信頼性を確保するための考え方に関するガイドライン等を踏まえ、個々のレジストリに対して相談を実施する。	＜評価の視点＞ ・レジストリデータについて、医療機器の承認申請等へ活用するためのガイドライン及び信頼性を確保するための考え方に関するガイドラインの素案の作成を遅滞なく進めることができるか。	・レジストリデータについて、医療機器の承認申請等へ活用するためのガイドライン及び信頼性を確保するための考え方に関するガイドライン等を踏まえ、レジストリに関する相談枠等において、個々のレジストリに対する相談を実施した。また、臨床試験の代替としてレジストリデータを活用した医療機器の審査を行い、承認された。 ・医薬品、医療機器等の開発におけるリアルワールドデータ（RWD）の活用を推進するためのRWD WGにおいて、RWD の信頼性担保に関する課題等を整理・検討し、「レジストリ又は医療情報データベースのデータを再生医療等製品の承認申請、再審査等申請に利用する場合の信頼性担保に係る留意点に関する質疑応答集（Q&A）について」（令和 5 年 3 月 31 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課事務連絡）の発出に協力した。		
（４）国際化の推進 ① 国際的リーダーシップの発揮 多国間交渉・国際会議における議論と規制調和に貢献すること。	＜国際化の推進＞ ① 国際的リーダーシップの発揮 ア 多国間交渉・会議における議論への貢献	＜国際化の推進＞ ① 国際的リーダーシップの発揮 ア 多国間交渉・会議における議論への貢献	＜評価の視点＞ ・欧米やアジア諸国との連携により、積極的な国際活動を推進し、医療サービスの向上と PMDA の国際的地位の確立を図るための諸々の施策が着実に実行されているか。				

		・多国間交渉・会議において議論をリードし、規制調和・国際協力に積極的に貢献するとともに、日本の国際的発言力を高めることを目指す。 イ 規制調和活動の積極的推進 ・国際会議において、日本から新規トピックスを提案するとともに、日本が主導して国際的な規格基準を作成するほか、他国が主導する案件においても日本からの意見を表明し、国際的な規格基準の作成・国際協力に積極的に貢献する。	・IMDRF等の国際会議において議論をリードし、組織運営や重要な決定事項に関する議論を日本が主導的に進める。 イ 規制調和活動の積極的推進 ・IMDRF等の国際調和会議において、国際ガイドラインの作成に主体的に取り組むとともに、参加国により合意された国際ガイドラインの実施を推進する。 ・日本発の医療機器の海外展開を後押しするため、米国との間で実施している医療機器の日米同時申請・承認をめざしたプロジェクト（HBD活動）を推進し、実践的な規制調和の促進を図る。		・IMDRFの管理委員会会合に出席し、組織運営や重要な決定事項に関する議論において、日本の意見が取り込まれるよう、議論の全体的な方向性を見極めながら調整を行った。 ・IMDRFの管理委員会会合に出席し、IMDRFガイダンス文書（市販前審査報告書作成のための作業要領、基準開発団体へのリエゾン派遣活動の枠組み、機械学習が可能なAI特有の用語と定義）の最終化を我が国規制と整合するよう対応を行った。 ・IMDRFの個別作業部会会議（オンライン会議）に積極的に参加し、日本の意見の取り込みに向けた調整を実施した。 ・医療機器の日米同時申請・承認をめざしたプロジェクト（HBD活動）において、日米国際共同治験の実施、同時承認に向けたPMDA及び米国FDAへの相談及び審査の進め方、国際共同治験のメリットとデメリットについて、米国FDAとの共著論文を作成、公表した。 ・RAPS（Regulatory Affairs Professionals Society）年会において、HBD小児医療機器セッションを米国FDAと共催し、日米のアカデミア及び企業に対し、小児医療機器開発促進の活動の浸透を図った。 ・CRT（Cardiovascular Research Technologies）年会において、HBDセッションを米国FDAと共催し、日米のアカデミア及び企業に対し、HBD活動	
--	--	---	--	--	---	--

			・ グランドデザインを踏まえ、アジア諸国に R S への理解・活用を促進するとともに、国際標準の取り込みやガイダンス整備等の充実を促す。 ・ グランドデザインを踏まえ、革新的な医療機器の効率的な開発を推進するための制度について、最新情報をアジア諸国に発信する。 ・ グランドデザインを踏まえ、A S		の成果及び今後の課題について周知を図った。 ・ 台湾 FDA と医薬品・医療機器規制に関する二国間合同シンポジウム及び規制当局間会合を開催し、医療機器の薬事規制について情報交換を行った。 ・ APEC-LSIF-RHSC の医療機器の優先作業領域のリード国を務め、薬事規制の調和に主導的な役割を果たした。 ・ 医療機器領域の「優良研修センター」(CoE) として、医療機器の審査・安全対策に関するウェビナーを実施した。 ・ 医療機器をテーマとした e-ラーニングコースを開設し、PMDA-ATC セミナーへの参加が叶わない海外規制当局担当者にも制度を理解するオンライン教材を提供した。 ・ APEC-LSIF-RHSC 傘下で海外 CoE が実施する医療機器領域のセミナーのプログラム作成に貢献した (台湾 FDA、米国・南カリフォルニア大学)。 また、台湾 FDA が実施する CoE セミナーで講師を務め、国際規制の周知・調和活動に貢献した。 ・ PMDA-ATC の医療機器ウェビナーを 2 回開催し、それぞれ 17 か国/地域から 26 名、13 か国/地域から 21 名が参加した。 ・ 日タイ合同シンポジウムにおいて医療機器セッションを設け、日本の革新的医療機器の規制の枠組みについて紹介した。 ・ 日タイ二国間会合において、タイ FDA が今後第三者認証制度を創設するにあたり、日本における第三者認証制度導入の経験を PMDA がタイ FDA と共有することに合意した。 ・ ASEAN 加盟国向けに医療機器規制をテーマにウェビナーを開催し、8 か	
--	--	--	--	--	--	--

			E A N各国を中心とした医療機器規制の整合化の活動を支援することで医療機器規制の国際的な規制調和の動きと協調した規制整備を促進する。		国/地域から 38 名が参加した。 ・ ASEAN Medical Device Committee (AMDC)の会議に出席し、AMDC と PMDA との連携事業として ASEAN 加盟国対象のセミナーを継続することに合意した。		
	ウ 再生医療等製品の規制調和の推進とリアルワールドデータの活用についての規制当局間の意見交換の推進	・ 多国間交渉・会議を活用して、国際的な規格基準の規制調和に向けた議論を主導的に進める。	ウ 再生医療等製品の規制調和の推進とリアルワールドデータの活用についての規制当局間の意見交換の推進 ・ 再生医療等製品の規制調和について、I C H等の国際会議において、国際ガイドラインの作成等に主体的に取り組むとともに、I P R P等において、将来的な規制調和に向けた情報共有の促進や検討を行う。 ・ H B D活動を通して、小児用医療機器における医療機器レジストリデータやリアルワールドデータの活用に関する情報共有を促進する。		・ ICH にて、「遺伝子治療製品の生体内分布試験」(S12) について、日本主導のもと議論を進め、Step4 に到達した。また、IPRP の CTWG (Cell Therapy Working Group)、GTWG (Gene Therapy Working Group) に参加し、我が国の規制制度と調和を進めるための議論を実施している。 ・ CRT (Cardiovascular Research Technologies) 年会において、HBD セッションを FDA と共催し、小児用医療機器開発の促進策及び RWD の活用について情報共有を行った。		
	② 二国間関係の強化及びA T Cの充実		② 二国間関係の強化及びA T Cの				

		強化 ア 欧米アジア諸国、国際機関等との連携強化 ・欧米・アジア諸国、国際機関等との協力関係の充実を図る。特に米国FDA及び欧州EMAと協力し、守秘取決めに關する交換書簡に基づく二国間協議の推進及び情報の受発信の促進を図る。 ・米国・欧州への人材派遣を可能な限り行い、各国との連携強化を図る。	充実強化 ア 欧米アジア諸国、国際機関等との連携強化 ・欧米規制当局との守秘取り決めに關する交換書簡に基づき、革新的な技術情報等について情報交換を行い、互いの規制当局の更なる充実・発展を図る。 ・アジア諸国、国際機関等との協力関係の維持、拡大を図る。 ・米国・欧州との人材交流を可能な限り継続しつつ、パンデミックの状況においては、他の欧米アジア諸国、国際機関等への更なる派遣のため、協議を進める。 ・グランドデザインを踏まえ、アジア諸国との連携を一層推進する観点から、対象国に応じた支援体制をもとに、国際調和推進体制を強化する。		・ 米国 FDA、欧州 EMA 等と規制当局間会合を行い、技術情報等について情報交換を行った。 ・ 中国 NMPA、インド CDSCO、台湾 FDA、インドネシア FDA、タイ FDA、フィリピン FDA、マレーシア NPRA 等と規制当局間会合を行い、協力関係を一層強化した。 ・欧州 EMA に駐在する PMDA リエゾン等を通じて、COVID－19や定期的に開催されている専門委員会（CHMP、PRAC 等）での議論等の最新情報を時宜を得て入手し、審査業務に役立てた。 ・ グランドデザインを踏まえ、アジアにおいて優先的に支援に取り組む 8 の優先国/地域を定め、それぞれに担当者を配置し、国際調和推進体制を強化し、二国間の支援業務を幅広く実施した。		
--	--	--	--	--	--	--	--

	② 「アジア医薬品・医療機器トレーニングセンター」の充実強化 「アジア医薬品・医療機器トレーニングセンター」の活動を通じ、アジア規制当局のレベルアップに貢献すること。 【評価における指標】 アジア諸国等の規制当局の要望も踏まえた各種セミナーによる効果的なトレーニング機会を継続的に提供するため、アジア諸国等において年2回以上のトレーニングを開催（審査業務又は安全対策業務に関して実施した延べ数）し、かつセミナー受講後のアンケートにおける受講者の満足度が5段階評価で3（Good）	イ A T C の研修の充実を通じたキャパシティビルディングの推進 ・アジア諸国の規制当局の担当者等に対し、国際標準を踏まえた日本の規制の理解を促すため各種セミナーを提供し、各国の規制水準の向上に貢献する（アジアの国において年2回以上のトレーニングを開催（審査業務又は安全対策業務に関して実施した延べ数）、かつセミナー受講後のアンケートにおける受講者の満足度が5段階評価で3（Good）以上の割合が延べ75%以上を達成する。）。	・グラントデザインを踏まえ、各国ごとのニーズ調査に基づき、個別分野ごとに方針を立てて、体系的な取組を進める。 イ A T C の研修の充実を通じたキャパシティビルディングの推進 ・A T C による研修セミナー等を継続して開催するとともに、アジア諸国や新興国、国際機関等からの研修生受け入れや講師派遣・人的交流によっても積極的に推進する（アジアの国において年5回以上のトレーニングを開催（審査業務又は安全対策業務に関して実施した延べ数）を目指すとともに、かつセミナー受講後のアンケートにおける受講者の満足度が5段階評価で3（Good）以上の割合が延べ75%以上を達成する。）。 ・A T C の e-ラーニングに係るシス	＜主な定量的指標＞ ・アジアの国においてのセミナー開催件数及び参加者の満足度。	・1つ上の記載を参照 ・COVID-19 のため国外からの招へいや渡航に制限があるにもかかわらず、PMDA-ATC においてアジア諸国等の規制当局の担当者等に対し年間で合計20回（医薬品・医療機器の審査及び安全対策をテーマとするものを含む）のセミナーをオンライン又は対面にて開催し、44 の国/地域から延べ708名が参加した。 ・このうち10回はアジア諸国（マレーシア2回、フィリピン2回、インドネシア2回、タイ1回、インド1回、ASEAN2回）において規制調和が求められるテーマについてオンラインによるセミナーを提供した。 ・セミナー受講後のアンケートにおける受講者の満足度は、5段階評価で3（Good）以上の割合が100%であった。 ・令和2年1月より開始したe-ラーニングシステムの一般公開用サイトは、	
--	---	--	--	---	---	--

	以上の割合が延べ75%以上を達成すること。(平成29年度実績 アジア諸国において実施したセミナー回数延べ4回) 【目標の設定及び水準の考え方】 アジア諸国等の規制当局担当者を対象としたセミナーを実施し、出席者の満足度・理解度を高めることにより、日本の薬事規制への理解促進、日本の審査結果の受け入れ推進等へ繋げるため、指標を設定する。		テムを活用し、インターネットを経由してトレーニングを受講できるシステムを提供する。特に、新型コロナパンデミック下において対面での実施が困難な状況にあつては、ウェビナー等のオンライン手法を活用したトレーニングを積極的に提供する。 ・A P E Cの優先活動領域の1つである医療機器領域において積極的に活動し、国際調和を推進する。		令和3年4月よりアクセス向上のためYouTubeチャンネルに移行し、計48コンテンツを公開(うち15コンテンツは令和4年度に新規公開)、総閲覧回数は37,000回以上であった。 ・令和3年1月より開始したe-ラーニングシステムの海外規制当局者向けサイトは、セミナー参加者以外にも事前登録の上で受講を可能とし、計5コースを提供し、600名以上が受講した。 ・医療機器領域の「優良研修センター」(CoE)として、医療機器の審査・安全対策に関するウェビナーを実施した。 ・PMDA ATC e-ラーニングシステムにおいて、国際戦略に関するコンテンツの中にグランドデザインに関する内容を追加、一般公開サイトに掲載した。 ・AMDC の会議に出席し、AMDC とPMDA との連携事業としてASEAN加盟国を対象に医療機器規制に係るウェビナーを継続することに合意した。 ・台湾 FDA と医薬品・医療機器規制に関する二国間合同シンポジウム及び規制当局間会合を開催し、医療機器の薬事規制について情報交換を行った。 ・日タイ合同シンポジウムにおいて医療機器セッションを設け、日本の医療機器の審査における早期患者アクセス			
	ウ 二国間協議による日本の規制手法の導入の支援と日本の審査結果の受け入れの推進 ・二国間合同シンポジウムや規制当局間会合を通して、相手国の要望に応えつつ、日本の審査結果の相手国規制への取り込み(簡略審査の対象国化等)を促進	ウ 二国間協議による日本の規制手法の導入の支援と日本の審査結果の受け入れの推進 ・二国間合同シンポジウムや規制当局間会合を通して相手国の要望等に応えとともに、日本の規制制度への信頼を高める。特にアジア諸国と						

		させる。 ・アジア諸国等の規制当局との間で医療機器等の規制に関する相互理解を促進するとともに、日本の規制手法が導入できるよう、必要な協力・支援を行う。 エ 再生医療等製品に関する日本の規制モデルの受け入れの推進 ・日本の再生医療等製品の規制モデルを積極的に発信し、日本の規制当局に対する信頼性の醸成及び日本の規制モデルの海外への導出を図る。	の間でシンポジウムの共催、海外規制当局向けトレーニングセミナーの開催、短期人材派遣等を通じて、医療機器規制について必要な協力を進め、日本の審査結果等の活用を促す。 ・アジア諸国や新興国等との一層の連携強化を図るため、医療機器規制に関するシンポジウムや規制当局間会合を開催する。 ・グランドデザインを踏まえ、WHOとも連携し、”Reliance”の考え方の浸透をアジア諸国に働きかけていく。 エ 再生医療等製品に関する日本の規制モデルの受け入れの推進 ・IPRP、ATCによる研修セミナー、二国間連携等を通じて、日本の再生医療等製品の規制に関する経験等を共有するとともに、相手国での課題等を聴取し、	実現のための取り組み、並びにCOVID-19 関連の医療機器及び体外診断用医薬品に対する規制当局のサポートについて紹介した。 ・インド CDSCO、台湾 FDA、インドネシア保健省、タイ FDA、マレーシア NPRA、フィリピン FDA 等と規制当局間会合を行い、協力関係を一層強化した。 ・WHO 西太平洋事務局主催の WPRA 会合（令和 4 年 8 月）に暫定議長及び講演者として参加し、PMDA が提供するトレーニングに関して情報提供を行ったほか、域内における規制当局の規制能力強化に向けた今後の活動計画について日本の考えを入れ込むことに成功した。 ・IPRP の CTWG（Cell Therapy Working Group）、GTWG（Gene Therapy Working Group）に PMDA のメンバーも参加し、積極的に議論を行っている。		
--	--	--	---	--	--	--

		日本の規制モデルの導出に向けた活動を行う。 ・ グランドデザインを踏まえ、再生医療等製品の品質管理を含めてアジア諸国の規制の確立を支援する。また、R Sに基づき、安全性評価試験などの浸透を図る。				
	オ 各種調査における海外規制当局との連携強化と日本の調査結果の相手国における受け入れの推進 ・ G L P、G C P、Q M S、G C T Pに関する調査に関して、実施通知や調査報告書等の情報交換を行うなど、海外規制当局との連携を強化する。	オ 各種調査における海外規制当局との連携強化と日本の調査結果の相手国における受け入れの推進 ・ G L P 調査について、O E C D のデータ相互受け入れ制度に基づき、調査結果の相互受け入れを行う。 ・ G L P、G C P、Q M S、G C T P 調査について、他国等との連携を更に強化し、調査報告書の交換等の実施に向けた議論を進める。 ・ 調査関連の情報		・ The 5th Asia Partnership Conference of Regenerative Medicine (APACRM)に参加し、再生医療等製品の規制の枠組みと審査の概要、品質・非臨床安全性に対する考え方をアジアの規制当局、アカデミア、企業に紹介した。 ・ 韓国、マレーシア、タイ、ベトナム規制当局に対し、再生医療等製品の審査をテーマとした二国間セミナーを実施し、本邦の規制の枠組みと審査の概要を紹介した。		
				＜GLP＞ ・ OECD のデータ相互受入れ制度に基づき、GLP 調査結果の相互受入れを行った。 ＜GCP＞ ・ 信頼性適合性調査の円滑・効率的な実施に資するため、引き続き欧米 GCP initiative へ参加し、米国 FDA 及び欧州 EMA と定期的な電話会議やメールでの情報交換を実施した。 ＜GCTP＞ ・ 再生医療等製品 GCTP 適合性調査にアジア GMP 当局者（マレーシア）の同行を受入れる等、連携強化を図った。		
				・ 米国 FDA の職員と、GCP 調査や、		

			交換等を行うことにより、海外規制当局との連携を強化する。 ・OECD主催の査察官トレーニングコースへの講師派遣やOECD事務局への職員派遣など、OECDを通じたGLPに関する国際活動に積極的に参画し、貢献する。 ・MDSAP調査機関等に対する評価手法について定期的な情報交換を規制当局間で行う。 ・IMDRF、MDSAPなどの各種国際会議等への出席を通して、海外規制当局、MDSAP調査機関等の保有する調査結果の共有及び活用の方策について検討する。 ・海外規制当局と連携し、MDSAP調査機関を評価する人員に対する教育研修を実施する。 ・MDSAP 規制		非臨床試験の調査について議論し、情報共有した。 ・OECD 事務局に GLP 担当として、引き続き職員派遣 (1 名) を行うとともに OECD 主催の GLP 査察官トレーニングコースにて講師を務める等、GLP に関する国際活動において、PMDA の知見・ノウハウの導入を図った。 ・海外規制当局間の実務者レベルでの月 2 回の電話会議に参加し、MDSAP 調査機関等に対する評価手法について定期的な情報交換を行った。 ・海外規制当局及び MDSAP 調査機関が出席する実務者レベルでの MDSAP 国際会議 (2 回) に参加し、海外規制当局及び登録認証機関等の保有する調査結果の共有及び活用の方策について検討した。 ・海外規制当局と連携し、MDSAP 調査機関を査察する人員に対する教育研修を実施し、MDSAP 調査機関に対する監査を 6 件実施した。 ・MDSAP 規制当局協議会の議長 (令	
--	--	--	---	--	--	--

			当局協議会（RAC）議長国として、関係国と協働し、MDSAPの維持・運営を進めるとともに、MDSAPの活動を主導する。 ・MDSAP調査報告書の本格受入れを開始し、調査対象となる製造所について、MDSAP調査報告書や法令順守状況が適切であることが確認できた場合には、QMS調査手続を合理化する。		和4年1月～）として、MDSAP RAC会議を電話会議にて6回、対面会議にて1回主催し、①情報通信技術を活用した効率的な調査の実現を目的としたMDSAPにおけるリモート調査の試行的な適用についてのガイドライン（令和5年3月2日発行「Remote and Hybrid Auditing Pilot Program」）及び②MDSAP参加メンバー国拡大を目的とした新たなメンバーシップ基準（令和5年1月5日発行「MDSAP Roles and Responsibilities」）の発行を決定した。その際、議長として意見をまとめ、議論を主導した。 ・今年度よりMDSAP調査報告書の本格受入れを開始し、3月15日時点で268施設のMDSAP報告書利用を認め、全て書面調査としてQMS調査手続を合理化した。		
--	--	--	---	--	---	--	--

注5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4．その他参考情報
（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－4	安全対策業務		
業務に関連する政策・施策	政策目標：医薬品等の品質、有効性及び安全性の向上に資する審査等の業務を行い、もって国民保健の向上に資することを目的とする。 施策目標：国民保健の向上に資することを目的に、厚生労働省との連携を図りつつ、医薬品・医療機器等に関する医療上等の便益とリスクを、最新の科学的な知見に基づき公平かつ中立に評価し、厳格な審査を迅速かつ効率的に実施するとともに、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の向上に資する安全対策に関する業務を迅速かつ公正に実施する。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第 15 条第 1 項第 5 号等
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 1 副作用・不具合の情報収集、評価及び安全情報の医療現場等への迅速かつ正確な提供は市販後安全対策の骨格である。近年、先駆け審査指定制度や条件付き早期承認制度の下、新医薬品や新医療機器等の迅速な承認が進められた結果、我が国が他国に先駆けて画期的な製品を承認するケースも見受けられるところであり、市販後の安全対策の重要性は益々増加している。 2 「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）において、「クリニカル・イノベーション・ネットワークと PMDA の医療情報データベース（M I D－N E T）を連携させ、治験・臨床研究や医薬品の開発、安全対策等に活用する。」とされており、M I D－N E T[®]等のリアルワールドデータを用いた安全対策の高度化に向けた取組を推進する必要がある。 3 日本発の医薬品、医療機器等の国際展開の拡大を念頭に、国レベルでの信頼関係の構築・強化を図るため、審査・安全対策における科学的評価を行う機構においても諸外国の規制当局と信頼関係を構築するとともに、積極的な国際貢献を行う必要がある。 【難易度：高】 1 近年、画期的な効果を有し、重篤な疾患、高度な手技に使用される新医薬品や新医療機器等が増加し、かつ我が国が他国に先駆けて承認するものもある。一方で、そうした新医薬品や新医療機器等による従来知見で想定されない副作用・不具合に対処していくためには、国内外の情報の収集等に基づき、緻密で高度な専門性を必要とする検討が求められる。 また、リアルワールドデータなど、従来とは異なるデータを活用した評価及びそれに基づく安全対策の手法は、未だ世界的に確立して	関連する政策評価・行政事業レビュー	

	いないことから、本目標達成のためには、方法論等の科学的検討や海外規制当局等との国際連携が必要であり、難易度が高い。 2 医療情報データベースを活用した安全対策の高度化に向けて、アカデミア、民間企業にも広く利活用の幅を広げ、標準化された共通の基盤のもとで安全性・有効性の評価が可能となるよう、運営の安定化に向けた取組を講じる必要がある。また、医療情報データベースと他のデータベースとの連携の推進は、データ品質の標準化等の課題解消に向けた関係機関との密接な連携が不可欠である。これらの目標達成には、医療情報データベースの中長期の安定的運営を基盤として、関係機関との協力・理解の促進が欠かせないため、難易度が高い。 3 諸外国と信頼関係を構築するためには、個々に要望や状況が異なる相手に配慮しつつ、国及び機構としてのベネフィットと同時に、相手のベネフィットも確保する「Win-Win」の関係を構築する必要がある。さらに、今後は欧米の規制当局との対話・調整のみならず、機構の審査結果の活用などを通じたアジア諸国との関係強化が求められ、難易度が高い。		
--	---	--	--

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	1 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度				1 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
医療用医薬品の添付文書の新記載要領に係る製造販売業者からの相談（計画値）	全件実施	－	693 成分	709 成分 → 令和 2 年 5 月 20 日 付け 事 務 連 絡 に より 529 成 分 に 変 更	948 成分 → 令和 2 年 5 月 20 日 付け 事 務 連 絡 に より 860 成 分 に 変 更 → 令和 3 年 8 月 30 日 付け 事 務 連 絡 に より 626 成 分 に 変 更	602 成分 → 令和 2 年 5 月 20 日 付け 事 務 連 絡 に より 870 成 分 に 変 更 → 令和 3 年 8 月 30 日 付け 事 務 連 絡 に より 1104 成 分 に 変 更				予算額（千円）	5,888,990	6,574,252	10,528,181	5,596,096	
医療用医薬品の添付文書の新記載要領に係る製造販売業者からの相	－	－	相談申込のあったすべての相談に対応	相談申込のあった全ての相談に対応 507 成分	相談申込のあった全ての相談に対応 549 成分	相談申込のあった全ての相談に対応 981 成分				決算額（千円）	4,374,263	4,478,721	9,377,543	4,915,385	

	談（実績値）			666 成分 （相談件 数は1451 件）	（相談件 数は 1,184 件）	（相談件 数は 1,100 件）	（相談件 数は 1,665 件）								
	医薬品・医療機器の副作用・不具合情報等の掲載期間（計画値）	報告から 4 ヶ月以内にラインリストとして公表	－	報告から 4 ヶ月以内にラインリストとして公表							経常費用（千円）	4,859,757	4,925,849	9,327,496	5,339,023
	医薬品・医療機器の副作用・不具合情報等の掲載期間（実績値）	－		報告から 4 か月以内にラインリストとして公表	報告から 4 か月以内にラインリストとして公表	報告から 4 か月以内にラインリストとして公表	報告から 4 か月以内にラインリストとして公表				経常利益（千円）	710,484	1,006,692	1,148,643	1,786,294
	国が発出した医薬品等の添付文書改訂の指示書のホームページへの掲載期間（計画値）	2 勤務日以内	－	2 勤務日以内							行政コスト（千円）	5,121,714	4,925,894	9,327,542	5,342,118
	国が発出した医薬品等の添付文書改訂の指示書のホームページへの掲載期間（実績値）	－		2 勤務日以内に掲載	2 勤務日以内に掲載	2 勤務日以内に掲載	2 勤務日以内に掲載				従事人員数	220 人	227 人	243 人	247 人
	アジア諸国の規制当局の担当者等へのセミナー受講の満足度（計画値）	アジア諸国等の規制当局の担当者等に対し、アジアの国において、年 2 回以上（延べ回数）のトレーニングを開催。かつ受講者の満足度が 5 段	－	アジア諸国等の規制当局の担当者等に対し、アジアの国において、年 2 回以上（延べ回数）のトレーニングを開催。かつ受講者の満足度が 5 段											

		階評価で 3 (Good) 以上の割合が延べ 75% 以上を達成。													
	アジア諸国の規制当局の担当者等へのセミナー受講の満足度（実績値）	－	－	アジア諸国等の規制当局の担当者等に対し年 10 回開催（うちアジアの国で 3 回開催）。受講者の満足度が 5 段階評価で 3 (Good) 以上の割合は 100%	アジア諸国等の規制当局の担当者等に対し年 11 回開催（うちアジアの国で 5 回開催）。受講者の満足度が 5 段階評価で 3 (Good) 以上の割合は 99%	アジア諸国等の規制当局の担当者等に対し年 18 回開催（うちアジアの国を対象に 9 回開催）。受講者の満足度が 5 段階評価で 3 (Good) 以上の割合は 100%	アジア諸国等の規制当局の担当者等に対し年 20 回開催（うちアジアの国を対象に 10 回開催）。受講者の満足度が 5 段階評価で 3 (Good) 以上の割合は 100%								

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	4 安全対策業務 安全対策業務については、国民が国際的水準にある医薬品・医療機器等を安心して用いることができるよう、医薬品・医療機器等をより早く安全に医療現場に届けるとともに、医薬品・医療機器等が適正に使用されることを確保し、保健衛生上の危害発生の防止、発生時の的確・迅速な対応を行うことが重要である。 また、国民が安心して世界最先端の医薬品等の恩恵を受けられるように、安全対策業務の一層の質の向上と高度化を推進する必要がある。 このため、以下の目標を設定する。	4 安全対策業務 条件付き早期承認制度など患者の治療選択の幅を広げる新薬等の早期承認を進める制度が運用される中で、市販後の安全対策は一層重要性を増している。 国民が安心して世界最先端の医薬品等の恩恵を受けられるよう、RSに基づき、安全対策業務の一層の質の向上と高度化を推進するとともに、厚生労働省と密接な連携をとりつつ、以下の施策を進める。	4 安全対策業務		＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞ 評定：A (安全関係) 新型コロナワクチンの接種は、令和3年2月から医療従事者・高齢者を対象に全国的規模で開始されて以降、接種対象が小児、乳幼児へと拡大されてきた。PMDAでは、予防接種法に基づき、新型コロナワクチン接種後の副反応疑い報告の受付、整理及び調査について、前年度に引き続き接種体制の見通しが立たない中、受付業務の外部委託も含めた体制の検討、整備・運用を行うなど柔軟に対応した。 例年、副反応疑い報告約1千件前後を受け付けているところ、令和4年度は新型コロナワクチンに係る副反応疑い報告だけで約3.4千件受け付けた。受け付けた報告については、従前のとおり必要な情報の不足・不備対応を行い、情報の品質担保につとめた。令和4年度は接種対象拡大に加え、オミクロン株対応ワクチンの接種が推し進められ、これら副反応疑い報告情報が注目を集める中、いずれについても逐次、厚生労働省に報告した。 また、令和4年3月のHPVワクチンの積極的勧奨の差し控えの終了に合わせ、積極的勧奨再開直後6か月間は通常		評定	A
						＜評定に至った理由＞ (1. 目標の内容) 医薬品・医療機器等の安全性情報収集の整理及び評価分析を適切に実施するとともに、医療関係者、患者・一般消費者への安全性情報の提供と講じた安全対策措置のフォローアップ等を行うものである。 近年、先駆け審査指定制度や条件付き早期承認制度の下、新医薬品や新医療機器等の迅速な承認が進められていることから、我が国が他国に先駆けて画期的な製品を承認するケースも増加しているところであり、その結果、市販後の安全対策についても、高度化の推進が求められるとともに、その重要性は益々高まっており、 ・クリニカル・イノベーション・ネットワークとPMDAの医療情報データベース(MID-NET)を連携させ、治験・臨床研究や医薬品の開発、安全対策等に活用(経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定)) ・日本発の医薬品、医療機器等による従来の知見で想定されない副作用・不具合に対処するため、国内外の情報の収集等に基づき、緻密で高度な専門性を必要とする検討を実施し、諸外国の規制当局と信頼関係を構築、積極的な国際貢献を展開 といったこれまでとは異なる重要かつ高度な取組が求められることから難易度が高い目標であると認められる。			
							(2. 目標と実績の比較) このような中、以下記載のように、定量的指標について全ての項目で目標を達成しており、定性的な指標についても多くの実績を上げている。さらに、新型コロナワクチンに係る副反応疑い報告を受け付け、内容を精査の上、厚生労働省に報告している。また、死亡・重篤症例についてとりまとめるなど、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、A 評定とする。 〈副作用・不具合情報の適切な収集・整理・評価の実施〉 ・MID-NET [®] 及びNDBを活用し、抗精神病薬による消化管障害、バイオ後続品の安全性評価等への安全対策措置の検討を実施している。 ・医薬品副作用・感染症症例報告等約97万件を受付。 ・国内の医薬品副作用・感染症報告や再生医療等製品不具合・感染症報告の全症例、医療機器の不具合報告および体外診断用医薬品の副作用報告について、精査(因果関係評価又は報告内容の確認)を、原則として翌営業日中に実施している。 ・企業からの添付文書改訂相談等全1,062件について、内容を精査し迅速に対		
	(1) 副作用・不具合情報の適切な収集・整理・評価の実施 ① MID-NET [®] (注13)等の医療情報データベースを活用した薬剤	(1) 副作用・不具合情報の適切な収集・整理・評価の実施 ア MID-NET [®] 等の医療情報データベースを活用した薬剤疫学調査	(1) 副作用・不具合情報の適切な収集・整理・評価の実施 ア MID-NET [®] 等の医療情報データベースを活用した薬剤疫学調査						

疫学調査に基づく安全性評価を推進すること。	に基づく安全性評価の推進	に基づく安全性評価の推進	＜その他の指標＞ ・M I D－N E T [®] 等の安全対策への活用	・MID-NET [®] 及びNDBを活用して安全性評価を実施し、以下の安全対策措置の検討に活用した。 ①抗精神病薬による消化管障害 ②バイオ後続品の安全性評価 ③メトホルミンの添付文書改訂前後での腎機能障害患者への処方実態と乳酸アシドーシス ④ビスホスホネート製剤による腎機能障害患者における低カルシウム血症 ⑤コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン(SARS-CoV-2)におけるギラン・バレー症候群	3 か月に 1 回のところ、概ね 1 か月に 1 回に頻度を上げて評価を行うこととされ、HPV ワクチン接種後の副反応疑い報告の受付、整理及び調査について迅速に対応した。 これらは厚生労働省の審議会におけるワクチンの評価に活用されており、多大なる成果を挙げている。 副反応疑い報告については医療機関からの報告だけではなく製造販売業者からの報告も含めてのデータ集計及び個別症例の評価を実施し、定例又は新型コロナワクチンに係る厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会）及び薬事・食品衛生審議会(薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会)の資料として遅滞なく厚生労働省に提出した。特に、新型コロナワクチン副反応疑い報告に係る審議会は令和 4 年度は 15 回開催(うち 8 回は HPV ワクチンについても審議)されている(平均約 3.5 週間に 1 回の頻度)。この頻度に間に合うように副反応疑い報告の受付体制を整備し、報告を受け付け、死亡・重篤症例については専門家による個別症例評価も実施した上で審議会資料として厚生労働省に提出した。さらに、海外での措置状況、国内外の研究報告等を適時に情報収集し、遅滞なく接種開始後の安全管理を実施しており、多大な労力を要したが、審議会における追加資料要請にも応えつつ、全て	応している。 ・厚生労働省からの使用上の注意の改訂指示に関する通知により添付文書の改訂を指示した医薬品 112 成分について、適時適切な添付文書改訂を実施している。 ・安全性情報報告制度による医療機関からの医薬品副作用報告約 8 千件のうち PMDA 調査対象の 2,259 件、定例ワクチンの副反応疑い報告数 400 件のうち PMDA 調査対象の 6 件について、必要に応じてフォローアップ調査を実施している。患者からの副作用報告約 4 百件について、フォローアップが必要な報告については調査も実施した上で全ての報告について評価し、安全対策措置を検討する際の情報として活用している。 ・新型コロナワクチンの副反応報告について、接種体制の見通しが立たない中、状況の変化に柔軟に対応し、上記とは別に約 3,400 件を受け付け、整理している。 ・副反応疑い報告のデータ集計及び個別症例の評価を実施し、定例又は新型コロナワクチンに係る厚生科学審議会等の資料として遅滞なく厚生労働省に提出している。 以上の実績について、定量的・定性的に高い成果と評価できる。			
	・医薬品と副作用の因果関係評価が困難な事例等について、M I D－N E T [®] やレセプト情報・特定健診等情報データベース（以下「NDB」という。）等による能動的な安全性情報の収集と薬剤疫学的解析結果の安全性評価への活用により、安全対策の質の向上を図る。	・医薬品と副作用の因果関係評価が困難な事例等について、M I D－N E T [®] 及び匿名レセプト情報・匿名特定健診等情報データベース（以下「NDB」という。）を活用して安全性評価を実施し、必要に応じて安全対策措置を検討する。					＜その他の指標＞ ・M I D－N E T [®] 等による緊急安全性情報等の措置効果の検証	・医療情報データベースの活用対象となる措置はなかった。	〈医療関係者、患者・一般消費者への安全性情報の提供と講じた安全対策措置のフォローアップ〉 ・医療用医薬品添付文書の新記載要領への対応については、製造販売業者から相談が申込まれた全て（981 成分、1,665 件）に対応している。 ・医薬品相談 13,925 人（15,653 件）、医療機器相談 424 人（445 件）の相談に対応している。（令和 3 年度：医薬品相談 12,695 人（13,891 件）、医療機器相談 429 人（450 件））。 ・RMP663 件（うち資材付の RMP は 407 件）の公表並びに RMP に基づく患者向医薬品ガイドについて、新規作成 66 件、更新 328 件（いずれも後発品を含む）、ワクチンガイドについて、新規作成 11 件、更新 37 件。 ・薬局、講習会や学術集会、医師・薬剤師・歯科医師等の免許交付時等において、PMDA メディナビのリーフレットの設置・配布等を行い、PMDA メディナビの周知を実施している。 ・令和 4 年度末の PMDA メディナビ登録件数：212,224 件（令和 3 年度末：203,304 件）。 ・「PMDA からの適正使用のお願い」 2 報（「不妊治療に用いられる医薬品による卵巣過剰刺激症候群について」更新を含む）を作成し、PMDA ホームページに掲載し、メディナビで配信。さらに、「PMDA 医療安全情報」の作成、並びに安全使用の徹底の再周知を配信し、合計 9 回の情報提供を実施している。 ・医薬品の副作用報告、医療機器及び再生医療等製品の不具合等報告について、それぞれ約 7 万 2 千件、約 2 万 9 千件、約 5 百件を報告から 4 ヶ月以内に情報を整理し、ラインリストとして公表している。 ・添付文書改訂指示通知の発出時には、発出から 2 日以内に PMDA ホームページに掲載し、即日、PMDA メディナビ配信を行い周知している。
	② 副作用・不具合報告の迅速な整理・評価を行うこと。	イ 増大する副作用・不具合報告の迅速な整理・評価の実施 ・増大する副作用・					イ 増大する副作用・不具合報告の迅速な整理・評価の実施 ・企業からの副作用	＜評価の視点＞ ・医薬品副作用・安	・医薬品副作用・安全対

		不具合報告を迅速に整理し、評価するため、ICHのE2B等の国際的な開発状況、情報技術の進展等を踏まえ、IT技術の活用、システムの強化・高度化を図る。	等報告を適切に受け付け、整理を行う。 ・医薬品副作用・安全対策支援統合システムについて、再構築の要件定義を行い、安全対策業務の効率化に資するよう、システム再構築を進める。 ・医薬品副作用・安全対策支援統合システム等の円滑な運用を行うとともに、ICH-E2B（R3）への移行に伴う課題等について対応する。また、ICHやISO等における検討状況も踏まえ、必要に応じて、医薬品識別（IDMP）の剤形コード等の本格実装に向けて、業界と調整対応を進める。 ・薬機法改正による医薬品の治験副作用報告の変更に伴う市販後副作用報告との重複報告について、厚生労働省等と連携しながら、解消を目指す。 ・大量の副作用報告	全対策支援統合システム等の円滑な運用	策支援統合システム等の円滑な運用を行い、医薬品副作用・感染症報告について約71万件を受け付けた。これらのうち国内の医薬品副作用・感染症報告は約8万件であった。 ・医薬品副作用・安全対策支援統合システムについて、より効率的かつ迅速に安全対策業務を行えるようシステムの観点から方策を検討し、システム再構築に向けRPAを含めた要件整理を行った。 ・医薬品識別（IDMP）の剤形コード等の本格実装に向け令和3年度に改修した医薬品副作用・安全対策支援統合システムについて、さらなる検討・調整を進めた。 ・薬機法改正による医薬品の治験副作用報告の変更に伴う市販後副作用報告との重複報告について、厚生労働省等と連携しながら、解消方策を検討した。 ・AIを用いた薬局ヒヤ	適時に対応した。また、新型コロナウイルスに係る安全対策措置については、EU、米国等海外規制当局に遅れることなく対応した。 さらに、新型コロナウイルス感染症に特化したPMDAホームページに、治療薬として特例承認されたモルヌピラビル、ニルマトレルビル・リトナビル及びワクチンとして特例承認されたコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）等について、最新の副反応発現状況や添付文書の改訂内容を掲載し、迅速に医療機関向けに発信した。 個別症例評価にて医薬品と副作用の因果関係評価が困難な事例について、MID-NET[®]又はレセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）により、能動的な安全性情報の収集と薬剤疫学的解析による安全性評価を行い、安全対策措置の検討に活用した。リアルワールドデータなど医療情報データベースの行政的な活用を行い安全対策措置の検討に活用したことは非常に大きな成果である。 AIを用いた薬局ヒヤリ・ハット事例評価支援システムの開発において、構築したAI評価モデルを試行的に実務に導入する段階に至ったことは大きな成果である。 年々増加する副作用等報告については、遅滞なく因果関係評価等を行い、必要に応じて安全対策措置の検討を行う	・医療用医薬品・再生医療等製品の添付文書改訂の根拠について、全件、改訂通知発出と同日に公表している。 ・PMDA ホームページに新型コロナウイルス感染症に特化したページを設け、治療薬として特例承認されたモルヌピラビル、ニルマトレルビル・リトナビル及びワクチンとして特例承認されたコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）等について、最新の副反応発現状況や添付文書の改訂内容を掲載し、迅速に医療機関向けに発信している。 以上の実績について、定量的・定性的に高い成果と評価できる。 〈 審査部門、救済部門との連携 〉 ・新薬及び機器審査の各チームに対応して20名のリスクマネージャーを配置し、審査部門と安全部門が連携して、承認審査中の品目に関するRMPについて安全性検討事項及び有効性に関する検討事項の特定、安全性監視活動、有効性に関する調査・試験及びリスク最小化活動を適切に設定している。 ・毎月定期的に、安全・救済連絡会を開催し、安全部門と救済部門との情報共有を図り、救済請求事例について、3件の使用上の注意の改訂に活用している。 以上の実績について、定性的に高い成果と評価できる。 〈 レギュラトリーサイエンスの推進による業務の質の向上 〉 ・外部機関と協力・連携し、RS研究を実施している。（AMED等の公的研究費を用いた研究：13課題） ・PMDA で実施するレギュラトリーサイエンス研究について、令和4年度は3課題（継続3課題）が実施され、研究活動及び業務の成果の論文を学術雑誌で発表している。（英語論文：35報、日本語30報） ・MID-NET[®]の行政利活用として、30調査を計画し、有識者会議での審議・承認を経て利活用を開始。別途調査中であった行政利活用に関し、7調査の結果が得られ、安全対策の必要性を検討する上での資料として活用。その他にも、NDBを用いてリスク評価を実施している。 ・MID-NET[®]の利活用促進を目的として、MID-NET シンポジウム2023 をリモート形式で開催している。（登録者約1,150名） ・MID-NET[®]の利活用に関するリモートでの研修等を実施している。（受講者数約100名） ・MID-NET[®]の品質管理・標準化やシステム等の管理について、各拠点での課題を着実に解消し、令和4年12月時点で約605万人規模の患者データ集積を完了し、350項目以上の臨床検査結果等の標準コードについて、全拠点で更新完了をしている。 ・国立病院機構が管理運営する国立病院機構診療情報集積基盤との連携に関し、基本方針を整備している。 ・レギュラトリーサイエンスを普及させる一環として、連携大学院協定を締結している大学院に対して、役職員延べ16名が計18件の講義を実施している。 以上の実績について、定性的に高い成果と評価できる。
--	--	---	--	---------------------------	--	---	---

			データを効果的、効率的に評価・処理する方法について、厚生労働科学研究の成果なども活用しつつ、今後の研究課題を整理する。また、大量の薬局ヒヤリ・ハットデータを A I を活用して評価する方策について、A I による評価の精度向上を目指し、引き続き検討する。 ・医薬品副作用・感染症報告、医療機器不具合・感染症報告、再生医療等製品不具合・感染症報告の国内の全症例について、因果関係評価や報告内容の確認などの精査を、原則として報告受付の翌勤務日中に行う。 ・不具合報告システムについて、迅速な安全対策に繋がるよう不具合用語集データ活用等の機能改善等の検討を引き続き行う。また、システム移行後の不具合等報告受付が円滑に行われるよう、ユーザーの	データを用いた評価モデルの精度向上を進め、検証を行ったところ、結果は良好であった。本格導入の適否を検討するため、令和 5 年度に試行的に実務に導入して有用性を確認する方策を立てた。 ・国内の医薬品副作用・感染症報告、や再生医療等製品不具合・感染症報告、医療機器不具合・感染症報告、体外診断用医薬品の副作用報告の全症例について、精査（因果関係評価又は報告内容の確認）を、原則として翌勤務日中に実施した。 ・新しい医療機器不具合報告受付システムの整備を行い、令和 2 年 4 月より利用可能としたことから、引き続き、利用者からの問合せ等を踏まえ、当該不具合等報告受付システムおよび関連するツールの修正等を実施した。	とともに、副作用・不具合症例ラインリスト及び添付文書の改訂指示やその根拠を迅速に PMDA ホームページに公表した。 特に、画期的な新医薬品や新医療機器等の安全対策においては、従来の知見で想定されない副作用・不具合に対処していくため、国内外の情報の収集等に基づき、緻密で高度な専門的な検討が必要となるが、新型コロナウイルス感染症蔓延下においても web を用いた面談を行う等製薬企業等への配慮も行いつつ、いずれも迅速かつ適切に安全性評価を行い対応した。 医薬品副作用・安全対策支援統合システムについては、より効率的かつ迅速に安全対策業務を行えるようシステムの観点から安全対策業務の処理効率向上の方策を検討し、システム再構築に向け RPA を含めた要件整理を行った。 また、医療機器の不具合等報告における電子的報告の方法について引き続き見直しを行い、報告者の利便性向上と報告の電子化促進を図った。 ラインリストの公表期間の項目については、件数が年々増加する中で目標を達成した。 「PMDA からの適正使用のお願い」及び「PMDA 医療安全情報」の作成、並びに安全使用の徹底の再周知については、合計 9 回の情報提供を実施し、医療関係者に対する安全性情報の発信を促進した。 また、PMDA メディナビで、	〈国際関係〉 - アジア諸国等の規制当局担当者等に対するセミナーをオンライン又は対面にて開催し、定量的指標において、セミナー受講後のアンケートにおける満足度について 3（Good）以上の割合を 75%としているところ、100%を達成している。（達成度 133%） - 上記のセミナーについて、年間で合計 20 回（医薬品・医療機器の審査及び安全対策をテーマとするものを含む）開催し、44 の国/地域から延べ 708 名が参加している。 - ICMRA（薬事規制当局国際連携組織）では、副議長として新型コロナウイルスワクチンの安全性及び有効性に関する規制の方向性に関する ICMRA-WHO 共同ステートメントや各種ワークショップの報告書を含む文書の作成等の活動に貢献している。 - ICH（医薬品規制調和国際会議）では、管理委員会の副議長として、また、活動中の 30 作業部会のうち 7 つの議長として、議論を主導している。 - 台湾 FDA と、PMDA 審査報告書を活用した新薬審査協働スキームに関する Q&A 集を作成し、公表している。 - タイの簡略審査制度の利用促進のため、PMDA が作成した審査報告書の共有方法、及び PMDA の支援継続に合意した。 - WHO 及び厚生労働省と協働し、日本で承認された痘そう・サル痘ワクチンの PMDA の審査報告書及び GMP 査察報告書を WHO に提供する等、痘そう・サル痘ワクチンの海外への提供に寄与している。 以上の実績について、定量的・定性的に高い成果と評価できる。 〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉 MID-NET[®]等の医療情報データベースに基づく安全性評価の推進や、人的資源活用以外の情報処理方法の検討、製造販売後調査等への活用促進等を通じて、安全対策の質の更なる向上を期待する。 また、二国間関係の強化及びアジア医薬品・医療機器トレーニングセンターの充実強化等を通じて、国際的リーダーシップの更なる発揮を期待する。 さらに、新型コロナウイルス感染症対策としてワクチン副反応報告や治療薬副作用報告についても、引き続き漏れなく情報収集し、適切に分析・評価することを期待する。 〈その他事項〉 特になし
--	--	--	--	--	---	--

			意見を踏まえて引き続き利便性向上のための機能改善を実施する。 ・医療機器の不具合報告件数の増加に対応するため、業務手順の見直し等を継続的に行うとともに、不具合等情報の整理及び評価体制の強化を図る。 ・再生医療等製品の不具合報告について、整備を行った業務手順に基づき、適切に受け付け、整理が行えるか等検討を行う。 ・再生医療等製品の患者登録システムについて必要な協力を行う。	意見を踏まえて引き続き利便性向上のための機能改善を実施する。 ・医療機器の不具合報告件数の増加に対応するため、業務手順の見直し等を継続的に行うとともに、不具合等情報の整理及び評価体制の強化を図る。 ・再生医療等製品の不具合報告について、整備を行った業務手順に基づき、適切に受け付け、整理が行えるか等検討を行う。 ・再生医療等製品の患者登録システムについて必要な協力を行う。	意見を踏まえて引き続き利便性向上のための機能改善を実施する。 ・医療機器の不具合報告件数の増加に対応するため、業務改善すべき点があれば、必要に応じ見直しを図る。 ・再生医療等製品の不具合報告システムの整備を行う。 ・再生医療等製品の患者登録システムを円滑に運用する ・添付文書改訂等の迅速な安全対策の措置	意見を踏まえて引き続き利便性向上のための機能改善を実施する。 ・医療機器の不具合報告件数の増加に対応するため、症例評価に係るチーム制を導入し、症例評価の効率化を図るとともに、担当者間での事例共有や議論がより深まり、チームの力量が継続的に向上する仕組みとした。 ・再生医療等製品の不具合等報告について、約 3 千件を適切に受け付けた。 ・再生医療等製品の患者登録システムの関連学会への移管及び安定的運用に協力した。 ・企業からの添付文書改訂相談等に関して、医薬品 1062 件（うち体外診断用医薬品 259 件）及び再生医療等製品 7 件の相談について迅速に対応した。また、新型コロナウイルス感染症の治療薬として緊	RMP や RMP に基づく資材の新規掲載や重要な更新情報を配信するとともに、当該 PMDA メディナビに、令和元年度に作成した RMP に関する医療関係者向け e-ラーニングコンテンツの紹介を掲載し、RMP 及び RMP に基づく資材の利活用推進を図った。 このほか、企業が新記載要領に対応した添付文書の届出・ホームページ掲載を滞りなく速やかに実施できるよう、医薬品医療機器情報提供システム、企業向けサイトの安定運用を図るとともに、システムの操作方法等に関する問合わせに対応した。なお、システム改修にかかる作業時においても電子化された添付文書が継続して GS1 バーコードから閲覧できるよう注意を払って対応し、大きな問題はなく実施することができた。 「病院・薬局における医薬品の安全性情報の入手・伝達・活用状況調査」を実施し、添付文書電子化後の医薬品安全性情報の入手状況や RMP を含む医薬品安全性情報の活用状況について医療現場の現状を把握した。また、外部委員による検討会を設置して医療現場で安全性情報を適切に活用するための方策を検討し、調査結果とともに PMDA ホームページで公表した。 (RS 関係) 業務実績欄に記載のとおり、厚生労働省の通知につい
--	--	--	--	--	---	---	---

		討する。			急承認されたエンシトレルビル fumarate について、製造販売業者及び医療機関からの副作用報告状況を整理し、定期的に実施される薬事・食品衛生審議会（薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会）の資料として遅滞なく厚生労働省に提出した。 ・医療機器について、添付文書改訂相談 301 件、企業が自主的に提供する安全性情報等に係る相談 60 件において、内容を精査し、迅速に対応した。	て文案のとりまとめを行うなど発出に協力した。また、RS 研究を通じて、ガイドライン等の作成に貢献した。さらに、アカデミア等の専門機関との包括的連携協定と RS 研究の推進に関連し、着実に実績を上げた。 MID-NET[®]データを用いた行政的利活用として 30 調査を開始した。また、別途調査中であった 7 調査の結果は添付文書改定等の具体的な安全対策の根拠データの一つとして活用された。また、MID-NET[®]を活用した早期安全性シグナルモニタリング等の他の調査やナショナルレセプトデータを用いたリスク評価等も実施するとともに、これまでに実施した結果の一部は英語学術論文として公表された。これらの成果により、医薬品安全性評価の質の向上に貢献した。さらに、MID-NET[®]で利用可能なアウトカム定義の検討を進め、複数のアウトカム定義について結果を得た。 この他、クリニカル・イノベーション・ネットワーク（CIN）等との連携に関し、臨床研究中核病院データ活用事業に協力した。また、国立病院機構が管理運営する国立病院機構診療情報集積基盤との連携に向けた技術的検討等を進めるとともに、利活用ルール等に関する基本方針を整備した。 （国際関係）
			・安全対策措置立案の期間短縮に向けた検討のため、機構から製造販売業者に添付文書の改訂の要否について照会し、かつ厚生労働省からの使用上の注意の改訂指示に関する通知により添付文書の改訂を指示した案件について、進捗状況を把握する。	＜評価の視点＞ ・進捗状況を把握し、安全対策措置を迅速に行う。	・厚生労働省からの使用上の注意の改訂指示に関する通知により添付文書の改訂を指示した医薬品 112 成分の案件について、進捗状況を把握し、適時適切な添付文書改訂を行った。 ・報告された副作用等情報を適切に評価し、添付文書改訂等の安全対策措置を速やかに講じた。また、PMDA ホームページに新型コロナウイルス感染症に特化したページを設け、治療薬として特例承認されたモルヌピラビル、ニルマトレルビル・リトナビル及びワクチ	

				ンとして特例承認されたコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）等について、最新の副反応発現状況や添付文書の改訂内容を掲載し、迅速に医療機関向けに発信した。 ・医療機関からの副作用等報告情報をデータ化する際簡便に入力できるようシステム改修を行い、作業の効率化に加え属人化の解消を図った。 ・医療機関からの電子報告の受付システムについて、令和4年4月より新たに医療機器、再生医療等製品、医薬部外品及び化粧品を対象に加え、適切に受け付けた。 また、医療機関からの副作用報告等に関するPMDAと製造販売業者との情報授受について、FAXに加えオンラインによる運用を開始した。	年度開始当初は、昨年度に引き続き COVID-19の世界的流行により対面での会合が開催できなかったものの、各国の入国規制の緩和に伴い、対面開催が増加してきた。実績欄に記載のとおり、オンライン会合への参加に加え、対面会合にも積極的に参加し、欧米やアジア諸国との連携や国際調和活動を積極的に推進するとともに、PMDAの国際的地位を向上させるための施策を着実に進めてきた。 アジア医薬品・医療機器トレーニングセンターのセミナーについては、セミナー参加者の日本国内への入国に制限があったため、令和3年度に引き続きオンラインでセミナーを開催した。一方、特定国セミナーのうち、可能なものについては対面で開催した。定量的指標として、セミナー受講後のアンケートにおける満足度について3（Good）以上の割合を75%としているところ、目標を大きく上回る100%を達成した。さらに、PMDA及びPMDA-ATCの活動を周知するとともに、e-ラーニングシステムとして一般公開サイトでは15のコンテンツを新規に公開し、海外規制当局者向けサイトでは公開中の5コースをすべて更新・充実させることで、最新の薬事規制及びPMDAの活動について理解促進を図った。 国際活動における重要度及び難易度が高いものとして、多国間関係では、各国規制当
	・医療機関からの医薬品の副作用報告に係るフォローアップ調査を、調査が必要と判断される全ての報告について実施する。	・医療機関からの医薬品の副作用報告のうち調査が必要と判断した全ての報告についてフォローアップ調査を実施する。	＜その他の指標＞ ・医療機関からの副作用報告の必要なフォローアップ調査の実施状況	・医療機関からの医薬品の副作用報告について約8千件を受け付け、うちPMDA調査対象は2,259件であった。これらのうち調査が必要と判断した報告について、フォローアップ調査を実施した。	

		・医療機関からの医療機器の不具合報告に係るフォローアップ調査を行うための体制整備を平成 31 年度から段階的に実施し、調査が必要とされる報告への対応ができる体制を確保する。 ・予防接種法による副反応疑い報告の詳細調査を、個人情報の取扱いに留意した上で実施し、ワクチンの安全性確保のために必要な整理・調査を行う。	・医療機関からの医療機器の不具合報告について、機構が調査を実施するための体制や業務手順の整備を進め、調査が必要と判断した全ての報告に対して、フォローアップ調査を実施する。 ・予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）による医療機関からの副反応疑い報告について、令和 3 年度より稼働する電子報告の受付システムによるものも含め、適切に受け付け、整理する。 ・新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの副反応疑い報告について、引き続き、適切に受け付け、整理する。 ・予防接種法による副反応疑い報告について、個人情報の取扱いに留意した上で詳細調査を実施し、厚生労働省に提供する。	＜評価の視点＞ ・医療機関からの医療機器の不具合報告について、必要と判断した全ての報告のフォローアップ調査を実施できたか。 ＜その他の指標＞ ・副反応疑い報告の必要なフォローアップ調査の適切な実施	・医療機関からの医療機器に係る不具合報告を端緒として、周辺情報の収集等を行い、厚生労働省と連携して、必要な安全確保措置の実施について対応を進めた（フォローアップ調査に至った案件はない）。 ・予防接種法に基づき、定例ワクチンの副反応疑い報告について約 4 百件を受け付け、うち PMDA 調査対象は 6 件で、調査が必要と判断した報告について、フォローアップ調査を実施した。 ・新型コロナワクチンの副反応疑い報告について、外部委託を含め令和 2 年度に整備した受付体制を活用し、接種体制の見通しが立たない中、状況の変化に柔軟に対応し、約 3.4 千件件を受け付けた。 ・副反応疑い報告のデータ集計及び個別症例の評価を実施し、定例又は新型コロナワクチンに係る厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会）及び薬事・食品衛生審議会（薬事分科	局の長官級の会合である ICMRA 及び ICH 管理委員会において選挙を通じて副議長に就任するとともに、APEC-LSIF-RHSC の共同議長を継続して務め、PMDA の国際的地位の確立を図った。特に COVID-19 への国際的な対応においては、ICMRA が活動の中心的な役割を果たす中、昨年度に引き続き本年度も ICMRA での対応と国内の対応との調整・確実な連携を確保し、ワクチンに関する Workshop においては議長を務める等、薬事領域における COVID-19 対応の国際協働に貢献した。また、二国間関係においては、8 のアジアの優先国・地域に対し、日本の薬事規制等との調和を促進するため、国別戦略に基づき国ごとにシンポジウム・二国間会合を積極的に開催することなどを通じ、各国規制当局者の能力向上や、PMDA に対する信頼を醸成した。 以上のように、定量的指標については、全て達成しており、新型コロナワクチン副反応疑い報告受付・整理の業務が課される中、定性的な指標においても、多くの実績を上げることができた。 また、MID-NET[®]やナショナルレセプトを積極的に活用した医薬品安全性評価を進め、その成果を実際に安全対策に活用していること、MID-NET[®]の活用促進に向けた改善を具体的かつ計画的に進
--	--	---	--	--	---	--

		・臨床研究法による特定臨床研究実施者からの疾病等報告について、必要な整理・調査を行う。	・臨床研究法による特定臨床研究実施者からの疾病等報告を適切に受け付け、整理し、厚生労働省に報告する。		会医薬品等安全対策部会安全対策調査会）の資料として遅滞なく厚生労働省に提出した。 ・臨床研究法による特定臨床研究実施者からの疾病等報告 15 件（医薬品 15 件、医療機器 0 件）を受け付け、厚生労働省に報告した。医薬品の PMDA 調査対象は 5 件であった。これらのうちフォローアップ調査が必要と判断した報告について、フォローアップ調査を実施した。	め、MID・NET 接続環境や早期安全性シグナルモニタリング等の新たな方法を着実に運用していること、そして国立病院機構との連携を着実に進めていること等、新たな手法に基づく医薬品安全性評価を積極的に進め、目に見える成果が得られている。 さらに、国際関係についても、各国規制当局と会議等を実施し、中心的な役割を果たすなど国際的な活躍も大きかったことから、A 評定とする。	
		・医薬品リスク管理計画（以下「RMP」という。）に基づき、「医薬品安全性監視活動」及び「リスク最小化活動」が適切に実施されるよう、相談・指導を適切に実施する。	・医薬品リスク管理計画（以下「RMP」という。）に規定されている「医薬品安全性監視活動」及び「リスク最小化活動」が適切に実施されるよう、相談・指導を行う。 ・医療機器製造販売後リスク管理計画が策定される医療機器の早期承認品目について、「市販後の安全性監視活動」及び「リスク最小化活動」が適切に実施されるよう、相談・指導を行う。 ・副作用報告等を適	＜その他の指標＞ ・医薬品リスク管理計画に基づく相談・指導の実施 ＜評価の視点＞ ・市販後に評価、検討が適切に行える医薬品安全性監視活動及びリスク最小化活動が設定できているか	・新医薬品等の承認審査過程において照会事項を送付して申請者と議論しつつ、審査終了までに医薬品リスク管理計画（以下「RMP」という。）を確認した。また、RMP に規定されている医薬品安全性監視活動及びリスク最小化活動が適切に実施されるよう指導した。 ・医療機器の早期承認品目として承認された 1 件について、医療機器製造販売後リスク管理計画の策定に際し、機器審査部と連携して相談・指導等対応を行った。 ・副作用報告等を適切	＜課題と対応＞ （RS 関係） 革新的医薬品等の実用化に向けて、アカデミアや国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）との連携等により、更なるガイドラインや審査基準の策定を図る。 MID・NET[®]等の医療情報データベースに基づく安全性評価を一層進める等、質の高い安全対策業務を行っていく。 （国際関係） 渡航制限の緩和により、対面会合への移行が進みつつある一方、ATC が実施するセミナー受講希望者の国・地域においては、日本への入国要件を満たさない者も多いところ、グループ討議を行う場合等、対面開催が有益である場合にあっては対面での開催を再開しつつ、オンラインセミ	

		切に評価し、製造販売業者に対して R M P の適切な更新を指導する。 ・医薬品・医療機器等の添付文書や医療関係者・患者への情報伝達ツールの作成・改訂を企業が自主的に行う際の相談について迅速に対応する。		に評価し、製造販売業者に対して R M P の適切な更新を指導した。 ・医薬品・医療機器等の添付文書や医療関係者・患者への情報伝達ツールの作成・改訂を企業が自主的に行う際の相談について迅速に対応した。	ナーの利便性も活用し、効果的かつ効率的に国際対応を行っていく。
③ 医療機関報告の充実のため、普及啓発活動を推進すること。	ウ 医療機関報告の充実のための普及啓発活動の推進 ・医療機関、職能団体に対して、報告の重要性や報告に際しての留意事項に関する講演等による周知・広報の実施等、医薬関係者からの報告の増加を促す対策を講じる。	ウ 医療機関報告の充実のための普及啓発活動の推進 ・医療従事者に対して、医療機関報告の充実・増加を促すため、報告の重要性や報告に際しての留意事項や電子的な報告に関する広報活動等を行う。また、効率的かつ効果的に安全性情報を収集するため、副作用報告の質の向上に関する国立研究開発法人日本医療研究開発機構研究班に協力し、副作用報告の実態を踏まえた助言等を行い、質の高い副作用報告の推進を図る。	＜その他の指標＞ ・医療機関、職能団体からの依頼に応じ、医療機関報告の重要性や報告に際しての留意事項に関する講演を行う。 ＜評価の視点＞ ・医療機関報告の充実のための普及啓発活動を推進しているか。	・医療機関報告の充実・増加を促す講演について、COVID-19 の状況も踏まえオンラインの他、対面形式も含め 8 回行った。 ・電子報告の受付システムの周知を図るため、専用キャラクターやロゴをデザインして広報活動資材としてリーフレットを作成するとともに、令和 5 年度公開に向け動画を作成した。その他、関連する PMDA ホームページの刷新、SNS 配信による周知を行った。 また、効率的かつ効果的な安全性情報の収集に資するため、国立研究開発法人日本医療研究開発機構研究班「医薬関係者による副作用報告の質向上に向けた	

	④ 患者からの副作用情報を安全対策に活用すること。	エ 患者からの副作用情報の安全対策への活用 ・患者からの副作用報告を、個人情報の取扱いに十分に留意し、必要に応じてフォローアップ調査を実施した上で、評価に活用する。	エ 患者からの副作用情報の安全対策への活用 ・患者からの副作用報告については、個人情報の取扱いに十分留意した上で、厚生労働省と連携して国民への周知を行う。 ・患者からの副作用報告を適切に受け付け、整理する。 ・患者からの副作用報告について、フォローアップが必要な報告については調査も実施した上で、安全対策に活用する。 ・患者等からの副作用情報収集源としてのソーシャル・ネ	＜評価の視点＞ ・患者からの副作用報告に関して国民へ周知を行っている ＜その他の指標＞ ・患者からの副作用報告の必要なフォローアップ調査の実施状況	情報連携のあり方の研究」に協力した。 ・厚生労働省を通して都道府県等へ協力を依頼し、所管医療機関に対し広報用リーフレットやポスター、広報誌掲載用資材を配布した。関連する PMDA ホームページの刷新、SNS 配信により国民への周知を行った。 また、患者副作用報告の活用を促進するための対応として、スマートフォンによる報告の利用環境を整備して報告方法を改善するなど、入力機能の充実化を図るための検討を進めた。 ・患者副作用報告として約 4 百件を受け付けた。うちフォローアップが必要な報告については調査も実施した上で全ての報告について評価し、安全対策措置を検討する際の情報のひとつとして活用した。 ・SNS を医薬品安全対策の一環として活用するための調査を開始		
--	----------------------------------	--	--	---	--	--	--

	（２）医療関係者、患者・一般消費者への安全性情報の提供と講じた安全対策措置のフォローアップ 添付文書の確実な提供、リスクコミュニケーションの強化及び医薬品リスク管理計画（RMP）を含む安全性情報の医療現場における更なる活用の推進を図ること。	（２）医療関係者、患者・一般消費者への安全性情報の提供と講じた安全対策措置のフォローアップ ア 医療用医薬品添付文書の新記載要領に対応した添付文書の確実な提供 ・添付文書等の記載要領の見直し（以下「新記載要領」という。）に係る製造販売業者からの相談を、平成 34 年度までに全件実施する。 ・新記載要領に対応して届出のあった添付文書を、平成 35 年度までに全てホームページに掲載する。	（２）医療関係者、患者・一般消費者への安全性情報の提供と講じた安全対策措置のフォローアップ ア 医療用医薬品添付文書の新記載要領に対応した添付文書の確実な提供 ・令和 4 年度相談予定の 1104 成分について、製造販売業者からの相談に対応する。 ・医薬品医療機器情報提供システム、企業向けサイトの安定運用を図り、電子化された添付文書の届出の受付及びホームページ掲載を速やかに行えるようにする。 ・医薬品医療機器情報提供システム等情報提供にかかる各種システムの安	＜主な定量的指標＞ ・添付文書等の記載要領の見直しに係る製造販売業者からの相談を 1,104 成分について実施。 ＜その他の指標＞ ・新記載要領に対応した添付文書のホームページへの迅速な掲載 ＜評価の視点＞ ・ホームページへの掲載を迅速に行う。	し、令和 4 年度調査報告書を HP に公表した。 ・医療用医薬品添付文書の新記載要領への対応については、製造販売業者から相談が申込まれた全て（981 成分、1,665 件）に適切に対応した。 ・医薬品医療機器情報提供システム、企業向けサイトの安定運用を図るとともに、製造販売業者からのシステムの操作方法等に関する問い合わせに対し、添付文書の届出及び PMDA ホームページ掲載を滞りなく実施できるよう対応した。 ・医薬品医療機器情報提供システム等情報提供にかかる各種システムの安定運用を図り、		
--	--	---	--	--	---	--	--

			定運用を図り、PMDA ホームページメンテナンス時等であっても電子化された添付文書が継続して GS1 バーコードから閲覧できるようにする。		システム改修にかかる作業時においても電子化された添付文書が継続して GS1 バーコードから閲覧できるよう注意を払って対応し、大きな問題はなく実施することができた。		
	イ リスクコミュニケーションの強化	イ リスクコミュニケーションの強化	イ リスクコミュニケーションの強化	＜その他の指標＞ ・医薬品・医療機器等に関する一般消費者や患者からの相談の適切な実施 ＜評価の視点＞ ・相談の適切な実施	・相談窓口の周知を図るとともに、医薬品・医療機器に関する一般消費者や患者からの相談業務を引き続き実施した。 ・相談件数は、医薬品相談 13,925 人（15,653 件）、医療機器相談 424 人（445 件）であった。（令和 3 年度：医薬品相談 12,695 人（13,891 件）、医療機器相談 429 人（450 件）） ・患者が、電子版お薬手帳の処方薬剤情報から PMDA のホームページに掲載された一般向けの医薬品情報に容易にアクセスできるようにするための方策について、厚生労働省と連携して検討し、令和 5 年度に PMDA のホームページ関連システムを改修できるよう体制を整備した。		
	・医薬品・医療機器等を安全にかつ安心して使えるよう、一般消費者や患者からの相談業務を実施する。	・医薬品・医療機器等を安全にかつ安心して使えるよう、医薬品・医療機器等に関する一般消費者や患者からの相談業務を実施する。	・電子処方せん本格実施や電子版お薬手帳の普及拡大等を見据えた、医薬品情報の電子的提供について、厚生労働省と連携して検討を行う。	＜その他の指標＞ ・一般国民向けのシ	・一般国民向けの情報		
	・消費者の医薬品に	・医薬品に関する知					

		関する知識や理解の向上を目的としたシンポジウムを継続的に開催するなど、一般国民向けの情報発信を強化する。 ・ 患者向医薬品ガイド、RMPに基づく患者向け説明資料などの一般国民向けの医薬品・医療機器等の安全性に関する情報について、ホームページへの掲載を促進し、情報提供の充実を図る。	識や理解の向上を目的とした一般国民向けの情報発信を効果的・継続的に行うために、「患者・消費者向けの医薬品等情報の提供のあり方に関する研究」の成果も踏まえ、シンポジウム、もしくはこれに代替する、より良い情報提供方法について引き続き検討を行う。 ・ RMPに基づく患者向け説明資料、患者向医薬品ガイド、患者向けの重篤副作用疾患別対応マニュアル等をホームページに掲載し、一般向けの情報提供を行う。 ・ 希少疾患や難病等の患者への情報提供の充実方策として、患者会と連携した情報提供、情報収集への取り組みについて検討を行う。	ンポジウムの開催など一般国民向けの情報発信 ＜その他の指標＞ ・ 一般（患者）向けの情報についてホームページへの掲載	発信について、PMDAホームページの改善に向けて検討を進めた。その他、上記の電子版お薬手帳を介した医薬品情報提供や患者向医薬品ガイド等による情報提供の今後のあり方について検討を進めた。 ・ RMPに基づく患者向け資料、患者向医薬品ガイド、患者向けの重篤副作用疾患別対応マニュアル等について、引き続き PMDA ホームページに掲載し情報提供を行った。なお、患者向医薬品ガイドについては、新規作成 66 件、更新 328 件（いずれも後発品を含む）、ワクチンガイドについて、新規作成 11 件、更新 37 件の対応を行った。 ・ 日本ライソゾーム病患者家族会協議会と試行的連携を開始し、情報提供及び情報収集について検討し、関連する医薬品の情報提供資料を共同で作成した。		
		ウ RMPを含む安全性情報の医療	ウ RMPを含む安全性情報の医療				

		現場におけるさらなる活用推進 ・医薬品医療機器情報配信サービス（PMDAメディナビ）について、関係機関の協力を得て登録を推進し、更なる普及を目指す。	現場におけるさらなる活用推進 ・医薬品医療機器情報配信サービス（PMDAメディナビ）について、厚生労働省や関係機関の協力を得てさらなる普及を図る。	＜その他の指標＞ ・医薬品医療機器情報配信サービス（PMDAメディナビ）の登録件数	・PMDA メディナビの周知を図るため、リーフレットを最新の情報に更新し、医師、歯科医師、薬剤師、臨床工学技士の免許交付時等に配布した。 ・日本医師会等の職能団体や学会の協力のもと、講習会や学術集会において、PMDA メディナビのリーフレットの設置、幕間スライドの映写並びに受講者向けサイトへのWebポスター及びリーフレットの掲載を行った。 令和4年度末のPMDAメディナビ登録件数：212,224 件 （令和3年度末：203,304 件）		
		・医療現場における安全性情報の入手・活用状況を調査し、情報提供業務の改善を検討するとともに、医療機関等における安全性情報の活用策等を情報提供する。	・「病院・薬局における医薬品の安全性情報の入手・伝達・活用状況調査」を実施し、添付文書電子化による医薬品安全性情報の入手状況の変化や医薬品安全性情報の活用状況について、医療現場の現状を把握する。	＜評価の視点＞ ・RMPを含む安全性情報が医療現場で適切に活用されるための方策についての周知	・「病院・薬局における医薬品の安全性情報の入手・伝達・活用状況調査」を実施し、添付文書電子化後の医薬品安全性情報の入手状況やRMPを含む医薬品安全性情報の活用状況について医療現場の現状を把握した。また、外部委員による検討会を設置して医療現場で安全性情報を適切に活用するための方策を検討し、調査結果とともにPMDAホームページ		

		・安全性情報が医療現場で適切に活用されるよう、令和3年度の改正薬機法施行による添付文書電子化に伴う新たな情報提供方法等について、関連団体等と協力して学会や研修会における講演等による周知を行う。		・改正薬機法施行による添付文書電子化に伴う新たな情報提供方法やPMDAが提供している安全性情報の内容について、医薬関係者に対し、学会や研修会における講演等により周知を行った。		
	・厚生労働省、職能団体等の協力を得て、RMPやRMPに基づく資材の具体的な活用方法を示すなど、医療機関等における効果的な利活用を推進する。	・RMP並びにRMPに基づく医療従事者向け資材及び患者向け資材をホームページに掲載する。また、令和元年度に作成した医療機関における具体的な活用方法を示した e-ラーニング動画等も活用し、引き続きRMPや資材のより一層の利活用推進を図る。	<その他の指標> ・RMPやRMPに基づく資材のホームページへの掲載	・RMP並びにRMPに基づく医療関係者向け資材及び患者向け資材の PMDA ホームページ掲載を引き続き行った。令和4年度末現在、663 件のRMP を公表しており、うち資材付のRMPは 407 件である。 ・PMDA メディナビで、RMPやRMPに基づく資材の重要な更新情報を配信するとともに、当該 PMDA メディナビに令和元年度に作成したRMPに関する医療関係者向け e-ラーニングコンテンツの紹介を記載し、RMP 及びRMPに基づく資材の利活用推進を図った。		
	・副作用報告、医療事故等の情報の評価を基に、必要なものについて、「PM	・副作用報告、医療事故等の情報の評価に基づき、「PMDAからの適正使	<その他の指標> ・「PMDAからの適正使用のお願い」及び「PMDA医療安全情報」の作成、並	・「PMDAからの医薬品適正使用のお願い」2 報（「不妊治療に用		

		D Aからの適正使用のお願い」、「PMD A医療安全情報」を作成し、ホームページにおいて情報提供を行う。	用のお願い」及び「PMD A医療安全情報」の作成、並びに安全使用の徹底の再周知を合わせて年間5回以上行う。	びに安全使用の徹底の再周知を合わせて年間5回以上の実施。	卵巣過剰刺激症候群について」更新を含む）及び「PMD A医療安全情報」2報を作成し、PMDA ホームページに掲載の上、PMDA メディナビで配信した。 ・医薬品や医療機器に関する医療事故やヒヤリ・ハット事例について、包装・表示等「モノ」の観点から安全対策の必要性を検討し、検討結果を報告するとともに、これまでに「PMDA 医療安全情報」で注意喚起をしているにもかかわらず、同様の事例が繰り返し報告されているものについて取りまとめ、安全使用徹底の再周知として、PMDA メディナビで5報配信した。		
		・医薬品・医療機器の副作用・不具合情報等について、報告から4ヶ月以内にラインリストとして公表する。	・医薬品・医療機器・再生医療等製品の副作用・不具合情報等について、報告から4ヶ月以内にラインリストとして公表する。	＜主な定量的指標＞ ・医薬品・医療機器の副作用・不具合情報等について、報告から4ヶ月以内にラインリストとして公表する。	・医薬品の副作用報告、医療機器及び再生医療等製品の不具合等報告について、それぞれ約7万2千件、約2万9千件及び約5百件を報告から4ヶ月以内にラインリストとしてPMDA ホームページに公表した。		
		・医薬品等の添付文書改訂の指示について、指示書の発出から2勤務日以内にホームページに掲載する。	・医薬品、医療機器、再生医療等製品の添付文書改訂の指示について、指示通知の発出から2勤務日以内にホーム	＜主な定量的指標＞ ・医薬品、医療機器、再生医療等製品の添付文書改訂の指示について、指示通知の発出から2勤務日以内にホームページに	・添付文書改訂指示通知の発出時には、発出から2勤務日以内にPMDA ホームページに掲載し、PMDA メディナビ配信を行い周知し		

		・医療用医薬品・医療機器等の添付文書改訂の根拠となった症例など、副作用・不具合症例に係る情報を提供する。	・医療用医薬品・医療機器等の添付文書改訂の根拠（調査報告書）について迅速に公表を行う。	掲載する。	た。 ・医療用医薬品等の添付文書改訂の根拠について、改訂指示通知発出と同日に公表した。		
（３）審査部門、救済部門との連携を図ること。 ① 市販後安全対策の視点で審査時の安全性評価・リスク管理計画の策定等を行うとともに、審査時の論点を市販後安全対策に活かすことで、審査段階から製造販売後までの一貫した安全対策につながるよう、審査部門との連携を図ること。	（３）審査部門、救済部門との連携 ・リスクマネージャーを審査分野に応じて配置すること等により、審査部門との連携による審査段階から製造販売後までの一貫した安全対策を実施する。	（３）審査部門、救済部門との連携 ・審査分野に応じて配置したリスクマネージャーを通じて、新医薬品の承認審査終了までに、新薬審査部門、ＲＳ部門と安全部門が連携して申請者と議論を行い、ＲＭＰを確認する。	（３）審査部門、救済部門との連携 ・リスクマネージャーを通じて関連部署と連携してＲＭＰが適切に確認がなされている。	＜評価の視点＞ ・リスクマネージャーを通じて関連部署と連携してＲＭＰが適切に確認がなされている。	・新薬審査の各チームに対応して 17 名のリスクマネージャーを配置し、新薬審査部門と安全部門が連携して、承認審査中の品目に関する RMP について安全性検討事項及び有効性に関する検討事項の特定、安全性監視活動、有効性に関する調査・試験及びリスク最小化活動を適切に設定した。 ・医療機器審査の各チームに対応して 3 名のリスクマネージャーを配置し、審査部門と安全部門との連携体制を強化した。		
② 救済業務における請求事例について、個人情報に配慮しつつ、安全対策に活用できるよう、救済部門との連携	・救済業務における請求事例について、個人情報に十分配慮しつつ、安全対策業務に活用する。	・救済部門と定期的な連絡会を開催すること等を通じ、個人情報に十分配慮しつつ、救済業務における救済事例の	・救済事例が安全対策に活用されているか	＜評価の視点＞ ・救済事例が安全対策に活用されているか	・毎月定期的に、安全・救済連絡会を開催し、安全部門と救済部門との情報共有を図り、救済請求事例について、3 件の使用上の注意の改		

を図ること。 【評価における指標】 1 医療機関からの医薬品の副作用報告に係るフォローアップ調査を、調査が必要と判断される全ての報告について実施すること。 2 「医療用医薬品の添付文書等の記載要領について」（平成 29 年 6 月 8 日付け薬生発 0608 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）等（以下「新記載要領」という。）に基づく製造販売業者からの添付文書改訂に関する相談を平成 34 年度中に全件終了すること。 3 新記載要領に対応して届出のあった添付文書を、平成 35 年度までに全てホームページに掲載すること。 4 医薬品医療機器等法第 68 条の 10 の規定に基づき報告された医薬品・医療機器の副作用・不具合情報等を 4 月以内にラインリストとして公表すること。		安全対策業務への活用を図る。		訂に活用した。		
---	--	-----------------------	--	----------------	--	--

	5 国が発出した医薬品等の添付文書改訂の指示書について、2 日以内にホームページに掲載すること。 【目標の設定及び水準の考え方】 1 医薬品・医療機器の副作用・不具合情報等の収集、評価及びその結果に基づく安全対策の措置が迅速かつ確実に実施されるための指標として設定する。 2 新記載要領に基づく添付文書の改訂が早期に確実に実施されるための指標を設定する。 (4) レギュラトリーサイエンスの推進による業務の質の向上 ① レギュラトリーサイエンス研究の推進 ア 他の研究機関等との包括的連携協定の推進を図ること。	(4) RSの推進による業務の質の向上 ① RS研究の推進 ア 包括的連携協定の推進 ・アカデミア等の専門機関との包括的連携協定の締結により、人材交流、人材育成、共同研究、情報交換等の広範な分野で協力・連携を進める。	(4) RSの推進による業務の質の向上 ① RS研究の推進 ア 包括的連携協定の推進 ・包括的連携協定の協定締結の拡充に向けた取組を進めるとともに、当該枠組みを活用し、アカデミア等の外部機関と連携しつつ、人材交流、人材育成、	＜評価の視点＞ ・レギュラトリーサイエンスの発展と普及のために、アカデミアとの包括的連携協定等に基づき、人材交流、人材育成、共同研究、研究活動に関する情報発信等を	・従来からアカデミア等の専門機関との包括的連携協定を締結している 11 機関と、以下のような人材交流、人材育成、共同事業等を行い、レギュラトリーサイエンス人材の育成に		
--	--	--	--	---	--	--	--

			共同研究等を積極的に実施する。	積極的に実施したか。	寄与した。 ・人材交流として、令和4年度は、国立がん研究センター（NCC）から3名、広島大学から2名、慶應義塾から2名、筑波大学から1名、東北大学から3名、国立国際医療研究センター（NCGM）から3名、国立循環器病研究センター（NCVC）から2名、国立成育医療研究センター（NCCHD）から5名、東京医科歯科大学（TMDU）から3名、東京大学から1名を受け入れた。また、PMDAからは、NCCへ5名、東北大学へ1名、NCGMへ2名、NCCHDへ1名、東京大学へ2名を派遣した。 ・人材育成として、令和4年度は、IRB 見学（NCC 1回、参加者5名、NCNP 1回、参加者4名）、臨床研究審査委員会・倫理審査委員会見学（NCGM 1回、参加者3名）、治験管理業務見学（NCGM 1回、参加者2名）を実施した。また、締結機関と国際シンポジウムを共催した（NCC、NCGM、各1回）。 ・共同事業として、安全対策及び信頼性調査に資する人材育成促進のため、PMDA 職員が薬		
--	--	--	-----------------	------------	---	--	--

					剤部及び治験管理部門の業務を経験する長期研修を実施した（薬剤部:NCC 2名、NCGM 1名、NCCHD 1名、治験管理部門:NCC 1名、NCGM 1名）。また、PMDAATCセミナーに講師派遣を受けた（NCC 3回、慶應義塾 1回、NCGM 1回）。 ・NCC とは、NCC の研究事業である「MASTER KEY Project」に関する連絡会を計 3 回実施し、情報共有や意見交換を行った。 ・慶應義塾とは、医薬品評価に資する人材育成促進のため、同大学におけるファーマコメトリクス領域の研修や研究活動へ PMDA 職員が延べ 18 名参加した。 ・東北大学とは、同大学からの人材交流者を主たる研究者として、日本医療研究開発機構医薬品等規制調和・評価研究事業「歯科インプラントの荷重要件に関わる臨床評価に代替する非臨床評価法の確立」を実施している。 ・東京大学とは、同大学職員及び PMDA 職員が「日本医療研究開発機構 次世代治療・診断実現のための創薬基盤技術開発事業 国際競争力のある次世代抗	
--	--	--	--	--	--	--

		イ 研修の充実による人材育成 ・安全対策業務の質の向上に資する人材を育成する観点から、研修プログラムの実施状況を評価するとともに、医療現場や企業の製造現場における現場研修等の内容を充実し、着実に実施する。	イ 研修の充実による人材育成 ・安全対策業務の質の向上に資する人材を育成する観点から、研修プログラムの実施状況を評価する。 ・医療機関における製品の使用、臨床試験の運用等の実情を理解するため、NCをはじめとした医療施設での実地研修を実施する。	＜その他の指標＞ ・国内短期派遣研修、病院実地研修、現場研修等の実施状況 ＜評価の視点＞ ・国内短期派遣研修、病院実地研修、現場研修等の各種研修が適切に実施されているか。	体医薬品製造技術開発／次世代抗体医薬品の実用化に向けた物性・品質評価及び管理手法に関する技術的研究」に参加している。 ・レギュラトリーサイエンスを普及させる一環として、連携大学院協定を締結している大学院に対して、連携教員の委嘱を受けたPMDA 役職員延べ 16 名が計 18 件の講義・研究指導を行った。 ・国内派遣研修について、医療技術等習得研修制度に 49 名が参加した。また、高度な専門知識の習得を目的とする国内大学院研修に 12 名が参加した。 ・前年度のアンケート結果等を踏まえた研修評価を実施し、次回実施の際の改善策等研修内容の見直しを引き続き行った。 ・安全部門の職員が医療現場における安全性情報の取扱の実態を理解し、より質の高い業務を実施できるようにすることを目的として、NCCH、NCCE、NCGM、及びNCHD の薬剤部門に計 4 名の職		
--	--	--	--	---	--	--	--

			・製造現場における研修等の内容を充実し、着実に実施する。 ・テレワーク等業務形態の変化にあわせ、動画配信型研修等オンラインシステムを活用した研修を推進する。また、研修実施者と共同し、オンラインによるインタラクティブ研修等、集合形式による体験型研修に代わる新たな研修を推進する。	員を長期派遣する研修を実施した。 ・昨年度は実施に制限が設けられていた医療施設等の見学研修について、3施設のN CでIRB 見学、CRB 等見学を実施し、計14名が参加した。 ・医療機器の特性及び使用実態を理解するための製品トレーニング研修をリモート形式等実施形態を工夫することにより5件実施した。対象施設の選定においては、選考の透明性を確保するため、医療機器関係団体と協調しながら選定条件の明示等透明性の高い施設選定とした。 ・研修の実施方法については、従前の集合形式、時間を問わず繰り返し受講できる動画視聴形式、及びe-ラーニングのほか、Teams等を活用したライブ配信や、これらを組み合わせたハイブリッド方式を積極的に取り入れるなど、より充実した方式で実施した。 ・また、医療機器トレーニング研修において、協力先企業と機構をオンラインで結んだインタラクティブ型（対話型）の研修を実施した。	
--	--	--	--	--	--

		ウ 研究環境の充実と研究成果の積極的発信 ・職員がR S 研究に従事しやすい環境を整備する。	ウ 研究環境の充実と研究成果の積極的発信 ・職員が指定研究等を適切な研究環境の下で実施できるよう引き続き必要な規定等を整備するとともに、研究の進捗等を適切に評価・管理・支援できる体制を構築する。	＜評価の視点＞ ・R S 研究の成果の論文掲載を促進するための具体的な検討を進めることができるか。	・アカデミア等の外部機関と協力・連携し、RS 研究を実施した（AMEDや厚生労働科学研究費補助金等の公的研究費を用いた研究：13 課題）。 ・PMDA で実施するレギュラトリーサイエンス研究のうち、研究の目的、業務との関連性等を勘案して、業務として実施する研究（指定研究）を適切に実施するために、レギュラトリーサイエンス研究選定・評価委員会の意見を聴いた上で、関連規程に基づいて、新規指定研究課題の選定等を行い、令和4年度は3 課題（継続3 課題）が実施された。 ・特に重要な研究テーマについては、包括的連携協定の事業として支援している。令和4年度は、東北大学との指定研究「歯科用インプラントの早期荷重を目指した表面性状維持にかかる非臨床評価法の確立」、国立精神・神経医療研究センターの研究活動である「評価バリエーション軽減のための臨床研究」の意見交		
--	--	--	---	---	--	--	--

					換、東京医科歯科大学との生殖毒性・胎児毒性に関する研究計画の企画の支援を行った。 ・研究活動及び業務の成果の論文を学術雑誌で発表（英語論文：35報、日本語 30 報）した。 ・指定研究については、毎年、進捗報告書を提出することとしている。また、平成 27 年度以降の実施分を加味して、人事評価を行っている。 ・学位申請で必要となる研究歴証明書の発行手順を令和元年度に定め、研究歴証明書の発行を行っている。 ・PMDA 役職員で研究活動に参加する者は研究倫理の研修の受講を必須としており、令和元年度より、時間を問わず繰り返し受講できるだけでなく、受講履歴が管理できるように研修を e-ラーニングで実施するようにした。令和 3 年度からは、業務の成果を論文や講演等で公表する場合も、受講対象とした。 ・令和元年度のレギュラトリーサイエンス推進会議で研究活動の推進策を定め、PMDA、欧米の規制当局（米国 FDA、EMA）から報告	
	イ 職員による論文の査読付き雑誌への掲載を促進すること。	・職員による論文の査読付き雑誌への掲載を促進する。	・倫理審査委員会を適切に運営するとともに、職員等に研究倫理について定期的な教育を行う。	・R S 研究展示会の開催等を通じ、職員の R S 研究に対する意識を高めるとともに、論文のテーマの選定方法を示		

		すなど、R S 研究の成果の論文掲載を促進するための支援を行う。		された論文を速やかに把握できるように、PMDA 役職員に、毎週、情報提供を行っている。 ・令和 3 年度より、論文掲載の促進策として、医薬品や医療機器等の審査の概要を論文化する支援を行い、学術雑誌 Oncologist に掲載された。 ・研究関連の規程類を改正し、手続きを明確化、簡略化し、迅速な研究の開始と論文を作成するための体制を整備し、令和 5 年度より施行することとした。		
	② リアルワールドデータ活用による革新的医薬品等の早期実用化への的確な対応 ・レジストリデータについて、医薬品の再審査等へ活用するためのガイドライン及び信頼性を確保するための考え方に関するガイドラインをとりまとめ、個々のレジストリに対して相談の開始が可能となる体制を構築する。	② リアルワールドデータ活用による革新的医薬品等の早期実用化への的確な対応 ・レジストリデータについて、医薬品の再審査等へ活用するためのガイドライン及び信頼性を確保するための考え方に関するガイドライン等を踏まえ、個々のレジストリに対して相談を実施する。	＜評価の視点＞ ・レジストリデータについて、医薬品の再審査等へ活用するためのガイドライン及び信頼性を確保するための考え方に関するガイドラインの作成を遅滞なく進めることができたか。	・レジストリデータについて、医薬品の再審査等へ活用するためのガイドライン及び信頼性を確保するための考え方に関するガイドライン等を踏まえ、レジストリに関する相談枠等において、個々のレジストリに対する相談を実施した。 ・医薬品、医療機器等の開発におけるリアルワールドデータ（RWD）の活用を推進するための RWD WG において、		

					RWD の信頼性担保に関する課題等を整理・検討し、「レジストリ又は医療情報データベースのデータを医薬品の承認申請、再審査等申請に利用する場合の信頼性担保に係る留意点に関する質疑応答集（Q&A）について」（令和４年９月１４日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課事務連絡）及び「レジストリ又は医療情報データベースのデータを再生医療等製品の承認申請、再審査等申請に利用する場合の信頼性担保に係る留意点に関する質疑応答集（Q&A）について」（令和５年３月３１日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課事務連絡）の発出に協力した。		
	② 医療情報データベースの活用を通じた医薬品のベネフィット・リスク評価の質の向上 M I D－N E T®等を活用した薬剤疫学調査を促進すること。	③ 医療情報データベースの活用を通じた医薬品のベネフィット・リスク評価の質の向上 ア M I D－N E T®、N D B等を活用した行政による薬剤疫学調査の実施 ・製造販売後の医薬品で懸念される安	③ 医療情報データベースの活用を通じた医薬品のベネフィット・リスク評価の質の向上 ア M I D－N E T®、N D B等を活用した行政による薬剤疫学調査の実施 ・薬剤疫学担当者向けの研修等を実施				

		全性検討事項に対して、薬剤疫学調査を適切に実施できる体制を構築する。 ・医薬品のベネフィット・リスク評価に医療情報データベースが活用されるよう、今後発生する医薬品等の安全性の課題に応じて、M I D－N E T®、N D B等に基づく薬剤疫学調査の目標数を毎年度設定した上で実施し、医薬品安全性評価の質の向上を図る。 イ 医療情報データベースを活用した適切な薬剤疫学	するとともに、手順書に基づき薬剤疫学調査を適切に実施する。 ・安全対策関係部と協力し、検討すべき安全性課題を選定のうえ、新型コロナウイルスワクチンのベネフィット・リスク評価等を含め、M I D－N E T®、N D Bを活用した薬剤疫学調査について 27 調査を実施する。 イ 医療情報データベースを活用した適切な薬剤疫学	＜その他の指標＞ ・M I D－N E T®、N D Bを活用した薬剤疫学調査について 27 調査を実施できたか。	とともに、薬剤疫学関連の外部研修（SAS 研修等）の機会を確保し、職員の育成に努めた。また、薬剤疫学調査の実施に関する既存の手順等について必要に応じて更新した。 ・MID-NET®の行政利活用として 30 調査を計画し、有識者会議での審議・承認を経て利活用を開始した。また、別途調査中であった行政利活用に関し、7 調査の結果が得られ、添付文書での注意喚起又は RMP の終了といった具体的な安全対策に貢献した。その他 19 調査の結果についても安全対策の必要性や調査促進等の検討のための資料として活用された。さらに、NDBを活用したリスク評価も実施した。これまでに実施した調査結果の一部は英語学術論文として公表された(Clin Pharmacol Ther. 2023.10.1002/cpt.2850, Clin Transl Sci. 2023; 10.1111/cts.13439 等)。これらにより、医薬品安全評価の質の向上に貢献した。		
--	--	--	--	---	--	--	--

		調査の促進 ・医療情報データベースに基づく適切な薬剤疫学調査が実施されるよう、疫学相談等を通じて科学的観点から助言を行い、調査の高度化を図る。 ・アウトカムバリデーション等薬剤疫学調査を適切に実施するための課題について検討し、調査の高度化を図る。 ウ 新たなデータソース及び手法の医薬品評価への利用に向けた検討 ・新たなデータソースや解析手法等に	調査の促進 ・薬剤疫学相談について相談者と合意したスケジュールに基づき適切に対応するとともに、審査の過程において医療情報データベースを活用した調査の実施が適切と考えられる場合には、審査関係部に対して積極的に情報提供を行う。 ・アウトカム定義のバリデーションに関するガイドライン（製造販売後データベース調査で用いるアウトカム定義のバリデーション実施に関する基本的考え方）に基づき薬剤疫学相談等において適切に指導等を行う。 ウ 新たなデータソース及び手法の医薬品評価への利用に向けた検討 ・新たなデータソースや解析手法等に		・疫学相談において、製造販売後データベース調査の実施に関する調査計画に関する具体的な助言等をスケジュール通り実施するとともに、承認審査品目における医療情報データベースの活用可能性について検討し、審査関係部に情報を提供した。 ・公表されたガイドライン「製造販売後データベース調査で用いるアウトカム定義のバリデーション実施に関する基本的考え方」に基づき、疫学相談等で個別品目に関する助言を行った。また、MID-NET[®]の適切な利活用を促進するため、疾患定義に関するアウトカムバリデーションを協力医療機関と協力しながら実施し、アウトカム定義について陽性的中率 (PPV) 等の結果を得た。 ・薬剤疫学関連の学術論文の精読及び関連学		
--	--	--	--	--	---	--	--

		ついて情報を収集するとともに、業務への利用可能性を検討し、医薬品安全性評価の質の向上を図る。	ついて、関連学会、公表論文等に基づき情報を収集し、知識の向上を図るとともに、業務への利用可能性を検討する。		会での講演や出席を通じて、最新の情報収集に努めるとともに、その内容の業務への利用可能性について検討した。		
③ MID-NET®の利活用の推進と連携の拡大	④ MID-NET®の利活用推進に向けた体制の構築	④ MID-NET®の利活用推進に向けた体制の構築	④ MID-NET®の利活用推進に向けた体制の構築				
ア MID-NET®の利活用の推進と運営の安定化を図ること。	ア MID-NET®の利活用推進と運営の安定化 ・MID-NET®に関する正しい理解等を得るため、説明会等を積極的に開催し、MID-NET®の利活用を推進する。 ・品質管理やデータ標準化、システム等の管理を継続的か	ア MID-NET®の利活用推進と運営の安定化 ・MID-NET®の利活用推進に向け、MID-NET接続環境の運用やリモート環境での研修の実施等による利便性の向上を図るとともに、MID-NETシンポジウム等を通じて積極的に情報を提供し、利活用を推進する。 ・MID-NET®データの品質管理や標準化、システム	ア MID-NET®の利活用推進と運営の安定化 ・MID-NET®の正しい理解と利活用を推進するため、積極的な情報提供を実施することができたか。 ・MID-NET®の正しい理解及び利活用を促進するため、リーフレットを更新し公表するとともに、MID-NET®シンポジウム 2023 をリモート形式で開催（登録者数約 1150 名）し、好評を得た。その他、利活用に関する研修についてリモート形式を含め実施(受講者数約 100 名)し、コロナ禍においても円滑に研修機会を提供することができた。また、製薬企業等の外部利活用者が実施する調査についても、適切に審査した上で承認し、大きな問題なく円滑に MID-NET®の利活用が実施された。 ・MID-NET®の品質管理・標準化やシステム等の管理について、年				

		つ適切に実施し、運営の安定化を図る。 ・M I D－N E T®の運用の合理化等を進め、中長期の見通しを踏まえた運営基盤の見直しを行う。	等の管理を継続的かつ適切に実施できるよう、年間スケジュールに基づき計画的に実施する。 ・M I D－N E T®の運用合理化に向け課題等を検討するとともに、安定運用に向けた財政基盤の考え方を整理する。		間スケジュールに基づき計画的に実施し、各拠点での課題を着実に解消し、令和４年１２月時点で 605 万人超の患者データ集積を完了し、350 項目以上の臨床検査結果等の標準コードについて、全拠点で更新が完了した。 ・MID-NET®の利活用推進に向けて令和２年度に設定した利便性向上、将来像の明確化及び行政利活用促進という３本柱の方針を踏まえて着実に取り組みを進め、早期安全性シグナルモニタリングやMID-NET 接続環境の円滑な運用を実現した。また、今後必要な取り組みを整理し、運営費用の精査等を行った。		
イ	M I D－N E T®の連携先の拡大を図ること。 なお、連携拡大に向けては、協力医療機関の拡充並びにクリニック・イノベーション・ネットワーク（C I N）をはじめとした他のデータベース及び協力医療機関以外の医療機関とのデータ連携等について検	イ M I D－N E T®の連携先の拡大 ・M I D－N E T®の連携拡大に向け、協力医療機関の拡充、クリニック・イノベーション・ネットワーク（C I N）をはじめとした他のデータベース、協力医療機関以外の医療機関とのデータ連携等につい	イ M I D－N E T®の連携先の拡大 ・協力医療機関追加に関し、データの品質管理等を適切に進める。		・MID-NET®協力医療機関と連携して、データの品質管理や標準化について手順等に基づき適切に実施するとともに、徳洲会グループ病院の追加に関してデータの品質管理に向けた取り組みを着実に進め、運用開始に目途をつけた。		

討を進め、利活用可能なデータの規模の拡充を図ること。また、個人情報の適切な取り扱いを確保すること。	て検討を進め、利活用可能なデータの規模の拡充を図る。 ・連携の拡充にあわせて、M I D－N E T®の利活用の範囲について見直しを行うとともに、個人情報の適切な取扱いが確保されるよう必要な措置を講じる。	・クリニカル・イノベーション・ネットワーク（C I N）や国立病院機構のデータベースとの連携に向けて、関係機関と協力関係を構築し、データ規模拡充に向けた検討を進める。 ・協力医療機関の追加や他のデータベースとの連携を見据えて、利活用ルールや個人情報の取扱いについて具体的に検討し、必要に応じて適切な措置を講じる。		・クリニカル・イノベーション・ネットワーク（CIN）等との連携に関し、臨床研究中核病院が進めるプロジェクトへの協力のほか、国立病院機構と協力して、統合解析に向けた技術的検討を進めた。 ・国立病院機構が管理運営する国立病院機構診療情報集積基盤との連携に関し、利活用ルールや個人情報の取扱いについても適切に対応できるよう留意しながら検討を進め、基本方針を整備した。 ・臨床研究中核病院でのデータの品質管理や標準化に向け、臨床研究中核病院データ活用事業に協力し、MID・NET®の品質管理や標準化の手法について適宜情報提供等を実施した。		
ウ データ標準化促進に向け、関係先と連携し、データ品質の標準化に協力すること。 【評価における指標】 M I D－N E T®への理解を深めるため、製薬企業等への説明会等を積極的に実施すること。 【目標の設定及び水準の考え方】 M I D－N E T®を出来るだけ多くの製薬企業等に	ウ データ標準化促進に向けた関係機関との連携 ・我が国における医療情報の活用が促進されるよう、M I D－N E T®の経験を関係機関と共有し、医療情報データベースのデータ品質の標準化に協力する。	ウ データ標準化促進に向けた関係機関との連携 ・臨床研究中核病院でのデータの品質管理・標準化及びデータの活用・連携に係る政府の検討に協力する。				

	向けて説明会等を実施することにより、利活用の推進に繋げるため指標を設定する。 (5) 国際化の推進 ① 国際的リーダーシップの発揮 多国間交渉・国際会議における議論と規制調和に貢献すること。	(5) 国際化の推進 ① 国際的リーダーシップの発揮 ア 多国間交渉・会議における議論への貢献 ・多国間交渉・会議において議論をリードし、規制調和・国際協力に積極的に貢献するとともに、日本の国際的発言力を高めることを目指す。	(5) 国際化の推進 ① 国際的リーダーシップの発揮 ア 多国間交渉・会議における議論への貢献 ・ ICH、IMDRF、APEC等における議長等のポストを可能な限り確保し、組織運営や重要な決定事項に関する議論を日本が主導的に進める。 ・ ICH・IMDRF等の国際ガイドラインのアジア諸	＜評価の視点＞ ・ 欧米やアジア諸国との連携により、積極的な国際活動を推進し、医療サービスの向上と PMDA の国際的地位の確立を図るための諸々の施策が着実に実行されているか。 ＜その他の指標＞ ・ 欧米規制当局の関連部署との間でのテレカンへの参加回数	・ ICH では管理委員会の副議長を務め、グローバルな場での規制調和推進をリードした。 ・ IMDRF については、令和 5 年 1 月から医療機器の市販後における各国規制当局の安全性情報報告書交換 (NCAR) プログラムの事務局を務め、当該プログラムの運用にかかるガイダンスの改定作業を主導した。 ・ APEC-LSIF-RHSC の共同議長を務め、当該組織の運営や活動を主導的に進め、APEC 内における薬事規制の調和を推進した。 ・ 第 4 回アジアネットワーク会合をオンライン形式で実施し、ア		
--	---	--	--	--	---	--	--

			国での受け入れを進めるため、日本が中心となって、アジア諸国との間でアジアネットワーク会合を開催する。 ・グランドデザインを踏まえ、アジアの中でリアルワールドデータを活用していく枠組みの構築に向けて主導的役割を果たす。		アジア諸国の COVID-19 パンデミックに対する取組みや医薬品エコシステムの形成に向けた施策について、更なる協力を進めていくことに合意した。 ・ APEC-GRM の枠組みにて、RWD 活用の実績とともにデータ収集をし、RWE として活用していくことの重要性をアジア各国に説いた。 ・活動中の 30 作業部会のうち、7 作業部会について、議長（とりまとめ）を務め、国際調和に向けた議論をリードした。 ・令和 4 年度に ICH で合意された国際調和ガイドラインについて、直ちに国内規制として実装した。 ・第 4 回 ICH フォーラム ～ICH Efficacy Guideline Update～を開催し、アカデミアを含む約 1,200 名の国内関係者と ICH 有効性ガイドラインに関する情報共有・意見交換を行った。 ・IPRP では、電子添付文書に関するプロジェクトを提案し、各国の	
	イ 規制調和活動の積極的推進	・国際会議において、日本から新規トピックスを提案するとともに、日本が主導して国際的な基準を作成するほか、他国が主導する案件においても日本からの意見を表明し、国際的な基準の作成・国際協力に積極的に貢献する。	イ 規制調和活動の積極的推進 ・ICH等の国際調和会議において、国際ガイドラインの作成に主体的に取り組むとともに、合意された国際ガイドラインの国内実施を推進する。			

			・ I C M R Aにおいて、主体的に意見調整や方針決定に関わることで、国際的な規制調和活動に積極的に貢献する。特に新型コロナパンデミック下、ワクチンに関する情報共有等新型コロナに関連する国際協力等を積極的に行う。 ・ グランドデザインを踏まえ、アジア諸国に R S への理解・活用を促進するとともに、国際標準の取り込みやガイダンス整備などの充実を促す。	医薬品の電子的情報提供の現状にかかる調査をとりまとめ、論文を科学雑誌に投稿する役割を果たした。 ・ I M D R F の医療機器の不具合用語作業部会とサイバーセキュリティ作業部会で、ガイドライン作成を我が方が中心になって主導した。 ・ I C M R A では、副議長として、COVID-19 ワクチンの安全性及び有効性に関する規制方向性に向けた I C M R A - W H O 共同ステートメントや各種ワークショップの報告書を含む文書の作成等の活動に貢献した。 ・ I C M R A 公式ウェブサイトの保守管理を担当し、計 13 回の更新により、COVID-19 関連活動を含む I C M R A 活動の認知度向上に貢献した。 ・ インド並びにインドネシア、タイ、マレーシア及びフィリピン等の ASEAN 加盟国に対して、規制調和が求められるテーマのセミナーを計 10 回開催した。 ・ 医薬品・医療機器規制に係るシンポジウムを、インド C D S C O、台	
--	--	--	--	--	--

		ウ 再生医療等製品の規制調和の推進とリアルワールドデータの活用についての規制当局間の意見交換の推進 ・多国間交渉・会議を活用して、国際的な基準の規制調和に向けた議論を主導的に進める。	ウ 再生医療等製品の規制調和の推進とリアルワールドデータの活用についての規制当局間の意見交換の推進 ・再生医療等製品の規制調和について、I C H等の国際会議において、国際ガイドラインの作成等に主体的に取り組むとともに、I P R P等において、将来的な規制調和に向けた情報共有の促進や検討を行う。 ・リアルワールドデータの活用に対す	湾 FDA、タイ FDA、マレーシア NPRA 及びベトナム DAV とそれぞれ共催し、最新の規制・考え方について情報交換を行った。 ・ICH、ICMRA 等の国際会議への未参加当局に、参加を促すとともに、参加に向けた介在をする等、アジア領域の規制調和の促進を進める活動を行った。 ・ICH「遺伝子治療製品の生体内分布試験」(S12)について、日本主導のもと議論を進め、Step4 に到達した。また、IPRP の CTWG (Cell Therapy Working Group) 、GTWG (Gene Therapy Working Group) に参加し、我が方規制と整合させるための議論を進めた。 ・WHO の HCT/ATMP ガイダンス作成に参画し、我が方規制との整合を図った。 ・ICH にて、PMDA から提案した RWD 活用		
--	--	---	--	---	--	--

			る I C H の戦略的な取組を推進する。 ・ I C H 等において、リアルワールドデータ活用に関する情報交換等を行い、各国規制当局間の規制調和を検討する。 ・各国規制当局と協働してワークショップ等を開催し、リアルワールドデータの活用について情報交換等を行う。		促進に向けたガイドライン作成のための EWG を発足させ、日本の知見入れ込みを進めた。 ・ ICH において、RWD 活用に関する情報交換及び調和可能な領域についての検討において、日本の知見入れ込みを進めた。 ・デンマーク規制当局との意見交換、ICMRA が主催する RWD 関連のシンポジウム等での講演等を通じて、欧米の規制当局と情報交換を行い、日本における RWD 活用への取組み、医療情報データベース信頼性確保の重要性等について共通の立場を整備した。また、RWD 活用事例について学術論文としても公表 (Clin Pharmacol Ther 2023 DOI: 10.1002/cpt.2850 等) し、RWD に関する国際的な検討に貢献した。		
② 「アジア医薬品・医療機器トレーニングセンター」の充実強化	② 二国間関係の強化及び A T C の充実強化	② 二国間関係の強化及び A T C の充実強化	② 二国間関係の強化及び A T C の充実強化				
「アジア医薬品・医療機器トレーニングセンター」の活動	ア 欧米アジア諸国、国際機関等との連携強化	ア 欧米アジア諸国、国際機関等との連携強化	ア 欧米アジア諸国、国際機関等との連携強化				

	を通じ、アジア規制当局のレベルアップに貢献すること。 【評価における指標】 アジア諸国等の規制当局の要望も踏まえた各種セミナーによる効果的なトレーニング機会を継続的に提供するため、アジア諸国等において年2回以上のトレーニングを開催（審査業務又は安全対策業務に関して実施した延べ数）し、かつセミナー受講後のアンケートにおける受講者の満足度が5段階評価で3（Good）以上の割合が延べ75%以上を達成すること。（平成29年度実績 アジア諸国において実施したセミナー回数 延べ4回） 【目標の設定及び水準の考え方】 アジア諸国等の規制当局担当者を対象としたセミナーを実施し、出席者の満足度・理解度を高めることにより、日本の薬事規制への理解促進、日本の審	・欧米・アジア諸国、国際機関等との協力関係の充実を図る。特に米国FDA及び欧州EMAと協力し、守秘取決めに関する交換書簡に基づく二国間協議の推進及び情報の受発信の促進を図る。 ・米国・欧州への人材派遣を可能な限り行い、各国との連携強化を図る。	・欧米規制当局との守秘取決めに關する交換書簡に基づき、革新的な技術情報等について情報交換を行い、互いの規制当局の更なる充実・発展を図る。 ・アジア諸国、国際機関等との協力関係の維持、拡大を図る。 ・米国・欧州との人材交流を可能な限り継続しつつ、パンデミックの状況においては、他の欧米アジア諸国、国際機関等への更なる派遣のため、協議を進める。		・米国 FDA 及び欧州 EMA と COVID-19 に係わる最新情報について、守秘取決め下、情報交換を行い、厚生労働省・PMDA 対応施策に反映させた。 ・中国 NMPA、インド CDSCO、台湾 FDA、インドネシア FDA、タイ FDA、フィリピン FDA、マレーシア NPRA 等と規制当局間会合を行い、規制調和に向けた協力関係を一層強化した。 ・欧州 EMA に PMDA リエゾンを派遣し、情報交換等を行った。 ・欧州 EMA に駐在する PMDA リエゾン等を通じて、COVID-19 や定期的に開催されている専門委員会（CHMP、PRAC 等）における議論等の最新情報を時宜を得て入手し、審査・安全業務に役立てた。 ・COVID-19 治療薬・ワクチンの安全情報について、欧州 EMA・米国 FDA との間で、情報交換を行い、我が国の安全対策に反映した。		
--	--	---	---	--	---	--	--

	査結果の受け入れ 推進等へ繋げるた めの指標を設定す る。		・グランドデザイン を踏まえ、アジア諸 国との連携を一層 推進する観点から、 対象国に応じた支 援体制の構築を目 差し、国際調和推進 体制を強化する。 ・グランドデザイン を踏まえ、WHOの 事前認証（PQ）制 度において我が国 の審査結果が活用 されるよう、WHO との協働に向けた 環境を整備する。		・グランドデザインを 踏まえ、アジア諸国で 優先的に支援に取り組 む8の優先国/地域を定 め、それぞれに専任担 当者を配置し、国際規 制調和の推進を強化 し、二国間の規制調和 活動を幅広く実施し た。 ・グランドデザインを 踏まえ、WHOとの協働 に向けた基盤構築につ いて、WHO 10th Annual Meeting on Collaborative Registration Procedure(令和4年12 月イスタンブール開 催)に対面参加し、事前 認証（PQ）制度に関す る対応の方向性にかか る議論を進めるほか、 我が国の取組み等を入 れ込むとともに、議論 進捗に向けた進行役と して貢献した。また、世 界的にサル痘（mpox） の感染が拡大したこと から、WHO 及び厚生労 働省と協働し、日本で 承認された痘そう・サ ル痘ワクチンのPMDA の審査報告書及び GMP 査察報告書（い ずれも英訳）をWHOに 提供する等、日本の痘 そう・サル痘ワクチン の海外への提供に寄与 する活動を行った。	
--	--	--	---	--	--	--

		イ A T C の研修の充実を通じたキャパシティビルディングの推進 ・アジア諸国の規制当局の担当者等に対し、国際標準を踏まえた日本の規制の理解を促すため各種セミナーを提供し、各国の規制水準の向上に貢献する（アジアの国において年 2 回以上のトレーニングを開催（審査業務又は安全対策業務に関して実施した延べ数）、かつセミナー受講後のアンケートにおける受講者の満足度が 5 段階評価で 3（Good）以上の割合が延べ 75%以上を達成する。）。	イ A T C の研修の充実を通じたキャパシティビルディングの推進 ・A T C による研修セミナー等を継続して開催するとともに、アジア諸国や新興国、国際機関等からの研修生受け入れや講師派遣・人的交流による協力活動についても積極的に推進する（アジアの国において年 5 回以上のトレーニングを開催（審査業務又は安全対策業務に関して実施した延べ数）を目標ずとともに、かつセミナー受講後のアンケートにおける受講者の満足度が 5 段階評価で 3（Good）以上の割合が延べ 75%以上を達成する。）。 ・A T C の e・ラーニングに係るシステムを活用し、インターネットを經由	＜主な定量的指標＞ ・アジアの国においてのセミナー開催件数及び参加者の満足度	・ COVID-19 の国際的な流行により国外からの招へいや海外への渡航に制限があるにもかかわらず、PMDA-ATC においてアジア諸国等の規制当局の担当者等に対し年間で合計 20 回（医薬品・医療機器の審査及び安全対策をテーマとするものを含む）のセミナーをオンライン又は対面にて開催し、44 の国/地域から延べ 708 名の参加を得た。 ・このうち 10 回はアジア諸国（マレーシア 2 回、フィリピン 2 回、インドネシア 2 回、タイ 1 回、インド 1 回、ASEAN2 回）において規制調和が求められるテーマについてオンラインによるセミナーを提供した。 ・セミナー受講後のアンケートにおける受講者の満足度は、5 段階評価で 3（Good）以上の割合が 100 %であった。 ・令和 2 年 1 月より開始した e・ラーニングシステムの一般公開用サイトは、令和 3 年 4		
--	--	--	--	--	--	--	--

			してトレーニングを受講できるシステムを提供する。特に、新型コロナパンデミック下において対面での実施が困難な状況にあっては、ウェビナー等のオンライン手法を活用したトレーニングを積極的に提供する。 ・APECのファーマコビジランスの優良研修施設（CoE）に積極的に対応し、国際調和を推進する。 ・グランドデザインを踏まえ、アジア地域の国や国際機関への人材交流を検討する。	月よりアクセス向上のため YouTube チャンネルに移行し、計 48 コンテンツを公開（うち 15 コンテンツは令和 4 年度に新規公開）、総閲覧回数は 37,000 回以上であった。 ・令和 3 年 1 月より開始した e-ラーニングシステムの海外規制当局者向けサイトは、セミナー参加者以外にも事前登録の上で受講を可能とし、計 5 コースを提供し、600 名以上が受講した。 ・APEC のファーマコビジランスの優良研修施設（CoE）として医薬品安全性監視（ファーマコビジランス）に関するウェビナーを実施した。 ・APEC-LSIF-RHSC 傘下で海外 CoE（北京大学）が実施する医薬品安全監視（ファーマコビジランス）のセミナーで講師を務め、国際規制の周知・調和活動に貢献した。 ・EMA 等への PMDA 派遣者の処遇改善やアジアの一部の国と新型コロナ終息後の人材交流に向けた合意をする等、人材交流拡充に向けた検討を行った。		
--	--	--	--	--	--	--

		ウ 二国間協議による日本の規制手法の導入 ・アジア諸国等の規制当局との間で医薬品・医療機器等の規制に関する相互理解を促進するとともに、日本の規制手法が導入できるよう、必要な協力・支援を行う。	ウ 二国間協議による日本の規制手法の導入 ・アジア諸国や新興国等との一層の連携強化を図るため、医薬品・医療機器規制に関するシンポジウムや規制当局間会合を開催する。 ・グラントデザインを踏まえ、アジア諸		・台湾 FDA と PMDA 審査報告書を活用した新薬審査協働スキームに関する Q&A 集を最終化し、このスキームの活用を一層進めるために公表した。 ・インド CDSCO と医療製品規制に関する二国間合同シンポジウム及び規制当局間会合を開催し、医薬品、医療機器及び体外診断薬、並びに再生医療等製品に関する情報交換と、規制調和に向けた議論・調整を行った。 ・タイ FDA と、二国間合同シンポジウム及び規制当局間会合を開催し、日本の薬事規制等への理解の促進とともに、タイ FDA の人的能力の向上に向けた議論・調整を行った。 ・タイ FDA との規制当局間会合において、日本の審査報告書を利用したタイの簡略審査制度の利用促進のため、PMDA が作成した審査報告書の共有方法、及び PMDA の支援継続に合意した。 ・英語版ホームページへの医薬品安全性情報		
--	--	---	---	--	---	--	--

		国の安全対策能力向上と情報共有を支援するため、WHO ウプサラモニタリングセンターへ報告を促す等情報共有を進める。 エ 再生医療等製品に関する日本の規制モデルの受け入れの推進 ・日本の再生医療等製品の規制モデルを積極的に発信し、日本の規制当局に対する信頼性の醸成及び日本の規制モデルの海外への導出を図る。	エ 再生医療等製品に関する日本の規制モデルの受け入れの推進 ・IPRP、ATC による研修セミナー、二国間連携等を通じて、日本の再生医療等製品の規制に関する経験等を共有するとともに、相手国での課題等を聴取し、日本の規制モデルの導出に向けた活動を行う。	の掲載をアジア諸国に連絡するとともに、自国から WHO ウプサラモニタリングセンターへの報告を促した。 ・IPRP の CTWG (Cell Therapy Working Group)、GTWG (Gene Therapy Working Group) に参加し、我が国の規制制度と調和を進めるための議論を実施している。		
--	--	---	---	---	--	--

注 5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4．その他参考情報
（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－1	機構の役割、社会的立場を踏まえたガバナンス体制の構築、優秀な人材の確保・育成の推進、業務実績の定期的な開示と戦略的な広報活動、薬害の歴史展示コーナーの運営、人事に関する事項、セキュリティの確保		
当該項目の重要度、困難度	機構の役割、社会的立場を踏まえたガバナンス体制の構築 【重要度：高】 組織の拡大に伴い、拡大した組織を適切に運営するためのガバナンス体制を維持することが課題となっている。機構が中期目標を着実に遂行し、今後も社会的に信頼される組織であり続けるためには、組織のガバナンス体制を強固にしていくことが不可欠である。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	1 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	審査報告書の英訳の掲載（計画値）	年 40 品目	2014 年度末までに 年 40 品目	40 品目	同左	同左	同左	同左	
	審査報告書の英訳の掲載（実績値）	－	40 品目	45 品目	50 品目	45 品目	45 品目		
	「PMDA Updates」の登録者数（計画値）	年間 100 人の新規登録	－	年間 100 人の新規登録	同左	同左	同左	同左	
	「PMDA Updates」の登録者数（実績値）	－	－	363 人	590 人	485 人	604 人		
	英訳した「イエローレター」、「ブルーレター」、「評価中のリスク等の情報」、「使用上の注意の改訂指示情報」を日本語版と同日にホームページへ掲載（計画値）	95%以上	－	95%以上	同左	同左	同左	同左	
	英訳した「イエローレター」、「ブルーレター」、「評価中のリスク等の情報」、「使用上の注意の改訂指示情報」	－		99.5 % （181/182 件）	98.6% (143/145 件)	98.8% (85/86 件)	100% (148/148 件)		

	を日本語版と同日に ホームページへ掲載 (実績値)								
--	---------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第4 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 当機構は、設立から16年目に入り、この間の体制強化や規制イノベーションの取組により、パフォーマンス面では世界をリードする規制機関へと進化した。 今後、さらにリードしていくため、プロシーディングな精神に基づき、ガバナンスの強化や人材育成等に取り組むことで、より発展した組織を目指す。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置		＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞ 評定：B 実績欄の記載のとおり、定量的指標も目標を上回っており、組織ガバナンス体制の見直しやリスク管理に関する見直し等、機構の業務運営の向上に取組み、確実に成果を出していることから、B評価とする。 ＜課題と対応＞ 今後もガバナンスは利かせつつ、さらに適切な組織運営を行いながらも、効率化できる業務については、効率化を図っていく。 リスク管理を適切に行い、リスクを未然に防げる組織としていく。	評定	B
							＜評定に至った理由＞ （1. 目標の内容） 組織の拡大に伴い、拡大した組織を適切に運営するためのガバナンス体制を維持することが課題となっている。機構が中期目標を着実に遂行し、今後も社会的に信頼される組織であり続けるためには、組織のガバナンス体制を強固にしていくことが不可欠である。個別目標は以下の通り。 1 機構の役割、社会的立場を踏まえたガバナンス体制の構築 （1）意思決定体制、業務執行体制の進化 （2）規律ある職場の実現 （3）リスクマネジメントの強化 2 優秀な人材の確保・育成の推進 （1）職員の成長と組織のパフォーマンスの向上 （2）人事評価制度及び給与制度等の見直し （3）働き方改革への適切な対応 3 業務実績の定期的な開示と戦略的な広報活動 （1）業務実績の定期的な開示 （2）戦略的な広報活動 （3）機構の業務実績の世界への発信 4 薬害の歴史展示コーナーの運営 5 人事に関する事項 6 セキュリティの確保 （2. 目標と実績の比較） 令和4年度においては、「機構の役割、社会的立場を踏まえたガバナンス体制の構築」として、理事長自ら、職員一人一人と個人面談を行うとともに、職員に向けた理事長メッセージを配信し、PMDA の業務運営の方向性についての認識を共有している。 また、管理の必要性が高いリスクへの適切な対応を行うため、潜在的なリスクの洗い出し、リスクの再評価を行い、リスクマップの更新・周知を実施している。 令和4年4月にBPR・DX推進室を設立し、管理系システムの導入・更改に際しての業務プロセスの見直しや効率化に加え、標準業務手順書の策定による業務リスクの軽減と平準化を進める取り組みに着手している。 BPR の成果として、文書のトレーサビリティの確保を図るとともに、適切な文書管理体制を確保するため、令和5年1月から、文書管理・決裁システムを導入し、紙文書の電子化を推進している。 また、各管理系システムの導入と更改に向けた取組を進めるとともに、組織	
	1 機構の役割、社会的立場を踏まえたガバナンス体制の構築 （1）意思決定体制、業務執行体制の進化 ① 理事長が意思決定を迅速かつ的確に行えるよう、適切なガバナンス体制を構築すること。	1 機構の役割、社会的立場を踏まえたガバナンス・コンプライアンス体制の構築 （1）意思決定体制、業務執行体制の進化 ・経営企画部門を適切に機能させることにより、理事長が意思決定を迅速かつ的確に行うこと	1 機構の役割、社会的立場を踏まえたガバナンス・コンプライアンス体制の構築 （1）意思決定体制、業務執行体制の進化 ・経営企画部門を適切に機能させ、理事長が意思決定を迅速かつ的確に行うことができるよう	＜評価の視点＞ ・戦略立案機能、リスク管理機能、チェック機能などの業務管理体制や理事長の経営判断が迅速に業務運	・理事長が意思決定を迅速かつ的確にできるよう、各課題等について経営企画部及びBPR・DX推進室がサポートした。			

		ができるようにするとともに、その内容が組織内に徹底されるよう組織運営を行う。	にするとともに、その内容が組織内に徹底されるよう組織運営を行う。	営に反映できる組織体制が構築され、有効に機能しているか。 ＜評価の視点＞ ・部門毎の業務の進捗状況を日常的に管理し、問題点の抽出及びその改善が図られているか。	また、PMDA の業務運営の連絡調整が円滑に行えるようにするため、部長級以上で組織する「幹部会」を、令和4年度も引き続き、定期的（原則週1回）に開催し、理事会で決定された重要な方針等の連絡共有等を行った。 ・理事会において、毎月1回、組織運営を行っていく上で重要な情報・データ・各部門の進捗状況について、コンパクトに集約したシートで共有を行い、問題・課題がある場合は、改善策を検討する等した。 ・組織のガバナンス体制を確立するため、最高意思決定機関である理事長をサポートする会議体である理事会において、業務運営の基本方針、組織の改廃、業務運営に関する重要事項、財政状況の確認（措置）、人事上の重要な事項、大規模なシステム投資案件等を審議しており、より内部統制を利かせる会議体とした運用を引き続き行った。 ・また、組織の業務改善や業務システムの導入と更改の進捗状況について、月に一度、理事長を含めた役員に対して、課題の共有と対応について報告を行っている。これ	横断的な課題への取組として、発出文書の押印廃止、電話照会体制の整備等の効率化や業務の品質向上に向けた取り組みを実施している。 「優秀な人材の確保・育成の推進」として、職員が医療現場において安全性情報の取扱及び治験管理の実態を理解し、より質の高い業務を実施することを目的とした、NC の薬剤部門及び治験管理部門における研修を実施している。（令和4年度は薬剤部門に4名、治験管理部門に2名の職員が参加。） また、組織として「ほめる文化」の醸成に向け、啓発ポスターの掲示、GOOD JOB CARD の試行、外部講師による講演会、コミュニケーション等に係る組織診断等を実施している。 目標に対する達成度についても、「業務実績の定期的な開示と戦略的な広報活動」における達成度は、「審査報告書の英訳の掲載」が 112.5%、「「PMDA Updates」の登録者数」が 604.0%、「英訳した「イエローレター」、「ブルーレター」、「評価中のリスク等の情報」、「使用上の注意の改訂指示情報」を日本語版と同日にホームページへ掲載」が 105.3%と、いずれも目標を上回る成果が得られている。 上記の通り、組織全体のガバナンス体制の強固化に加え、業務プロセスの見直しや効率化等に資する各種取組や創意工夫により着実に業務を実施するとともに、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、B 評定とする。 ＜今後の課題＞ 今後も不適切な不祥事案が発生することがないように、引き続き組織ガバナンスの強固化に取り組むことを期待する。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	--	---	---	--	--	--

			・業務運営の効率化を図るとともに、不正、誤謬の発生を防止するため、計画的に内部監査を実施する。また、監査結果について公表する。		らにより、機構内の重要な事項の進捗状況の把握を進めている。		
② 学識経験者により構成される運営評議会を通じて、業務の透明性の確保に努めるとともに、業務の公正性の確保と効率化を進めること。	・学識経験者により構成される運営評議会において、業務実績等を説明することにより透明性を確保するとともに、運営評議会における提言を業務運営に反映させることにより、業務の公正性の確保と効率化を進める。	・学識経験者により構成される運営評議会において、業務実績等を説明することにより透明性を確保するとともに、運営評議会における提言を業務運営に反映させることにより、業務の公正性の確保と効率化を進める。 ・運営評議会等において、企業出身者の就業制限に関する報告を行い、業務の	＜評価の視点＞ ・幅広い分野の学識経験者との意見交換の場として審議機関が設置され、業務内容や運営体制への提言や改善策が業務の効率化、公正性、透明性確保に役立てられているか。	・文書管理状況や企業出身者の就業制限ルールの遵守状況など6つの項目について監査を実施し、監査結果を PMDA ホームページで公表した。 また、企業出身者の就業制限ルールの遵守状況については、運営評議会等において報告し、会議資料を PMDA ホームページで公表した。 ・次年度計画、予算策定時や前年度の業務実績等について、大所高所から審議するため、学識経験者、医療関係者、関係業界の代表、消費者の代表及び医薬品等による健康被害を受けた方々の代表により構成する「運営評議会」を3回開催し、その下部組織として業務に関する専門的事項を審議するために設置された「救済業務委員会」を2回、「審査・安全業務委員会」を2回開催した。その中で、委員から頂いたご意見等で実行可能なものについては、対応を行った。 ・企業出身者の就業状況及び就業制限ルールの遵守状況については、運営評議会等において報告			

			公正性、透明性を確保する。 ・ガバナンス強化のほか人材の確保・育成、職員の意欲向上のためのワークスタイルや執務環境の改善等、職員の能力が十分に発揮され、生産性の高い組織とするための取組を総合的かつ計画的に進める。		し、会議資料を PMDA ホームページで公表し、業務の公正性、透明性を確保した。 ・専門分野（生物統計、毒性、GMP/QMS、臨床医学等）に特化した人材の採用を行った。 ・「ほめる文化」の醸成に向けて、啓発ポスターの掲示、GOOD JOB CARD の試行、外部講師による講演会、コミュニケーション等に係る組織診断等を実施した。 ・内線対応の携帯電話について、番号一覧やQ A を内部用ホームページに掲載し利便性の向上を図った。 ・WEB 会議を進めるために会議室等に設置する大型モニターやプロジェクターを購入した。		
	（２）規律ある職場の実現 規律ある職場の実現のため、役職員一人一人が機構の基本理念及び社会的倫理観、科学的評価の視点を持って行動すること。	（２）規律ある職場の実現 ・「PMDA の理念」及び「PMDA 行動基準」に則り、一人ひとりの役職員が、社会的倫理観と RS の価値観に基づき行動することを徹底する。	（２）規律ある職場の実現 ・「PMDA の理念」及び「PMDA 行動基準」に則り、一人ひとりの役職員が、社会的倫理観と RS の価値観に基づき行動することを徹底する。		・理事長自ら、職員一人一人と個人面談を行い、意見交換を行っている。 ・年始に理事長挨拶を動画配信するなど、定期的な理事長メッセージの配信を行い、PMDA の業務運営の方向性について浸透を図った。 ・役職員一人ひとりが、社会的倫理観と RS の価値観に基づき行動することができるよう、「PMDA		

		・就業規則をはじめとする就業関係ルールについて、関係法令や組織の特性を踏まえ、所要の見直しを行う。	・役職員の兼業や利害関係企業との関係を規律したルールについて厳しく運用するとともに、不適正な事案の発生を防止する観点から必要な対応を行う。 ・組織の特性及び国や民間企業等の動向を踏まえつつ、就業規則等の必要な見直し等を適時行う。 ・コンプライアンス順守についての職員の意識向上を図るため、必要な研修を実施するとともに、内部通報制度を円滑に運用する。	の理念」及び「PMDA 行動基準」を執務室に掲示し、常に役職員の目に触れるようにしている。また、「PMDA の理念」を身分証に貼付し、携行できるカードを作成し全役職員に配布している。 ・役職員が兼業を行う際には、必要な届を提出し、担当部署においてルールを順守しているか確認した。 また、利害関係企業出身者や再就職者等について、運営評議会等に報告するとともに、利害関係企業出身者の就業状況の内部監査を実施し、結果を運営評議会等に報告し、透明性を確保している。 ・育休法の改正に対応するため、就業規則から派生する育休規程を改正し、出生時育児休業を新たに設けるなど、より子育て世代の職員を支援する制度を導入した。 ・全職員必修として実施したリスク管理研修において、コンプライアンス順守についての職員の意識向上を図った。 ・内部通報制度の周知のため、新任者研修（令和4年4月）において、説明するとともに内部用ホームページに「内部通報制度実施要領」を掲載している。		
--	--	---	--	---	--	--

	(3) リスクマネジメントの強化 リスクの未然防止のため、組織横断的にリスク情報の共有化に取り組むとともに、不測の事態の発生に際して迅速かつ的確に対応すること。	(3) リスクマネジメントの強化 ・組織運営に影響を与えるリスクの顕在化の未然防止を図るとともに、顕在化した場合においては組織の被害を最小化するために迅速な対応を図る。 ・各種業務プロセスの標準化と手順書等への明確化を進めることにより、業務フローにリスクマネジメントの視点を盛り込む。	(3) リスクマネジメントの強化 ・発生頻度、社会や組織への影響度に応じて重要度が高いと想定されるリスクへの対応策を検討・実施する。 ・リスク事案発生防止策の1つとして、職員一人ひとりがリスク管理への理解を深めるため、過去のリスク事例などを用いた効果的なリスク管理研修を全職員必修で実施する。 ・各種業務手順書について、リスク事案発生防止の視点、手段等が盛り込まれているかについて確認し、必要なものについて記載をする。 ・リスク事案が発生した場合には、被害	＜その他の指標＞ ・リスク管理研修を実施できたか。	・また、内部通報制度、産業医相談やハラスメント相談について、毎月周知を行っている。 ・リスク管理の必要性が高いリスクへの重点的な対応を行うため、リスクの再評価を行い、リスクマップの更新・周知を行った。 ・従来の課題であったメール誤送信による情報漏洩防止のため、誤送信防止ソフトウェアを導入した。 ・過去のリスク事例や他法人で発生した具体的事例などを積極的に用いるなど、理解のしやすさに配慮したリスク管理研修を全職員必修で実施した。 ・発生したリスク事案及び実態調査の結果を踏まえ、文書の持ち出し時のルールについて必要な改定を行った。 ・発生した事案に対し、事実確認、論点整理、対		
--	--	---	---	---	---	--	--

			拡大を防止するために迅速に対応するとともに、発生した事案、原因、再発防止策について検討し、結果について内部で共有し、同様の事案発生を防ぐ。		応方針の決定など、迅速に対応するとともに、リスク管理委員会において原因分析、再発防止策を検討し、その結果について組織内に横展開を行った。 ・再発防止策の実施状況についてはフォローアップを行い、取組の評価を行った。 ・給与の支給漏れ等のリスクが生じないように、標準業務手順書の見直しを進めるとともに、それも踏まえ、業務全体の自動化・デジタル化を推進するため、令和5年度中の稼働を目指し、新人事給与システムの開発を進めた。	
2 優秀な人材の確保・育成の推進	2 優秀な人材の確保・育成の推進と業務品質の一層の向上	2 優秀な人材の確保・育成の推進と業務品質の一層の向上				
(1) 職員の成長と組織のパフォーマンスの向上 職員一人一人の成長と組織のパフォーマンスの向上を図るため、専門性を高めるための外部機関との交流を含め計画的かつ中立性に配慮した人材確保及び人材育成を行うこと。	(1) 職員一人ひとりの成長と組織のパフォーマンスの向上を図るために策定した C D P (Career Development Program) の着実な運用等による人材の計画的な育成 ・業務等の目標に応	(1) 職員一人ひとりの成長と組織のパフォーマンスの向上を図るために策定した C D P (Career Development Program : 職能開発計画) の着実な運用等による人材の計画的な育成				

		じて系統的に研修の機会を提供するとともに、企業、大学及び研究機関等との連携により研修の充実を図る。 ・管理職や組織運営を支える事務系職員のさらなる質の向上を図るため、研修プログラムの充実を図る。 ・職員の科学的専門性の向上を図るため、アカデミアでの研修や学位取得を支援する。 ・職員の専門性や業務の継続性・さらなる質の向上を考慮しつつ、職員個々の将来的なキャリア形成を見据えた計画的・戦略的な配置を行う。 ・A T C等での教育提供の機会を活用した機構職員によるR Sの推進を図る。	・計画的な職員の育成及び機構機能強化等を図るため、職員が計画的に研修を受けられるよう年間研修計画の策定及び見直しを行うとともに、領域ごとに体系化した年間スケジュールの職員への周知を図る。 ・広く研修の機会を確保するため、e-ラーニング等種々の研修方法の検討を進め、研修の充実を図る。 ・C D Pに基づき、職員の専門性や業務の継続性を確保しつつ、職員のキャリア形成や意欲向上に資するよう、適時・適切な人事配置を行う。		・職員が自ら計画的に研修に臨むことができる環境を整備するため、内部研修用ホームページに年間研修計画を掲載したほか、シラバスを確実に展開するため、実施中の研修情報及びその目的を掲載した。 ・新型コロナウイルスの感染状況を考慮しながら、従前の集合形式、時間を問わず繰り返し受講できる動画視聴形式、及びe-ラーニングのほか、Teams等を活用したライブ配信や、これらを組み合わせたハイブリッド方式を積極的に取り入れるなど、実施形態の充実を図った。 ・職員一人ひとりから、人事に関する希望・要望等を記載したキャリアシートを提出させるとともに、各部署から人材に関するニーズを聴取するなどし、C D Pに基づき適時・適切な人事配置を行った。	
--	--	---	--	--	--	--

			・研修評価を実施し、その結果に基づく研修内容の見直し、更なる充実を図る。 ・CDPに基づき、領域ごとの研修体系を構築し、専門家による教育・指導を行う研修を実施することにより、職員の技能の向上を図る。 ・管理職を含む、事務系職員の資質の向上を図るために、簿記、労務管理研修等の事務系職員らを対象とした研修プログラムの充実		・前年度のアンケート結果等を踏まえた研修評価を実施し、次回実施の際の改善策等研修内容の見直しを引き続き行った。 ・令和3年度に立案・準備を進めた安全部門及び信頼性保証部の職員が医療現場において安全性情報の取扱及び治験管理の実態を理解し、より質の高い業務を実施することを目的とした、NCの薬剤部門及び治験管理部門における研修を実施した。令和4年度は、薬剤部門での研修に4名が参加した。また、治験管理部門において2名が研修を開始した。 ・職種や職位等に応じた階層別研修において、内閣人事局作成の国家公務員向けマネジメントテキスト（改訂版）を活用した管理職研修を昨年度に引き続き実施した。 ・また、新医薬品等審査業務に携わる職員を対象としたISO9001研修を昨年度に引き続き実施した。 ・令和3年度のCDP改定に基づき、令和4年度では事務系総合職の研修プログラムを新たに構築した。さらに、総合職シリーズ化研修など、策定したプログラムに基づき	
--	--	--	---	--	--	--

		を図り、総合職のシリーズ化研修や資格取得を含めた資質向上策を進める。 ・職員の学位取得支援を推進し、着実に実施するため、学位取得支援制度のさらなる整備を図る。 ・業務品質の一層の向上及び事務補助員の業務能力の向上を図るため、事務補助員の配置換えの導入に向けた検討等を進める。 ・国際感覚、コミュニケーション能力を備えた人材の育成・強化を図る。	を図り、総合職のシリーズ化研修や資格取得を含めた資質向上策を進める。 ・職員の学位取得支援を推進し、着実に実施するため、学位取得支援制度のさらなる整備を図る。 ・業務品質の一層の向上及び事務補助員の業務能力の向上を図るため、事務補助員の配置換えの導入に向けた検討等を進める。 （２）国際感覚、コミュニケーション能力を備えた人材の育成・強化 ・ICH・IMDRF等の国際交渉や国際会議の場において議論をリードし、関係機関と連携して基準・ガイドライン作成等に対応できる職員を育成するため、国際会議等実用英語研修等の英語レベル向上のための研修を実施する。	着実に研修を実施した。 ・事務系総合職を対象に、新たに経理・労務等に関する専門的な人材を育成するための研修を実施し、6名が受講を開始した。 ・高度に専門的な知識の習得を目的とする国内大学院研修について、より効果の高い制度とするため制度面の整備を行った。 ・国内大学院研修に12名が参加した。 ・事務補助員の配置換えの導入に向けた具体的な段取り等について検討を進めている。 ・ICH・IMDRF等の国際会議等の場でPMDAとしての主張を英語で積極的に述べるができるようにするための国際会議等実用英語研修を実施し、22名が参加した。		
--	--	---	---	--	--	--

	（２）人事評価制度及び給与制度等の見直し 優秀な人材を育成するため、人事評価制度及び給与制度等の見直しを進めること。	（２）人事評価制度及び給与制度等の見直し ・「PMDAの理念」に共感する優秀な人材を育成し、職員一人ひとりの成長と組織のパフォーマンスの最大化に寄与する人事評価制度及び給与制度を構築する。 ・職員の評価・目標達成状況を報酬や昇給・昇格に適切に反映するメリハリのある処遇や、財政見通しを踏まえた総人件費の管理を進める。	・一般英語研修等、役職員全体に対し業務上必要な英語レベル向上のための研修を実施する。 （３）人事評価制度及び給与制度等の見直し ・「PMDAの理念」に共感する優秀な人材を育成し、CDPの目指す職員像に向かって職員一人ひとりの成長と組織のパフォーマンスの最大化に寄与するため、令和元年度に導入した人事評価制度及び令和２年度に導入した給与制度を適切に運用する。 ・人事評価結果を賞与・昇給・昇格に適切に反映しつつ、中期計画予算の人件費を超えないように人件費の状況を注視する。		・機構全体の英語レベル向上のため、役職員を対象とした一般英語研修及び英語通信教育研修を昨年度に引き続き実施した。 ・組織のパフォーマンスの最大化に寄与するため、令和３年度に引き続き、令和４年度も課長級以上の管理職全員に評価者研修の受講を必須とした。 ・令和３年度の人事評価結果を賞与・昇給・昇格に適切に反映させた。将来の財政推計に大きな影響を与えるような事象は発生していないが、引き続き人件費の状況を注視している。		
	（３）働き方改革への適切な対応 ワークライフバランスを推進するとともに、特に女性職	（３）働き方改革への適切な対応 ・ワークライフバランスの推進など職場環境の改善に関	（４）働き方改革への適切な対応 ・ワークライフバランス推進委員会及び衛生委員会にお	<評価の視点> ・働き方改革を踏まえた各種取組について得られた結果の分析等を行い、見直し等も含め適切に実施できたか。	・公募により選定された職員による「ワークライフバランス推進委員会」		

	員が能力を発揮できる環境整備等に取り組むこと。	する検討を行い、職員が働きやすい勤務環境を整備する。	ける職場環境の改善に関する検討の結果を踏まえ、職員がより働きやすい勤務環境を整備する。		を立ち上げ、以下の活動を行った。 ①「WLB通信」を配信し、新しい生活様式に対応した働き方を案内した。②アンケート結果を基に出張制度に関する提案を行うほか、テレワークに関するアンケートを行った。③育児休業取得経験者にインタビューした内容をまとめ周知した。④「みんなの声」に寄せられた業務改善提案への回答を幹部会及び内部用ホームページで周知した。 ・健康管理計画に基づき、産業医と保健師による職場巡視を毎月行い、結果を衛生委員会に報告した。また、職場巡視における産業医の意見や衛生委員会での議論を踏まえ、日差しが強いフロアについては遮光ブラインドの設置を行うなど、職場環境の改善に努めた。		
		・育児中の職員も仕事と家庭の両立が達成でき、とりわけ職員の約半数を占める女性職員が能力を発揮し続けられるような取組を実施する。	・生活と業務の調和を図りながら、効率的な働き方の実現を図るため、フレックスタイム制度の更なる定着を図るとともに、適宜必要な見直しを行う。 ・多様な働き方の環境を整備するため、テレワークを実施するための環境の		・フレックスタイム制度については、職員の勤務の実態に合わせてフレキシブルタイム・コアタイムの時間帯の変更についての検討を実施中である。 ・内線対応の携帯電話について、番号一覧やQ Aを内部用ホームページに掲載し利便性の向上を図		

		さらなる整備を進めるとともに、テレワーク実施時の運用ルールを定めた規程等について適宜必要な見直しを行い、適切に運用する。 ・組織のパフォーマンスを向上させつつ、職員が仕事と家庭生活の両立を無理なく図れるよう働き方改革を推進する。特に、時間外労働について、実態を把握し、その原因を分析して業務改善などの的確に対策を講ずることにより、職員の時間外勤務の削減を進める。 ・出産・育児期間を含めて女性職員の評価を適切に行い、性別にかかわらず公正に管理職への登用を行う。	った。 ・WEB 会議を進めるために会議室等に設置する大型モニターやプロジェクターを購入した。 ・新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえて、感染拡大の防止と業務機能の維持を図るため引き続き、全ての職員がテレワーク可能な体制を維持した。 ・ワークライフバランス推進委員会においてテレワークについてアンケート調査を実施中である。 ・長時間の時間外勤務等を行っている職員等の健康管理のための措置について、1ヶ月当たり時間外勤務の時間数及び休日勤務の時間数の合計が80 時間を超えた職員等について、その情報を当該職員等及び産業医等に提供するとともに、職員が申し出た場合に産業医による面談を実施した。 ・各部署での1月あたりの時間外勤務の状況に関してモニタリングを行い、前月比等や増減の要因分析について毎月理事会に報告した。 ・育児休業を始めとした育児支援制度利用者の人事評価を適正に行うための管理職向け研修用動画を新たに作成・配信した。 ・出産・育児期間も考慮	
--	--	---	--	--

		(4) 意見・苦情対応の強化を通じた業務品質の一層の向上 ・薬害被害者や関係団体等と定期的に意見交換を行い、業務に反映させるなど業務品質の一層の向上を図る。 ・国民などからの相談や苦情への対応の強化を図り、業務品質の一層の向上を図る。	(5) 意見・苦情対応の強化を通じた業務品質の一層の向上 ・薬害被害者や関係団体等と意見交換会を年1回以上開催し、業務に反映させるなど業務品質の一層の向上を図る。 ・国民などからの相談や苦情については各相談窓口において、他の相談窓口及び関係部署との連携・情報共有を図るなど、対応方法等の方策を検討し、適切な対応を行う。また、苦情については、真摯に向き合い、適宜業務改善を行うとともに、業務品質の一層の向上を図る。	＜その他の指標＞ ・業務品質の一層の向上のための取り組みの一環として、薬害被害者や関係団体等と意見交換会を年1回以上開催し、業務に反映させるなどできたか。	した評価を適切に実施し、性別にかかわらず管理職への登用を行った。 ・全国薬害被害者団体連合会と理事長及び機構幹部による意見交換会については、毎年1回実施しており令和4年度については、対面にて令和4年11月に開催し、様々な意見を頂くなど議論を行った。 ・PMDAに寄せられた相談等への対応方法及び寄せられた意見を業務改善につなげるための検討方法を定めた「一般相談等対応標準業務手順書」に基づき、一般相談窓口を運用するとともに、来訪者の意見等を収集するため、機構の総合受付にアンケート用紙を設置した。その他、電話・PMDAウェブサイトでも意見等を受け付け、適宜業務改善や業務品質の一層の向上につなげた。また、一般相談窓口については、相談者の利便性の向上を図るため、引き続き、昼休みを含めた対応を実施し、令和4年度に寄せられた相談等は2,008件で	
--	--	--	---	---	--	--

				あった。 ・他部署に設置されている相談窓口とも連携し、相談者に対して、適切に対応した。 ・平成 22 年 6 月から、機構に寄せられた「国民の声」を一定期間毎に集計し、ウェブサイトで公表し、業務運営の改善に活用している。 ・令和 4 年度の開示請求件数は 1,105 件であった。個人情報や企業の機密情報等に十分配慮した上で、厚生労働省や機構内関係部署、外部関係者と調整し、関係法令に基づき的確に処理した。	
3 業務実績の定期的な開示と戦略的な広報活動	3 業務実績の定期的な開示と戦略的な広報活動	3 業務実績の定期的な開示と戦略的な広報活動			
(1) 業務実績の定期的な開示	(1) 業務実績の定期的な開示	(1) 業務実績の定期的な開示			
各年度の業務実績について運営評議会に報告し、公表すること。	・各年度の業務実績について業務報告書を作成し、運営評議会に報告するとともに、公表する。	・令和 3 年度の業務実績について、報告書を作成し、運営評議会に報告するとともにホームページで公表する。		・令和 3 事業年度業務報告については、6 月の運営評議会に報告し、7 月に PMDA ホームページに掲載し公表している。	
(2) 戦略的な広報活動	(2) 戦略的な広報活動	(2) 戦略的な広報活動			
機構の業務成果及び社会的役割につ	・機構の社会的役割や個別の業務成果	・機構の社会的役割や業務及び個別の	<評価の視点>	・「薬と健康の週間」に併せ、都道府県薬剤師会や	

	いて、国民に対する効果的な情報発信の方法を検討し、広報活動を実施すること。	に関する効果的な情報発信の方策について検討し、実施する。	業務成果について、国民や医療従事者、企業関係者、アカデミア等に理解されるよう、広報するターゲットを明確にした効率的発信手段について検討し、相談窓口や講演、広報資材等を通じて、積極的に情報発信する。	演や広報資材等を通じて積極的に発信できたか。	全日本医薬品登録販売者協会等と協力し、救済制度案内パンフレットやくすり相談窓口／医療機器相談窓口を紹介するリーフレット等を頒布し、一般国民向けの広報活動を実施した（健康被害救済制度関連資材 92,670 枚、くすり・医療機器相談窓口リーフレット 23,650 枚、メディナビリーフレット 6,900 枚、カラーコンタクトレンズ適正使用パンフレット 12,260 枚、患者副作用報告リーフレット 33,950 枚、報告受付サイトリーフレット 11,900 枚）。 ・研究者や医療従事者に対しては、出張面談を含め、学会等へブース出展を行い、PMDA の業務を紹介した。 ・理事長自らによる広報活動として、国内外に向けて、機構の業務に関する講演等を行った。		
		・RS の内容、意義を国民にわかりやすく説明するとともに、RS センターやM I D－N E T®の活動内容や成果について、積極的に発信する。	・RS の内容、意義を国民にわかりやすく説明するとともに、RS センターやM I D－N E T®の活動内容や成果について、積極的に発信する。	＜評価の視点＞ ・RS センターやM I D－N E T®の活動内容や成果について、積極的に発信することができたか。	・RS センターの活動であるアカデミアとの包括的連携協定については、人材交流、人材育成、共同研究、研究活動に関する実績を、科学委員会については取りまとめた報告書を PMDA のウェブサイトで情報発信した。		
	（３）機構の業務実績の世界への発信	（３）機構の業務実績の世界への発信	（３）機構の業務実績の世界への発信				

	① 機構の活動内容を効果的に世界に発信すること。	ア 活動内容の世界への積極的な発信 ・国際的な発信力を高め、機構の活動について周知を図る。	ア 活動内容の世界への積極的な発信 ・国際学会や国際会議等の場において、R Sを中心とした日本の最新の取組について、講演やブース出展を通して発信する。 ・日本で承認された医薬品、医療機器等の世界での受け入れを目指し、審査報告書や安全性情報等の英訳を行うとともに、日本の審査、安全対策に関する情報発信を更に強化する。	<定量的指標> ・審査報告書の英訳について、日本が世界で初承認の製品など情報提供の意義の高いものを確実に実施できたか（40 品目）。	・DIA 米国年会及び中国年会での講演、並びに欧州年会での講演及びブース出展において、COVID-19 や緊急承認制度等への対応を含むPMDA の取組みや日本の薬事制度について情報提供を行った。 ・計 45 品目の審査報告書の英訳を公表した（医薬品 33、医療機器 8、再生医療等製品 4 [うち特例承認 7、緊急承認 1、先駆け 1]）。また、上記の情報を、海外規制当局関係者を含む 3,239 人に e-mail で配信した。安全対策に関する情報については、148 件の情報の英訳を日本語と同日にホームページに掲載した（目標 95%以上のところ、100% (148/148 件)）。 ・新規承認品目一覧（医薬品、医療機器、再生医療等製品）及び目標値の110%を超える計 45 品目の審査報告書の英訳をホームページに掲載した。 ・COVID-19 対応を含むPMDA の考えを国際的に発信するため、理事長		
--	---------------------------------	---	--	--	---	--	--

		ータの活用など、最新の科学やイノベーションを審査、安全対策等へ活用する取組を積極的に発信する。	いて、日本が世界で初承認の製品など情報提供の意義の高いものを確実に実施する(40品目)。 ・海外の簡略審査制度での活用を念頭に、英訳対象とする審査報告書の選択基準の見直し等を検討する。 ・申請企業から簡略審査制度活用予定に関する情報収集を行い、英訳選定の参考とすることを検討する。 ・国際学会における講演、情報発信効果が特に高いと考えられる国際学会へのブース出展等を継続的に実施する。 ・上記の国際学会や国際会議の際の講演やブース出展等については、新型コロナウイルス感染拡大状況を考慮しつつ実施する。 ・行政通知の英訳を実施し、ホームページに掲載することにより、日本の規制に関する情報発信を行う。	<定量的指標>	ステイトメントを、新たに1報公表した。 ・次期中期計画策定に向けた議論の中に位置づけ、検討を行っている。 ・令和4年度は、複数の申請企業から簡略審査制度活用に向けた英訳の要望を2件受領。いずれも現在先方企業側の対応待ちであり、今後対応する予定。 ・DIA 米国年会、中国年会及び欧州年会において、PMDA のセッション枠を獲得した。また DIA 欧州年会ではブースを出展し、PMDA の最新の取り組みを紹介した。特に、ブースでは来場者からの個別の質問に対応し、日本の薬事制度や PMDA の活動の周知・理解促進に貢献した。 ・計6件（通知3、事務連絡3）の行政通知等を英訳しホームページに掲載した。また、上記の情報を、海外規制当局関係者を含む 3,239 人に e-mail で配信した。	
--	--	--	---	----------------------	--	--

		・医薬品等の安全性情報を、遅滞なく英語で提供すると同時に、当該情報の掲載を海外規制当局に伝達することにより、国際的な安全対策の速やかな実施に貢献する。	・英訳した医薬品等の安全性情報のうち、「イエローレター」、「ブルーレター」、「評価中のリスク等の情報」及び「使用上の注意の改訂指示情報」については、95%以上を日本語版と同日にホームページへ掲載するとともに、当該情報の掲載を海外規制当局に伝達することにより、国際的な安全対策の速やかな実施に貢献する。 ・グランドデザインに基づく活動については、WHO地域事務局などの国際機関との連携はもとより、市民社会に対する透明性・説明性等を常に意識し、情報発信に努める。	・「イエローレター」、「ブルーレター」、「評価中のリスク等の情報」及び「使用上の注意の改訂指示情報」の英訳版ついて、95%以上を日本語版と同日にホームページへ掲載することができたか。	・安全対策に関する英語での情報提供について、目標が 95%以上のところ、100%（148/148 件）を日本語と同日に英語版をホームページに掲載した。		
② 「PMDA Updates」（注 14）の登録者数を増加させること。	イ 「PMDA Updates」の登録者数の増加	イ 「PMDA Updates」の登録者数の増加	イ 「PMDA Updates」の登録者数の増加	＜その他の指標＞ ・「PMDA Updates」について、100 人の新規登録を達成できたか。	・安全対策に関する英語での情報提供について、目標が 95%以上のところ、100%（148/148 件）を日本語と同日に英語版をホームページに掲載した。		
（注 14）機構の活動内容を海外の規制当局等に情報提供するためのニュースレター	・機構の国際活動を、「PMDA Updates」として取りまとめ、業務実績を世界に発信する（年間 100 人の新規登録を目指す。）。	・「PMDA Updates」を毎月発行し、海外規制当局関係者を中心とした登録者に配信することで、機構の国際活動について周知を図る（年間 100	・「PMDA Updates」について、100 人の新規登録を達成できたか。	・安全対策に関する英語での情報提供について、目標が 95%以上のところ、100%（148/148 件）を日本語と同日に英語版をホームページに掲載した。	・グランドデザインに基づく PMDA のアジア二国間協力活動等について「PMDA Updates」に記事を掲載し、関係者に配信した。PMDA ホームページにも掲載・公開することで、海外規制当局関係者を含め、幅広く情報発信した。		

			人の新規登録を目指す。) (4) ユーザビリティ及びアクセシビリティの向上 ・PMDAホームページについて、閲覧者の視点に立って抽出された課題を踏まえ、ユーザビリティやアクセシビリティの改善により、目的とする情報を入手しやすく使いやすいサイトの構築を進める。 ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づく障害者の社会的障壁のより一層の除去を目的として、ホームページへのアクセス数や提供している情報の重要度を総合的に判断し、優先順位をつけてホームページのウェブアクセシビリティを確保していく。		情報発信を行った。また、配信登録者については、年度計画において、「年間100 人の新規登録を目指す」としているところ、604 人純増させた。この結果、現時点で登録者数は 3,239 人となり、PMDA の国際活動の認知度向上に貢献した。 ・ 現行の PMDA ホームページについて、ウェブサイト上で公表しているウェブアクセシビリティ方針に基づき、ウェブサイトの更新・管理を行っている。また、閲覧者へのアンケート調査等から抽出された課題を踏まえたアクセスのしやすさ、ユーザビリティの改善や、スマートフォンへの対応等を含めたウェブサイトリニューアル事業に取り組んでいる。	
--	--	--	--	--	---	--

	4 薬害の歴史展示コーナーの運営 薬害の歴史や教訓への理解を深め社会の認識を高めることを目的として、薬害資料の展示を行う「薬害の歴史展示コーナー」を設置し、適切に運営すること。 6 情報システムの整備及び管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。また、PMOである情報化統括推進部署において、各業務システムにおいて行う開発・改修、運用保守等のプロジェクトに対し、予算の把握、技術的な助言、課題解決にむけたサポート等を適切に行う。 第6 その他業務運営に関する重要事項	4 薬害の歴史展示コーナーの運営 ・薬害の歴史や教訓への理解を深め社会の認識を高めることを目的として、薬害資料の展示を行う「薬害の歴史展示コーナー」を設置し、適切に運営する。 6 情報システムの整備及び管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。また、PMOである情報化統括推進部署において、各業務システムにおいて行う開発・改修、運用保守等のプロジェクトに対し、予算の把握、技術的な助言、課題解決にむけたサポート等を適切に行う。 第8 その他業務運営に関する重要事項	4 薬害の歴史展示室の運営 ・薬害の歴史や教訓への理解を深め社会の認識を高めることを目的として、厚生労働省と連携し、薬害資料の展示を行う「薬害の歴史展示室」を適切に運営する。 第8 その他業務運営に関する重要事項	・令和2年3月に開設した「薬害の歴史展示室」について、COVID-19の感染拡大防止の観点から、予約制による見学受付を行うなど、適切な運営を継続した。令和4年度の年間の入場者数は61名であった。		
--	--	---	---	--	--	--

	通則法第 29 条第 2 項第 5 号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。 1 人事に関する事項 機構の業務が製薬企業等との不適切な関係を疑われることがないよう、中立性等に十分配慮した上で、役職員の採用、配置及び退職後の再就職等に関し適切な措置を講ずること。 科学技術の進歩に対応できる人材を確保していくため、外部機関との交流等を始めとして適切な能力開発・計画的な育成を実施すること。 職員の給与水準については、優秀な人材を安定的に確保する上での競争力も考慮しつつ、適正かつ効率的な支給水準となるよう努めること。						
	2 セキュリティの確保 個人及び法人等の情報保護を徹底するため、事務室等の	セキュリティの確保 ・防犯及び機密保持のために事務室の入退室管理設備を	セキュリティの確保 ・入退室管理システムの適正な運用を図るとともに、入退		・ID カードによる入退室管理の適切な運用を図り、部外者の入退室を制		

	セキュリティを確保するとともに情報管理に万全を期すこと。 情報システムに係るセキュリティの確保に引き続き取り組むこと。 保有文書の特性を踏まえた文書管理体制を引き続き確保すること。	用い、昼夜を問わず、入退室に係る管理を徹底するなど内部管理体制の強化を図る。	室管理について、職員への周知徹底を図る。	限するとともに、役職員等についてもエリア毎に入退室区分を設ける等、引き続き管理を徹底している。また、これらシステムを含めた入退室管理について、標準業務手順書を整備し、新任者研修や内部用ホームページ等を活用して、役職員への周知を図っている。		
	・情報システムに係る情報のセキュリティの確保を図る。	・NISC（内閣サイバーセキュリティセンター）等による監査結果及び外部機関から提供される情報等を踏まえ、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群（最新版）」に基づいた規程や手順書の整備・更新をはじめとする情報セキュリティの適切性確保を図る。 ・職員への研修及び継続的な情報提供により情報セキュリティの向上を図る。 ・各情報システムが有する情報のバックアップを行い、遠隔地への適切な保管・管理を実施し、業務継続性の確保を図る。	・NISC（内閣サイバーセキュリティセンター）等による監査結果及び外部機関から提供される情報等を踏まえ、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群（最新版）」に基づいた規程や手順書の整備・更新をはじめとする情報セキュリティの適切性確保を図る。 ・職員への研修及び継続的な情報提供により情報セキュリティの向上を図る。 ・各情報システムが有する情報のバックアップを行い、遠隔地への適切な保管・管理を実施し、業務継続性の確保を図る。	＜その他の指標＞ ・文書の効率的かつ適切な管理に関することを目的としたデータベース化及び紙文書の電子化の推進ができたか。	・最新の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき「PMDA サイバーセキュリティポリシー」の改正を実施した。 ・「PMDA サイバーセキュリティポリシー」の内容に沿った情報システム監査及び情報セキュリティ研修を実施した。 ・第2GSOC・厚生労働省からの注意喚起（不審メール連絡）等に関係者へ提供し、必要に応じたセキュリティ対策を実施した。 ・日々バックアップ状況を把握し、週単位で記録媒体の遠隔地保管を実施した。 ・外部業者によるシステム監査を受け、システムの運用状況及びセキュリティ対策全般について大きな脆弱性等がないことを確認した。	
	・保有文書の特性を踏まえた文書管理	・保有文書の特性を踏まえた文書管理	・保有文書の特性を踏まえた文書管理	・文書のトレーサビリティの確保を図るととも		

		を推進する。 第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成16年厚生労働省令第55号)第4条の業務運営に関する事項等については、次のとおりとする。 1 施設及び設備に関する計画 なし 2 職員の人事に関する計画	体制を確保する。 ・文書のトレーサビリティの確保等を行い、文書管理の徹底を図る。 ・文書を効率的かつ適切に管理するため、文書の電子化を推進する。 第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項等 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成16年厚生労働省令第55号)第4条の業務運営に関する事項等 1 施設及び設備に関する計画 なし 2 職員の人事に関する計画		に、適切な文書管理体制を確保するため、文書管理の在り方に関するルールを取りまとめた「文書管理の徹底等に係る手引」の周知徹底を図っている。 ・セキュリティ強化のために導入した個人認証型複合機について、引き続き適切な運用保守に努めた。 ・令和5年1月から文書管理・決裁システムの運用を開始し、電子媒体による法人文書の登録を進めた。また、紙文書をスキャナ等で読み込んで電子媒体に変換したものを正本として管理する体制を整えた。	
--	--	--	---	--	---	--

		・日本再興戦略、健康・医療戦略及び薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会の最終提言並びに未来投資戦略 2018 などの内容を反映した制度改正を踏まえた常勤職員の増員を行うため、公募を中心に専門性の高い有能な人材を採用する。なお、採用に当たっては、機構の中立性等に十分、配慮することとする。 ・期末の常勤職員数は、1,065 人を上限とする。また、中期目標期間中の人件費総額は 50,669 百万円（見込み）とする。なお、人件費総額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。 ・人材の流動化の観点に留意しつつ、職員の資質や能力の向上を図るため、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成	（１）職員の人事に関する計画 ・常勤職員について、業務量の増加に対応した増員を進めるため、採用活動の強化を図り、公募を中心に専門性の高い有能な人材を積極的に採用する。なお、採用に当たっては、機構の中立性等に十分、配慮することとする。		・技術系専門職においては、定期的な募集において 49 名を採用した。そのうち、20 名は博士号又は修士号を取得又は取得見込である。 ・専門分野（生物統計、毒性、GMP/QMS、臨床医学等）に特化した職員募集を随時行い、15 名を採用した。 ・職種ごとの各分野において有能な人材を確保する必要があることから、Web で採用説明会を開催するとともに、前年度に引き続き、PMDA ホームページや就職情報サイト等を活用し採用活動を行った。また、民間のダイレクトリクルーティングサービスを活用し、即戦力となりうる転職希望者のスカウトを行い、技術系専門職員の採用に繋げた。 ・大学生及び大学院生の応募者数を増やすため、部長級以上の職員が大学等に対して直接学生の応募を呼びかけた。		
		・人材の流動化の観点に留意しつつ、職員の資質や能力の向上を図るため、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成	・人材の流動化の観点から、国・研究機関・大学等との交流を促進しつつ、国からの現役出向者が占める割合が前年度より高くなるこ		・令和 4 年 4 月 1 日現在、国や研究機関、大学病院等から 112 人(前年度同時期 123 人)の職員を受け入れるとともに、PMDA から国や研究機関、大学病院等に 42 人		

	22年12月7日閣議決定)を踏まえ、国・研究機関・大学等との交流を促進し、適正なバランスに配慮しつつ国からの現役出向者の割合の削減に努め、その状況について毎年公表する。	とのないよう留意する。さらに、専門性を有する技術系職員等の確保及び魅力ある職場づくりに向けた検討を行い、可能なものから実行する。また、有能な人材の確保のあり方について検討を行う。		(前年度同時期38人)を出向させることにより、活発な人材交流を実施した。なお、国からの現役出向者については、前年度同時期より比率が高くないように配慮した。 【参考】国からの現役出向者数の全職員数に占める割合 ・令和4年4月1日現在 <table><tr><td>全職員数</td><td>1,020人</td></tr><tr><td>現役出向者数</td><td>62人</td></tr><tr><td>比率</td><td>6.1%</td></tr></table> (対前年度比0.1%減) ・令和3年4月1日現在 <table><tr><td>全職員数</td><td>989人</td></tr><tr><td>現役出向者数</td><td>61人</td></tr><tr><td>比率</td><td>6.2%</td></tr></table> (対前年度比0.8%減)	全職員数	1,020人	現役出向者数	62人	比率	6.1%	全職員数	989人	現役出向者数	61人	比率	6.2%	
全職員数	1,020人																
現役出向者数	62人																
比率	6.1%																
全職員数	989人																
現役出向者数	61人																
比率	6.2%																
	・製薬企業等との不適切な関係を疑われることがないよう、役職員の採用、配置及び退職後の再就職等に関し一定の制約を設け、適切な人事管理を行う。	・就業規則等の服務関係規程に基づき、採用時における誓約書の提出や、配置及び退職後の再就職等に関する制約の規定を厳格に適用し、適切な人事管理を行う。		・製薬企業等との関係が疑われることのないよう、適切な人事管理を行うため、採用時の誓約書の提出、退職後の再就職に関する制約、製薬企業等の職歴を有する者の採用後5年間の関連業務の従事制限及び家族が製薬企業等に在職している場合の従事業務の制限について、就業規則等服務関係規程に基づき適切に実施した。 ・従事制限等については、運営評議会及び審査・安全業務委員会において報告を行い公表した。ま													

		・役職員の給与については、国家公務員等における水準を勘案しつつ、優秀な人材を安定的に確保する上での競争力を考慮して、適正かつ効率的な給与水準とする。	（２）給与水準の適正化 ・役職員の給与については、国家公務員や民間事業者の給与水準等を勘案するとともに、優秀な人材を安定的に確保する上での競争力を考慮し、適正かつ効率的な支給水準となるよう、適切に対応する。また、給与水準を検証し、検証結果や取組状況等についてホームページで公表する。		た、サービス関係規程やそのQ&A等をまとめたハンドブックを作成し、新任者研修の実施時や内部用ホームページへの掲載を通じて役職員に周知徹底を図った。 ・PMDAの給与水準について国民の理解を得るため、令和３年度の役職員給与について、国家公務員の給与との比較等の検証を行い、その結果をPMDA ホームページに掲載し公表した。		
4 その他 既往の閣議決定等示された政府方針に基づく取組について着実に実施すること。			4 その他 ・職員の新型コロナウイルス感染防止のため、引き続き、機構内に消毒液その他の各種資材を配布し、感染予防策の実施を呼びかけるとともに、執務室内や会議室についても感染防止のためのスペース等を確保する。また、感染防止のため、業務水準は可能な限り		・新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、機構内に消毒液や消毒シートなどを配布し、職員の感染予防に努めた。また、感染予防対策の実施や、出勤者を抑制するためのテレワークの積極的な活用を機構内に呼びかけた。 ・また、新型コロナウイルスワクチンの３回目以降の接種について、東京都福祉保健局による接種		

			維持しつつも、出勤者を抑制するため、テレワークを積極的に活用する。 ・新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、必要に応じ、遠隔（リモート）により会議や調査を実施するなど、感染予防対策を取りながら、各業務を実施する。		促進事業や、インフルエンザ予防接種の集団接種実績のある医療機関が実施する職域接種事業について職員に周知するなど、職員の新型コロナウイルスワクチンの接種促進に努めた。 ・感染状況に応じた政府・自治体ルールの見直しに応じ、速やかにPMDAルールの見直し検討及び実施をすることで、その実効性の確保に努めた。		
--	--	--	---	--	---	--	--

注3）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4．その他参考情報
（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－2	経費削減、予算、資金計画等		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費（年度計画値）（千円）	中期目標期間最終年度 16,663	41,585	19,603	18,868	18,133	17,398	16,663	—
	一般管理費（実績値）（千円）	令和元年度値△0%	—	13,664	15,127	16,919	16,916		—
	上記削減率（%）	中期目標期間全体の最終年度値を対令和元年度予算値（19,603千円）から15%削減	—	—	22.8%	13.7%	13.7%	15%	—
	達成度	年度計画の削減率に対する実績削減率	—	—	100%	100%	100%		—

注）削減対象となる一般管理費は、決算報告書の一般管理費の物件費のうち、運営費交付金財源分である。

	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	事業費（年度計画値）（千円）	中期目標期間最終年度 406,982	433,909	428,402	423,047	417,692	412,337	406,982	—
	事業費（実績値）（千円）	令和元年度値△0%	—	306,529	293,843	298,854	295,596		—
	上記削減率（%）	中期目標期間全体の最終年度値を対令和元年度予算値（428,402千円）から5%削減	—	—	31.4%	30.2%	31.0%	5%	—
	達成度	年度計画の削減率に対する実績削減率	—	—	100%	100%	100%		—

注）削減対象となる事業費は、決算報告書の業務経費のうち、運営費交付金財源分である。

	評価対象となる指標	達成目標	拠出金の種類	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	1 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報
	各拠出金収納率 (実績値)(%)	毎年度、各拠出金 の収納率 99%以上	副作用拠出金	99.6%	99.8%	100%	100%	100%		各年度の納付者数は下記のと おり。 1 年度：全 4,793 者のうち、 4,787 者 2 年度：全 4,647 者のうち、 4,647 者 3 年度：全 4,552 者のうち、 4,552 者 4 年度：全 4,376 者のうち、 4,376 者
			感染拠出金	100%	100%	100%	100%	100%		各年度の納付者数は下記のと おり。 1 年度：全 103 者のうち、103 者 2 年度：全 104 者のうち、104 者 3 年度：全 109 者のうち、109 者 4 年度：全 116 者のうち、116 者
			安全対策等拠出金	99.6%	99.8%	100%	100%	100%		各年度の納付者数は下記のと おり。 1 年度：全 7,371 者のうち、 7,363 者 2 年度：全 7,266 者のうち、 7,266 者 3 年度：全 7,278 者のうち、 7,278 者 4 年度：全 7,173 者のうち、 7,173 者
	達成度	目標値(99%)に 対する実績値	副作用拠出金	100%	100%	101%	101%	101%		
			感染拠出金	101%	101%	101%	101%	101%		
			安全対策等拠出金	100%	100%	101%	101%	101%		

※ 収納率（実績値）は小数第 2 位以下を切り捨てた数値である。また、達成度は小数点以下を切り捨てた数値である。

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	5 財務ガバナンスの強化	5 財務ガバナンスの強化	5 財務ガバナンスの強化		<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	B
	(1) 手数料・拠出金を主要な財源として運営する組織に相応しい財務ガバナンスの確立	(1) 手数料・拠出金を主要な財源として運営する組織に相応しい財務ガバナンスの確立	(1) 手数料・拠出金を主要な財源として運営する組織に相応しい財務ガバナンスの確立		・申請件数の動向や拠出金等の収入動向について毎月とりまとめ、経営層に報告するとともに、機構全体で情報を共有した。 ・安定的な組織運営を行うため、既存の手数料や各種拠出金以外の財源について引き続き検討を行っている。 なお、令和4年度においては、令和4年4月1日から開始されたMDSAP調査報告書の本格受入れに伴い、利用料の新設を行った。 ・四半期ごとに執行計画を作成するとともに、毎月经費の執行状況について把握した。 また、今中期計画期間中の財政推計を定期的に作成し、理事会に報告し経営層と共有した。	評定：B (財務関係) 予算、収支計画及び資金計画と実績との差異に係る主要要因を各勘定で分析しており、全て合理的な理由に基づいたものとなっている。 (拠出金関係) 拠出金収納率についても、目標99%以上のところ、副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の全ての拠出金について100%の収納率を達成した。 以上のとおり定量的指標について目標を達成し、定性的な指標についても、実績を残せていることからB評価とする。 <課題と対応> (財務関係) 今後、第4期中期目標期間（令和2年度から令和5年度（令和元年度は基準年度））の4年間で、削減対象除外経費を除き一般管理費15%、事業費5%の節減を実現する必要がある。引き続き、調達に当たっては、一者応札の改善に向けた取組	<評定に至った理由> 適切な財務運営がされており、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <今後の課題> 第4期中期目標終了時（令和5年度）における削減率達成に向けて、引き続き経費節減に計画的に取り組んでいくことを期待する。 <その他事項> 特になし。	
	① 申請件数や医薬品等の市場の状況の見通しを的確に把握し、機構全体で共有すること。	・申請件数や医薬品等の市場の状況の見通しを的確に把握するとともに、申請件数等を踏まえた収入の見通しについて、機構全体での共有を図る。	・申請件数や医薬品等の市場の状況の見通しを的確に把握するとともに、申請件数等を踏まえた収入の見通しについて、機構全体での共有を図る。					
	② 機構が有する経営資源を最大限有効活用し、既存の手数料や各種拠出金以外の多角的な財源による収入増を図るための措置を検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講じること。	・機構が有する経営資源を最大限有効活用し、既存の手数料や各種拠出金以外の多角的な財源による収入増を図るための措置を検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講じる。	・機構が有する経営資源を最大限有効活用し、既存の手数料や各種拠出金以外の多角的な財源による収入増について検討する。					
	③ 厳格な予算執行管理を実施し、経費の執行状況を的確に把握するとともに、収入の見通しと合わせて、機構全体の収支及び損益の状況を把握する	・厳格な予算執行管理を実施し、経費の執行状況を的確に把握するとともに、収入の見通しと合わせて、機構全体の収支及び損益の状況を把握する。	・厳格な予算執行管理を実施し、経費の執行状況を的確に把握するとともに、収入の見通しと合わせて、機構全体の収支及び損益の状況を把握する。					

	こと。 ④ 機構全体の収支及び損益の状況を踏まえ、必要な措置を迅速に講じることができるよう、役員を含む意思決定体制の機能の向上を図ること。	・法人全体の収支及び損益の状況を踏まえ、必要な措置を迅速に講じることができるよう、役員を含む意思決定体制の機能の向上を図る。	・法人全体の収支及び損益の状況を踏まえ、必要な措置を迅速に講じることができるよう、理事会において月次の状況を毎月確認する。 ・ 副作用抛出金率及び感染抛出金率について、将来にわたって救済給付業務に係る財政の均衡を保つことができるよう、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号。以下「機構法」という。）第19条第6項及び第21条第6項の規定に基づく再計算を行う。	＜その他の指標＞ ・理事会において月次の状況を毎月確認し、法人全体の収支及び損益の状況を踏まえ必要な措置について検討し、迅速に実行することができたか。	・理事会において月次の状況を毎月確認し、月別・部門別の審査手数料・抛出金の申告額の収納状況及び収支分析などの財務分析の報告、将来財政見通しの検討などを行った。 ・副作用抛出金率及び感染抛出金率の再計算（副作用救済勘定及び感染救済勘定について長期の財政見通しを行った上、安定的な制度運営が保たれる抛出金率となるよう見直し）を行い、副作用抛出金率は据え置き、感染抛出金率は1,000分の0.05に引き下げることとした（引き下げ後の感染抛出金率は令和5年度から適用）。	及び調達に関するガバナンスの徹底に努めることとする。 （抛出金関係） 次年度以降も99%以上の収納率を達成できるよう、引き続き納付義務者に対し、副作用抛出金、感染抛出金及び安全対策等抛出金制度の理解・周知を図るとともに、更なる業務効率化及び納付義務者の負担軽減策を検討・実施する。	
	（2）長期的に安定した財政運営を可能にする予算編成	（2） 長期に安定した財政運営を可能にする予算編成	（2）長期に安定した財政運営を可能にする予算編成	＜評価の視点＞ ・収入と支出のバランスを考慮した予算編成ができたか。			
	① 各年度の費用を当該年度の収益で賄い、将来にわたって持続的で長期に安定した財政運営の確立を目指すこと。	・各年度の費用を当該年度の収益で賄い、将来にわたって持続的で長期に安定した財政運営の確立を目指す。	・各年度の費用を当該年度の収益で賄い、将来にわたって持続的で長期に安定した財政運営の確立を目指す。		・前年度に引き続き予算シーリングを設定するとともに適切に収入を見積み、費用を当該年度の収益で賄う内容とした。		
	② 申請件数や医薬品等の市場の状	・申請件数や医薬品等の市場の状況の	・申請件数や医薬品等の市場の状況の		・審査等手数料の申請動向や審査の進捗状況など		

	況の見通しを的確に把握し、適切な収入見積りを行うこと。 ③ 組織のパフォーマンスを損なわない範囲で、毎年度、支出予算の上限額を設定した予算シーリングを実施すること。 ④ 情報システム関係経費について、各システムのライフサイクルコストを管理し、システム構築後に過大な財政負担とならない対策を講じること。 ⑤ 厳格な予算執行管理を実施し、収入の範囲内での予算執行となるように努めること。 (3) 業務及び経費支出の効率化及び透明化の推進	見通しを的確に把握し、適切な収入見積りを行う。 ・組織のパフォーマンスを損なわない範囲で、毎年度、支出予算の上限額を設定した予算シーリングを実施する。 ・情報システム関係経費について、各システムのライフサイクルコストを管理し、システム構築後の後年度において多大な財政負担とならない対策を講じる。 ・厳格な予算執行管理を実施し、収入の範囲内での予算執行となるように努める。 (3) 業務及び経費支出の効率化及び透明化の推進 ・業務プロセスの見直しを図る B P R (Business Process Re-engineering) を順次実施していくことより、業務・システム全体の効率化・	見通しを的確に把握し、適切な収入見積りを行う。 ・組織のパフォーマンスを損なわない範囲で、支出予算の上限額を設定した予算シーリングを実施する。 ・情報システム関係経費について、各システムのライフサイクルコストを管理し、システム構築後の後年度において多大な財政負担とならない対策を講じる。 ・厳格な予算執行管理を実施し、収入の範囲内での予算執行となるように努める。 (3) 業務及び経費支出の効率化及び透明化の推進 ・業務プロセスの見直しを図る B P R (Business Process Re-engineering) を順次実施していくため、支援業者を活用し、管理部門系の業	＜評価の視点＞ ・適切な予算シーリングを設定し、シーリング内で予算編成することができたか。 ＜評価の視点＞ ・後年度負担が少なくなるようにシステム経費を措置できたか。 ＜評価の視点＞ ・収入の範囲内での予算執行が達成できたか。	の収入を左右する要素を把握した上で、収入見積りを適切に行った。 ・前年度に引き続き予算シーリングを設定し、シーリング内での予算編成ができた。 ・統合基盤の構築及びテレワーク用持ち帰り PC の導入により、緊急時の業務継続に係る費用を圧縮した。 ・厳格な執行管理を行い、令和4年度について収入の範囲内での予算執行ができた。 ・以下の管理系システムの導入と更改に向けた取り組みを実施中 ① 文書管理・決裁システム(R5.1 導入) ② 財務会計システム ③ 人事給与システム ④ 勤務管理システム		
--	---	---	---	---	---	--	--

		透明化を図る。	務・システム全体の効率化・透明化の具体的内容について検討を進める。 ・B P Rに組織横断的、かつ、効果的に取り組むための組織を新設し、職員からの業務プロセスの改善提案に適切に対応するとともに、機構の将来的な課題の解決に向けた取組を推進する。 ・新型コロナウイルス感染拡大以降の社会情勢等を踏まえつつ、業務全体について、デジタル化を図るための検討を進める。		・またコンサルティング会社の支援の下、業務の見直し及び標準業務手順書の策定を開始。 ・R4年4月にBPR・DX推進室を設立。管理系システムの導入・更改に際しての業務プロセスの見直しや効率化に加え、標準業務手順書の策定による業務リスクの軽減と平準化を進めるべく、各種取り組みに着手。 ・全職員がテレワーク可能な業務用PCの導入、職員自宅での執務環境整備、Web会議の円滑な実施に資する機材・回線の充実化、音声合成ソフト・音声認識ソフト等のツール導入を実施した。 ・PMDA 内各部門の業務・人員配置状況等を踏まえつつ、非常勤職員数を適正に管理した。 ・契約の締結に当たっては、令和4年6月に策定した「調達等合理化計画」に基づき、原則一般競争入札により実施した。また、調達における競争性を確保するための取組として、仕様書の見直し及び公告期間を十分に確保するなどの取組を行った。 ・調達予定案件のうち最	
① 契約については、原則として一般競争入札等によるものとする。	・契約については、原則として一般競争入札等によるものとする。		・契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、コストの削減に努める。また、一者応札等についても、仕様書の見直し及び公告期間の十分な確保等、改善のための具体的な取組を推進する。			
② 企画競争及び	・企画競争及び公募	・企画競争及び公募				

	公募等の一般競争入札以外により契約を行う場合であっても、競争性透明性等が十分確保されるように実施すること。	等の一般競争入札以外により契約を行う場合であっても、競争性、透明性等が十分確保されるように実施する。	等の一般競争入札以外により契約を行う場合であっても、競争性、透明性等が十分確保されるように実施する。		低価格落札方式以外の調達について、契約監視委員会（外部有識者3名及び機構監事2名により構成。令和4年度は7回開催。）において契約方式及び競争性確保のための改善方策の妥当性について点検を受けた。		
	③ 入札・契約について、契約監視委員会の事前点検を受けるとともに、監事及び会計監査人による十分なチェックを受け、適正に実施すること。	・入札・契約を適正に実施するため、契約監視委員会による事前点検等を受けるとともに、監事及び会計監査人による十分なチェックを受ける。	・入札・契約を適正に実施するため、契約監視委員会による事前点検等を受けるとともに、監事及び会計監査人による十分なチェックを受ける。		・調達に当たっては、調達予定案件のうち最低価格落札方式以外の調達について契約監視委員会において契約方式及び競争性確保のための改善方策の妥当性について点検（令和4年度は115件）を受けた。 また、契約監視委員会の議事概要を PMDA ホームページで公表したほか、個々の契約案件の情報について PMDA ホームページで公表した。 ・前記の「契約監視委員会」によって有識者の意見を聞きつつ、監事及び会計監査人による十分なチェックを受けた。		
	（4）運営費交付金充当経費における経費節減	（4）運営費交付金充当経費における経費節減	（4）運営費交付金充当経費における経費節減	<主な定量的指標> ・運営費交付金を充当する一般管理費削減率（人件費、所要額計上経費、特殊要因を除く）			
	不断の業務改善及び効率的運営に努めることにより、運	・運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費（い	・中期計画に定められた運営費交付金を充当する一般管	<評価の視点> ・中期計画に掲げる目標値の達成に向けた取り組みが講じられ、	・運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費の削減については、シ		

	営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費、所要額計上経費（注15）、特殊要因（注16）を除く。）については、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進し、平成35年度において、平成31年度と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を節減すること。 （注15）振込・口座振替手数料、知識の普及及び研修に係る経費、システム関連経費、事務所借料関連経費並びに公租公課。 （注16）法令改正等に伴い必要となる措置又は現時点で予測不可能な事由により発生する資金需要。 （5）運営費交付金の算定 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況に留意し、厳格に行うこと。 （6）拠出金の安定	れも人件費、所要額計上経費（注1）、特殊要因（注2）を除く。）については、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進し、平成35年度において、平成31年度と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を節減する。 （注1）振込・口座振替手数料及び知識の普及及び研修に係る経費、システム関連経費、事務所借料関連経費、公租公課。 （注2）法令改正等に伴い必要となる措置又は現時点で予測不可能な事由により発生する資金需要。 （5）運営費交付金の算定 ・毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で厳格に行う。 （6）拠出金の安定	理費及び事業費の節減目標を着実に達成するために、業務の効率化を図り、過去の実績、年度収支見通し等を踏まえ、適時適切な予算執行管理を行う。 （5）運営費交付金の算定 ・毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で厳格に行う。 （6）拠出金の安定	着実に進展しているか ＜評価の視点＞ ・各拠出金の安定的な	システムの最適化や無駄削減の取組など、業務の効率化を進めるとともに、前年度に引き続き原則一般競争入札を実施することで調達コストの削減に努めた。 ・運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高に留意して行った。		
--	---	--	---	--	--	--	--

	的な徴収 ① 医薬品及び医療機器製造販売業者等に対し、副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策拠出金制度の意義等を周知し、適切な申告・納付がなされるように努め、各拠出金の安定的な徴収を確保すること。	的な徴収 ・医薬品及び医療機器製造販売業者等に対し、副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金制度の意義等の周知を図ることにより、適切な申告・納付がなされるように努め、各拠出金の安定的な徴収を確保する。	的な徴収 ・副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の納付義務者に対し、ホームページや各種講習会、申告書類送付の際の案内等の様々な機会を捉え、各拠出金制度の理解・周知を図り、適正な申告・円滑な納付を通じて関連データの適切な管理・運用を行うことにより、各拠出金の安定した徴収業務を遂行する。 ・副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の納付義務者の利便を図り、収納率の向上に繋げるとともに、迅速かつ的確に入金状況を確認するため、主要銀行5行と収納委託契約を締結するほか、薬局製造販売医薬品製造販売業者の多数が加入している（公社）日本薬剤師会に、当該薬局に係る拠出金の徴収業務を委託する。	徴収を確保するものとなっているか。	・副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の安定的な徴収を確保するため、PMDA ホームページ及び関連業界紙への広告掲載を行うとともに、未納業者に対しては文書の送付等により催促を行った。 ・副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の徴収等を一元的に管理する拠出金徴収管理システムを活用することにより、徴収管理業務を効率的に行った。 ・副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の納付について、主要銀行5行と引き続き収納委託契約を締結して納付義務者の利便性を確保するとともに、納付された拠出金の資金移動を速やかに行った。また、薬局製造販売医薬品製造販売業者からの拠出金収納業務については、引き続き、公益社団法人日本薬剤師会と徴収業務委託契約を締結し、拠出金の安定的な徴収を確保した。		
		・副作用拠出金、感染拠出金及び安全	・副作用拠出金、感染拠出金及び安全	<主な定量的指標> ・各拠出金について、収納率 99%以上	・副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出		

		対策等拠出金の収納率を 99%以上とする。	対策等拠出金の未納業者に対し、電話や文書による催促を行い、収納率を99%以上とする。 ・副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の徴収管理業務の効率化及び納付義務者の事務負担の軽減に向けて、業務全体のデジタル化に対応したシステム開発に着手する。		金の全ての拠出金について 100%（目標は 99%以上）の収納率を達成した。 ・副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の申告・納付者の利便性向上と事務負担の軽減、機構業務の簡素化・効率化に資するよう、申告・納付手続きのデジタル化・オンライン化について検討を行い、関係業界とも調整の上、システム構築に着手した。		
② 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤による C 型肝炎感染被害者に対する給付金に係る関係製造業者の拠出金の徴収を確実に行うこと。	・特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤による C 型肝炎感染被害者に対する給付金に係る関係製造業者の拠出金の徴収を確実に行う。	・ 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤による C 型肝炎感染被害者に対する給付金に係る関係製造業者の拠出金の徴収を確実に行う。	＜評価の視点＞ ・特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤による C 型肝炎感染被害者に対する給付金に係る関係製造業者から拠出金の徴収を確実に行えたか。	・特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤による C 型肝炎感染被害者に対する給付金に係る関係製造業者から拠出金の徴収を確実に実施した。			
（7）財務状況の定期的な開示	（7）財務状況の定期的な開示	（7）財務状況の定期的な開示					
① 外部有識者を構成員とする運営評議会等へ定期的に財務状況を報告すること。	・外部有識者を構成員とする運営評議会等へ定期的に財務状況を報告する。	・外部有識者を構成員とする運営評議会等へ定期的に財務状況を報告する。	＜評価の視点＞ ・外部監査の実施に加え、計画的な内部監査が実施され、その結果が公表されているか。	・運営評議会に、令和 3 年度決算、令和 4 年度財政状況、令和 5 年度予算について報告した。			
② 独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、計画的な内部業務	・独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、計画的に内部業務監査	・独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、計画的に内部業務監査		・会計監査人による外部監査を実施した。 また、現金・預金、資産及び競争的研究資金等の			

	監査や会計監査を実施し、その結果を公表すること。 ③ 支出面の透明性を確保するため、法人全体の財務状況、勘定別及びセグメント別の財務状況等について公表すること。 第5 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。 本目標第4で定めた事項については、経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。	や会計監査を実施し、その結果を公表する。 ・支出面の透明性を確保するため、法人全体の財務状況、勘定別及びセグメント別の財務状況等について公表する。 第3 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり	や会計監査を実施し、その結果を公表する。 ・支出面の透明性を確保するため、法人全体の財務状況、勘定別及びセグメント別の財務状況等について公表する。 第3 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり	また、審査手数料及び安全対策等拠出金について区分経理が規定され、それらの使途等、財務状況について公表されているか。 〈評価の視点〉 ・予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績との間に差異がある場合には、その発生理由が明らかにされ、かつ、合理的なものであるか。	管理状況等に関する監査を実施し、監査結果をPMDA ホームページで公表した。 ・法人全体の財政状況、勘定別、セグメント別の財政状況を PMDA ホームページで公表した。 ・年度計画では、純利益として 20.6 億円としていたところ、決算は、純利益として 63.7 億円であった。なお、前中期目標期間繰越積立金の取り崩しを行った結果、総利益は 69.5 億円となった。 ・年度予算、収支計画及び資金計画と実績との差異に係る主な理由について、勘定別では次のとおりであり、差額発生に係る主な要因は、全て合理的な理由に基づいたものとなっている。 ・副作用救済勘定の収入において、増加となっている主な要因は、拠出金が見込みを上回ったこと等によるものである。副作用救済勘定の支出において不用が生じている主な要因は、業務経費において、適切に調達を行ったこと等により見込みを下回ったこと等によるものである。		
--	--	---	---	--	--	--	--

					・感染救済勘定の支出において不用が生じている主な要因は、業務経費において、適切に調達を行ったこと等により、見込みを下回ったこと等によるものである。 ・審査等勘定の収入において、減収となっている主な要因は、審査件数の減少等によるものである。審査等勘定の支出において不用が生じている主な要因は、適切に調達を行ったこと、人件費が見込みよりも下回ったこと等によるものである。 ・特定救済勘定において、増収となっている主な要因は、令和4年度第二次補正予算に計上された政府交付金を受け入れたことによるものである。また、拠出金収入及び給付金が減少している要因は、給付金が見込みを下回り、企業が負担する拠出金収入が減少したことによるものである。 ・受託・貸付勘定においては、給付金が見込みを下回ったことから、給付金及び受託業務収入が減少したものである。 ・受託給付勘定においても、給付金等が見込みを下回ったことから、給付		
--	--	--	--	--	---	--	--

		第4 短期借入額の限度額 1 借入限度額 28億円 2 短期借入れが想定される理由 ・運営費交付金、補助金、委託費等の受け入れの遅延等による資金の不足 ・予定外の退職者の発生に伴う退職金の支給 ・その他不測の事態により生じた資金の不足 第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし 第6 第5の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第7 剰余金の使	第4 短期借入額の限度額 1 借入限度額 28億円 2 短期借入れが想定される理由 ・運営費交付金、補助金、委託費等の受け入れの遅延等による資金の不足 ・予定外の退職者の発生に伴う退職金の支給 ・その他不測の事態により生じた資金の不足 第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし 第6 第5の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第7 剰余金の使	金等及び受託業務収入が減少したものである。		
--	--	---	---	------------------------------	--	--

		途 審査等勘定において、以下に充てることができる。 ・業務改善に係る支出のための原資 ・自己収入の増に資する事業のための財源 ・職員の資質及び業務の質の向上のための研修・研究等の財源 なお、副作用救済勘定、感染救済勘定については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号。以下「機構法」という。）第31条第4項の規定により、残余の額は積立金として整理する。	途 審査等勘定において、以下に充てることができる。 ・業務改善に係る支出のための原資 ・自己収入の増に資する事業のための財源 ・職員の資質及び業務の質の向上のための研修・研究等の財源 なお、副作用救済勘定、感染救済勘定については、機構法第31条第4項の規定により、残余の額は積立金として整理する。				
	3 積立金の処分に関する事項 前中期目標の期間の最後の事業年度において、通則法第44条の整理を行って、なお積立金（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）第31条第1項に規定する積立金をいう。）があるときは適切に	3 積立金の処分に関する事項 ・審査等勘定において、前中期目標期間の最後の事業年度に係る独立行政法人通則法第44条の整理を行ってなお積立金（機構法第31条第1項に規定する積立金をいう。）があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大	3 積立金の処分に関する事項 ・審査等勘定において、前中期目標期間の最後の事業年度に係る独立行政法人通則法第44条の整理を行ってなお積立金（機構法第31条第1項に規定する積立金をいう。）があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大				

積立金	－	7,283	15,000	21,445	
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	－	－	－	－	－
運営費交付金債務	45	275	851	403	
当期の運営費交付金交付額（a）	2,343	2,746	4,683	2,277	
うち年度末残高（b）	45	275	851	－	
当期運営費交付金残存率（b÷a）	1.9%	10.0%	18.1%	0.0%	

（注 1）単位未満の端数については、金額は切り捨て、小数点以下は四捨五入して記載している。

（特定救済勘定）（単位：百万円、％）

	令和元年度（初年度）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度（最終年度）
前期中(長)期目標期間繰越積立金	－	－	－	－	－
目的積立金	－	－	－	－	－
積立金	－	－	－	－	－
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	－	－	－	－	－
運営費交付金債務	－	－	－	－	－
当期の運営費交付金交付額（a）	－	－	－	－	－
うち年度末残高（b）	－	－	－	－	－
当期運営費交付金残存率（b÷a）	－	－	－	－	－

（注 1）単位未満の端数については、金額は切り捨て、小数点以下は四捨五入して記載している。

（受託・貸付勘定）（単位：百万円、％）

	令和元年度（初年度）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度（最終年度）
前期中(長)期目標期間繰越積立金	15	14	13	12	
目的積立金	－	－	－	－	－
積立金	－	－	－		
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	－	－	－	－	－
運営費交付金債務	－	－	－	－	－
当期の運営費交付金交付額（a）	－	－	－	－	－
うち年度末残高（b）	－	－	－	－	－
当期運営費交付金残存率（b÷a）	－	－	－	－	－

（注 1）単位未満の端数については、金額は切り捨て、小数点以下は四捨五入して記載している。

（受託給付勘定）（単位：百万円、％）

	令和元年度（初年度）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度（最終年度）
前期中(長)期目標期間繰越積立金	14	14	14	14	－
目的積立金	－	－	－	－	－
積立金	－	7	6	3	
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	－	－	－	－	－
運営費交付金債務	－	－	－	－	－

当期の運営費交付金交付額 (a)	—	—	—	—	—
うち年度末残高 (b)	—	—	—	—	—
当期運営費交付金残存率 (b÷a)	—	—	—	—	—

(注 1) 単位未満の端数については、金額は切り捨て、小数点以下は四捨五入して記載している。